

令和7年度 高校生の居場所新築工事

図 面 リ ス ト								
通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名
01	A-00	表紙・図面目録	21	A-20	外構図	35	E-01	電気工事 特記仕様書
02	A-01	建築特記仕様書 (1)	22	A-21	外構詳細図 (1)	36	E-02	盤結線図
03	A-02	建築特記仕様書 (2)	23	A-22	外構詳細図 (2)	37	E-03	幹線動力・弱電設備 平面詳細図
04	A-03	建築特記仕様書 (3)				38	E-04	照明器具姿図
05	A-04	建築特記仕様書 (4)	24	S-01	構造特記仕様書	39	E-05	電灯設備 平面詳細図
06	A-05	建築特記仕様書 (5)	25	S-02	伏図 (1)	40	E-06	コンセント設備 平面詳細図
07	A-06	配置図・附近見取図	26	S-03	伏図 (2)			
08	A-07	内外部仕上表	27	S-04	軸組図	41	M-01	管工事特記仕様書
09	A-08	平面図・屋根伏図	28	S-05	部材リスト・基礎詳細図	42	M-02	衛生器具表、機器表、樹リスト
10	A-09	立面図	29	S-標1	構造標準図 (1)	43	M-03	給排水設備配置図・附近見取図
11	A-10	断面図	30	S-標2	構造標準図 (2)	44	M-04	給排水設備平面詳細図
12	A-11	断面詳細図 (1)	31	S-標3	構造標準図 (3)	45	M-05	合併処理浄化槽構造図
13	A-12	平面詳細図	32	S-標4	構造標準図 (4)	46	M-06	合併処理浄化槽配筋図
14	A-13	展開図 (1)	33	S-標5	構造標準図 (5)	47	M-07	合併処理浄化槽テクサイド図
15	A-14	展開図 (2)	34	S-標6	構造標準図 (6)	48	M-08	合併処理浄化槽テクサイド参考施工図
16	A-15	天井伏図				49	M-09	空調設備特記仕様書
17	A-16	建具表 (1)				50	M-10	空調設備機器表、換気設備機器表、24時間換気計算書
18	A-17	建具表 (2)				51	M-11	空調設備平面詳細図
19	A-18	建具表 (3)				52	M-12	換気設備平面詳細図
20	A-19	家具詳細図						

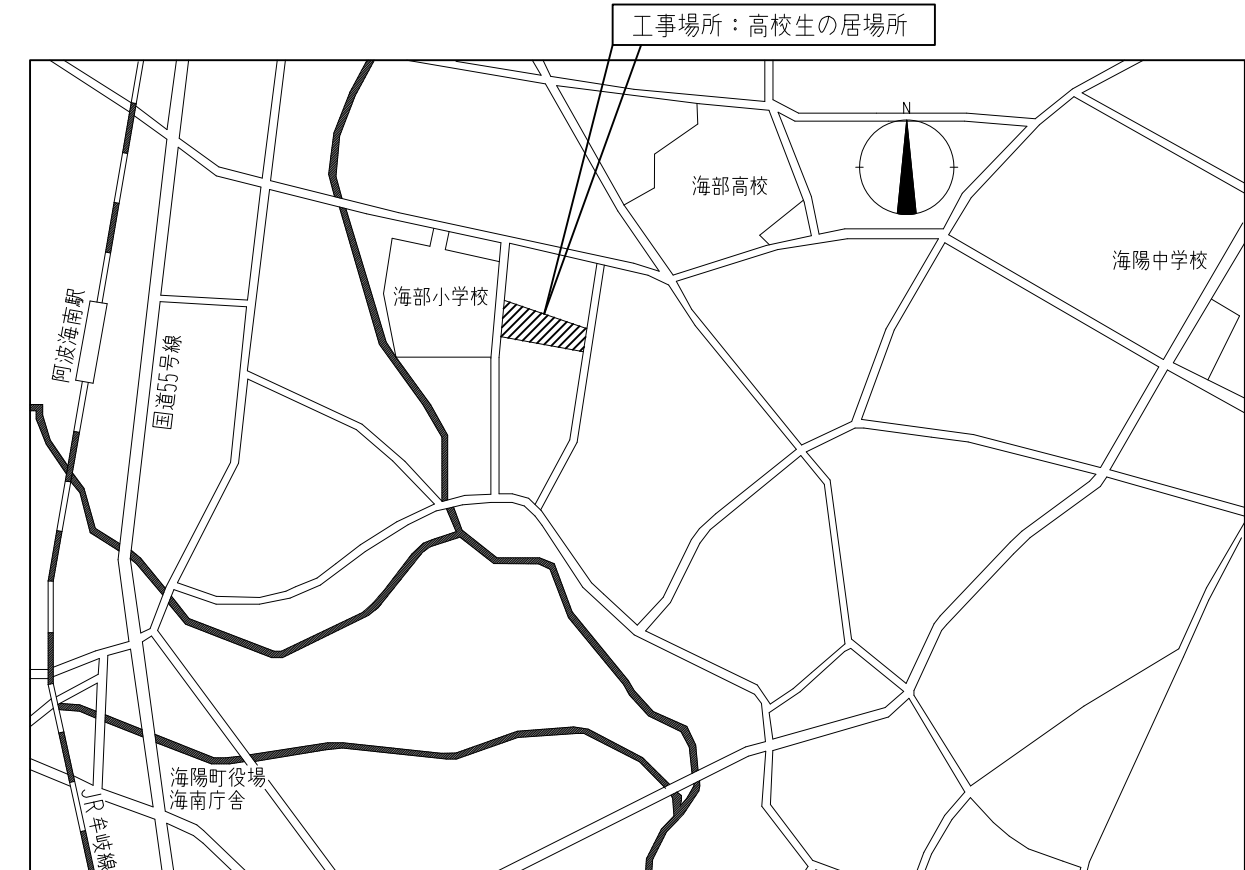
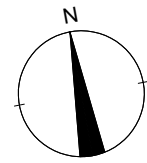
工 事 概 要		章	適用可否	項 目	特 記 事 項	章	適用可否	項 目	特 記 事 項	
1. 工事名称	令和7年度 高校生の居場所新築工事				◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。				◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。	
2. 工事場所	徳島県海部郡海陽町四方原字旭町5 6番地1								◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	
3. 建物概要	建物名称（仮称）高校生の居場所 構造・規模 木造 平屋建 敷地面積 1,335.79 (㎡) 延床面積 162.31 (㎡) 消防法施行令第1表第1の区分 1 項 □				◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。				◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の影響の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	
4. 工事種目	建築一式工事				◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。					
5. その他					◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。					
建 築 工 事 仕 様 書										
章	適用可否	項 目	特 記 事 項							
1章 一般共通事項	○	1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・ 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和5年版 ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）							
	○	2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から④に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等							
	○	3. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。							
	○	4. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）という。							
	○	5. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。							
	○	6. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。							
	○	7. 施工中の安全確保	◎工事用力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。							
	○	8. 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て災害の防止を図らなければならない。 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・ 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・ さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・ 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・ 建設発生生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・ 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある							
	○	9. 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生生土は建設発生生土搬出調査書式）、産業廃棄物は（産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生生土搬出調査書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。							
縮尺 A2：100％ A3：70.7％		海陽町教育委員会		工事名称	令和7年度 高校生の居場所新築工事	図面番号		A - 01	株式会社 象企画設計 TEL 089-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 089-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴	
		設計	R7.03	竣工	図面名称	建築特記仕様書（I）		縮尺		
								: -		

章	適用可否	項 目	特 記 事 項	章	適用可否	項 目	特 記 事 項	章	適用可否	項 目	特 記 事 項																																																																																					
1章 一般共通事項	○	11. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の (1) から (5) を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	○	17. 完成図等	◎電子納品：対象 ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。 ◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原 図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料 ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><td>区 分</td><td>サ イ ズ</td></tr><tr><td>着 手 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>施 工 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>完 成 写 真</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	1章 一般共通事項	○	1. 施工条件	・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ・海南小学校の児童の通学路は、交通整理員を配置し、児童の通学に安全を確保するものとする。 ・隣接道路は通学路であるため、登下校時間帯には工事車輛は通行しないものとする。 ・本工事の外部足場に落下防止として図示の範囲にメッシュシート養生または金網養生を設置するものとする。																																																																														
	区 分	サ イ ズ																																																																																														
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																														
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																														
	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																														
○	12. 施工	◎設計図書に疑義が生じた時、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、様式記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に滞滞のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な措置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	○	2. 交通誘導警備員	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づき（警備員とし、6 0日間配置する ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・（義務付けられていない））。 ・警備員は、延6 0人（昼6 0人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請員契約を締結する場合は、当該下請員工事の受注者（当該下請員工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。																																																																																											
○	13. 建設機械等	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正平成14.1.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理 人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎年1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。 ◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。	○	3. 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 (注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。 <table><tr><th>種 類</th><th>処分許可業者の会社名 (処分区分)</th><th>優良</th><th>所 在 地 処 分 地</th><th>運搬距離 (km)</th><th>処分費 (税抜、円)</th><th>単位</th></tr><tr><td>コンクリート (有筋)</td><td>(有) 青藍 (中間処分)</td><td></td><td>阿南市桑野町尾花1 1 7番地 阿南市桑野町尾花1 1 7番地</td><td>51.8</td><td>700</td><td>t</td></tr><tr><td>コンクリート (無筋)</td><td>(有) 青藍 (中間処分)</td><td></td><td>阿南市桑野町尾花1 1 7番地 阿南市桑野町尾花1 1 7番地</td><td>51.8</td><td>700</td><td>t</td></tr><tr><td>アスファルト</td><td>(有) 青藍 (中間処分)</td><td></td><td>阿南市桑野町尾花1 1 7番地 阿南市桑野町尾花1 1 7番地</td><td>51.8</td><td>700</td><td>t</td></tr><tr><td>金属 (処分)</td><td>(株) 旭金属</td><td>?</td><td>徳島市東洋洲1丁目1 2 徳島市東洋洲1丁目1 2</td><td>82.8</td><td>0</td><td>t</td></tr><tr><td>ガラス</td><td>(一財) 徳島県環境整備公社 (協)</td><td></td><td>阿南市橘町小勝1 8 7番の地先 阿南市橘町小勝1 8 7番の地先</td><td>54.7</td><td>5,640</td><td>t</td></tr><tr><td>木材</td><td>(有) 徳島興産</td><td>?</td><td>徳島市津田海岸町 2番 9 0号 徳島市津田海岸町 2番 9 0号</td><td>80.3</td><td>10,000</td><td>t</td></tr><tr><td>廃プラ</td><td>(株) 明和クリーン</td><td></td><td>三好市山城町寺野字大休場 9 5 6 三好市山城町寺野字大休場 9 5 6</td><td>177</td><td>16,000</td><td>m3</td></tr><tr><td>汚泥</td><td>宮崎基礎建設（株）</td><td>?</td><td>鳴門市大麻町美保字津久田 6 1番地 1 鳴門市大麻町美保字津久田 4-1、5-7</td><td>98.2</td><td>13,500</td><td>t</td></tr><tr><td>石膏ボード</td><td>(株) オオタ</td><td>?</td><td>徳島市西新浜町二丁目 2 2番地 徳島市論田町新開 6 6番地 9 1</td><td>77.7</td><td>20,000</td><td>t</td></tr><tr><td>鉄骨・軽量鉄骨</td><td>虎尾商事（有）</td><td></td><td>阿南市橘町東中浜 1 7 4番地 阿南市橘町東中浜 1 7 4番地</td><td>56.1</td><td>鉄屑H 2程度 (1円/本による)</td><td>t</td></tr><tr><td>サッシ スチール</td><td>(有) 金村商店</td><td>?</td><td>小松島市赤石町 4-1 3 小松島市赤石町 4-1 3</td><td>68.3</td><td>-48,000</td><td>t</td></tr><tr><td>サッシ アルミ</td><td>(有) 金村商店</td><td>?</td><td>小松島市赤石町 4-1 3 小松島市赤石町 4-1 3</td><td>68.3</td><td>-285,000</td><td>t</td></tr></table>	種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位	コンクリート (有筋)	(有) 青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花1 1 7番地 阿南市桑野町尾花1 1 7番地	51.8	700	t	コンクリート (無筋)	(有) 青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花1 1 7番地 阿南市桑野町尾花1 1 7番地	51.8	700	t	アスファルト	(有) 青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花1 1 7番地 阿南市桑野町尾花1 1 7番地	51.8	700	t	金属 (処分)	(株) 旭金属	?	徳島市東洋洲1丁目1 2 徳島市東洋洲1丁目1 2	82.8	0	t	ガラス	(一財) 徳島県環境整備公社 (協)		阿南市橘町小勝1 8 7番の地先 阿南市橘町小勝1 8 7番の地先	54.7	5,640	t	木材	(有) 徳島興産	?	徳島市津田海岸町 2番 9 0号 徳島市津田海岸町 2番 9 0号	80.3	10,000	t	廃プラ	(株) 明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場 9 5 6 三好市山城町寺野字大休場 9 5 6	177	16,000	m3	汚泥	宮崎基礎建設（株）	?	鳴門市大麻町美保字津久田 6 1番地 1 鳴門市大麻町美保字津久田 4-1、5-7	98.2	13,500	t	石膏ボード	(株) オオタ	?	徳島市西新浜町二丁目 2 2番地 徳島市論田町新開 6 6番地 9 1	77.7	20,000	t	鉄骨・軽量鉄骨	虎尾商事（有）		阿南市橘町東中浜 1 7 4番地 阿南市橘町東中浜 1 7 4番地	56.1	鉄屑H 2程度 (1円/本による)	t	サッシ スチール	(有) 金村商店	?	小松島市赤石町 4-1 3 小松島市赤石町 4-1 3	68.3	-48,000	t	サッシ アルミ	(有) 金村商店	?	小松島市赤石町 4-1 3 小松島市赤石町 4-1 3	68.3	-285,000	t
種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位																																																																																										
コンクリート (有筋)	(有) 青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花1 1 7番地 阿南市桑野町尾花1 1 7番地	51.8	700	t																																																																																										
コンクリート (無筋)	(有) 青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花1 1 7番地 阿南市桑野町尾花1 1 7番地	51.8	700	t																																																																																										
アスファルト	(有) 青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花1 1 7番地 阿南市桑野町尾花1 1 7番地	51.8	700	t																																																																																										
金属 (処分)	(株) 旭金属	?	徳島市東洋洲1丁目1 2 徳島市東洋洲1丁目1 2	82.8	0	t																																																																																										
ガラス	(一財) 徳島県環境整備公社 (協)		阿南市橘町小勝1 8 7番の地先 阿南市橘町小勝1 8 7番の地先	54.7	5,640	t																																																																																										
木材	(有) 徳島興産	?	徳島市津田海岸町 2番 9 0号 徳島市津田海岸町 2番 9 0号	80.3	10,000	t																																																																																										
廃プラ	(株) 明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場 9 5 6 三好市山城町寺野字大休場 9 5 6	177	16,000	m3																																																																																										
汚泥	宮崎基礎建設（株）	?	鳴門市大麻町美保字津久田 6 1番地 1 鳴門市大麻町美保字津久田 4-1、5-7	98.2	13,500	t																																																																																										
石膏ボード	(株) オオタ	?	徳島市西新浜町二丁目 2 2番地 徳島市論田町新開 6 6番地 9 1	77.7	20,000	t																																																																																										
鉄骨・軽量鉄骨	虎尾商事（有）		阿南市橘町東中浜 1 7 4番地 阿南市橘町東中浜 1 7 4番地	56.1	鉄屑H 2程度 (1円/本による)	t																																																																																										
サッシ スチール	(有) 金村商店	?	小松島市赤石町 4-1 3 小松島市赤石町 4-1 3	68.3	-48,000	t																																																																																										
サッシ アルミ	(有) 金村商店	?	小松島市赤石町 4-1 3 小松島市赤石町 4-1 3	68.3	-285,000	t																																																																																										
○	14. 工事看板等	◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における 県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。	○	4. 建設発生土の処理	◎建設発生土の処理については、「第3章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。																																																																																											
○	15. 仮設トイレ	◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	○	5. 他工事との取組み	◎他工事との取組み区分 <table><tr><th></th><th>建築工事</th><th>電気工事</th><th>管 工 事</th><th>空調工事</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>梁、壁、床スリープ入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上穴埋補修</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>スリープ開口補強(鉄筋)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上(リンブレン等)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>床、天井点検口</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>設備機器天井開口墨出</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上切込み及び開口補強</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>衛生器具取付のブロック壁 上部部分のモルタル埋め</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>縦樋(GLまで)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>盤、便器等の箱入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上補強</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給排気ガラリ取り付け</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空調機器類の基礎工事</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリープ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンブレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 上部部分のモルタル埋め			○			縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排気ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○											
	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																											
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○																																																																																												
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																												
スリープ開口補強(鉄筋)	○																																																																																															
同上(リンブレン等)	○																																																																																															
床、天井点検口	○																																																																																															
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																												
同上切込み及び開口補強	○																																																																																															
衛生器具取付のブロック壁 上部部分のモルタル埋め			○																																																																																													
縦樋(GLまで)	○																																																																																															
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																												
同上補強	○																																																																																															
給排気ガラリ取り付け	○																																																																																															
空調機器類の基礎工事	○																																																																																															
○	16. 設計変更箇所確認	◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。																																																																																														

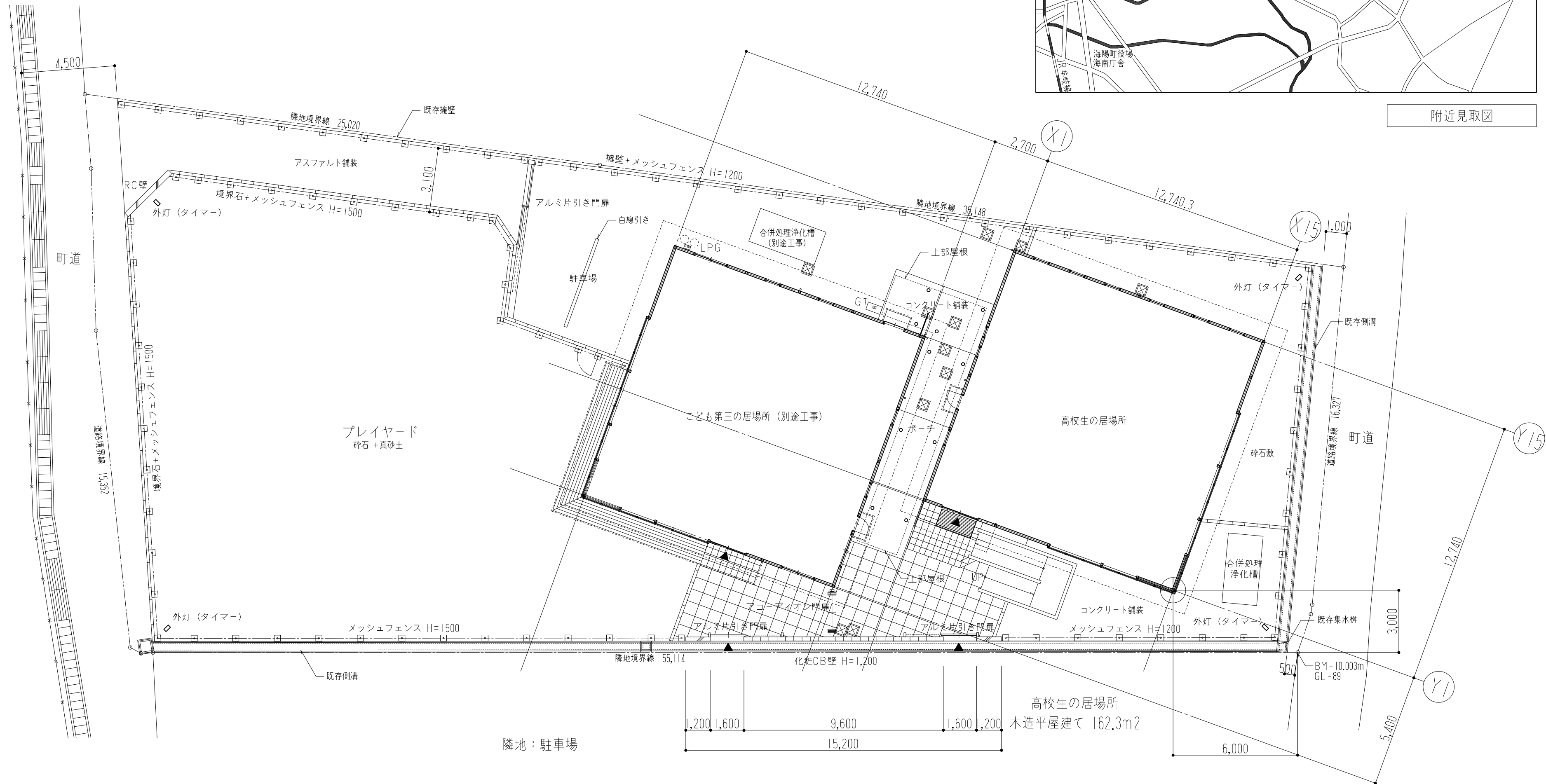
縮尺	A2：100％ A3：70.7％	海陽町教育委員会	工事名称	令和7年度 高校生の居場所新築工事	図面番号	A － 02	株式会社 象 企 画 設 計 TEL 089-661-4080 FAX 089-661-4097 徳島市維新町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
設計	R7.03	竣工	図面名称	建築特記仕様書（2）	縮尺	1：－	

1章 一般共通事項	○	6. 室内空气中の化学物質の濃度測定	◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。	測定対象室	測定箇所数																																																			
			フリースペース、e-Sports	3																																																				
○	7. 技能士の適用	◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。	◎技能士の適用については、 次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、 職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等景が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。	○印 …… 適用作業																																																				
				<table><tr><th>工事種目</th><th>技能検定職種</th><th>技 能 検 定 作 業</th></tr><tr><td>仮設</td><td>とび</td><td>・ とび作業</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>鉄筋施工</td><td>・ 鉄筋組立て作業</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>コンクリート圧送施工</td><td>・ コンクリート圧送工事作業</td></tr><tr><td>型枠</td><td>型枠施工</td><td>・ 型枠工事作業</td></tr><tr><td>鉄骨</td><td>鉄工</td><td>・ 構造物鉄工作業</td></tr><tr><td rowspan="5">防水</td><td rowspan="5">防水施工</td><td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂シート工法防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td></tr><tr><td>・ タイル張り作業</td></tr><tr><td>・ 大工工事作業</td></tr><tr><td>・ 内外装板金作業</td></tr><tr><td>・ かわらぶき作業</td></tr><tr><td rowspan="2">屋根及びとい</td><td rowspan="2">建築板金</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr><tr><td>・ 左官作業</td></tr><tr><td rowspan="2">金属</td><td rowspan="2">左官</td><td>・ 木製建具手加工作業</td></tr><tr><td>・ 木製建具機械加工作業</td></tr><tr><td rowspan="2">建具</td><td rowspan="2">サッシ施工 ガラス施工</td><td>・ ビル用サッシ施工作業</td></tr><tr><td>・ ガラス工事作業</td></tr><tr><td rowspan="2">塗装</td><td rowspan="2">塗装</td><td>・ 建築塗装作業</td></tr><tr><td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td></tr><tr><td rowspan="2">内装</td><td rowspan="2">内装仕上げ施工</td><td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td></tr><tr><td>・ 建築配管作業</td></tr><tr><td>配管</td><td>配管</td><td>・ 造園工事作業</td></tr><tr><td>植栽</td><td>造園</td><td>・ 冷凍空調和機器施工作業</td></tr><tr><td>機械設備</td><td>冷凍空調和機器施工</td><td></td></tr></table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂シート工法防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	・ タイル張り作業	・ 大工工事作業	・ 内外装板金作業	・ かわらぶき作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	・ 左官作業	金属	左官	・ 木製建具手加工作業	・ 木製建具機械加工作業	建具	サッシ施工 ガラス施工	・ ビル用サッシ施工作業	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業	内装	内装仕上げ施工	・ 表具作業 ・ 壁装作業	・ 建築配管作業	配管	配管	・ 造園工事作業	植栽	造園	・ 冷凍空調和機器施工作業	機械設備
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																						
仮設	とび	・ とび作業																																																						
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																						
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																						
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																						
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																						
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂シート工法防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																						
		・ タイル張り作業																																																						
		・ 大工工事作業																																																						
		・ 内外装板金作業																																																						
		・ かわらぶき作業																																																						
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																						
		・ 左官作業																																																						
金属	左官	・ 木製建具手加工作業																																																						
		・ 木製建具機械加工作業																																																						
建具	サッシ施工 ガラス施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																						
		・ ガラス工事作業																																																						
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																						
		・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																						
内装	内装仕上げ施工	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																						
		・ 建築配管作業																																																						
配管	配管	・ 造園工事作業																																																						
植栽	造園	・ 冷凍空調和機器施工作業																																																						
機械設備	冷凍空調和機器施工																																																							
2章 仮設工事	○	1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。																																																					
			2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリストで点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎外部足場（種類：手摺先行型枠組木足場、仕様：手摺先行型 枚布、D=90cm、シート仕様：メッシュ） ・ 壁つなぎ間隔（水平方向：9m以下、鉛直方向：8m以下） ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、（3）手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場（種類：脚立足場、仕様： 枚布、D= cm） ・ 壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下） ◎仮囲い（仕様：成形鋼板、H=2.0m、L= m）（図示） ◎ゲート（ <u>有</u> ）・ 無、仕様： キャスターゲート W=5.0m H=1.8m ） ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て・解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎その他 ◎監督員事務所は（ 設ける（面積 m2程度） ・ <u>設けない</u> ） ◎既存電力利用（ 出来る ・ <u>出来ない</u> ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（ 出来る ・ <u>出来ない</u> ）、用水料金（ 有償 ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎同用地は、（ 図示の場所に ・ <u>（用意していないので業者に）</u> ）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。																																																				
3章 土工事	○	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。 ◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。 ◎使用土は（ A種 ・ <u>B種</u> ・ C種 ・ D種 ）とし、機器により締め固める。 ◎建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。 ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土（ <u>切込碎石</u> ）、砂、 <u>（真砂土等）</u> である場合 ◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。																																																					
			2. 排水	◎六価クロム溶出試験を（ <u>行う</u> ）・ 行わない ）。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。																																																				
4章 地業工事	○	1. 一般事項	◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。																																																					
			2. 載荷試験	◎地盤の平板載荷試験は（ <u>行う</u> ）・ 行わない ）。 また、試験位置は図示のとおりとする。 報告書の記載事項は、次の事項を記載する。 ①地盤工学会基準JGS 1521-2003と部分的に異なる方法を用いた場合には、その方法 ②試験方法 ③試験結果の図及び表 ④地盤反力係数 ⑤極限支持力 ⑥試験地盤の観察結果と地下水の状況 ⑦その他特記すべき事項																																																				
4章 地業工事	○	3. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、（ 切込砂利 ・ <u>切込碎石</u> ）・ <u>（再生クラッシャラン）</u> とする。	<table><tr><th>種 別</th><th>使用部位</th><th>厚 さ</th><th>粒度範囲</th></tr><tr><td>切込砂利</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>切込碎石</td><td>基礎下</td><td>150</td><td>C-30</td></tr><tr><td>再生クラッシャラン</td><td>土間下</td><td>150</td><td>RC-30</td></tr></table> ・締め固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締め固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締め固めを行う。	種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石	基礎下	150	C-30	再生クラッシャラン	土間下	150	RC-30																																				
			種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲																																																		
切込砂利																																																								
切込碎石	基礎下	150	C-30																																																					
再生クラッシャラン	土間下	150	RC-30																																																					
4章 地業工事	○	4. 地盤改良	◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランパ15㎠、設計基準強度18N/mm2）とし、厚さは 30 mmとする。 ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。 ◎六価クロム溶出試験を（ <u>行う</u> ）・ 行わない ）。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。																																																					

縮尺 A2：100％ A3：70.7％	海陽町教育委員会		工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事	図面番号 A - 03	
	設計 R7.03	竣工	図面名称 建築特記仕様書（3）	縮尺 1：－	株式会社 象 企 画 設 計 TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴



附近見取図



仮設計画
仮囲い：成形鋼板 H=2.0m L=158m
出入口：キャスターゲート W=5.0m H=1.8m 1箇所

敷地面積：1,335.79m²

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

海陽町教育委員会

設計
R7.03

竣工

工事名称
令和7年度 高校生の居場所新築工事

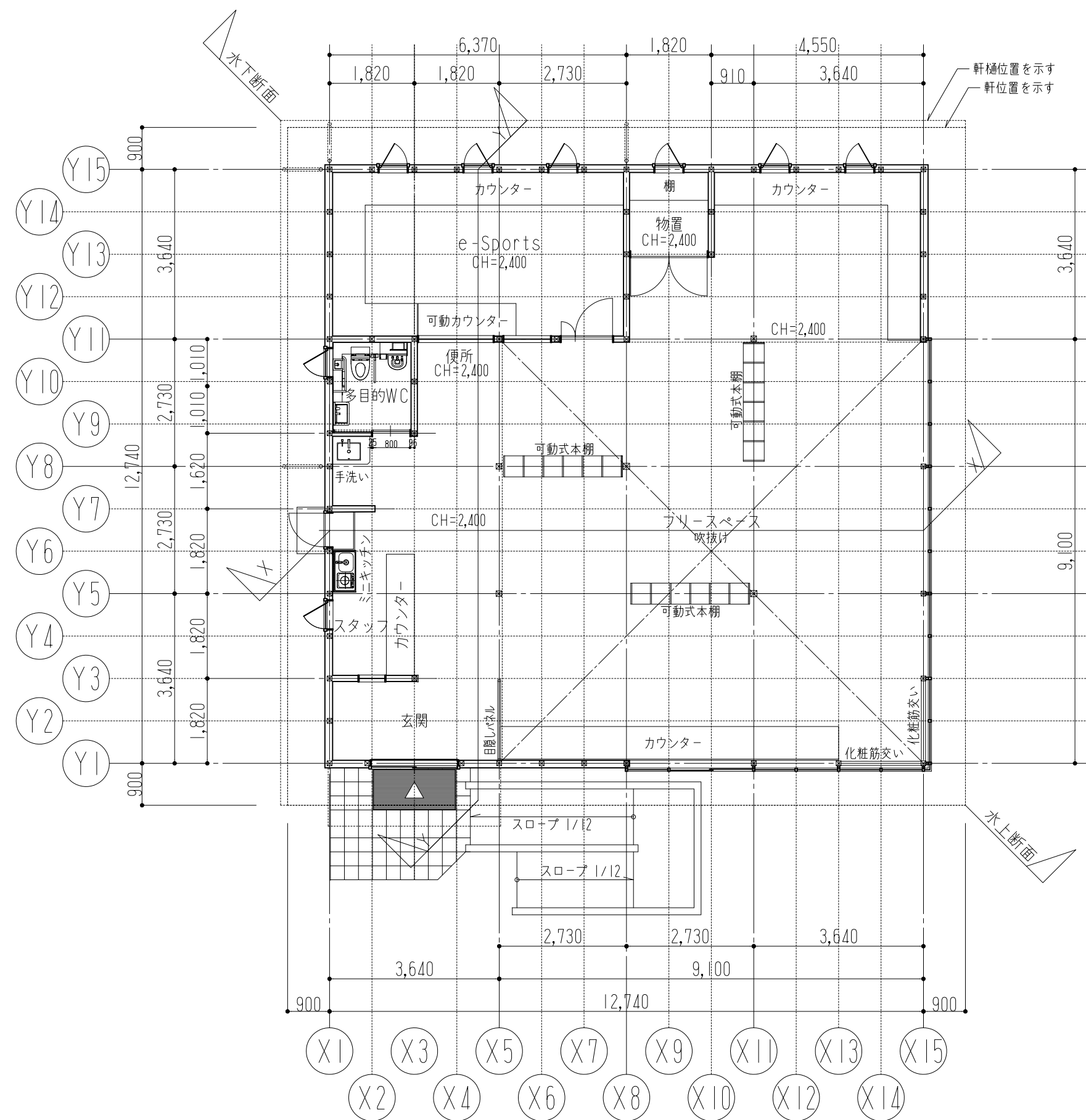
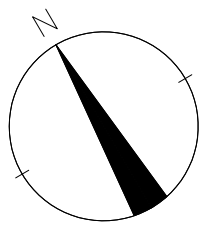
図面名称
配置図・附近見取図

図面番号
A - 06

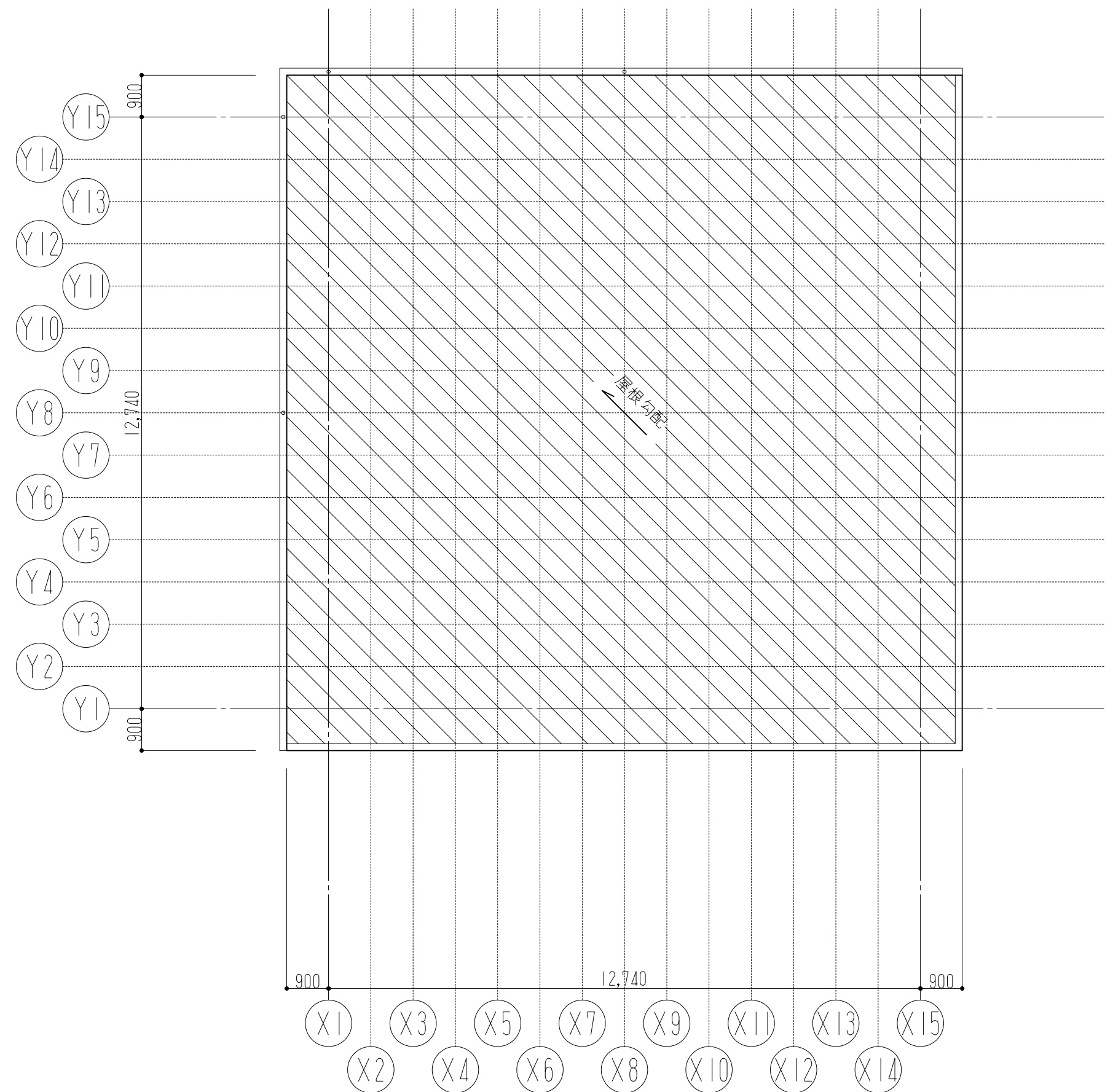
縮尺
1：150

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市徳島町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

外部仕上表																		
部 位		仕 上				部 位		仕 上				部 位		仕 上				
屋根		フッ素ガルバリウム鋼板 t=0.45 縦ハゼ葺き、改質アスファルトルーフィング 2重敷				軒樋		塩ビ製（既製品）				フェンス		メッシュフェンス 亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装品				
		野地板：耐火野地板 t=12 + 構造用合板 t=12、垂木 90x45、断熱材：現場発泡水系吹付材 t=200				壁樋		硬質塩ビ カラーVP 75φ、SUS製取付金物 @1,200内外				門扉		アルミ既製品				
		水上下・ケラバ曲げ金物：屋根同材、鼻隠し・破風板：押出成形シートの板 H=210（既製品） EP-G				玄関前床		磁器質タイル 300角				エントランス床仕上げ		コンクリート製床タイル 595x595x9.5、コンクリート平板敷600×600×60				
外壁		金属製サイディング t=16、胴縁：40x18@455、透湿防水シート、構造用面材 t=9				建具		アルミ製				アスファルト舗装		密粒度アスファルト舗装 50-150				
		断熱材：現場発泡水系吹付断熱材 t=105、水切り：防鼠付通気水切り（既製品）				ポーチ上屋		アルミ製				プレイヤード		砕石 t=150の上 グランド用真砂土敷 t=100				
基礎立上り		コンクリート化粧打ち放しの上弾性樹脂モルタル塗り				敷地境界		敷地境界ブロック 120x120x600				看板・銘板		カラーSUS製 図示による				
軒天		スラグせっこう板 t=8 EP-G、軒天換気材（軒先タイプ）				境界壁		コンクリート化粧ブロック積、コンクリート基礎				スロープ		床：コンクリート刷毛引き、手摺：SUS製34φ				
内部仕上表																		
階	室 名	SL	FL	CH	床	仕上代	幅 木	壁	天 井	廻 縁	備 考	凡 例						
1	フリースペース	-500	±0	勾配	重歩行用長尺塩ビシート t=2.0		ソフト幅木 H=60	GB-R t=12.5の上ビニルクロス	木下地+GB-R t=9.5 + DR t=9.0	木製	カウンター、個人スペースカウンター	下地 RC :鉄筋コンクリート ECP :押出成形セメント板 W :木造 LGS :軽量鉄骨	材料 SUS :ステンレススチール MDF :中密度繊維板 けいカル板：無石綿セメント けい酸カルシウム板 化粧けいカル板 化粧無石綿セメント けい酸カルシウム板	GB-R :石膏ボード GB-D :化粧石膏ボード GB-S :耐水石膏ボード GB-F :強化石膏ボード DR :岩綿吸音板 GW :グラスウール FP :発泡スチロール床下地				
					下地：合板 t=28、耐火野地板 t=12			便所境壁：グラスウール t=50 24kg/m3			目隠しスクリーン：ポリカーボネイト t=40 アルミ枠							
											可動式本棚、ロールスクリーン、ビクトサイン							
	玄関	-500	-100	勾配	重歩行用長尺塩ビシート t=2.0		ソフト幅木 H=60	GB-R t=12.5の上ビニルクロス	木下地+GB-R t=9.5 + DR t=9.0	木製								
					下地：合板 t=28、耐火野地板 t=12													
	便所	-500	±0	2,400	重歩行用長尺塩ビシート t=2.0		ソフト幅木 H=60	GB-S t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3	木下地 けいカル板 t=6.0 EP-G	塩ビ製	衛生器具、手摺等（設備工事）							
					下地：合板 t=28、耐火野地板 t=12			グラスウール t=50 (24kg/m3)										
	e-Sports	-500	±0	2,400	重歩行用長尺塩ビシート t=2.0		ソフト幅木 H=60	GB-R t=12.5の上ビニルクロス	木下地 GB-R t=9.5 + DR t=9.0	塩ビ製	カウンター、可動式カウンター、ロールスクリーン							
					下地：合板 t=28、耐火野地板 t=12			グラスウール t=50 (24kg/m3)										
	物置	-500	±0	2,400	重歩行用長尺塩ビシート t=2.0		ソフト幅木 H=60	GB-R t=12.5の上ビニルクロス	木下地 GB-D t=9.5	塩ビ製	木製棚							
					下地：合板 t=28、耐火野地板 t=12													
												塗料 EP :合成樹脂 エマルジョンペイント EP-G :つや有合成樹脂 エマルジョンペイント OS :オイルステイン UC :ポリウレタンクリアー CL :クリアラッカー DP :耐候性塗料						
												略号 HL :ヘアライン						
												略号 SL :スラブ天端面 FL :各階基準床面 CH :天井高						



平面図



屋根伏図

縮尺 A2:100%
A3:70.7%

海陽町教育委員会

設計 R7.03

竣工

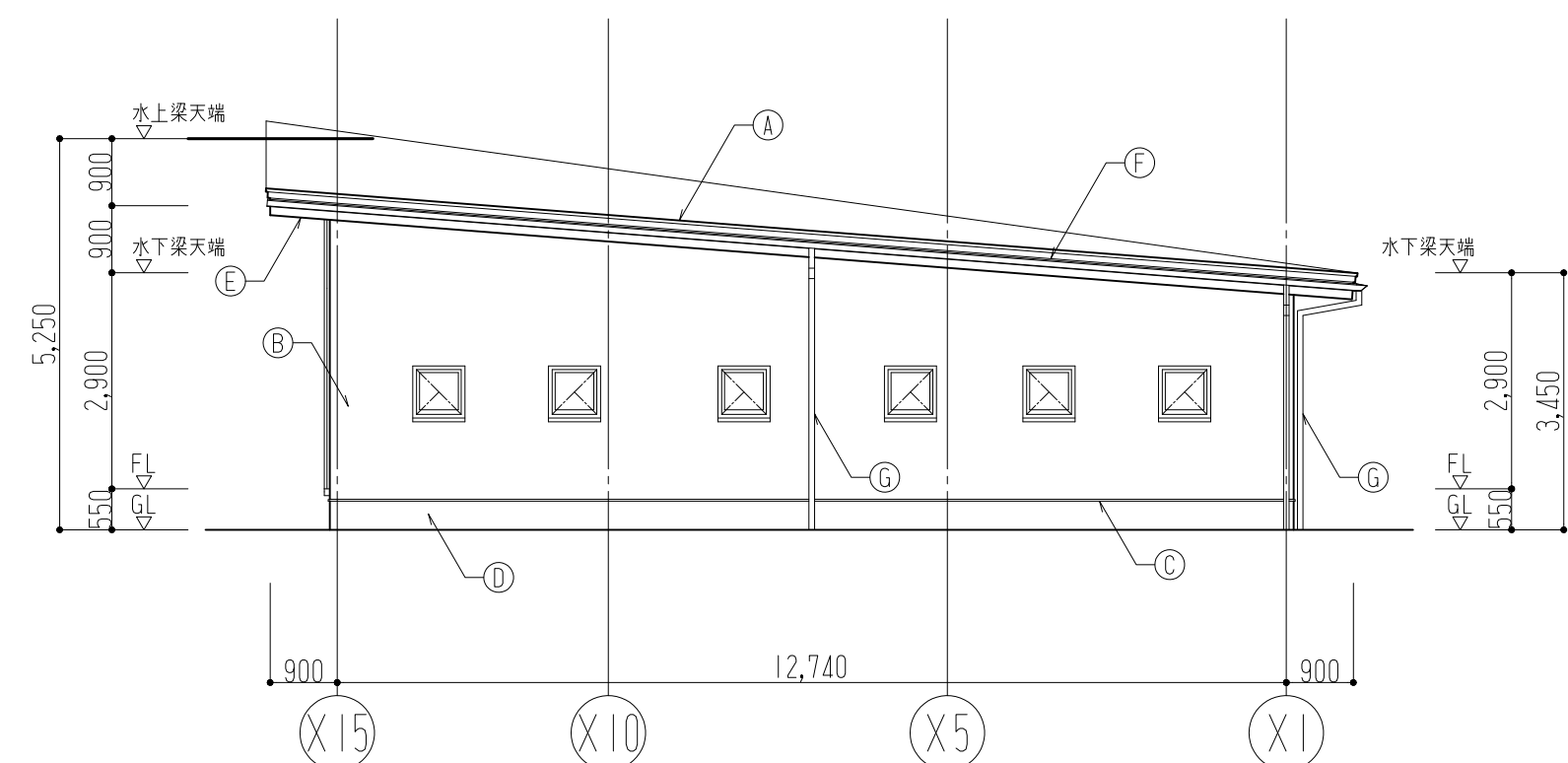
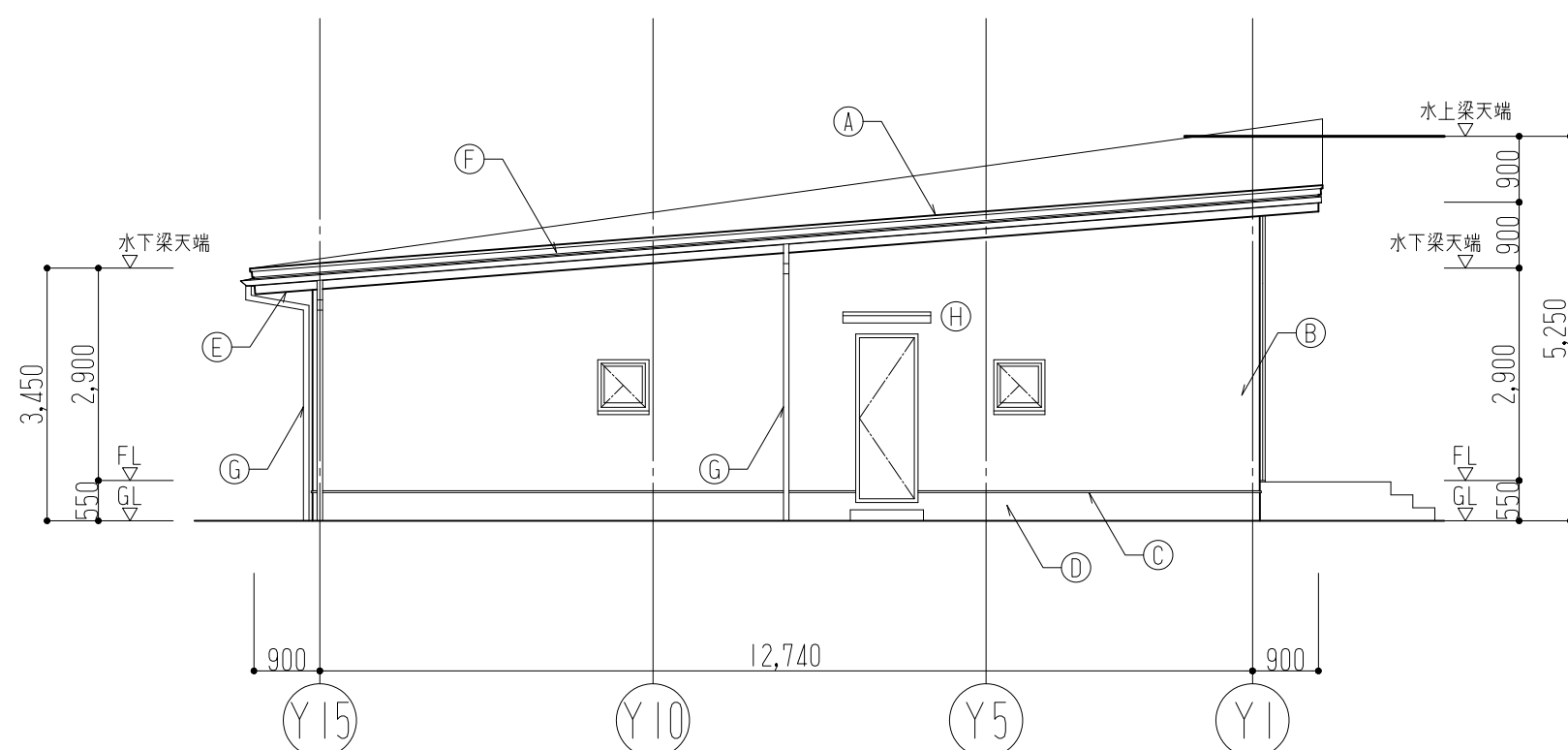
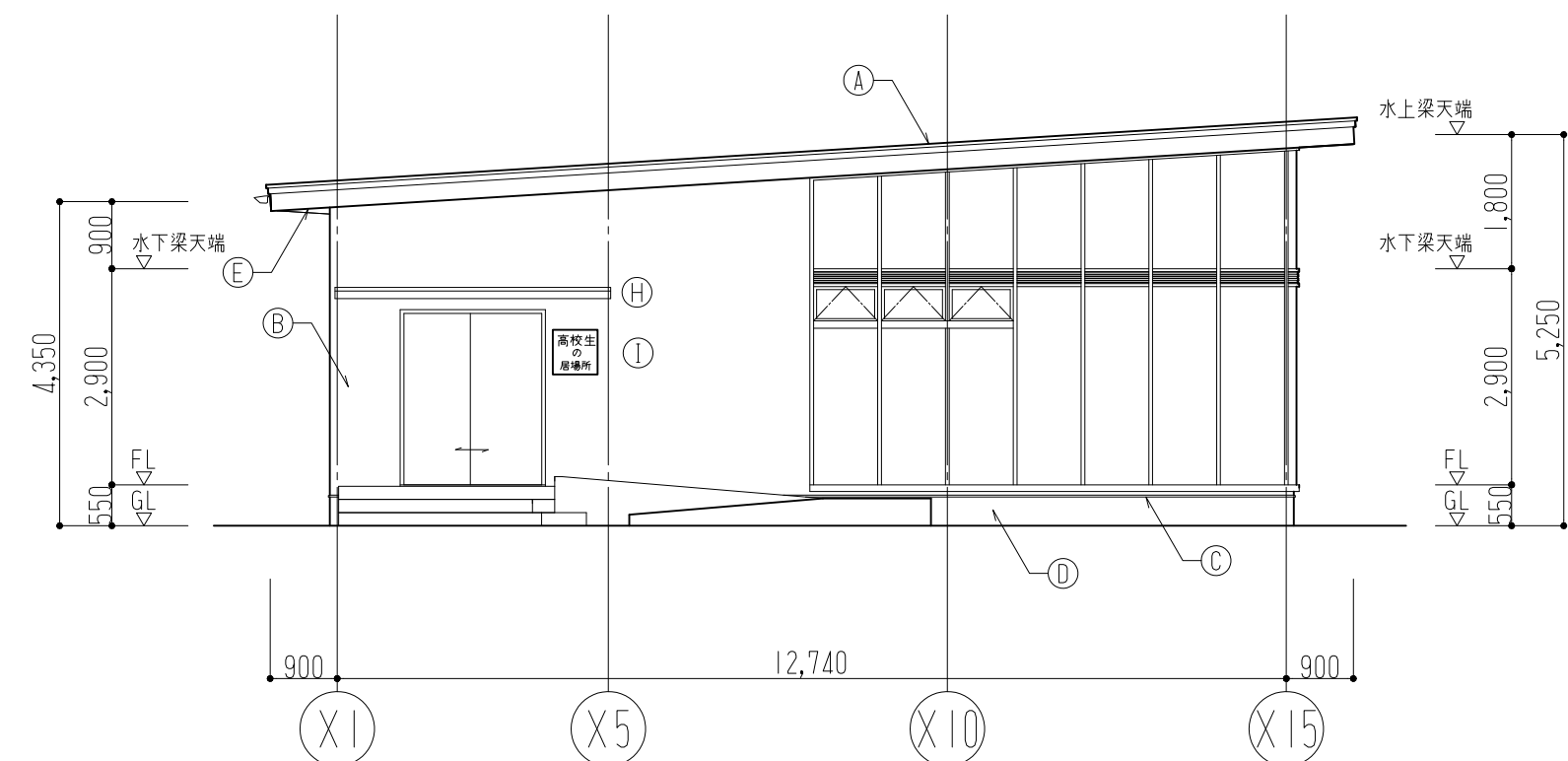
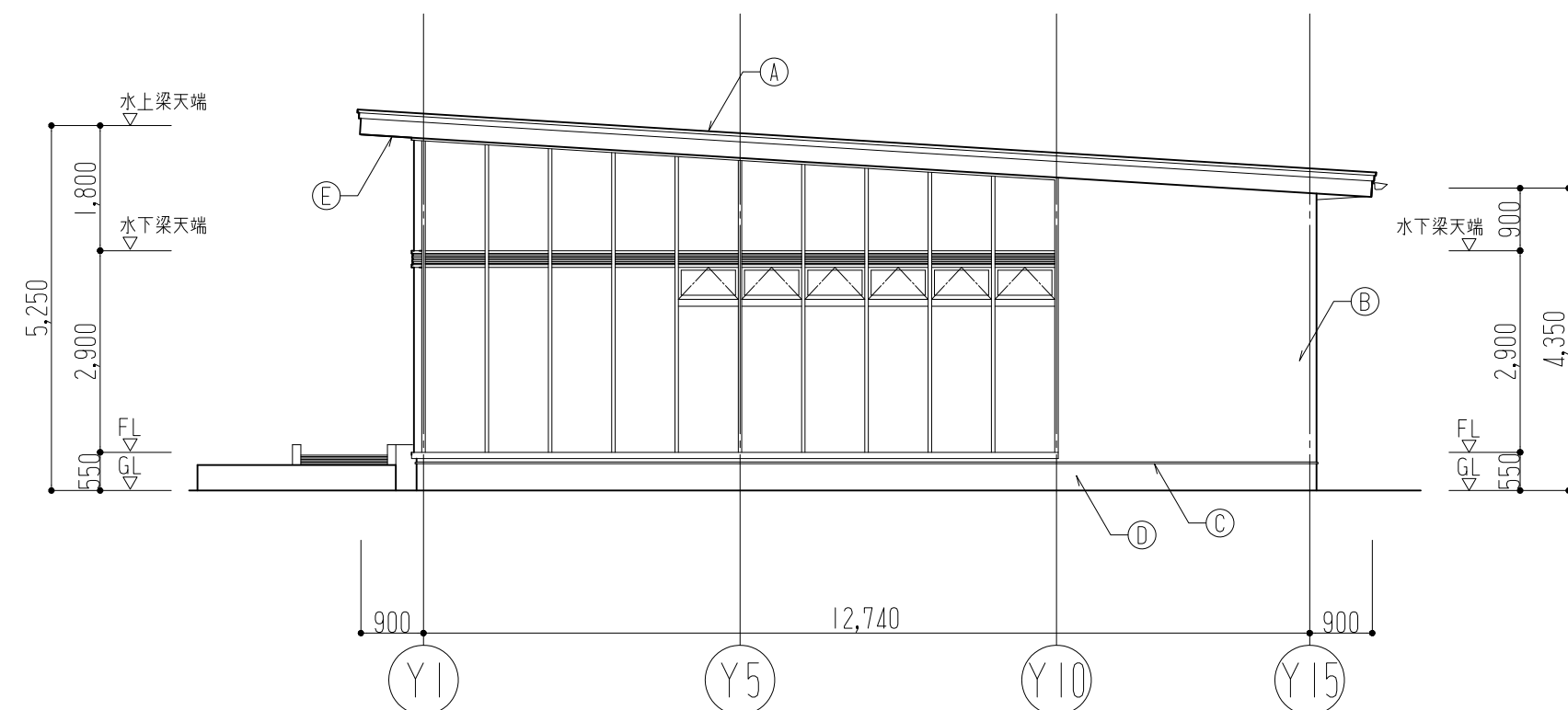
工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面名称 平面図・屋根伏図

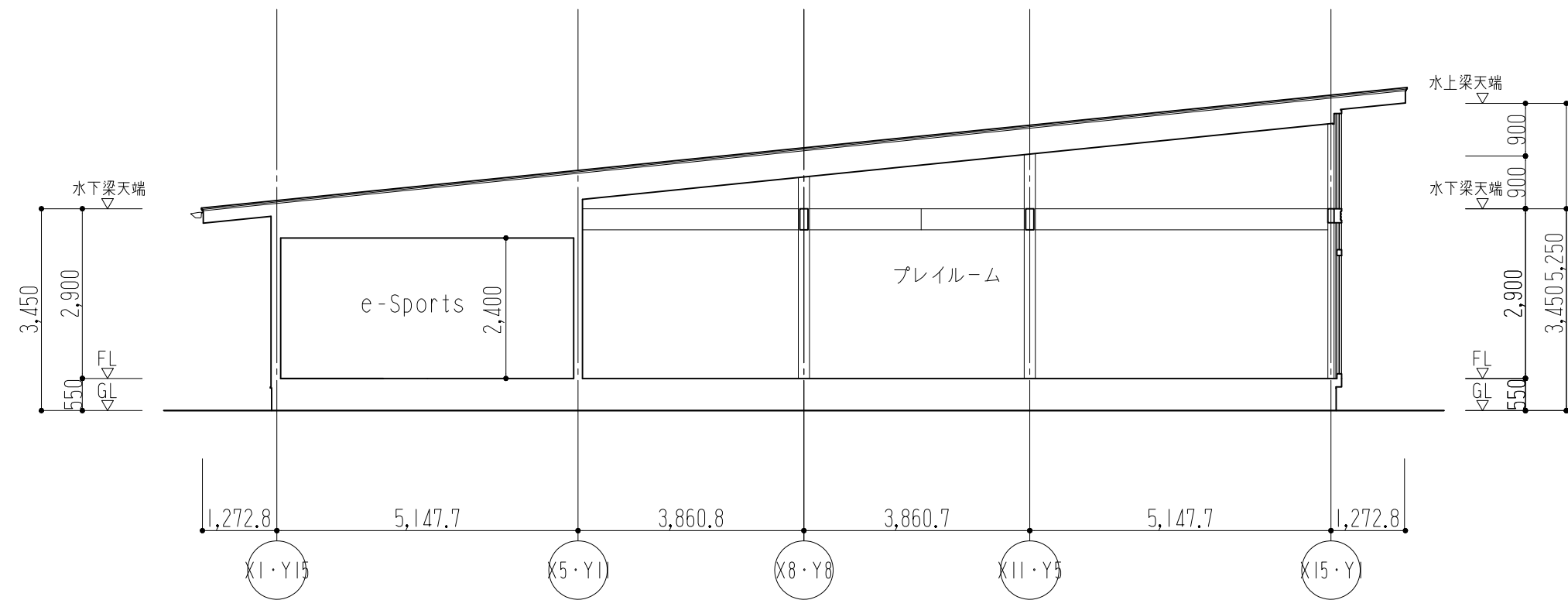
図面番号 A - 08

縮尺 1:100

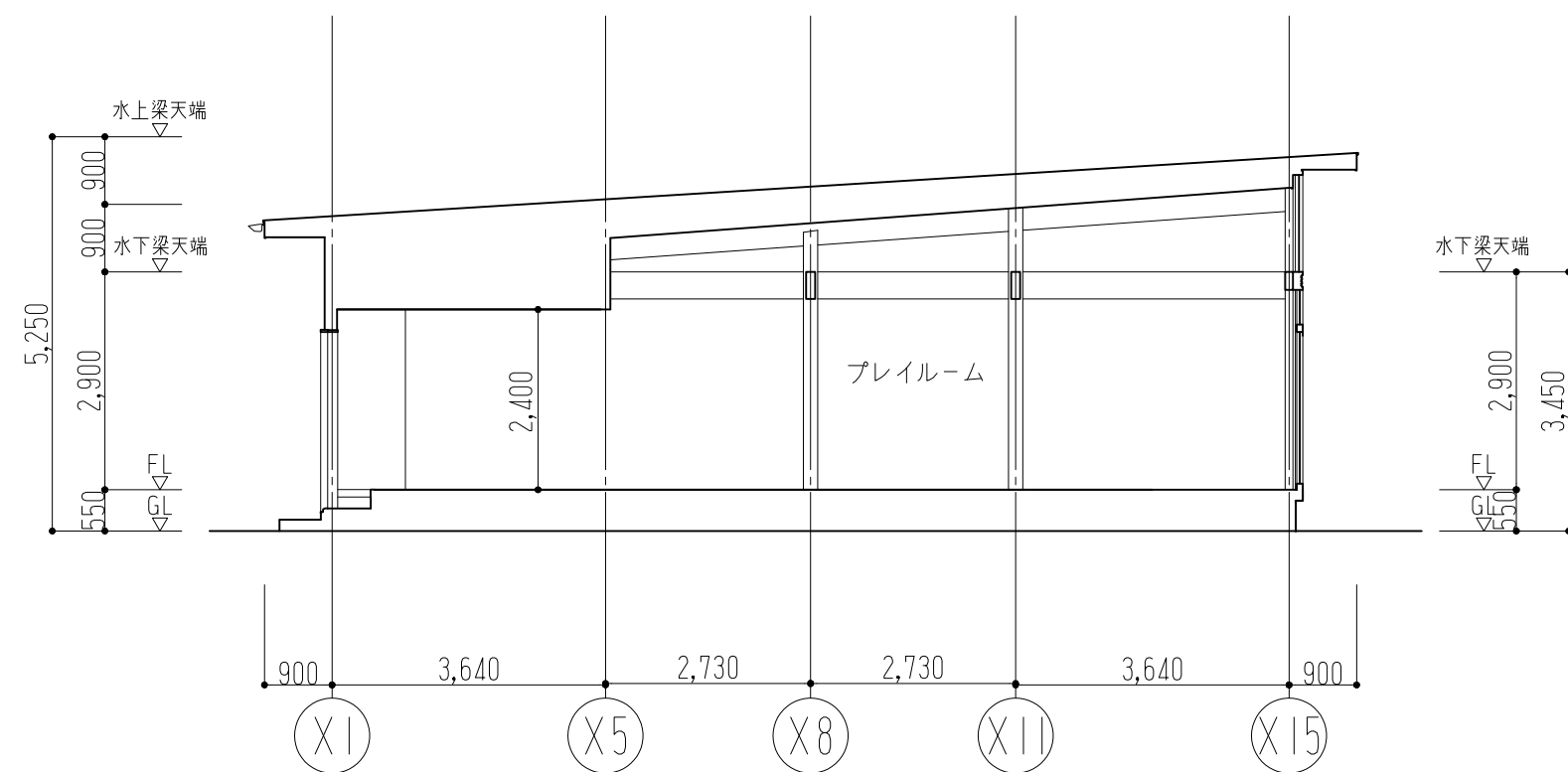
株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



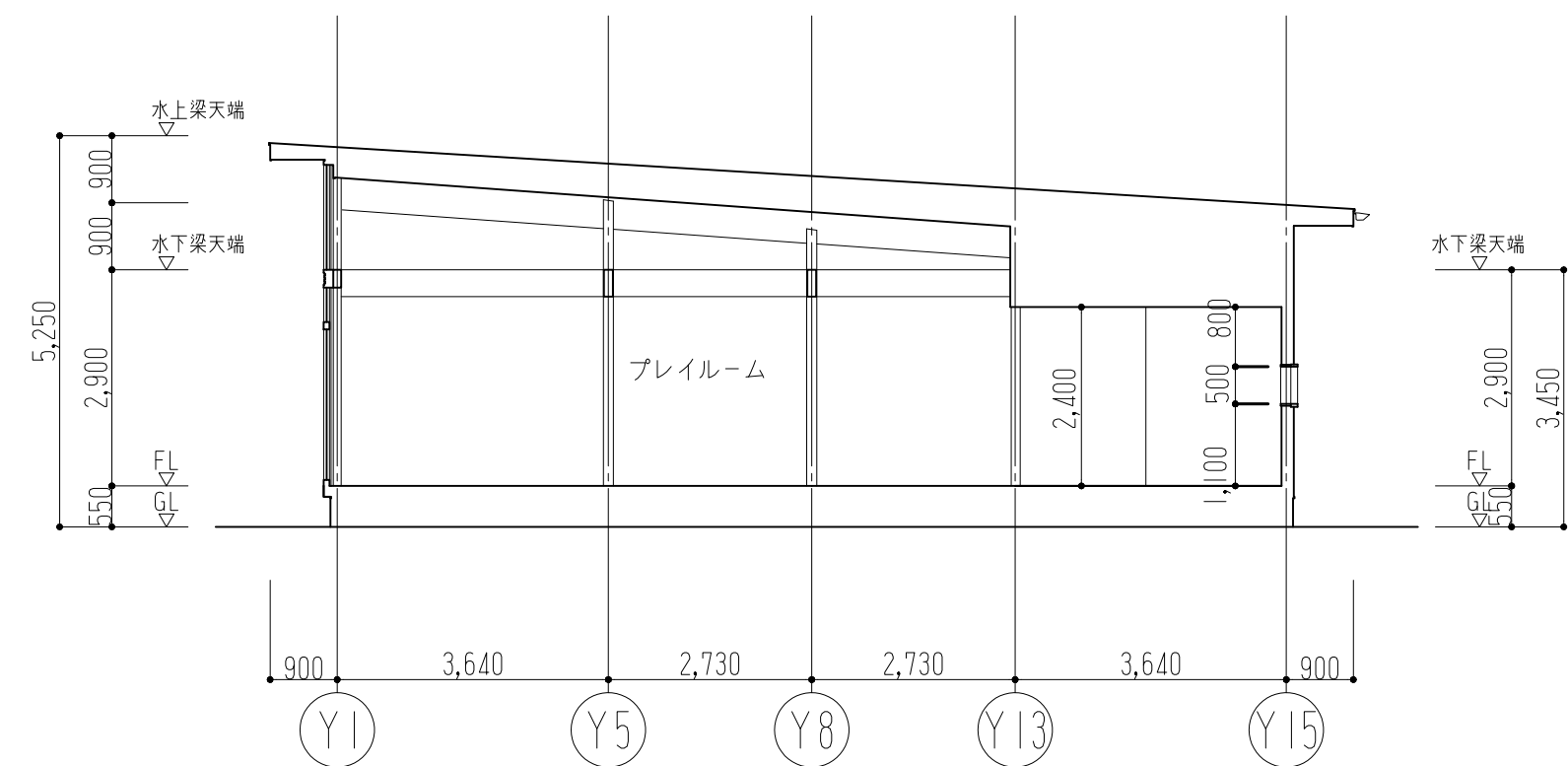
記号		仕 上		記号		仕 上		記号		仕 上	
㊶	カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 (縦ハゼ)・改質アスファルトルーフィング (ARK-04S) 野地板:耐火野地板 t=12 + 構造用合板 t=12、垂木 90x45 断熱材:現場発泡水系吹付材 t=200 通気層あり 水上下・クラバ曲げ金物:屋根同材、破風板:押出成形セメント板 H=210 (既製品) EP-G	㊸	水切り:防鼠付通気水切り (既製品)	㊺	軒樋:塩ビ製 (既製品)	①	銘板:カラスステンレス エッチング加工				
		㊹	基礎立上り:コンクリート化粧打ち放しの上弾性樹脂モルタル塗り	㊻	堅樋:硬質塩ビ カラー-VP 75φ、SUS製取付金物 @1,200内外、排水管カバー						
㊷	外壁:金属製サイディング t=16、胴縁:45x18@455、断熱材:現場発泡水系吹付断熱材 t=105	㊻	軒天:スラグせっこう板 t=8 EP-G、軒天換気材 (軒先タイプ)	㊼	アルミ成形庇:2400 x 1200・1000 x 600						
縮尺 A2:100% A3:70.7%				海陽町教育委員会		工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事		図面番号 A - 09		株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 徳島市雅賀町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴	
		設計 R7.03	竣工	図面名称 立面図		縮尺 1:100					



水上-水下一断面図



X-X断面図



Y-Y断面図

縮尺 A2:100%
A3:70.7%

海陽町教育委員会

設計 R7.03

竣工

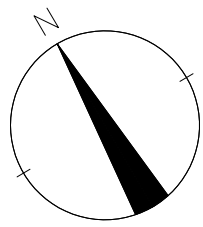
工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面名称 断面図

図面番号 A - 10

縮尺 1:100

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



縮尺 A2:100%
A3:70.7%

海陽町教育委員会

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 A-12

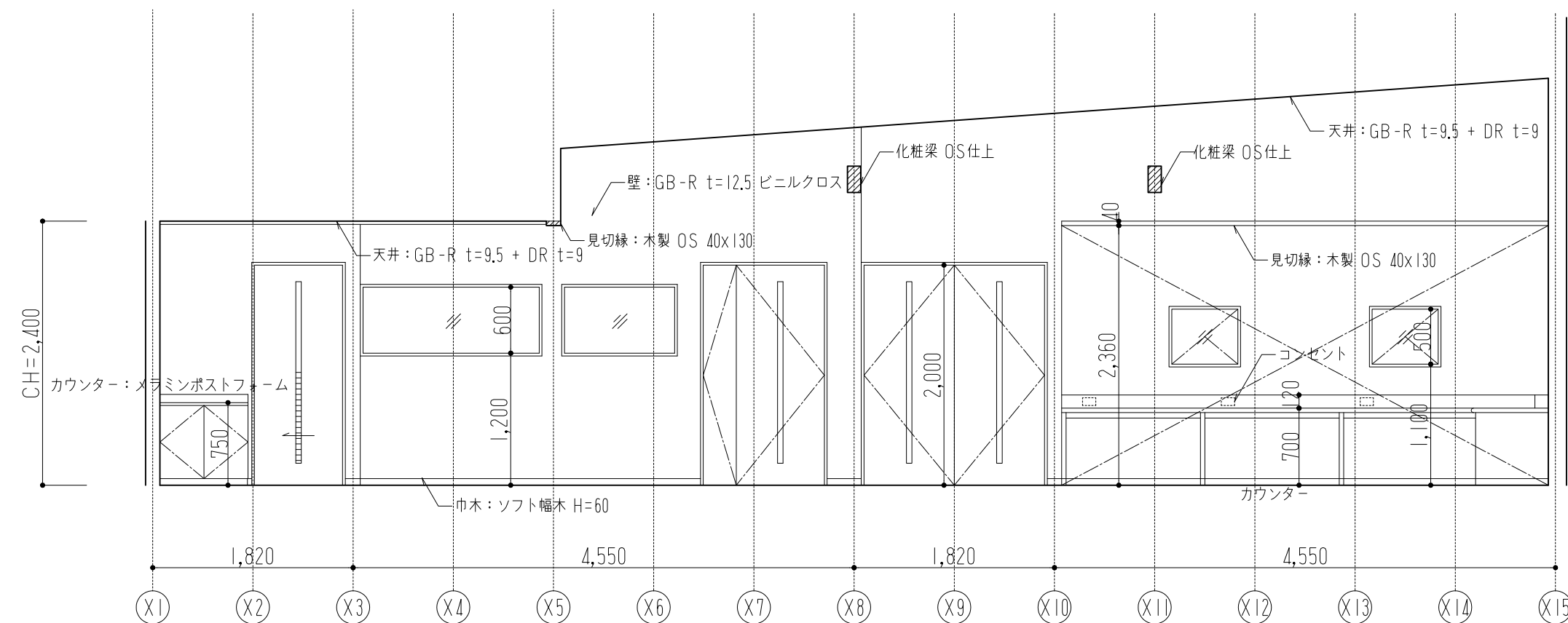
株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

設計 R7.03

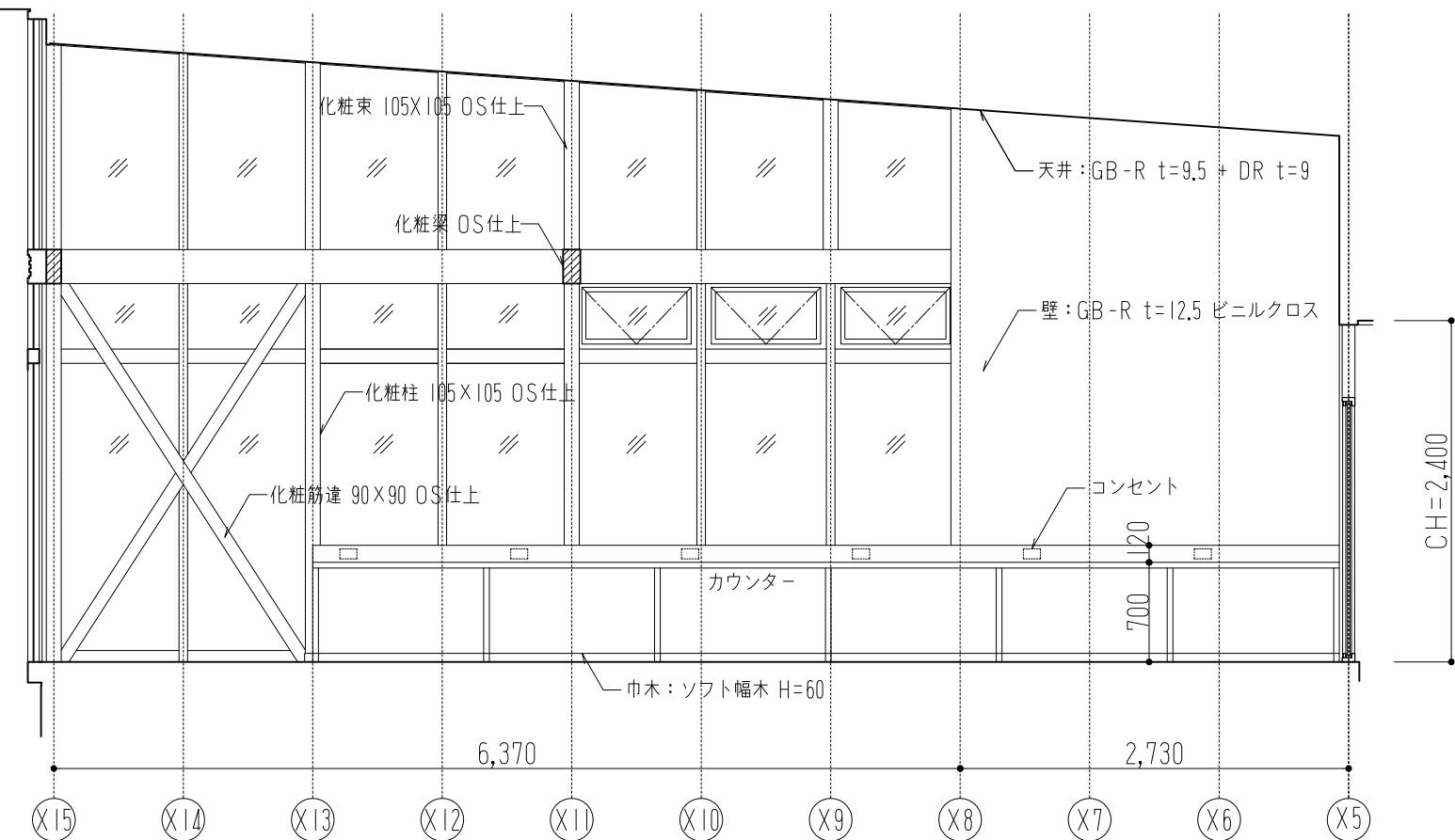
竣工

図面名称 平面詳細図

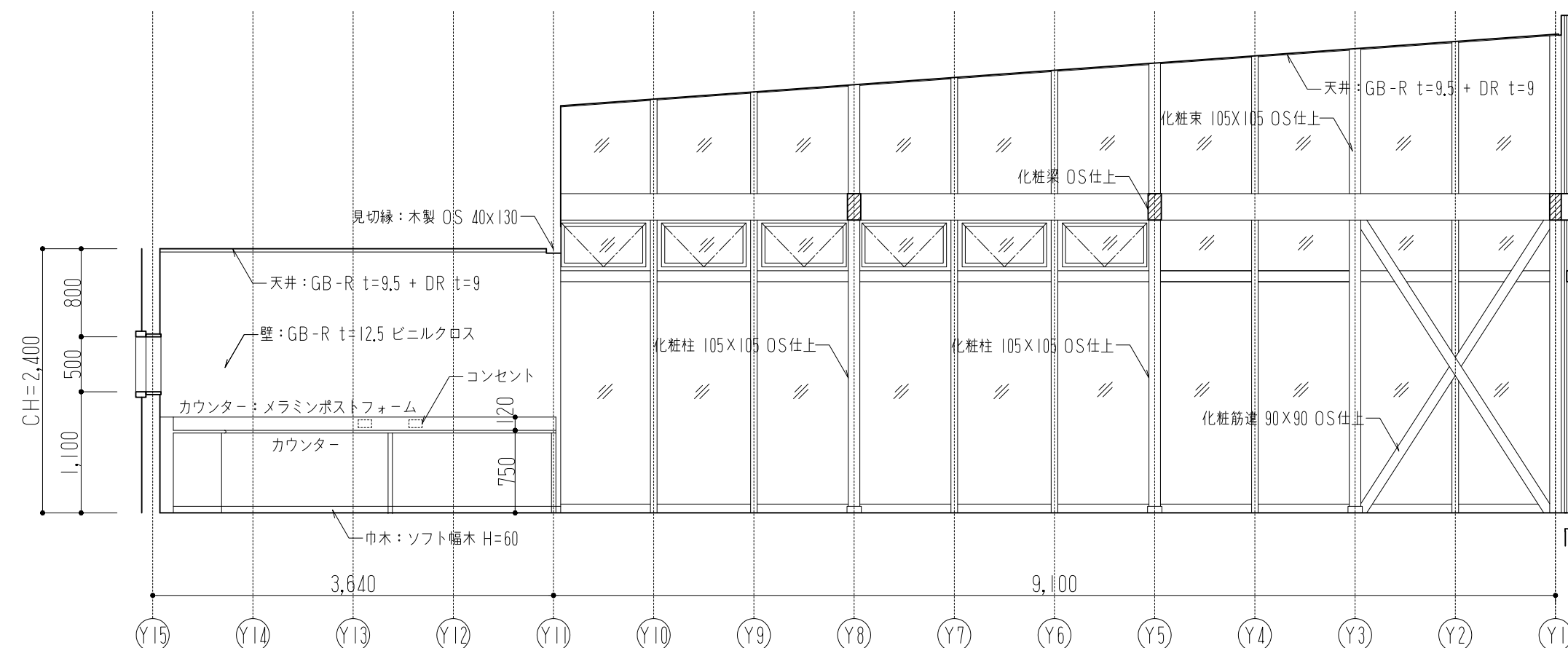
縮尺 1:50



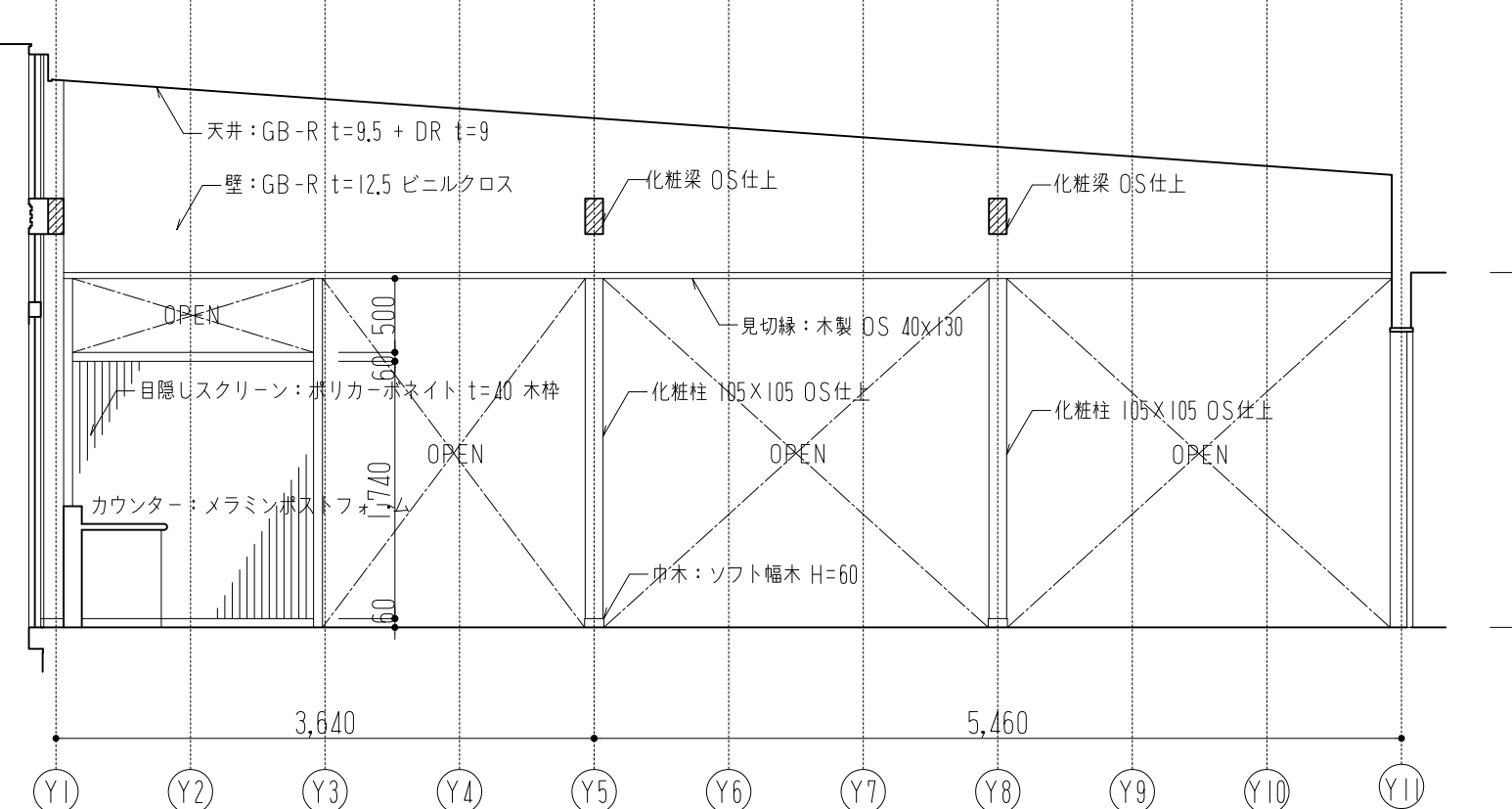
イ面



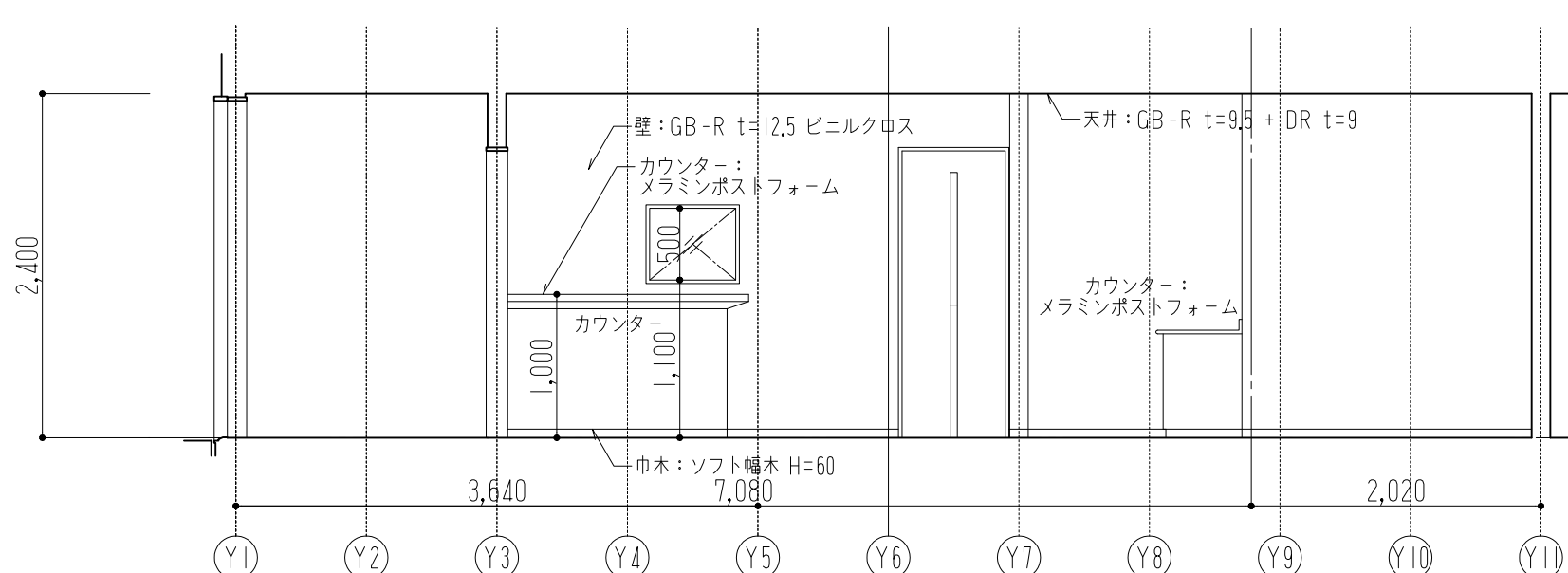
ハ面



ロ面



ニ面



ハ面

フリースペース

縮尺 A2:100%
A3:70.7%

海陽町教育委員会

設計 R7.03

竣工

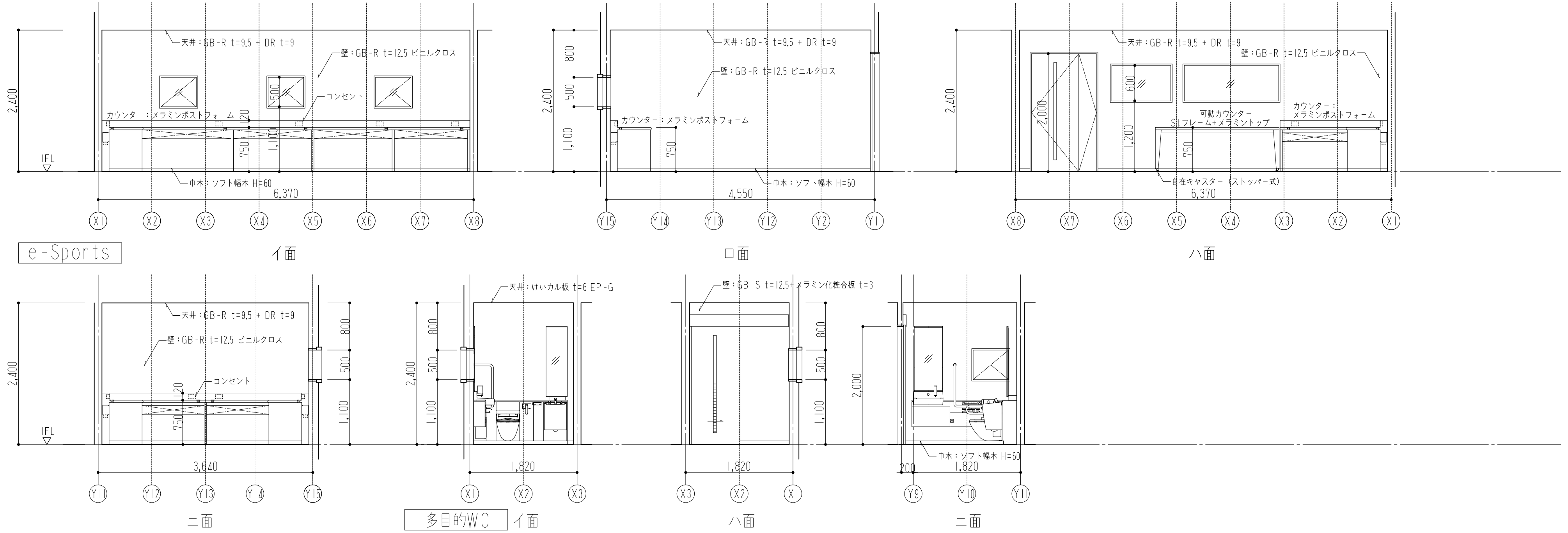
工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面名称 展開図 (I)

図面番号 A - 13

縮尺 1:50

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



縮尺 A2:100%
A3:70.7%

海陽町教育委員会

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 A - 14

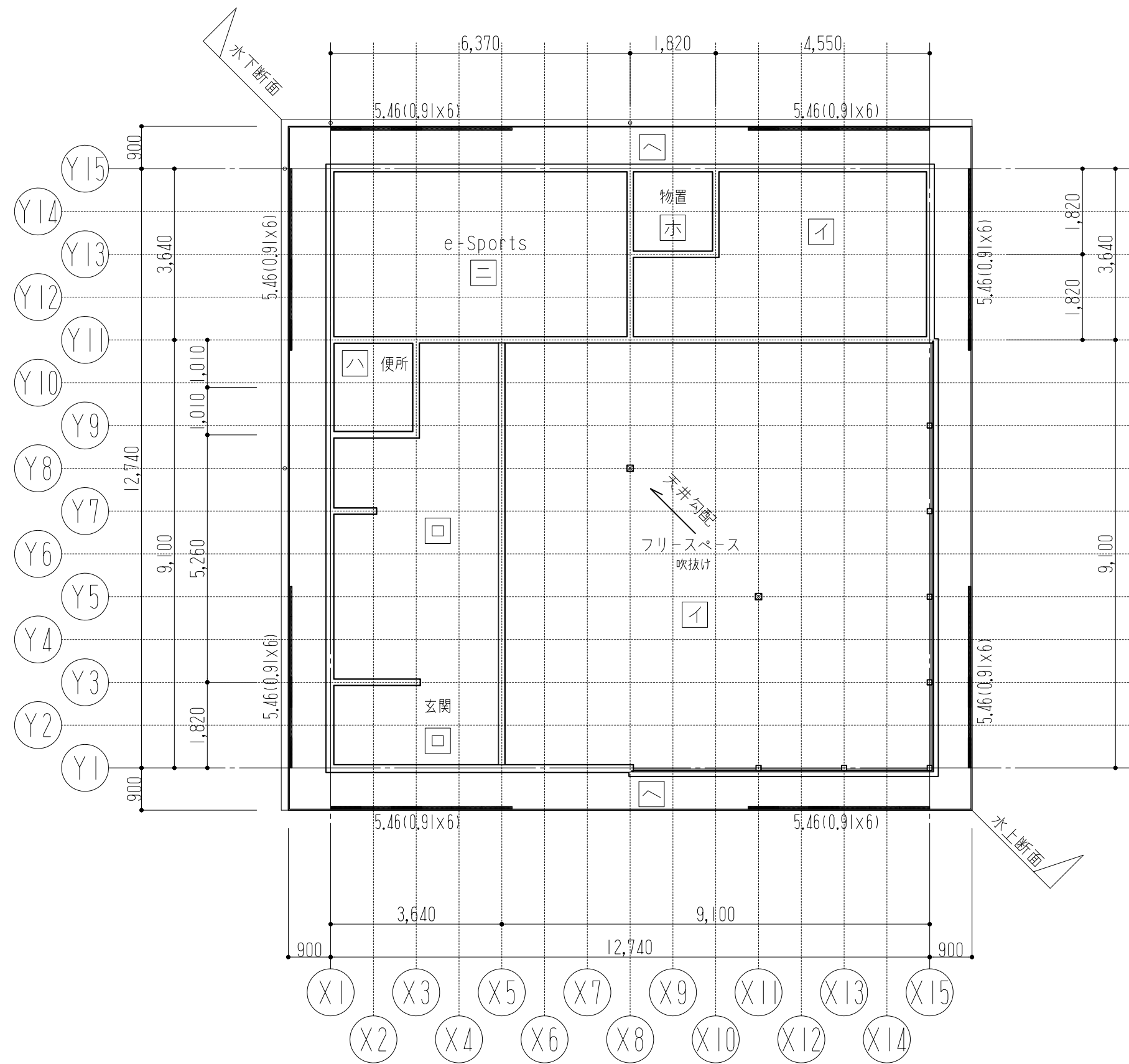
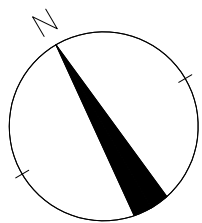
設計 R7.03

竣工

図面名称 展開図 (I)

縮尺 1:50

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



天井伏図

=軒裏換気計算=

- ・軒天換気材（軒先タイプ） JOTO FV-N08F
有効換気面積：0.01505㎡/m
換気面積：0.01505㎡/m x (5.46m x 8) = 0.657384㎡
- ・床面積：162.3076㎡/250= 0.6492304㎡ ≤ 0.657384㎡ ∴OK

天井仕上表

イ	木下地+GB-R t=9.5 + DR t=9.0	ハ	スラグセッコウ板 t=8 EP-G 軒天換気材（軒先タイプ）
ロ	木下地+GB-R t=9.5 + DR t=9.0		
ハ	木下地 けいカル板 t=6.0 EP-G		
ニ	木下地 GB-R t=9.5 + DR t=9.0		
ホ	木下地 GB-D t=9.5		

縮尺 A2:100%
A3:70.7%

海陽町教育委員会

設計 R7.03

竣工

工事名称

令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面名称

天井伏図

図面番号

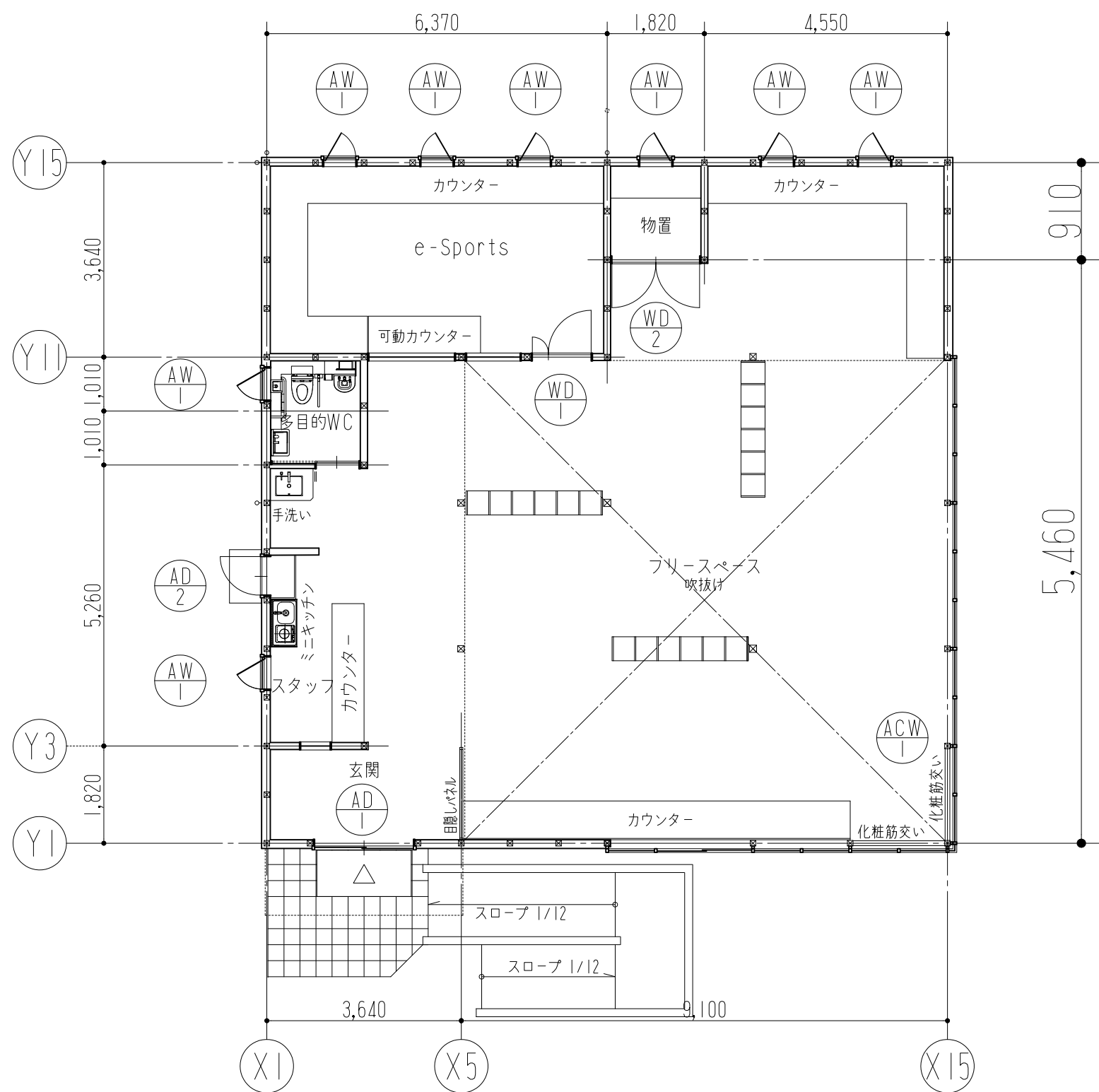
A - 15

縮尺

1:100

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



建具キープラン

符号	室名	AW I	フリースペース、物置 e-Sports、スタッフ 便所					凡 例 [材料] AL アルミ製 S 鋼製 SUS ステンレス製 W 木製 [建具種類] AD アルミ製扉 SD 鋼製扉 LSD 鋼製軽量扉 WD 木製扉 [ガラス種類] F 型板ガラス [塗装] SOP 合成樹脂調合ペイント塗り CL クリアラッカー塗り [表面仕上] HL ヘアライン [枠形状] A-I C B [がらり羽根断面形状] A /
数量	形式	法規制	8	縦にり出し窓				
姿図								
内法寸法 (W×H)			600 × 500					
枠 見込	材質・仕上		70	AL B-2				
障子 巾	材質・仕上		—	AL B-2				
額縁 巾	材質・仕上		25	W OS				
ガラス種類	厚み		複層	Low-E3+A6+F3				
がらり形状	材質・仕上		—	—				
金物特記			レバーハンドル、附属金物一式					
備考			スライド網戸、ロールスクリーン					
符号	室名	AD I	玄関		AD 2	スタッフ		
数量	形式	法規制	1	引違い扉	1	片開き戸		
姿図								
内法寸法 (W×H)			1,650 × 2,200		720 × 2,200			
枠 見込	材質・仕上		70	AL B-2	70	AL B-2		
障子 巾	材質・仕上		—	AL B-2	—	AL B-2		
額縁 巾	材質・仕上		25	W OS	25	W OS		
ガラス種類	厚み		単板	FL-4	単板	F-4		
がらり形状	材質・仕上		—	—	—	—		
金物特記			掘込引手、サムターンシリンダー鍵		レバーハンドル、サムターンシリンダー鍵、DC			
備考								
符号	室名	WD I	e-Sports		WD 2	物置		
数量	形式	法規制	1	親子開き戸	1	両開き扉		
姿図								
内法寸法 (W×H)			1,100 × 2,200		730 × 2,200			
枠 見込	材質・仕上		60	W OS	60	W OS		
障子 巾	材質・仕上		—	W メラミン化粧合板	—	W メラミン化粧合板		
額縁 巾	材質・仕上		25	W OS	25	W OS		
ガラス種類	厚み		単板	F-4	単板	F-4		
がらり形状	材質・仕上		—	—	—	—		
金物特記			レバーハンドル、フランス落し、DC		レバーハンドル、シリンダー錠			
備考								

縮尺 A2:100%
A3:70.7%

海陽町教育委員会

設計

R7.03

竣工

工事名称

令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面名称

建具表 (I)

図面番号

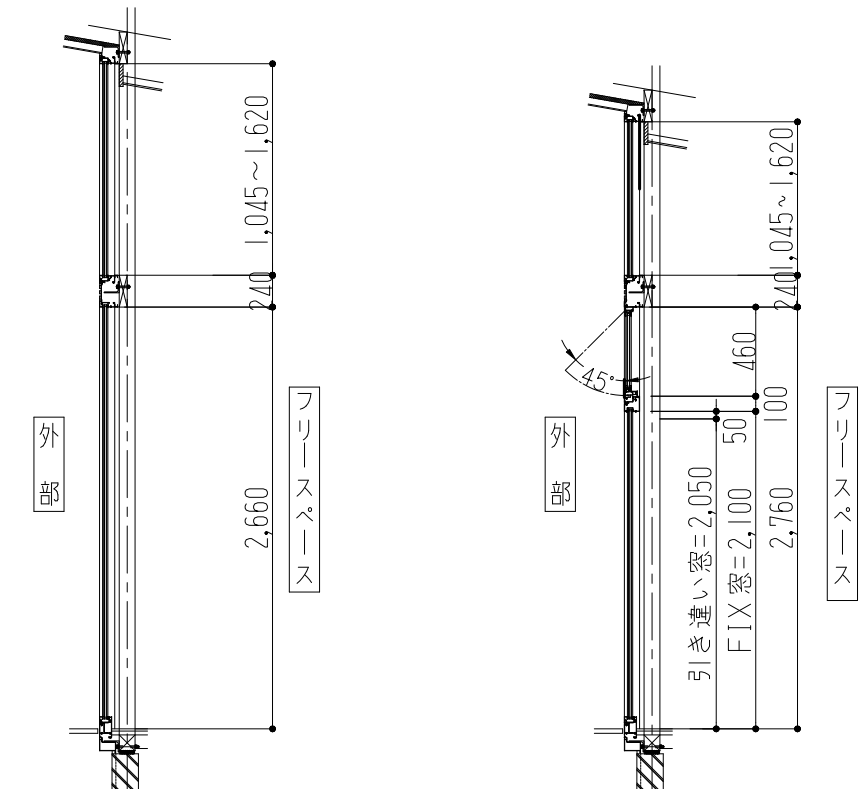
A - 16

縮尺

1 : -

株式会社 象企画設計

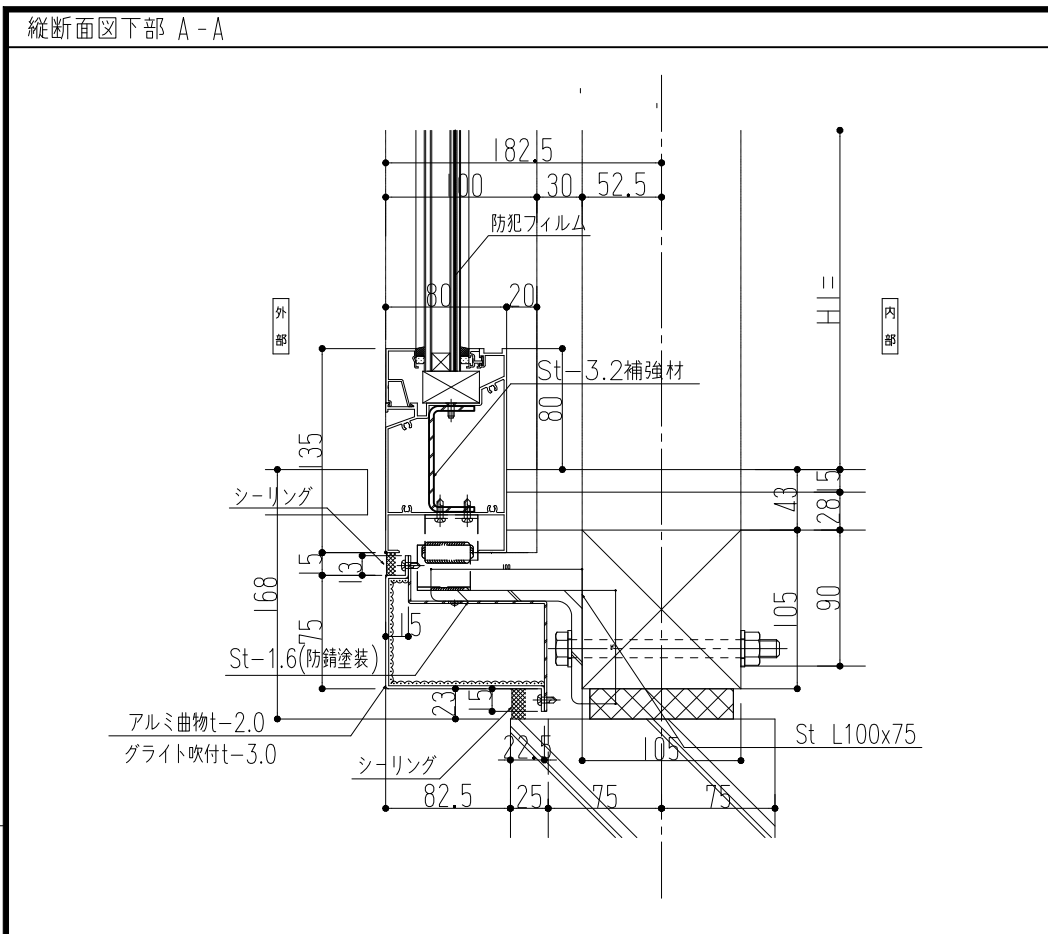
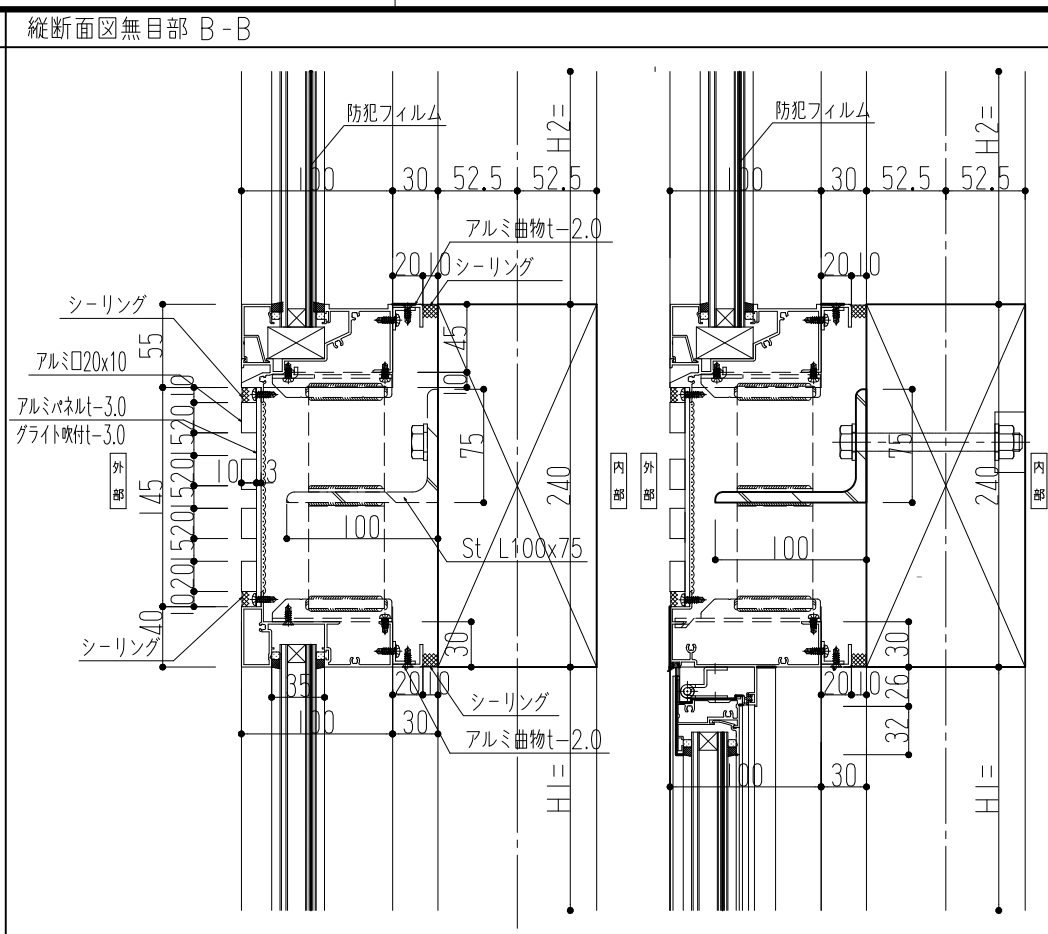
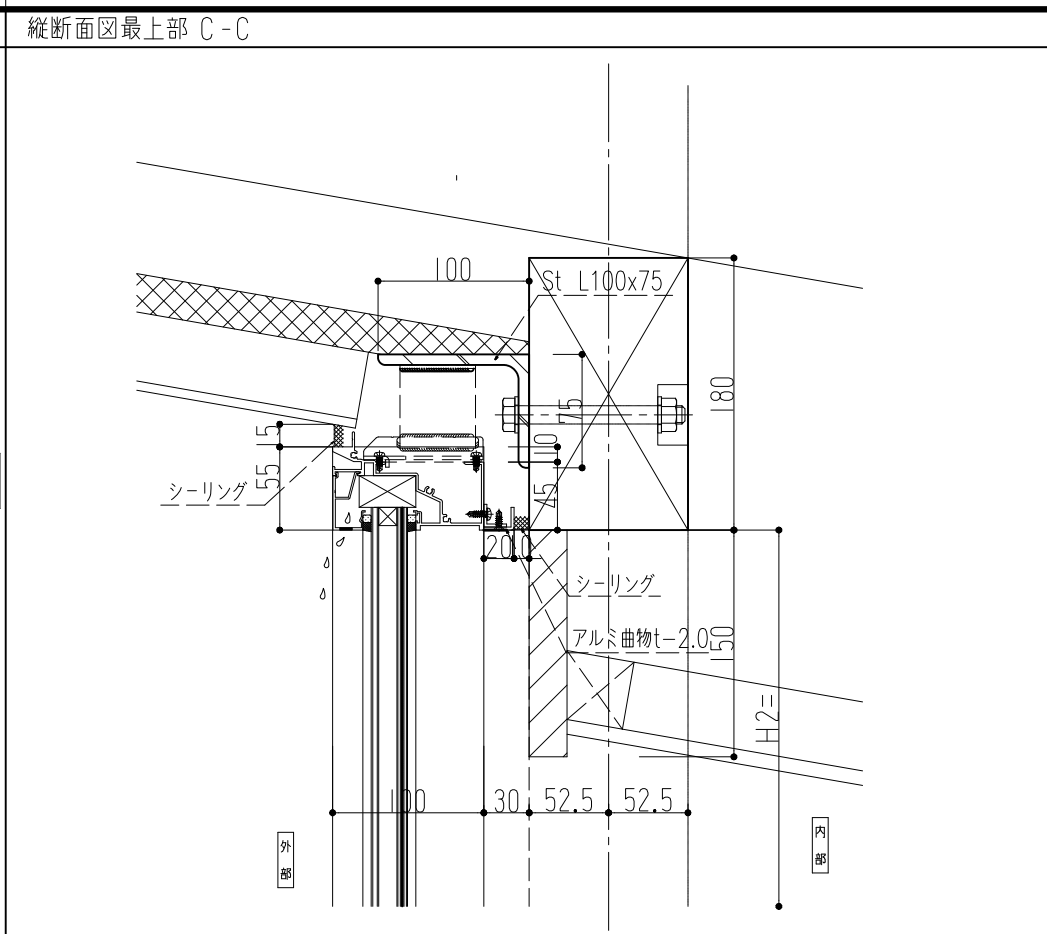
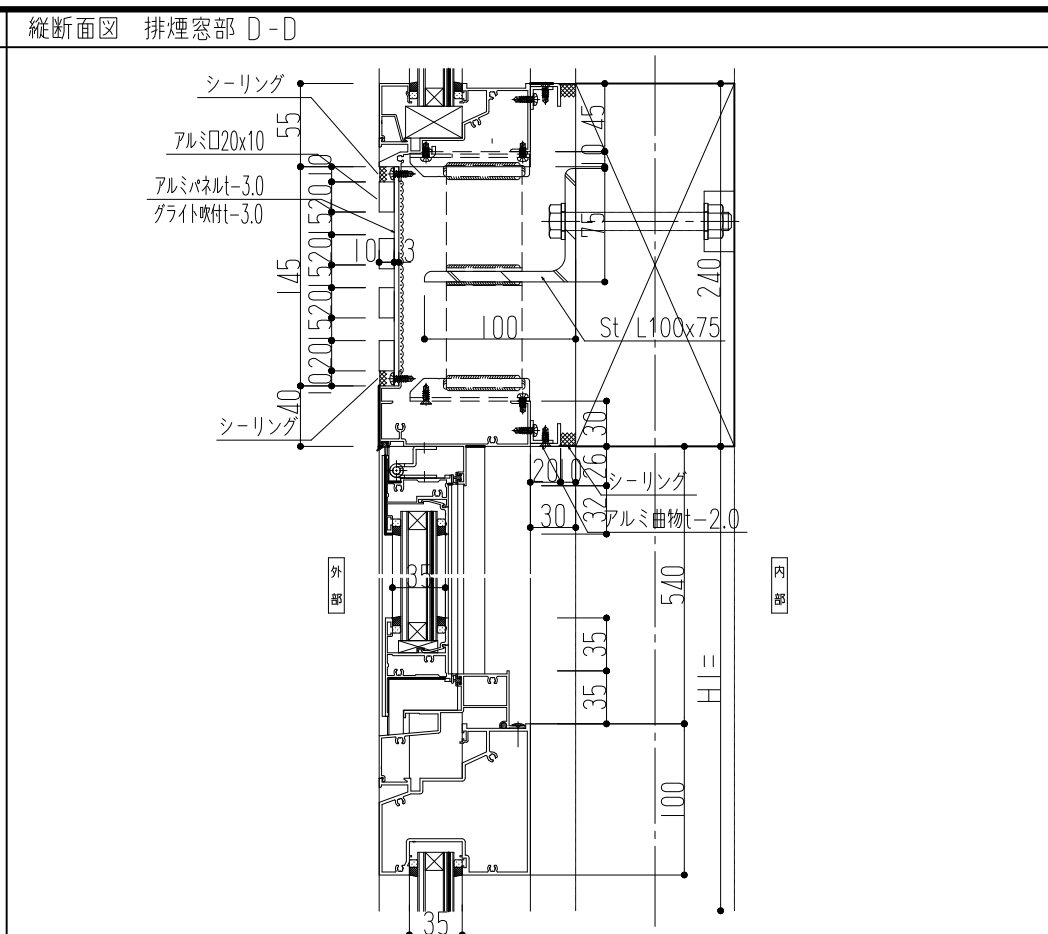
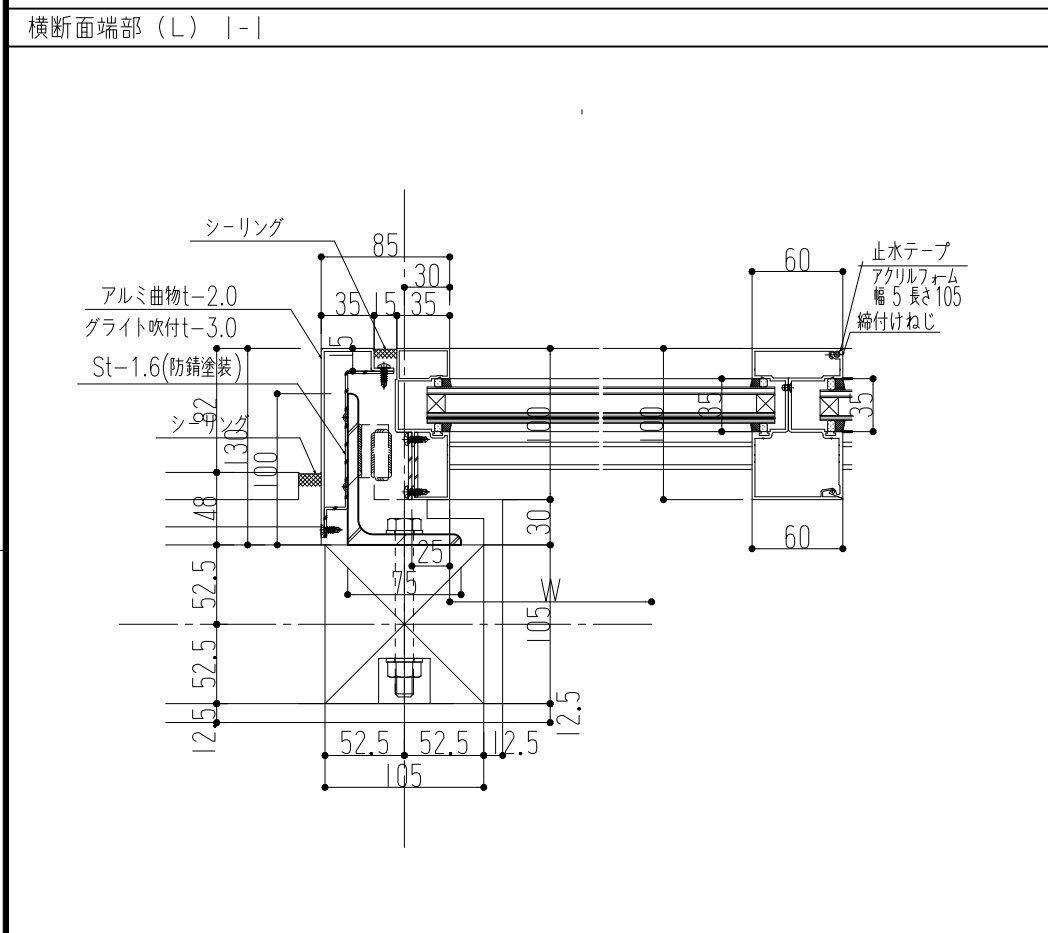
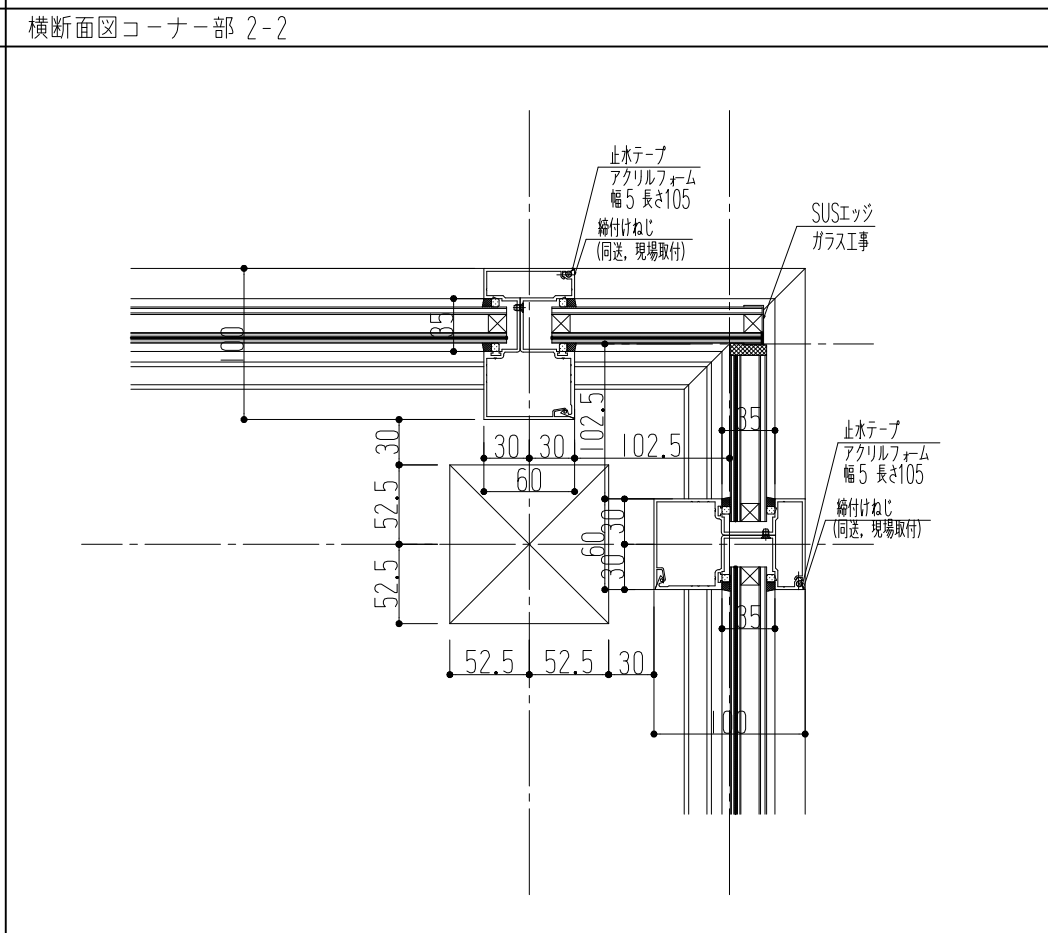
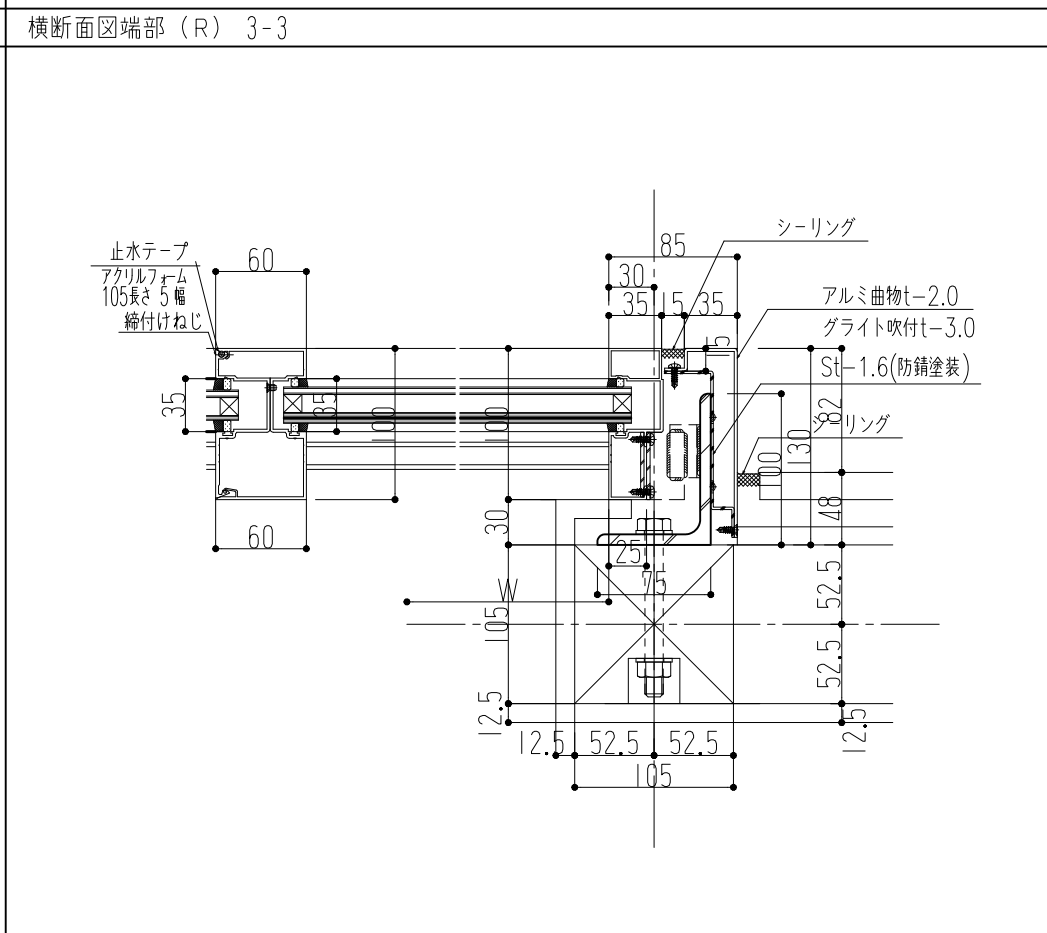
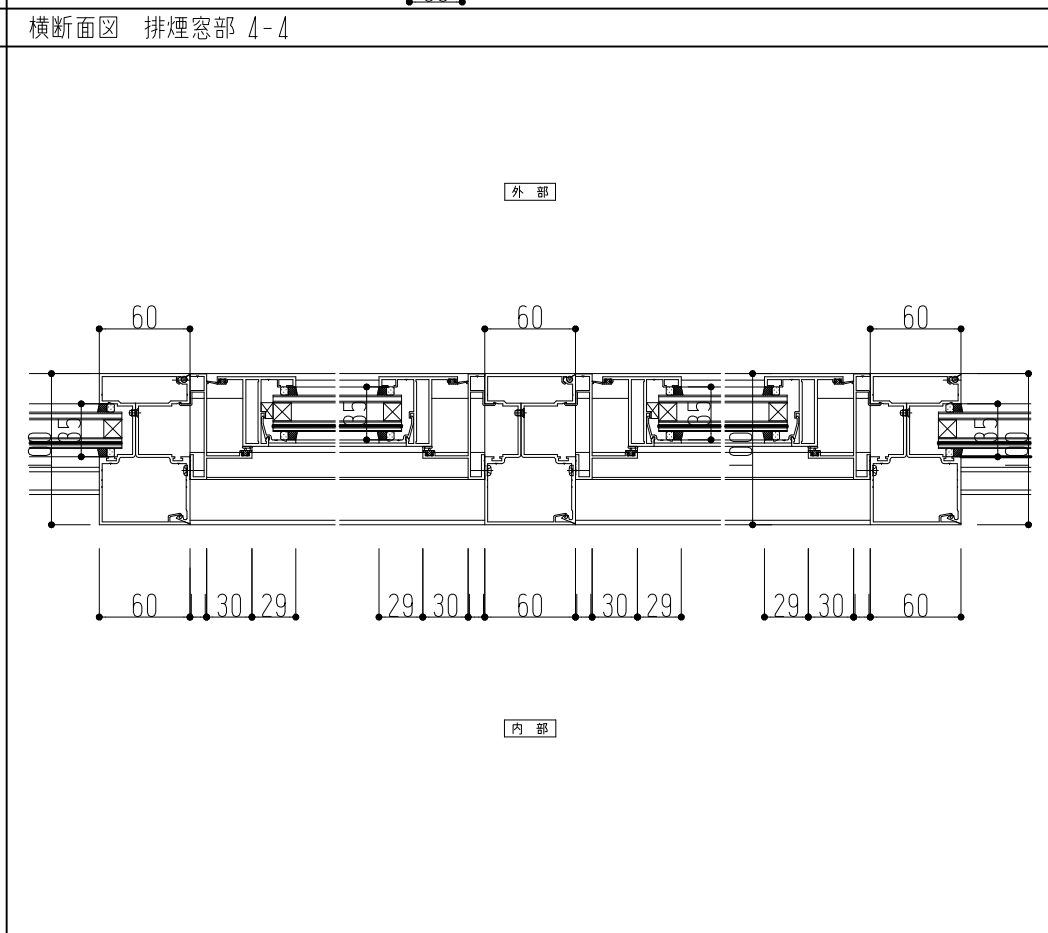
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 實

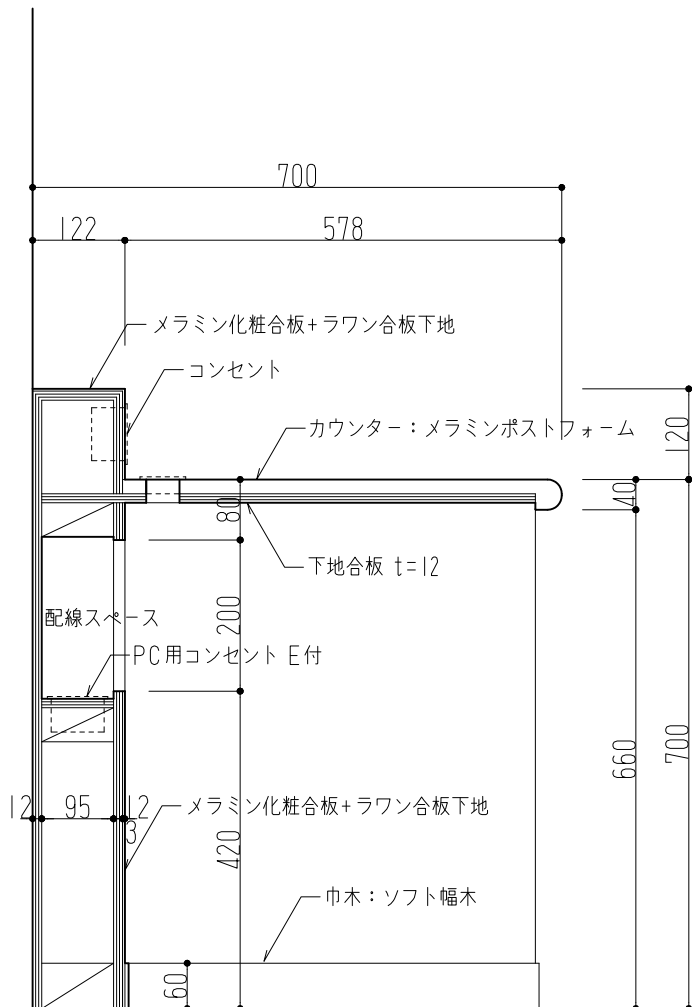
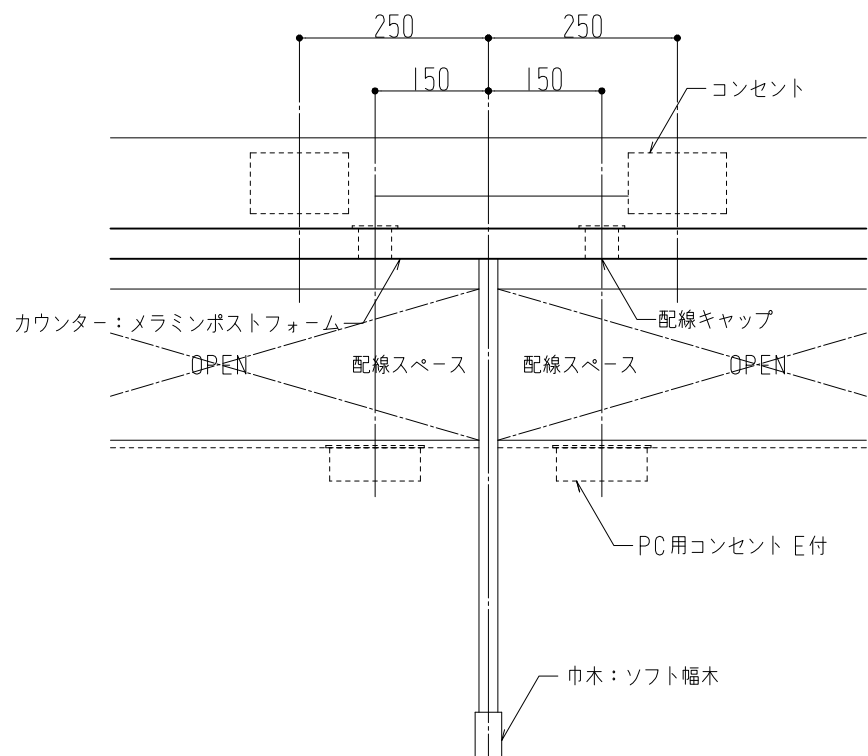
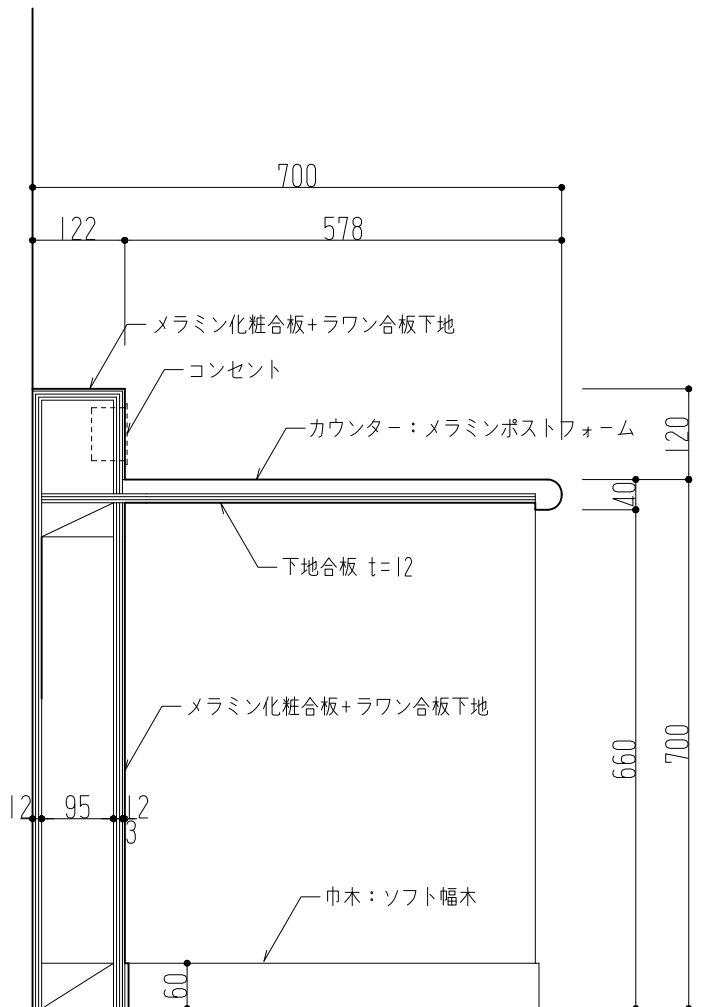
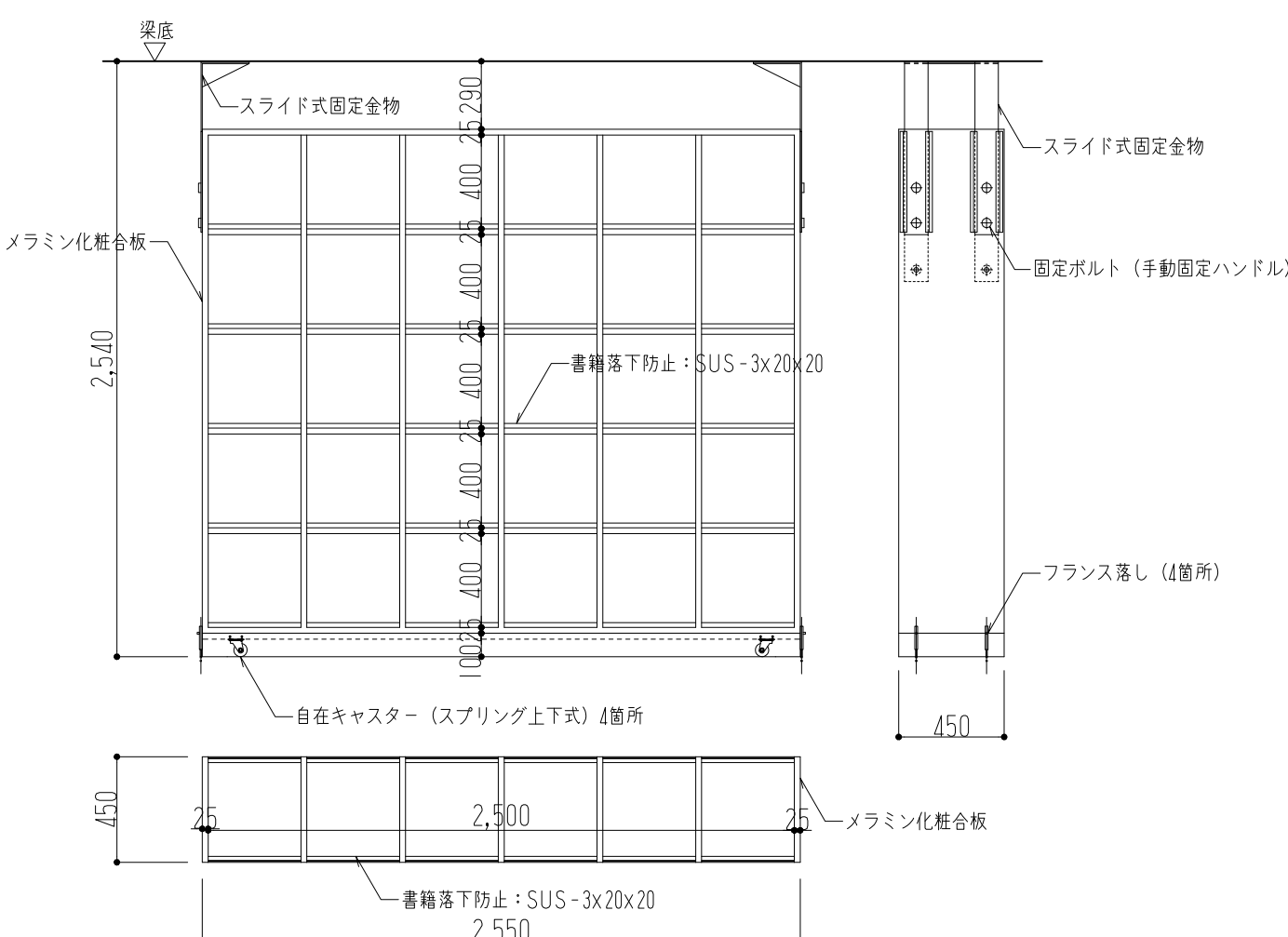
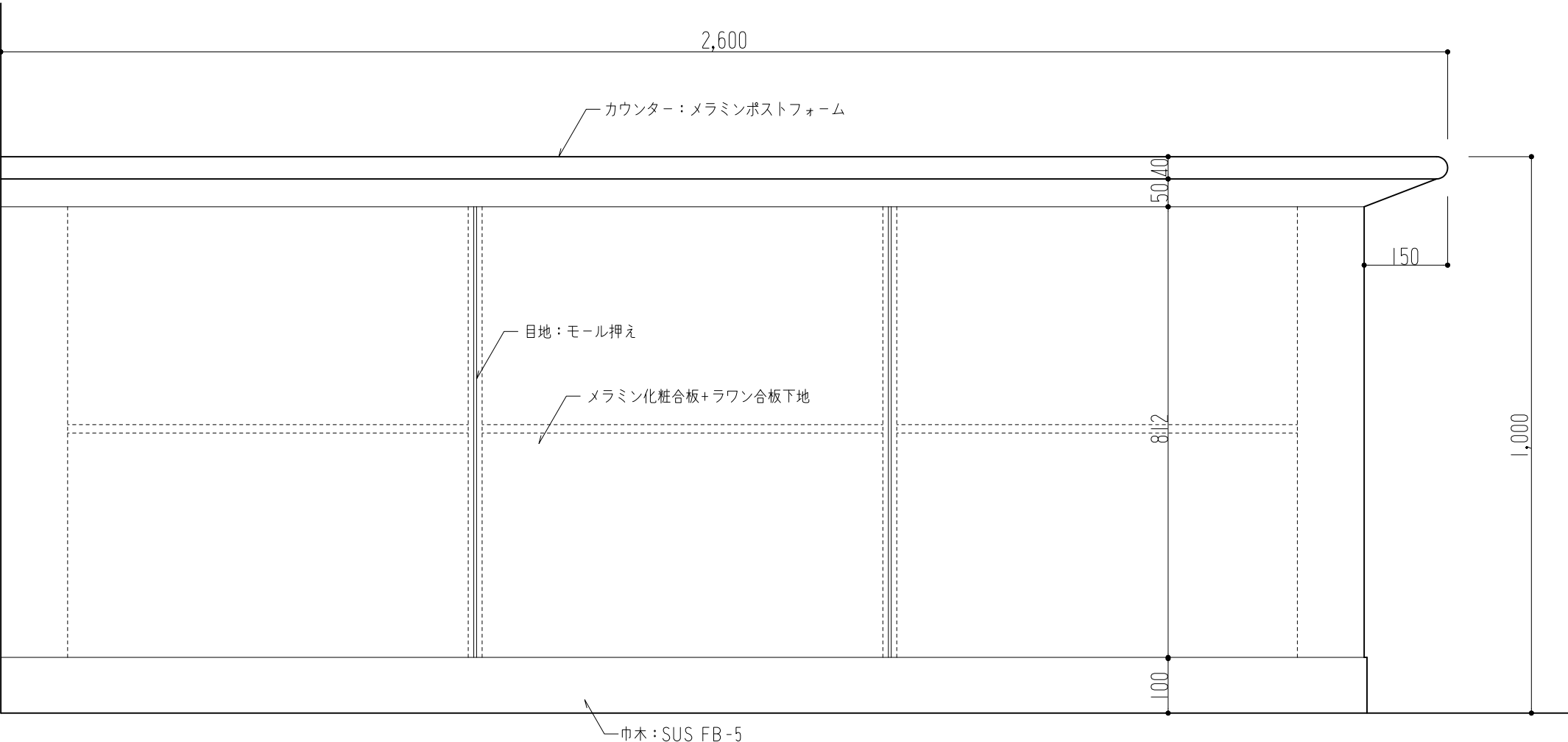
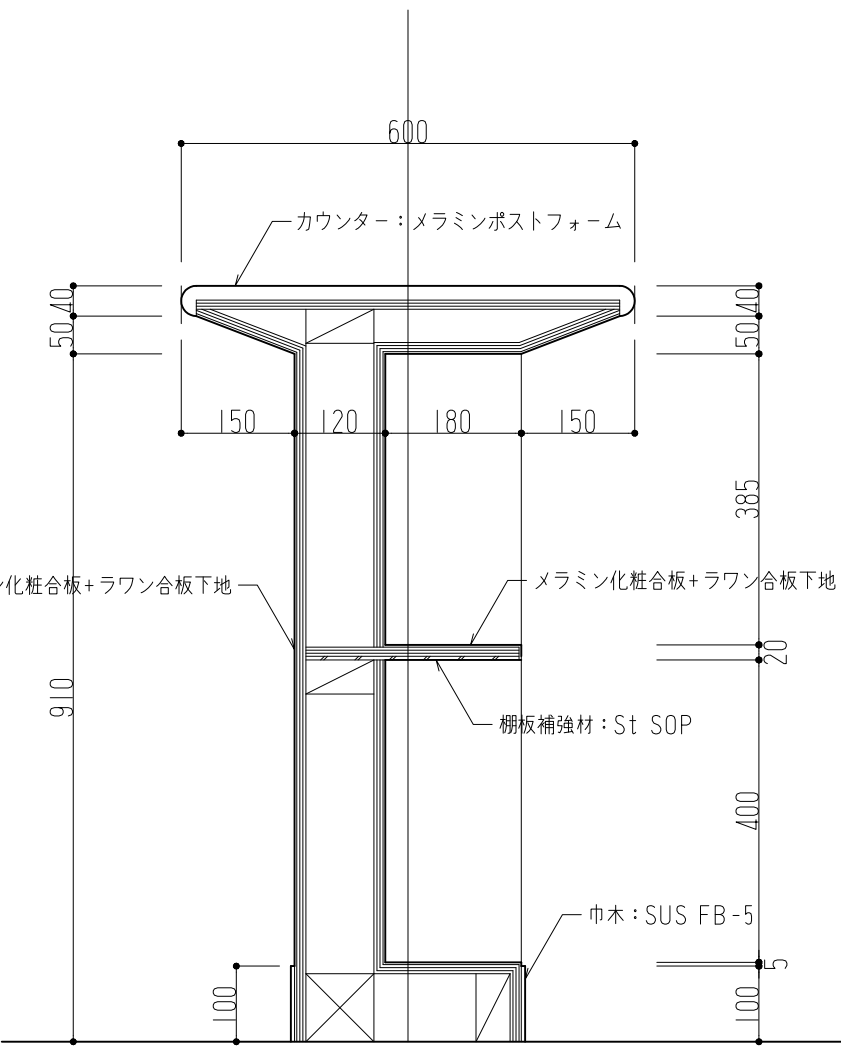
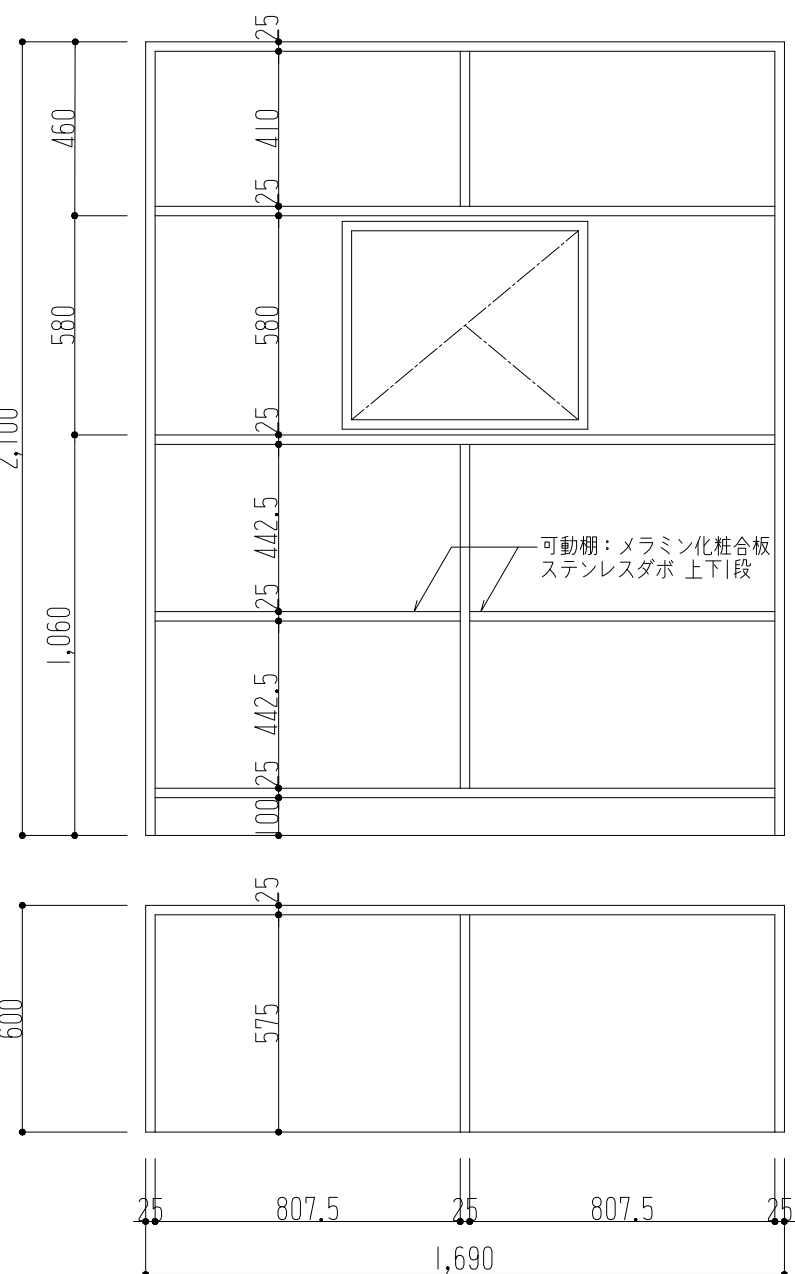


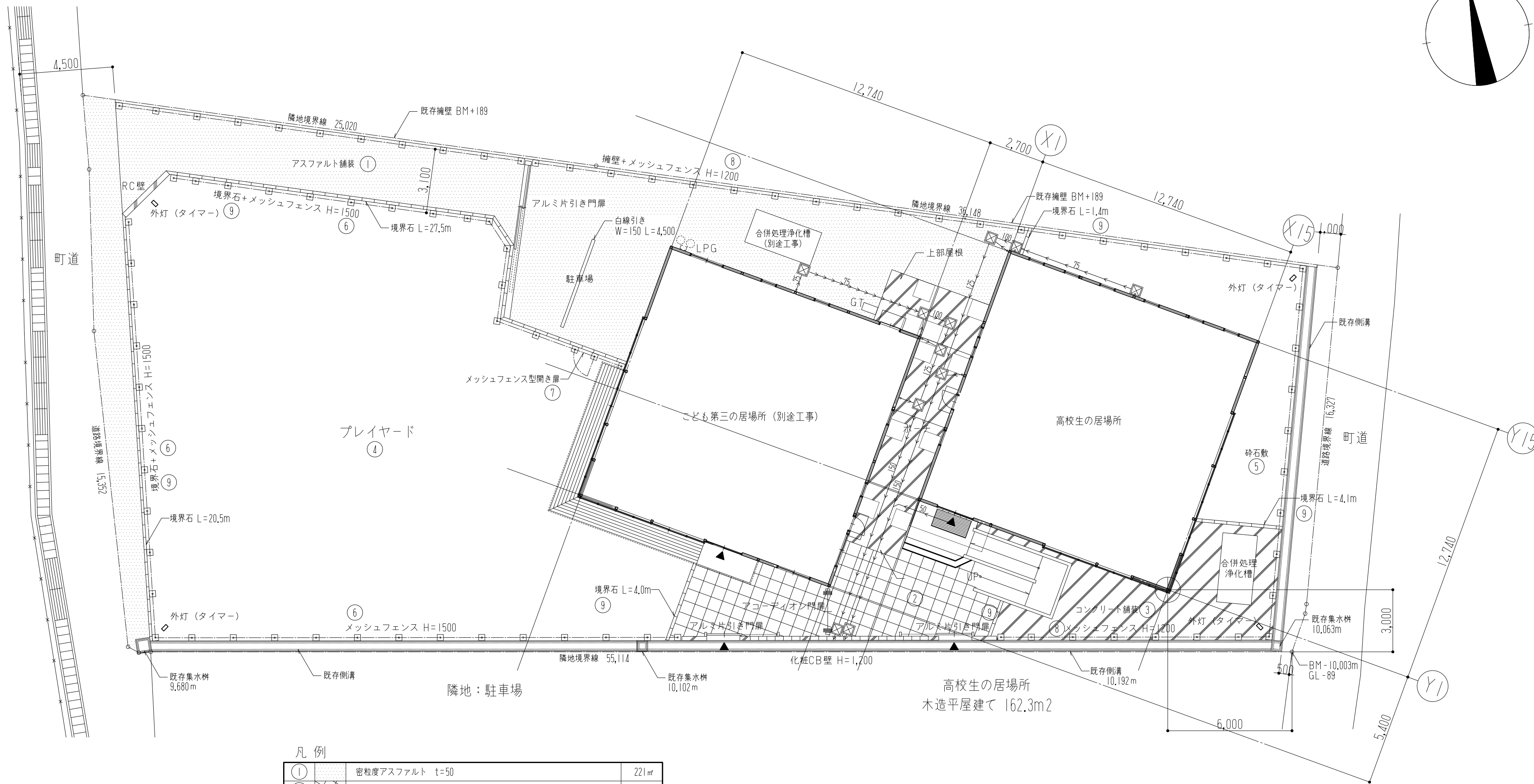
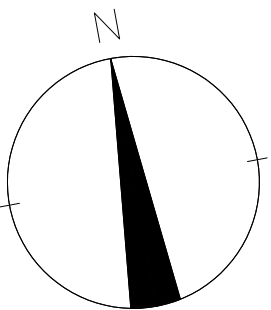
Architectural floor plan of the 1st floor. The plan shows a rectangular layout with a grid system. Horizontal grid lines are labeled X8, X9, X10, X11, X12, X13, X14, and X15. Vertical grid lines are labeled Y1, Y2, Y3, Y4, Y5, Y6, Y7, Y8, Y9, Y10, and Y11. The plan includes a 'フリースペース' (Free Space) area in the upper left. Dimensions are provided: W1 = 6,472.5 (horizontal), W2 = 9,202.5 (vertical), and various segment lengths (850, 60, 2,730, 1,820, 102.5). A '外部' (External) area is indicated on the right side.

符号	室名			フリースペース
数量	形式	法規制		アルミカーテンウォール
姿図			図 示	
内法寸法 (W×H)			図示 × 3,965~4,540	
枠 見込	材質・仕上	100	AL	B-2
障子 巾	材質・仕上	39	AL	B-2
額縁 巾	材質・仕上	—	—	—
ガラス種類	厚み	断熱+合わせ 複層ガラス	Low-E3+A6+F3	
がらり形状	材質・仕上	—	—	—
金物特記		附属金物一式		
備考		網戸、ロールスクリーン（水平梁下）		

株式会社 象企画設計
 徳島市雅賢町西開67-1
 一級建築士事務所
 一級建築士登録 第86203号
 TEL 088-661-4080
 FAX 088-661-4097
 徳島県知事登録 第91093号
 林 實

縦断面図下部 A-A 	縦断面図無目部 B-B 	縦断面図最上部 C-C 	縦断面図 排煙窓部 D-D 						
横断面図端部 (L) 1-1 	横断面図コーナー部 2-2 	横断面図端部 (R) 3-3 	横断面図 排煙窓部 4-4 						
縮尺 A2:100% A3:70.7%									
<table><tr><td data-bbox="97 1921 1481 1971">海陽町教育委員会</td><td data-bbox="1481 1921 1765 1971">工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事</td></tr><tr><td data-bbox="97 1971 1481 2026">設計 R7.03</td><td data-bbox="1481 1971 1765 2026">竣工 図面名称 建具表 (3)</td></tr></table>		海陽町教育委員会	工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事	設計 R7.03	竣工 図面名称 建具表 (3)	<table><tr><td data-bbox="1765 1921 2415 1971">図面番号 A - 18</td><td data-bbox="1765 1971 2415 2026">縮尺 1:5</td></tr></table>		図面番号 A - 18	縮尺 1:5
海陽町教育委員会	工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事								
設計 R7.03	竣工 図面名称 建具表 (3)								
図面番号 A - 18	縮尺 1:5								
		株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097 徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴							

e-Sports カウンター		S=1:10		本棚 (3箇所)		S=1:30	
							
e-Sports カウンター		e-Sports カウンター 正面図		フリースペース カウンター		※各家具は、強度・部材を再検討し製作図を作成の上、監督員の承認を得る事。	
スタッフ カウンター		S=1:10		物置 棚		S=1:20	
							
縮尺 A2:100% A3:70.7%		徳島県県土整備部営繕課 設計 R7.02 竣工		工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事 図面名称 家具詳細図		図面番号 A - 19 縮尺 1:図示	
株式会社 象企画設計 徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴 TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097							



凡 例		
①	密度度アスファルト t=50	221㎡
②	コンクリート平板敷き 600x600x60	51㎡
③	コンクリート舗装 t=120+再生クラッシュラン t=100	73.9㎡
④	プレイヤード：真砂土敷 H=120+再生クラッシュラン t=100	452.1㎡
⑤	碎石敷 t=150	63.4㎡
⑥	メッシュフェンス H=1,500 (既製基礎250×250×450共)	71.3㎡
⑦	メッシュフェンス型開き扉 W=1.0m H=1,500 (既製基礎450×450×600共) シリンダー鍵付き	1箇所
⑧	メッシュフェンス H=1,200 (既製基礎200×200×450共)	87.8㎡
⑨	境界石 150x150	

- GL±0=FL-550=BM+89
☒ 雨水井 特記なき限り排水勾配は、1/100以上
← 雨水排水 管 (硬質塩化ビニル管VP)

仮設計画
仮囲い：成形鋼板 H=2.0m L=158m
出入口：キャスターゲート W=5.0m H=1.8m 1箇所

敷地面積：1,335.79m²

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

海陽町教育委員会

設計 R7.03

竣工

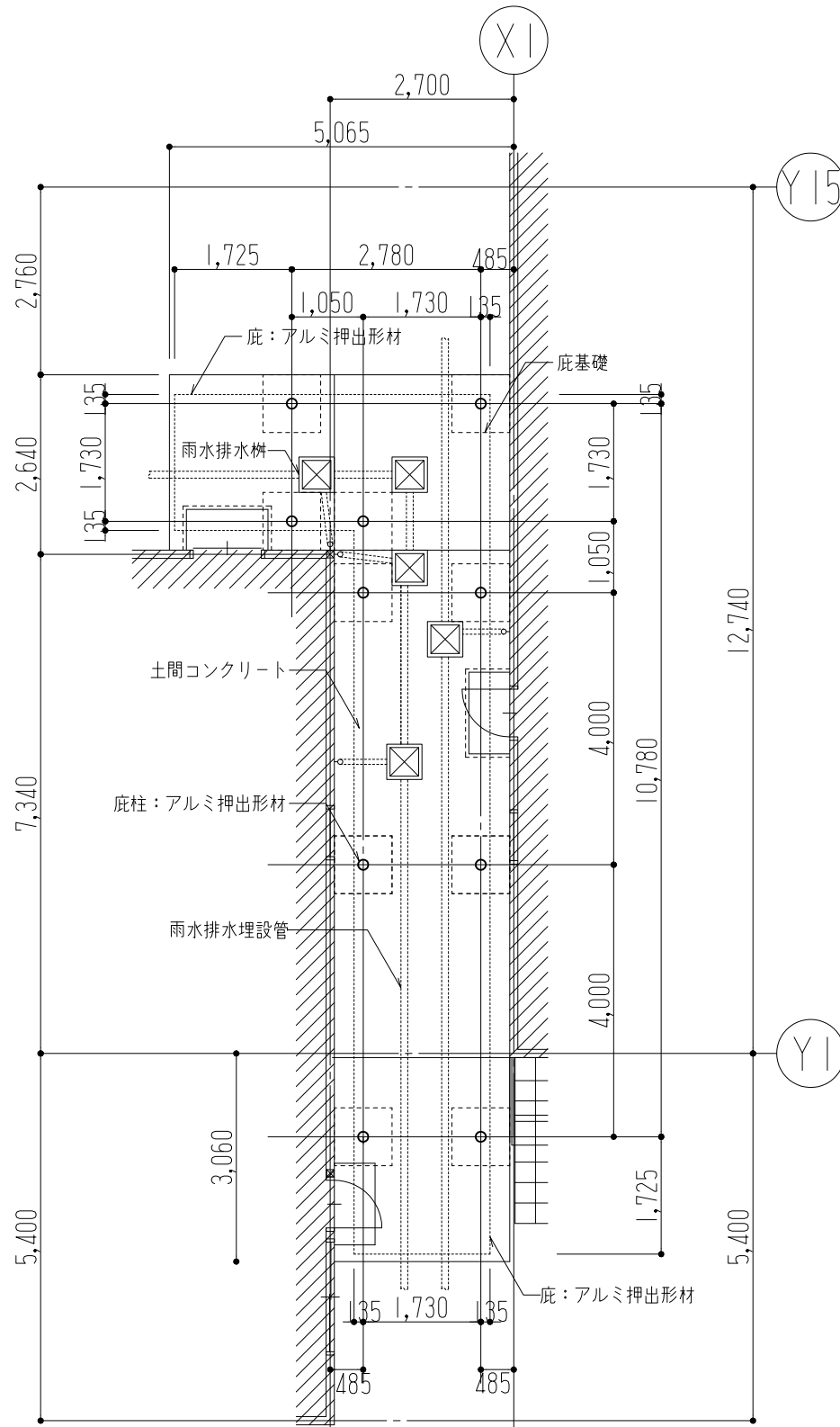
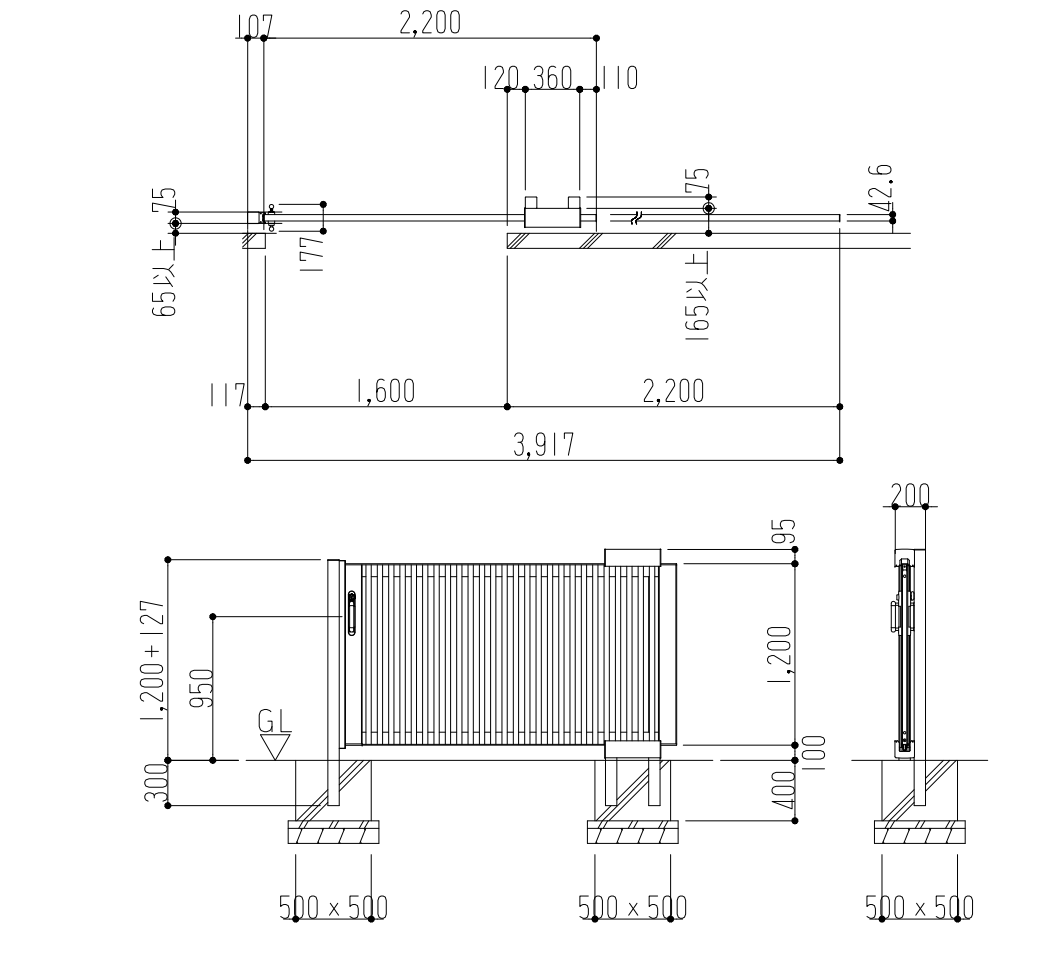
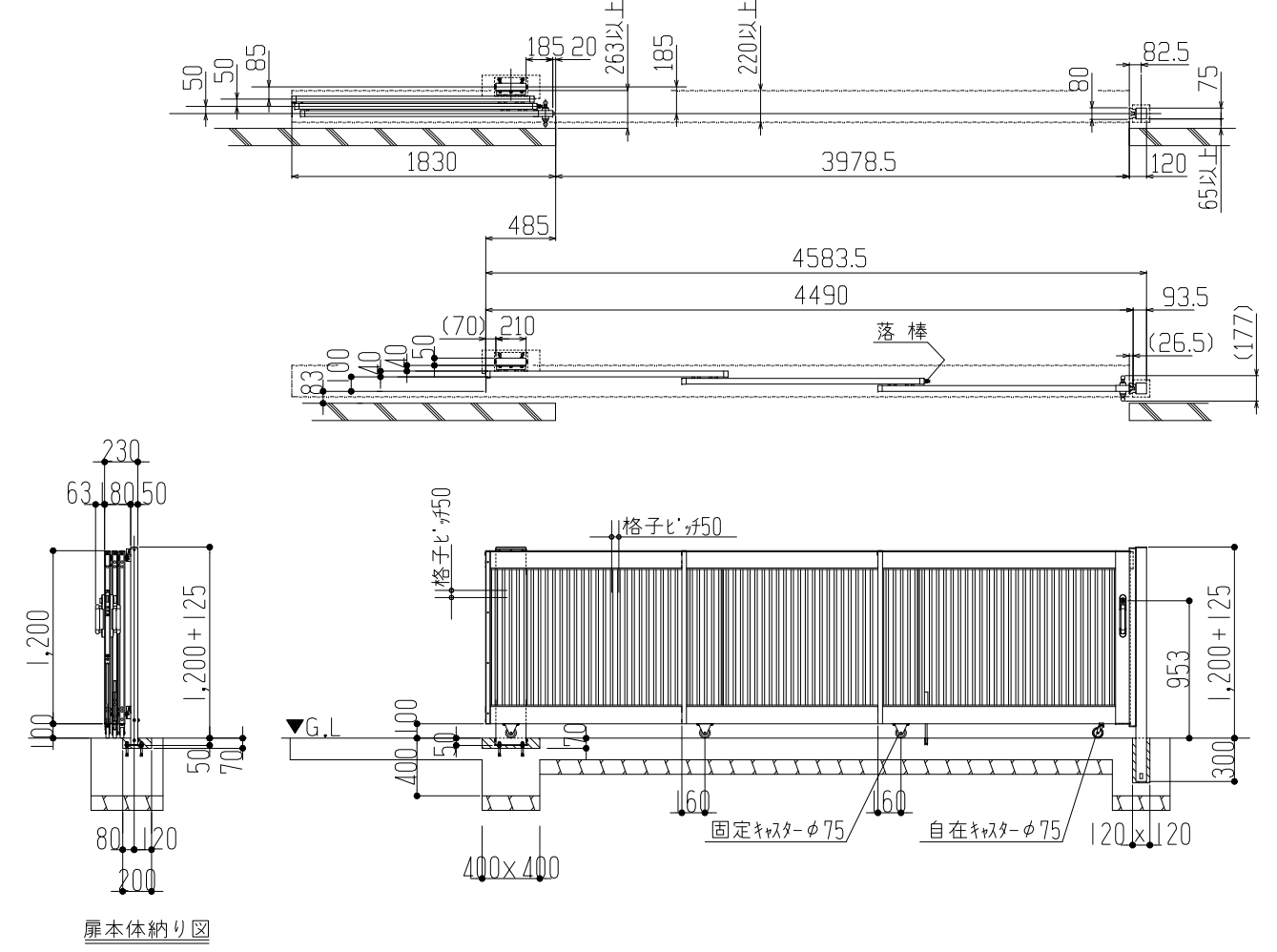
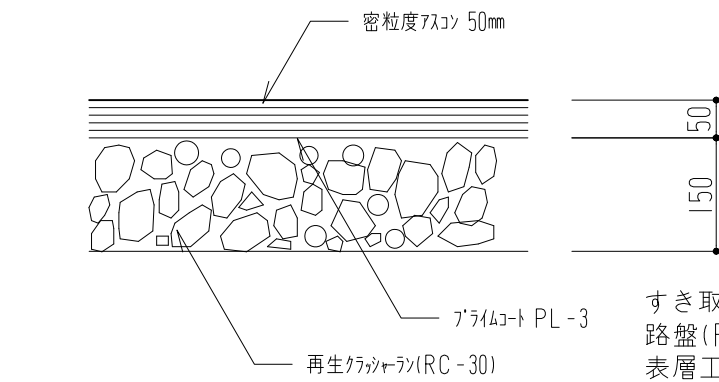
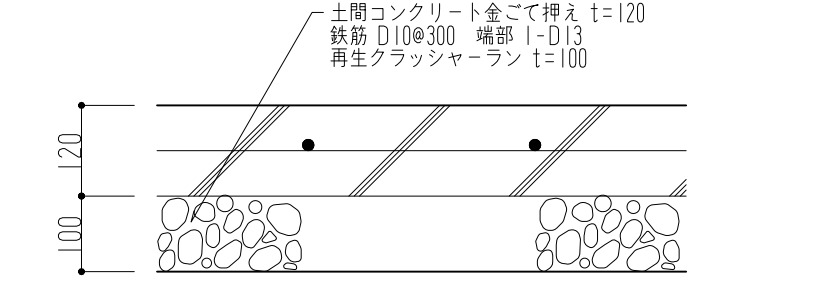
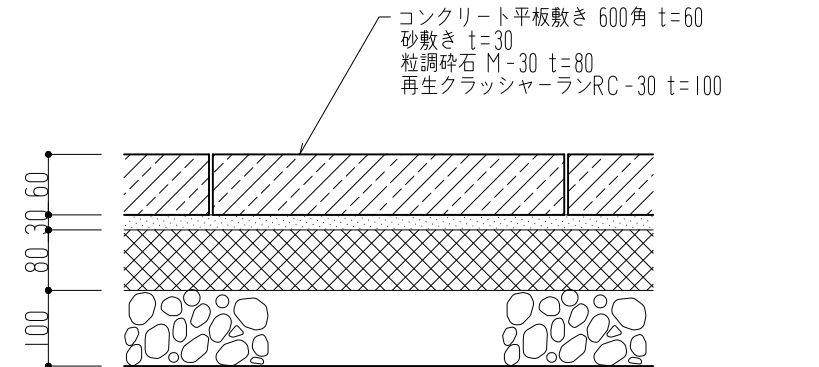
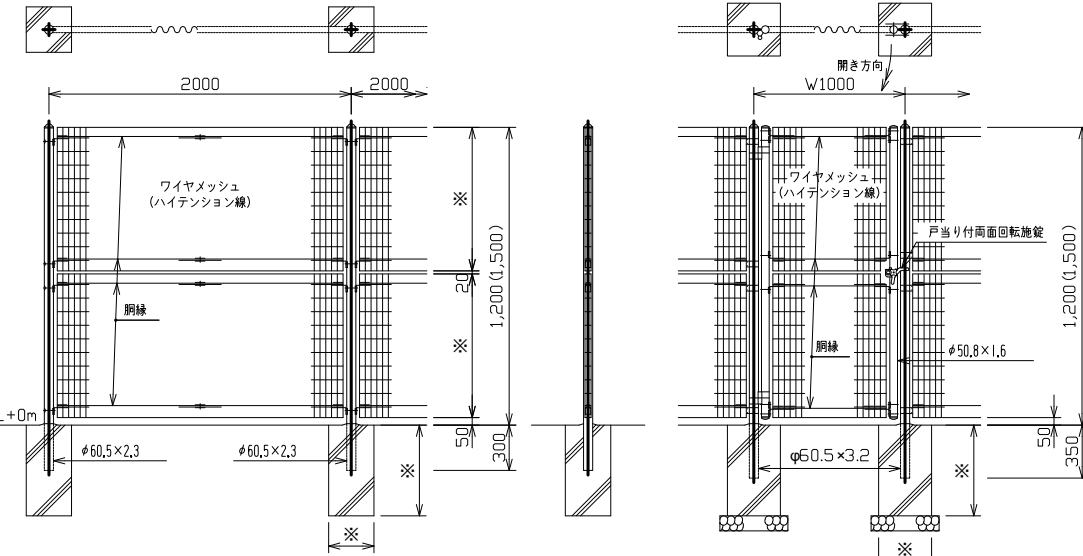
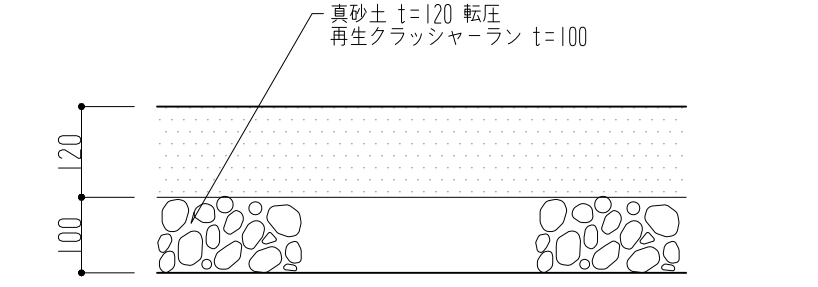
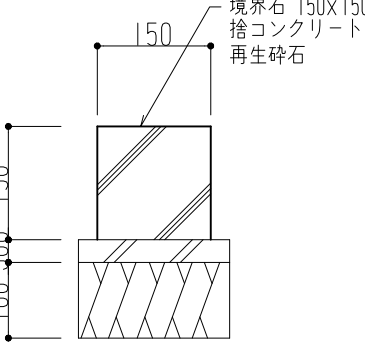
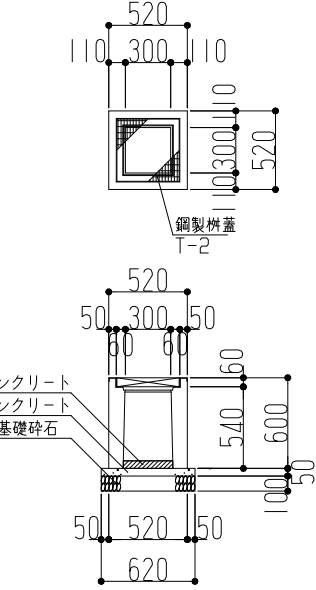
工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面名称 外構図

図面番号 A - 20

縮尺 1：150

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

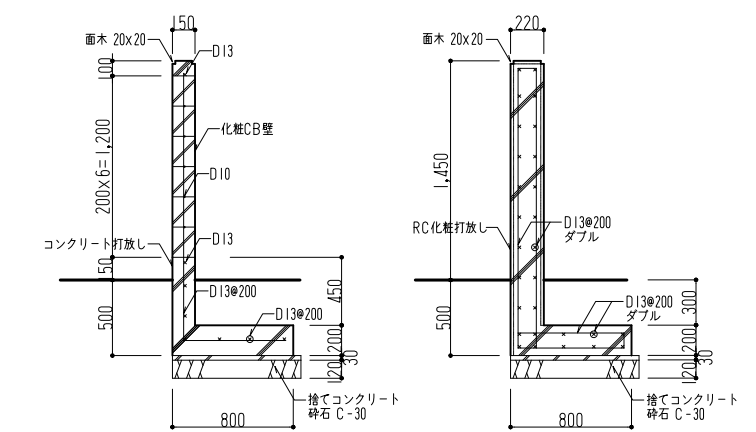
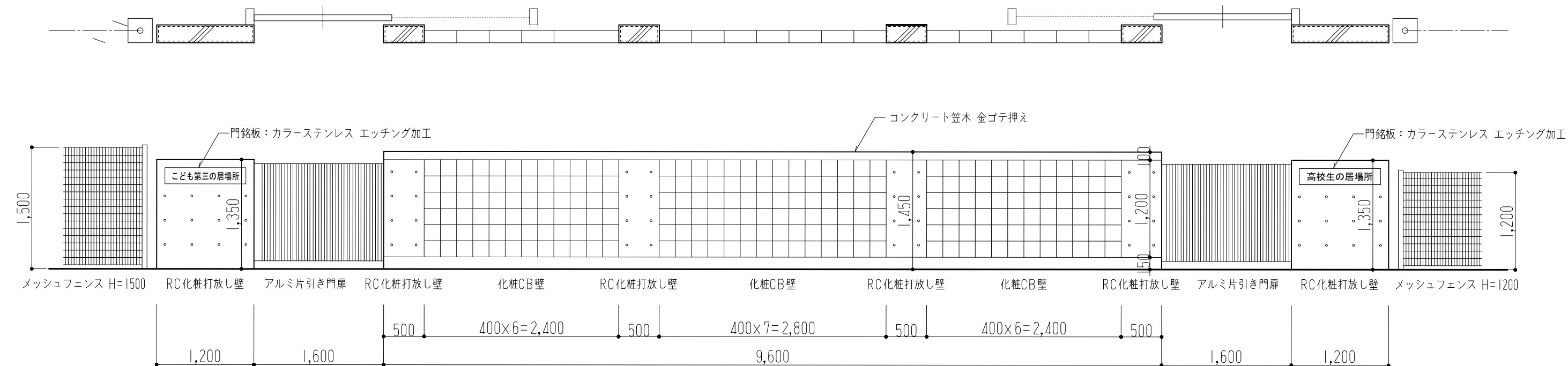
ポーチ アルミ製庇 箇所	S=1:100	玄関扉 アルミ製引戸 箇所	S=1:50	北側扉 アルミ製引戸 箇所	S=1:50	アコーディオン門扉 箇所	
 縮尺 A2:100% A3:70.7% ※コンクリート土間に誘発目地@3,000を設ける事。 ※土間・基礎と建物のが接する部分は、エラストイト t=25を設ける。 ※アルミ押出形材は、陽極酸化・塗装複合皮膜とする。 ※仕様詳細に関しては、メーカーに確認の上施工図を作成し監督員に提出する事。 ※四国化成 ライズルーフⅡHタイプ 同等品とする。		 ※アルミ押出形材は、陽極酸化・塗装複合皮膜とする。 ※仕様詳細に関しては、メーカーに確認の上施工図を作成し監督員に提出する事。 ※四国化成 アルディスライドⅠ型 同等品とする。		 ※アルミ押出形材は、陽極酸化・塗装複合皮膜とする。 ※仕様詳細に関しては、メーカーに確認の上施工図を作成し監督員に提出する事。 ※四国化成 スタッキング引戸2型 同等品とする。		型式：両開きアコーディオン門扉（レールタイプ） 寸法：W=2,000 H=1,200 参考：四国化成 クレディアコー2型 同等品	
密粒度アスファルト舗装		S=1:10	土間コンクリート		S=1:10	コンクリート平板敷き	S=1:10
 すき取り、残土処分(場外)、路床整正 路盤(RC-30)敷均し、転圧 表層工、転圧 注、水が溜まらないよう施工のこと 特に柵周辺の取り合い部等							
メッシュフェンス		S=1:50	プレイヤード真砂土敷		S=1:10	境界石	S=1:10
							
縮尺 A2:100% A3:70.7%		海陽町教育委員会		工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事		図面番号 A - 21	
設計 R7.03		竣工		図面名称 外構詳細図 (1)		縮尺 1:図示	
						株式会社 象企画設計 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097 一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第91093号 林 貴	

正面玄関塀 詳細図

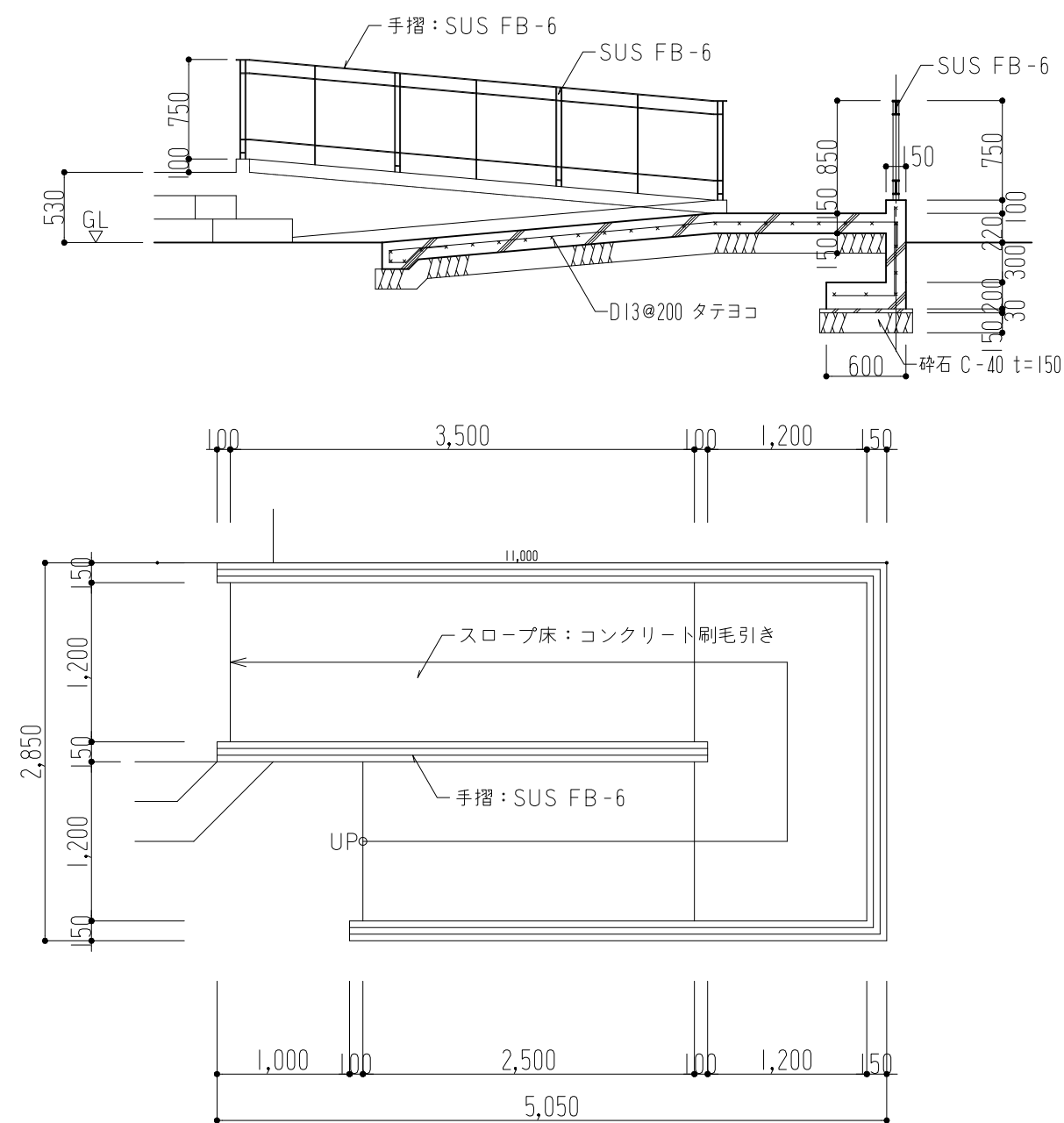
S=1 : 50

玄関堀 断面詳細図

$S = 1:30$



スロープ詳細図

$$S = 1 : 50$$


縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

海陽町教育委員会

設計

竣工

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面名称 外構詳細図 (2)

図面番号 A - 22

縮尺	1 : 図示
----	--------

株式会社 象企画設計
 徳島市雑賀町西開67-1
 一級建築士事務所
 一級建築士登録 第86203号
 TEL 088-661-4080
 FAX 088-661-4097
 徳島県知事登録 第91093号
 林 實

木質工事特記仕様書

1. 一般事項 ☒は適用項目を示すものとする。

- (1) 適用範囲
※本仕様書は建築物及び工物の構造上主要な部分に木材・木質材料を用いる工事に適用する。
木造の構法は、建築基準法施行令第3章3節に規定する木造軸組工法に適用する。
- (2) 設計図書
設計図書とは標準図、特記仕様書、設計図、指示書（現場説明書及び質疑回答書を含む）をいう。
- (3) 準拠する図書
設計図書に記載なきものは下記の図書に準拠する。（※全て最新版による。）
「木造住宅工事仕様書」（住宅金融支援機構監修）
「公共建築木造工事標準仕様書 平成25年版」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
「木造計画・設計基準 平成23年版」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
「木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2008年版）」（日本住宅・木材技術センター）
「日本工業規格 JIS A3301-2015 木造校舎の構造設計標準」（2015年改訂版）
上記の仕様書に記載無き場合は、公共規格又はこれに準ずる規格を適用する。
- (4) 設計図書の優先順位
設計図書の優先順位は下記による。
1. 指示書（現場説明書及び質疑回答書） 2. 設計図 3. 特記仕様書 4. 標準図
- (5) 疑義
疑義を生じた場合や工法の提案を行いたい場合には監理者に申し出、その処理方法について協議する。
- (6) 製作要領書及び施工計画書の作成・提出
工事に先立ち、製作要領書や施工計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。
- (7) 施工図及びプレカット図の提出
工事に先立ち各種の施工図を作成し監理者の承諾を受ける。また、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。プレカット工場を使用する場合には、プレカット図を施工図と位置づける。
- (8) 製作工場・プレカット工場の選定、承諾
設計図書に基づき、当該工事の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有した製作工場、プレカット工場及び木工技能者を選定し、監理者の承諾を受ける。
- (9) プレカット部材の品質確保
加工精度や加工効率の確保のため、プレカット工場の管理者は、(一社)中大規模木造プレカット技術協会主催する講習会の修了者とする。
- (10) プレカット部材の瑕疵保証
主架構には、中大規模木造プレカット部材瑕疵保証、及び中大規模木造プレカットミス賠償責任保険（運営：中大規模木造プレカット部材共済会）を付与された部材を用いる。
- (11) 各種試験・検査報告書の提出
施工者は、各種工事の試験・検査結果ならびに施工記録を提出する。

2. 材料の品質 ☒は適用項目を示すものとする。

2.1 木質材料

(1) 構造用製材

本項の内容は特記無き限り、構造用製材を対象とし、製材の日本農林規格に準拠する。

☒【構造用製材】（構造図に記載）

部 位	樹種名	強度等級	乾燥処理	保存処理	材面の美観

☐ 主要構造部には機械等級区分製材を用いることを原則とする。

- 分割りを行う部材の有無
☐ 有（分割りを行う場合は、見えがかり部・相欠き部材・構造用合板の釘接合面には行わない。）
☐ 無（集成材の場合は分割りなし。）

☒ 強度等級を指定した材料は特に、材料の欠点の節、目切れ等注意到意して材料を選定し、仕口や接合部に欠点が当たらないように注意する。

☒ 材の曲がりについては、上記にかかわらず目視等級1級相当とする。

(2) 構造用集成材、構造用単板積層材（LVL）

本項の内容は特記無き限り、集成材及び単板積層材の日本農林規格に準拠する。

☒【構造用集成材・LVL】

ラミナの枚数や特殊な試験については必要に応じて特記する。（構造図に記載）

部 位	樹種名	品 名 (LVLの場合は区分)	強度等級 (LVLの場合は曲げ性能)	材面の品質	使用環境	ホルムアルデヒド 放 散 量

(3) 構造用合板、構造用パネル(OSB)、パーティクルボード、MDF等

本項の内容は特記無き限り、合板及び構造用パネルの日本農林規格又はパーティクルボード及びMDF等の日本工業規格に準拠する。

☒【構造用合板・構造用パネル(OSB)、パーティクルボード、MDF等】

単板の樹種及び構成や防虫処理については必要に応じて特記する。

部 位	強度等級 (OSBの場合は曲げ性能)	板面の品質 (注1)	接着の程度 (構造用合板の場合に記入)	寸 法	ホルムアルデヒド 放 散 量
耐力壁	2級	(C)	1類	9mm	F☆☆☆☆
野地板	2級	(C)	1類	12mm	F☆☆☆☆
床	2級	(C)	1類	24mm	F☆☆☆☆

注1. 構造用合板の板面の品質は、通常は1級がB-C、2級がC-D
OSBの場合は、表面及び裏面に木材の小片の浮き上がりがないこと及び側面の切断面が平滑であること。
注2. 特注品の場合は納期に注意すること(2ヶ月以上)

(4) 丸太・そま角

☐【丸太・そま角】

本項の内容は特記無き限り、素材の日本農林規格などに準拠する。

部 位	樹種名	縦振動ヤング係数区分	等 級

2.2 接合具

接合具の材質は一般普及品を使用することを原則とし、特殊なものを使用したい場合は特記とする。
接合具に錆を生じる恐れのある場合は適切な防錆処理を施す。鋼材の表面処理は特記による。標準めっき処理は溶融亜鉛めっき鋼板：Z27(JIS G 3302) 電気亜鉛めっき：Ep-Fe/Zn/CM2とする。

(1) くぎ、木ネジ（構造図に記載）

種 類	材 質	径 (mm)	長さ (mm)	使用箇所	頭部／脚部形状
☒ N釘	鉄	JIS G 3532	SWM-N		耐力壁、床板、屋根 血頭網目付き /スムース
☒ C N釘	鉄	JIS G 3532	SWM-N		耐力壁、床板、屋根 平頭フラット
☐ Z N釘	鉄	JIS G 3532	SWM-N		補強金物 平頭 フラット/ハーブ
☐ S釘	ステンレス	JIS G 4309	SUS304		耐力壁、床板、屋根 平頭 フラット及び 網目付き/Δミス
☐ G N釘	鉄	JIS G 3532	SWM-N		石膏ボード用 平頭 フラット
☐					

(2) 木質構造用ビス（構造図に記載）

製品名	径 (mm)	長さ (mm)	使用箇所
☐			
☐			
☐			
☐			

(3) ボルト、ナット、座金

ボルト・ナットはJIS B 1180、JIS B 1181の規格及び付属書J4による。（構造図に記載）

種 類	材 質	径 (mm)	長さ (mm)	防錆処理、使用箇所など
☒ 呼び径六角ボルト ☐ 有効径六角ボルト ☐ 全ネジボルト ☐	鉄 ステンレス	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS B 1051 JIS G 4303	強度区分4.6又は、 4.8、4.1以上 適合する炭素鋼 SUS304	☒ 電気亜鉛めっき ☐ () 生地
☒ アンカーボルト ☐	鉄 ステンレス	JIS G 3101 JIS G 3138 JIS G 3505 JIS G 3507-1 JIS G 4303	SS400 SMR400B、490B SWRM8～10 SWRCH8～10 SUS304	☒ 電気亜鉛めっき ☐ () 生地
☒ 角座金 ☒ 丸座金 ☐	鉄 ステンレス	JIS G 3131 JIS G 4303	SPHC SS400 SUS304	☒ 電気亜鉛めっき ☐ () 生地

・設計図及び標準図記載以外の座金は、特記なき限り用途と（引張、せん断）下表により使い分ける。
尚、ボルトとの組み合わせにより耐力が決まっている羽子板ボルト等の座金は、その仕様準ずる。（単位：mm）

座金の大きさ	ボルト径					
	8	10	12	16	20	24
引張を受けるボルト	厚さ	4.5	4.5	6	9	13
	角座金の一边	40	50	60	80	105
	丸座金の直径	45	60	70	90	120
せん断を受けるボルト	厚さ	3.2	3.2	3.2	4.5	6
	角座金の一边	25	30	35	50	60
	丸座金の直径	30	35	38	48	58

(4) ドリフトピン、ラグスクリュー、木栓

種 類	材 質	径 (mm)	長さ (mm)	防錆処理、使用箇所など
☐ ドリフトピン	鉄	JIS G 3101 JIS G 3505 JIS G 4051	SS400 SWRM8～12 S10C	☒ 電気亜鉛めっき ☐ ()
☐ ラグスクリュー （コーチボルト）	鉄	JIS B 1180 JIS-B 1051 JIS G 3101	強度区分4.6 又は、4.8 SS400	☐ 電気亜鉛めっき ☐ ()
☐ 木栓	堅木（樹種： ）			

・ドリフトピンの先端テーパ一部の長さ：10mm以下
・木栓はナラ・ケヤキ・カシ等、気乾比重0.6以上の広葉樹で、節や目切れ等の欠点の無いものとし
先端は、3～5mm程度面取りすること。

(5) 接合金物、鋼材（構造図に記載されていないものは、（告示1460号第1号・第2号）を遵守すること。）

種 類	品 名	短期許容接合耐力	メーカー等	防錆処理、使用箇所など
☒ 筋かゝ耐力壁の接合部				☐ 溶融亜鉛めっき ☒ 電気亜鉛めっき ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき ☐ 溶融亜鉛めっき ☒ 電気亜鉛めっき
☒ 柱頭・柱脚接合部				☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき
☒ 横架材接合部				☐ 溶融亜鉛めっき ☒ 電気亜鉛めっき ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき
☐ 鋼材				☐ ()
☐ ()				☐ ()
☐ ()				☐ ()
☐ ()				☐ ()

(6) 接着剤（接着接合）

ここでいう接着接合とは、建設現場で用いるものを対象とする。

製品名	使用箇所	備 考
☐		
☐		
☐		

3. 耐久性（防腐・防蟻・耐候処理）

(1) 木材の防腐・防蟻処理

木材の防腐・防蟻処理は以下のいずれかとする。

- ・高耐久材の使用（注：部材は心材あるいは心持ち材または集成材とする）
- ・工場処理材（注：現場の加工、切断、穿孔箇所などは、現場処理に準じる）

保存処理材（性能区分）： K5 K4 **K3** K2 K1
A0認証保存処理材： 1種 2種 3種

・現場処理：塗布、吹付、浸漬（特記無き場合は、処理量： 300 ml/m²、処理回数：2回）

（注：接合部、亀裂部、コンクリートなどに接する部分は、特に入念な処理を行う。
給排水用塩化ビニル管に接する部分は、薬剤による損傷を防ぐため管を保護する。
処理方法は、日本しろあり対策協会の標準仕様書に準じる。）

使用薬剤：日本しろあり対策協会または日本木材保存協会の認定品とする。

使用部位	高耐久材	工場処理材	現場処理
土台	☐ ()	☒ K3 ☐ ()	☐ 塗布
外周柱下部1m	☐ ()	☒ K3 ☐ ()	☐ ()
外周筋かい下部1m	☐ ()	☒ K3 ☐ ()	☐ ()
外周木質系面材耐力壁下部1m	☐ ()	☒ K3 ☐ ()	☐ ()
水周り	☐ ()	☒ K3 ☐ ()	☐ ()
その他	☐ ()	☐ K3 ☐ ()	☐ ()

(2) 土壌処理

☒防蟻薬剤による処理：薬剤（ ）

特記無き場合は、日本しろあり対策協会または日本木材保存協会認定品、あるいはこれと同等以上の効力を有するものとする。
☐防蟻薬剤による処理と同等以上の対策（ べた基礎 ）
☐土壌処理省略 口北海道 口東北 口北陸 口（ ）

注：処理範囲は、外周部基礎の内側、内部布基礎の周辺20cm、東石等の周囲20cmを標準とし、処理方法は日本しろあり対策協会の標準仕様書に準じる。

(3) 耐候処理（塗装）：劣悪環境に置かれる木材等を対象とする。

部位	製品名（会社名）	塗り回数

4. 材料品質の検査方法 ☒は適用項目を示すものとする。

(1) 構造用製材

現場または加工工場に搬入された製材等は、加工に先立ち下記の要領で受け入れ検査を実施し、速やかに監理者に報告する。また係員の立会いを要する検査については、指定された試験要領に基づいて、適時抜取り検査を実施する。社内検査で試験本数や抜取り率の指定がない場合は原則全数とする。検査の結果、性能を満たさない材料については適用箇所を変更する等の措置を行う。

検査項目

- ☒含水率測定 ☒抜き取り（部位：土台、柱、梁（製材）のうち30%程度） ☐全数
☐ヤング率測定 ☐抜き取り（部位： ） ☐全数
☒材種・等級の確認 ☒抜き取り（部位：土台、柱、梁（製材）のうち30%程度） ☐全数
☐外観検査 ☐抜き取り（部位： ） ☐全数
☐寸法検査 ☐抜き取り（部位： ） ☐全数

- ☒日本農林規格の目視等級区分構造用製材、機械等級区分構造用製材を使用する場合は製造工場の認定書の写しを確認する。
☒含水率測定の時期は、監理者の指示による。
☐（ ）

- ・材種・等級は表示を確認し、外観・寸法検査は日本農林規格に準じて行う。
- ・含水率やヤング係数は刻印された表示の確認を原則とし、全乾重量法や静的ヤング係数試験は公的試験場にて行う。含水率計は日本住宅・木材技術センター認定品を、動的ヤング係数は全国木材組合連合会の認定品を用いて測定することを原則とする。
- ・全乾重量法や静的ヤング係数試験は1荷口につき確認する本数で示す。試験体は実際に使用する同一部材の中から抽出し、木材の試験方法（JIS Z 2101）に準ずる。
- ・特記無き場合は、含水率計による測定は、製材加工後の工場出荷前に行う。
- ・特記無き場合は、動的試験は製材後（継手などの工場加工前）に行う。

(2) 構造用集成材、構造用単板積層材（LVL）、構造用合板、構造用パネル等

・搬入される全製品について受け入れ検査を実施し、特記仕様書等で指定された所定の製品であることを、日本農林規格（JAS）—MDF等の場合は日本工業規格（JIS）—の表示ラベルまたは出荷証明書を確認すること。

(3) 接合具

- ・現場または加工工場に搬入される全ての接合具について受け入れ検査を実施し、材質径、長さ製品名等について特記仕様書等で指定された所定の製品であることを確認すること。
- ・同等性能の接合具を用いる場合には、その主旨を監理者に申し出、承諾を得る。
- ☐木製品の接合具については、予め曲げ試験などにより性能の確認を行いその結果を報告する。また必要に応じて立会いによる性能確認を実施する。

(4) 接合金物

- ・現場または加工工場に搬入される全ての接合金物について受け入れ検査を実施し、材質、形状製品名等について特記仕様書等で指定された所定の製品であることを確認すること。
- ・同等認定品や性能評価品等を用いる場合には、その主旨を監理者に申し出、承諾を得る。

5. 木材の加工

(1) 刻み時の注意

製材に背割りのある場合、曲げ材は断面の弱軸と背割りの方向を一致させる。

(2) 加工寸法の精度

図面表示は仕上がり寸法である。
下記を除き、2. 1木質材料に示す材の仕上げ後の断面寸法の許容差は各々の農林規格の寸法許容差に準ずる。ただし、上限値が制限なしとなっている場合は、協議による。

材種：口（ ） 口（ ）
構造用製材、構造用集成材、LVLの材長

- ☒軸組み工法の継ぎ手仕口及び金物工法の場合：±1.0mm以下
- ☐調整代をとったボルト接合法工法の場合（大断面集成材、LVL）：材長の±0.04%以下

せん断用ボルト穴径（dはボルト径）

集成材： d+1.0mm（d≦M12）、d+2.0mm（d≧M16）
接合金物等： d+1.0mm（d≦M12）、d+1.5mm（d≧M16）
ドリフトピン・木栓の木材の穴径： d±0mm（dはドリフトピン・木栓径）
ドリフトピンの接合金物等の穴径： d+1.0mm（d≦M12）、d+1.5mm（d≧M16）（dはドリフトピン径）

(3) 表面仕上げ

口製材（ ） 口集成材・LVL（ ） 口その他（ ）

(4) 面取り

口柱：（ ） mm 口梁：（ ） mm

(5) 加工状況の検査

- 口立ち会い検査
- 口外観検査 口加工寸法検査
- 口施工者自主検査記録の提出〔 〕

6. 運搬・建方

(1) 輸送計画

製品の輸送に当たっては、建方計画に支障がないように、道路状況、現場作業手順等を考慮し十分な検討を行う。また、輸送時に製品の品質を損なわないようにする。
口輸送計画書の提出〔 〕

(2) 集積・保管

集積の際は適当な受け台などを設け、材にねじれや曲がりの損傷を与えないように注意する。降雪や降雨に対する保護としてシート養生を行う。ただし、エアコンの効いた室内は乾燥による割れが発生するため避ける。
口集積場の確認〔 〕

(3) 建方計画

口建方計画書の提出

アンカーボルトの施工方法、建方スペース、建方機械、搬入・仕付け、地組み、足場計画、建方、養生、安全対策などについて検討し、建方計画書としてまとめる。

(4) 施工時の安全性

建方作業中および作業後、横架材上に諸材料または機械などの重量物を積載する場合、あるいは柱に大きな引張力を与えるなどの場合は監理者の承認を受ける。また、強風などによる諸外力に対しては、必要に応じて仮設補強等の処置を施す。
口施工時の安全性に対する検討書の提出 口施工時荷重条件の通知

(5) アンカーボルトの施工

- ・芯出しは、型板を用いて基準墨に正しく合せて適切な機器等で正確に行う。
- ・アンカーボルトは鉄筋等を用いて組立て、適切な補助材で固定しコンクリートの打ち込みを行う。
- ・アンカーボルトはダブルナットとする。 口適用除外〔 〕
- ・土台の穴あけはコンクリート打設後、ボルトの通り芯からのずれを実測してから行う。

(6) 建方精度

- ・建方の精度基準は下記による。
 - 口建物の倒れ： ☒e≦H/2500+10mm かつ e≦50mm 口〔 〕
 - 口梁の水平度（節点間のレベル差）：☒e≦L/700+5mm かつ e≦15mm 口〔 〕
 - 口建物のわん曲：☒e≦L/2500mm かつ e≦25mm 口〔 〕
 - 口柱据え付け面の高さ及びアンカーボルトの位置
 - 柱据え付け面の基準高さからの誤差：☐±3mm以下 口〔 〕
 - 通り芯からの誤差：☐±3mm以下 口〔 〕
 - 階高：☐±5mm≦ΔH≦+5mm 口〔 〕

・建方精度に不具合が発生した場合は速やかに監理者に報告し対応策を協議する。

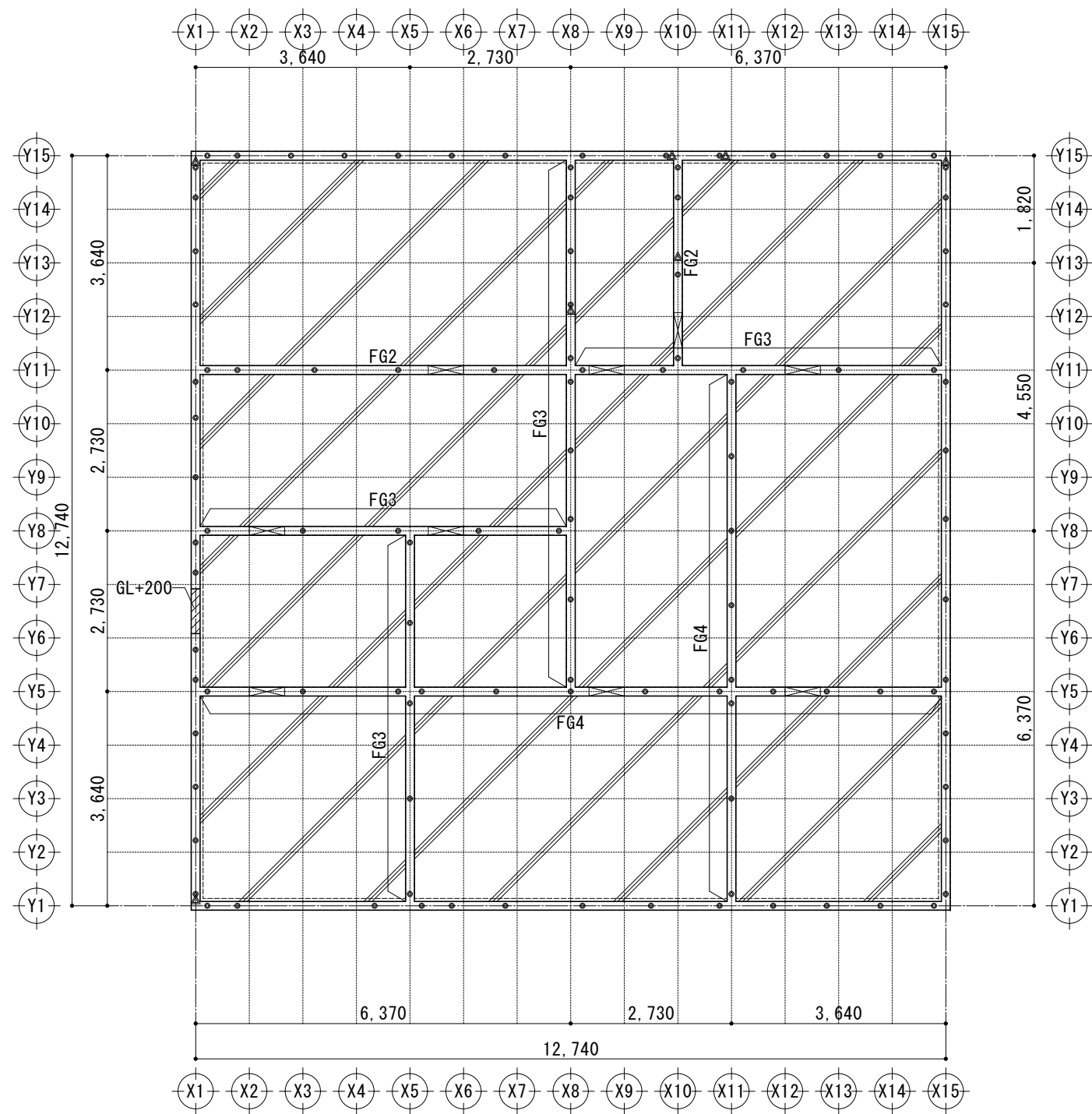
(7) 施工状況の検査

- ☐アンカーボルト施工時の立会い検査
 - 口施工者自主検査記録の提出〔 〕
- ☐地組み時の立会い検査
 - 口施工者自主検査記録の提出〔 〕
- ☐建方時の立会い検査
 - 口施工者自主検査記録の提出〔 〕
- ☐建方後の施工状況の検査
 - 口施工者自主検査記録の提出〔 〕
- ☒最終確認
工事中に発生するボルトの緩み、接合具および接合金物に影響する材の割れ、接着面のはがれ等注意到意を払い、不具合が発生した場合は是正する。補強の必要がある場合は速やかに監理者に報告し対応策を協議する。
☒施工者自主検査記録の提出〔監理者の指示による。〕

令和2年 8月20日改訂 一般社団法人 中大規模木造プレカット技術協会

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

海陽町教育委員会		工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事		図面番号 S — 01		株式会社 象 企 画 設 計 TEL 088-661-4080 徳島市健賢町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 實
設計 R7.03	竣工	図面名称 構造特記仕様書		縮尺 NON		

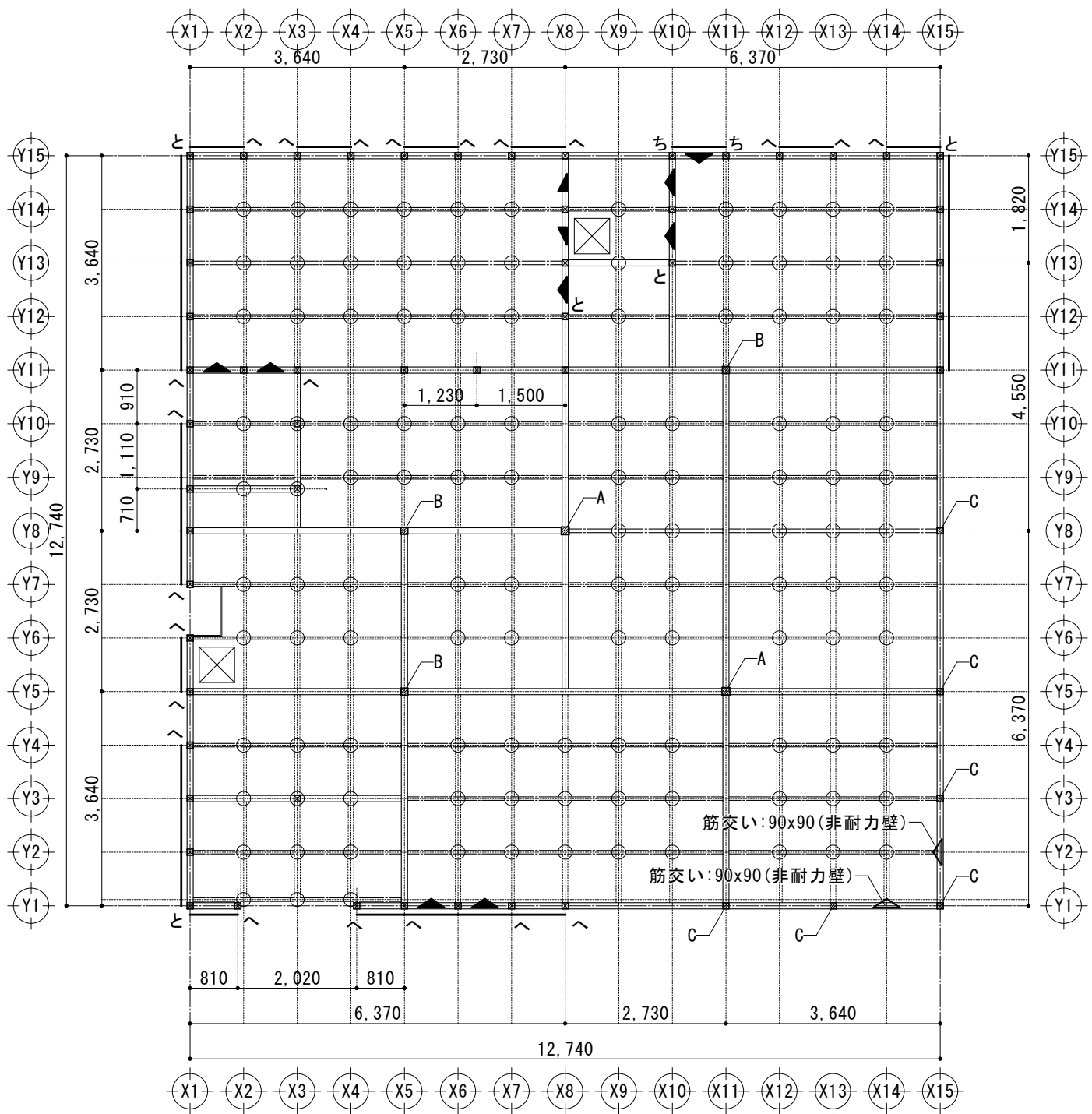


- 特記事項

 - ・外周基礎梁はFG1とする。
 - ・基礎スラブはS1とする。
- 基礎伏図 S=1:100
- 凡例

 - アンカーボルト: M12 L=400 埋込250
 - △ アンカーボルト: M16 L=550 埋込240(コルトアンカーボルト)
 - 人通口: W=600 を示す。

Y+方向
⇒X+方向



- 特記事項

 - ・記入なき柱脚金物は(は)とする。
- 土台伏図 S=1:100
- 凡例

 - 柱脚: 筋交い:45x90(ｼﾝｸﾞﾙ)を示す。
 - 筋交い:45x90(ﾀｲﾁ)を示す。
 - novopan STP II: t=9mm(壁倍率2.9倍)を示す。(釘:N50 周辺部@100以下・中間部@200以下)(大臣認定 FRM-0177-1)
 - 化粧柱:135x135 を示す。
 - 化粧柱:120x120 を示す。
 - 化粧柱:105x105 を示す。
 - 鋼製床束を示す。
 - 合板受け:90x90@910を示す。
 - 床下点検口:600x600を示す。

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

海陽町教育委員会

設計 R7.03

竣工

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

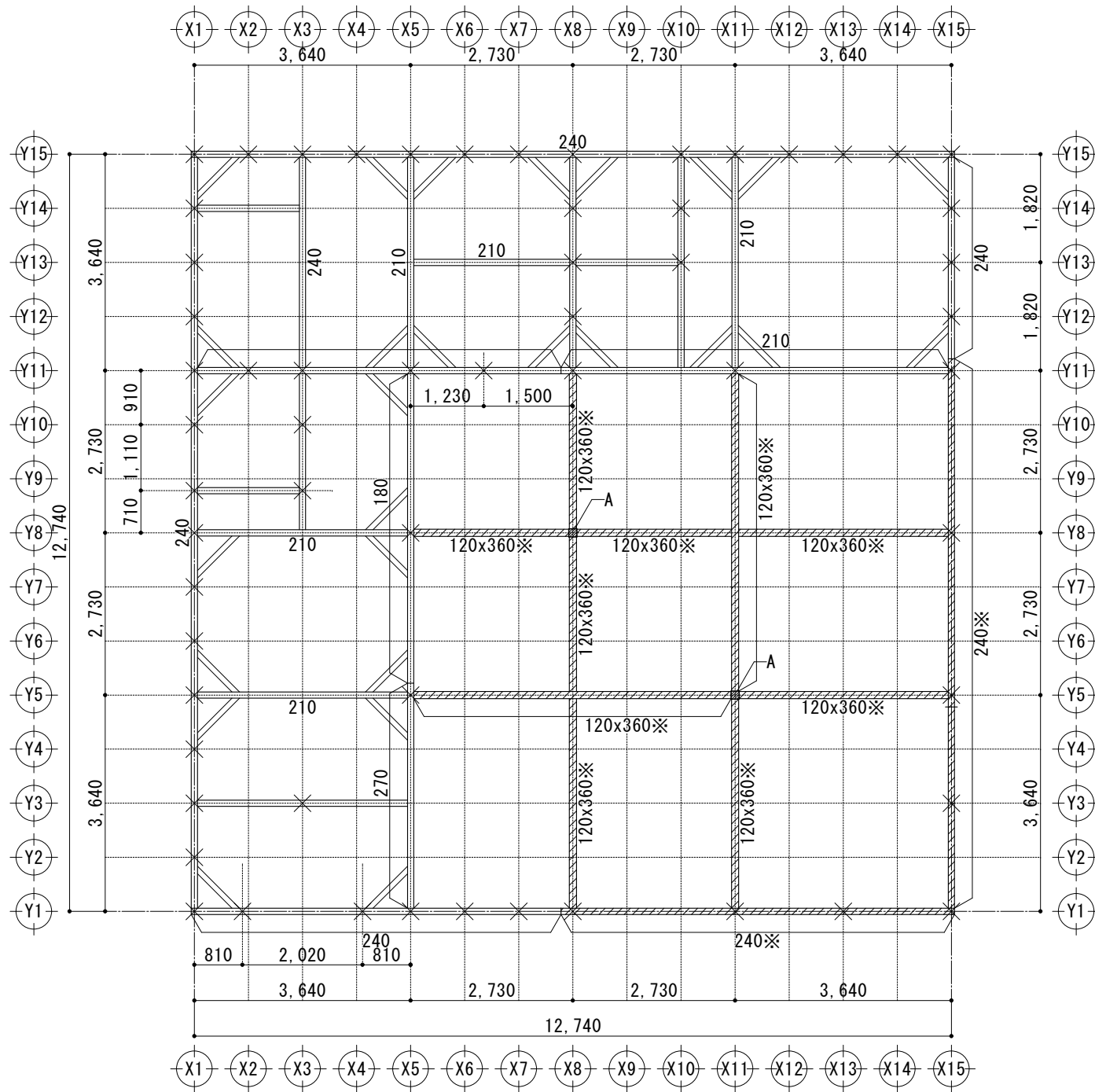
図面名称 伏図(1)

図面番号 S-02

縮尺 1:100

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市健賢町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第31093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



特記事項
・記入なき梁せいは150mmとする。

小屋伏図 S=1:100

凡例
※ 化粧梁:ﾊﾞｲﾅｯ集成材 E120-F330を示す。
■ A 化粧柱:135x135 を示す。

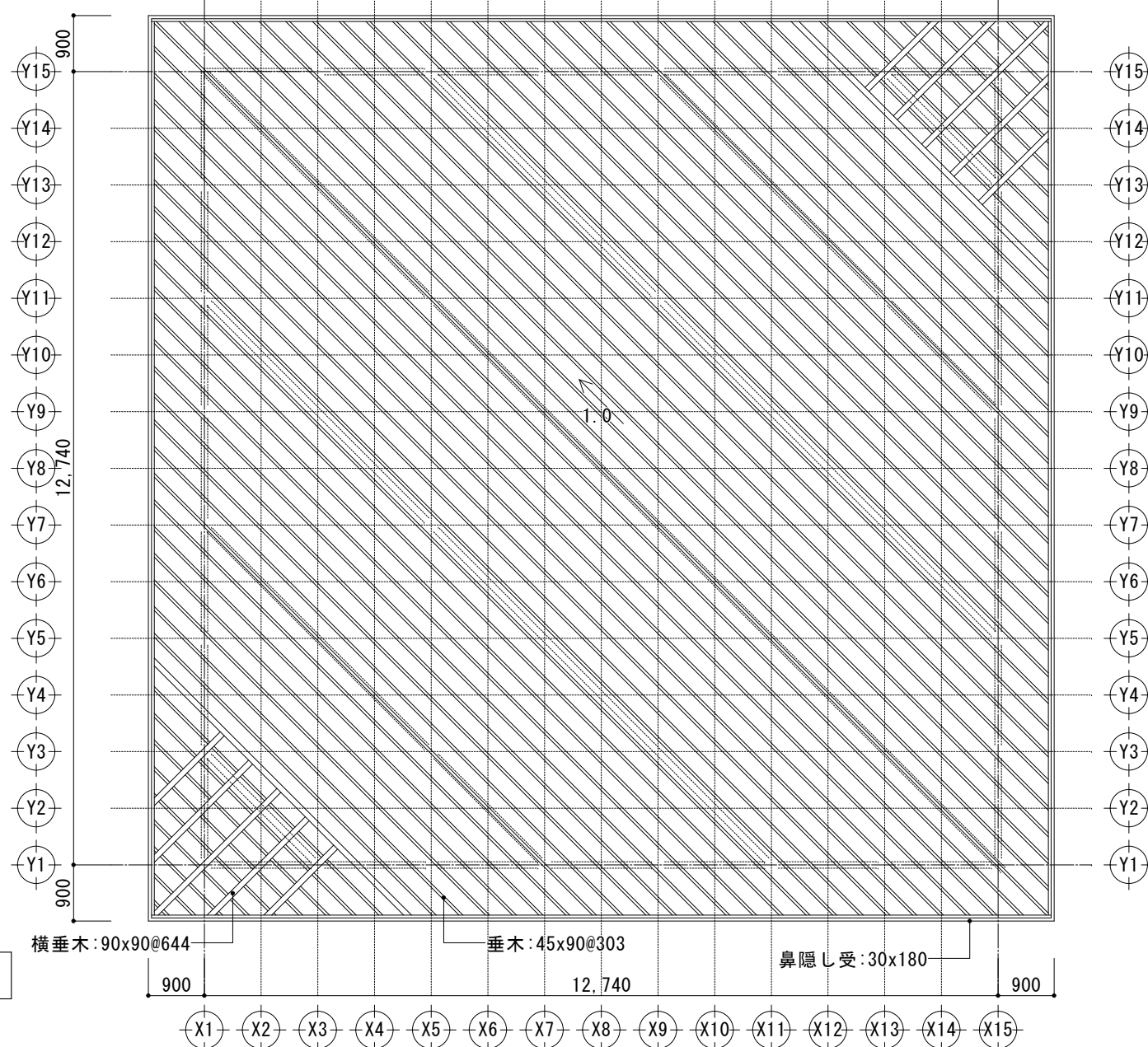
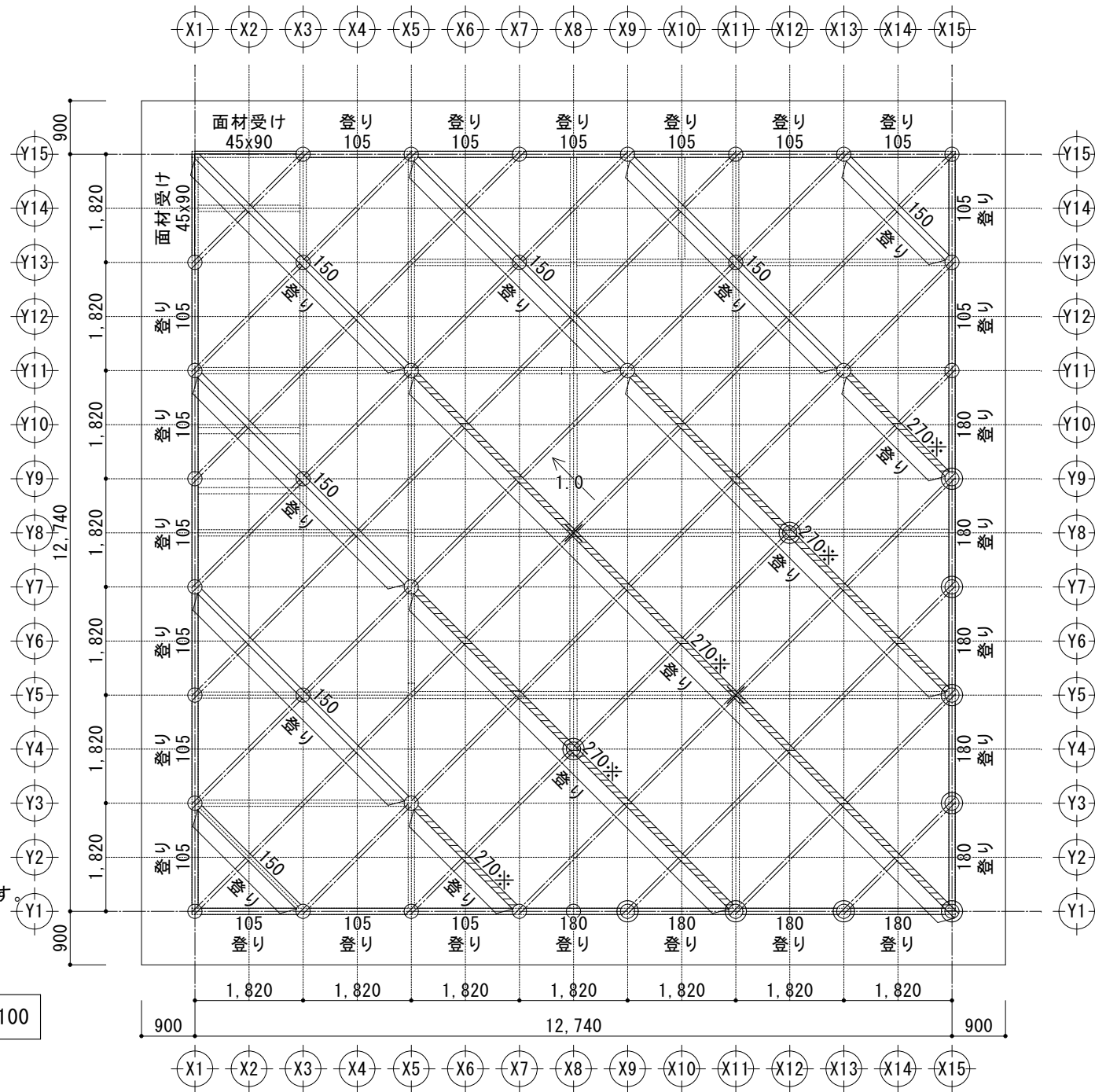
Y+方向
⇒X+方向

凡例
○ 小屋束 (105x105) を示す。
◎ 小屋束 (化粧束:105x105) を示す。
↗ 屋根流れ方向を示す。
※ 化粧梁:ﾊﾞｲﾅｯ集成材 E120-F330を示す。

特記事項
・母屋せいは105mmとする。

登り梁・母屋伏図 S=1:100

・屋根水平構面: 構造用合板12mm
釘 CN50@150以下 (川/字打ち)



縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

海陽町教育委員会
設計 R7.03
竣工

工事名称
令和7年度 高校生の居場所新築工事
図面名称
伏図 (2)

図面番号
S - 03
縮尺
1: 100

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市健賢町西開67-1
一級建築士事務所
一級建築士登録 第86203号
林 貴

使用樹種	
土台（ヒノキ）	：105×105
大引（ヒノキ）	：105×105
柱（ヒノキ）	：105×105
化粧柱（ヒノキ）	：105×105
化粧柱（ヒノキ）	：120×120
化粧柱（ヒノキ）	：135×135
小屋梁（スギ）	：105×図示
化粧梁（ヘイマツ集成材：E120-F330）	：105×240/120×360
登り梁（スギ）	：105×図示
化粧登り梁（ヘイマツ集成材：E120-F330）	：105×270
小屋束（スギ）	：105×105
化粧小屋束（スギ）	：120×120
筋交い（スギ）	：45×90
小屋筋交い（スギ）	：15×90
母屋（スギ）	：105×105
垂木（スギ）	：45×90@303
横垂木（スギ）	：90×90@644
鋼製床束	
鋼製火打	

※含水率20%以下とする。
※地盤面より1m以下の柱・梁・壁下地・土台は防腐・防蟻措置をすること。
※集成材はJAS製品。それ以外は無等級材以上とする。

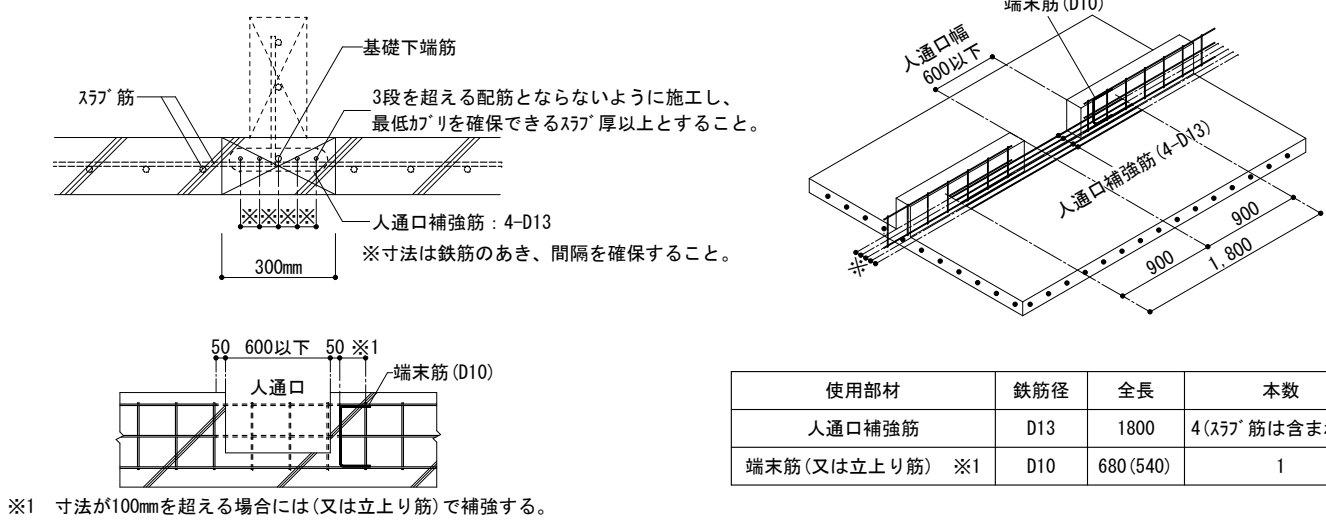
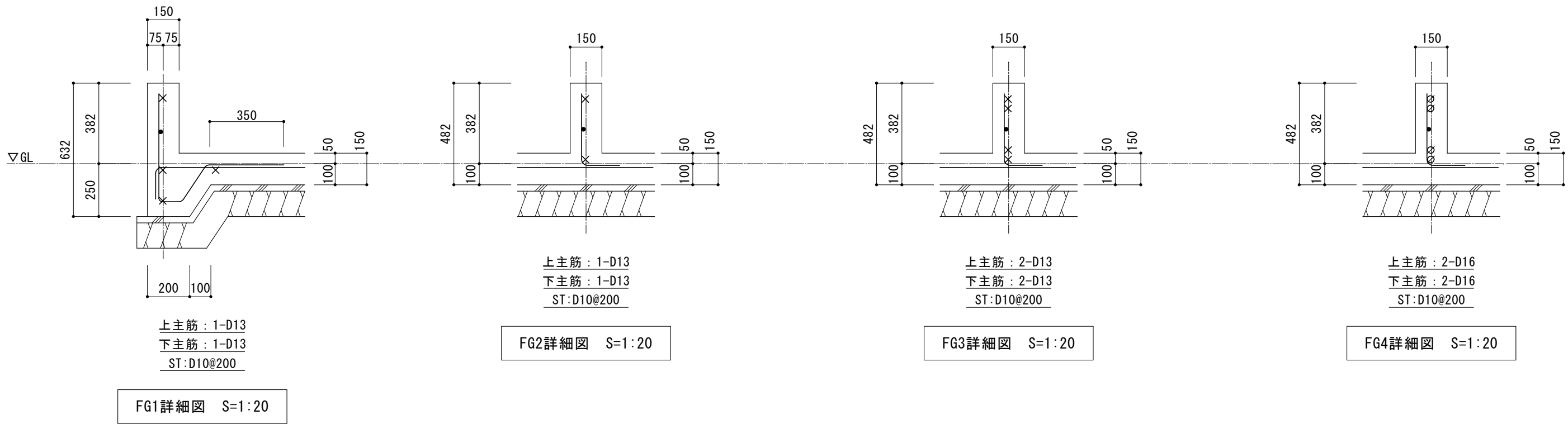
柱頭柱脚金物リスト	
（は）	：リトルコーナー（機材カ）
（へ）	：シナコーナー（機材カ）
（と）	：ビス止めホルダウ15kN（機材カ）
（ち）	：ビス止めホルダウ20kN（機材カ）
（り）	：ビス止めホルダウ25kN（機材カ）
（ぬ）	：ビス止めホルダウ35kN（機材カ）

※同等品も可。

スラブ配筋リスト					
記 号	S1		記 号		
厚 サ	150		厚 サ		
方 向	短辺方向	長辺方向	方 向	短辺方向	長辺方向
シングル	D13 @ 200	D13 @ 200			
	-	-			

凡例

- D10
- × D13
- ◇ D16



使用部材	鉄筋径	全長	本数
人通口補強筋	D13	1800	4 (スラブ筋は含まれず)
端末筋 (又は立上り筋)	D10	680 (540)	1

人通口補強筋詳細図 S=1:20 (参考図書: 推奨基礎仕様マニュアル「へい基礎編2022版」(一社 日本住宅基礎鉄筋工業会))

コンクリート強度: $F_c=21\text{N/mm}^2$
鉄筋: D10~D16=SD295=D49~SD345

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

海陽町教育委員会

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 S — 05

株式会社 象企画設計

設計 R7.03

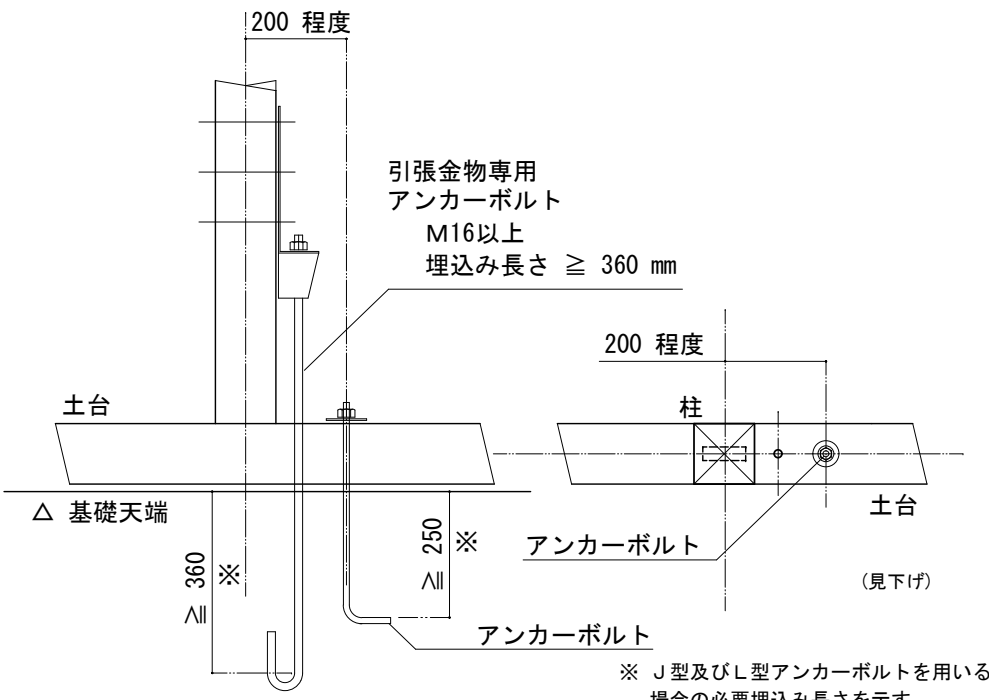
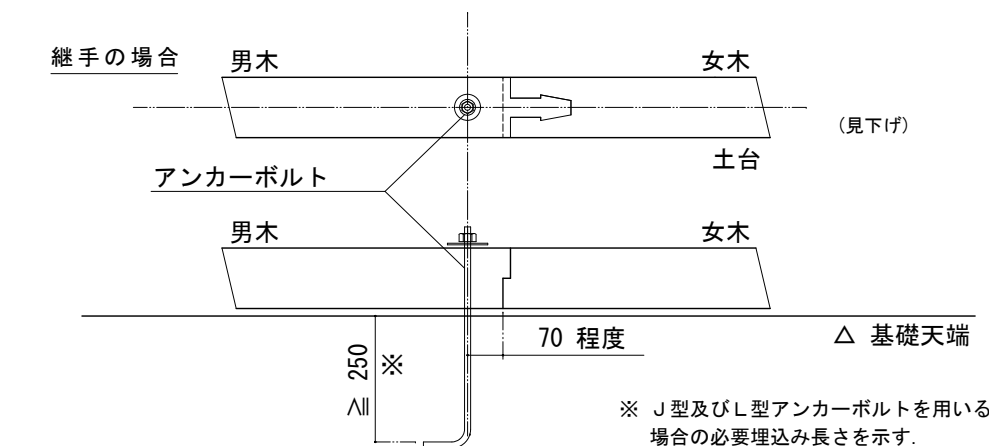
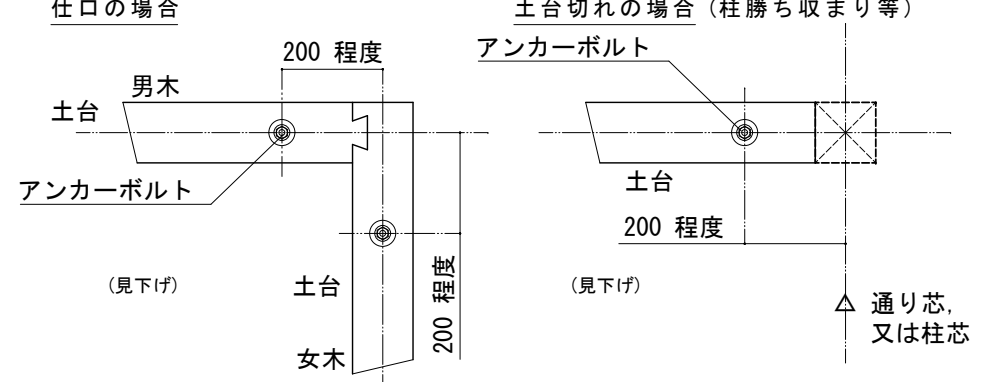
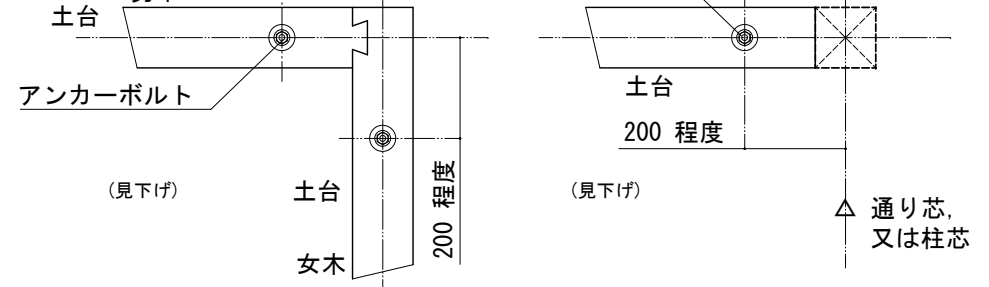
竣工

図面名称 部材リスト・基礎詳細図

縮尺 1: 20

徳島市健賢町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第31093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

木 造 軸 組 接 合 部 標 準 図 (1)

1. 一般事項	2. 材料	3. アンカーボルト	4. 接合一般
(1) 適用範囲 ※本標準図は建築物及び工作物の構造上主要な部分に木材・木質材料を用いる工事に適用する。 木造の構法は、建築基準法施行令第3章3節に規定する木造軸組工法に適用する。 (2) 設計図書 設計図書とは本標準図、特記仕様書、設計図、指示書（現場説明書及び質疑回答書を含む）をいう。 (3) 準拠する図書 設計図書に記載なきものは下記の図書に準拠する。（ ※全て最新版による。） 「木造住宅工事仕様書」（住宅金融支援機構監修） 「公共建築木造工事標準仕様書 平成25年版」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修） 「木造計画・設計基準 平成23年版」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修） 「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2008年版)」（日本住宅・木材技術センター） 「日本工業規格 JIS A3301-2015 木造校舎の構造設計標準」（2015年改訂版） 上記の仕様書に記載無き場合は、公共規格又はこれに準ずる規格を適用する。 (4) 設計図書の優先順位 設計図書の優先順位は下記による。 1. 指示書（現場説明書及び質疑回答書） 2. 設計図 3. 特記仕様書 4. 本標準図 (5) 疑義 疑義を生じた場合や工法の提案を行いたい場合には監理者に申し出、その処理方法について協議する。 (6) 製作要領書及び施工計画書の作成・提出 工事に先立ち、製作要領書や施工計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。 (7) 施工図及びプレカット図の提出 工事に先立ち各種の施工図を作成し監理者の承諾を受ける。また、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。プレカット工場を使用する場合には、プレカット図を施工図と位置づける。 (8) 製作工場の選定、承諾 設計図書に基づき、当該工事の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有した製作工場及び木工技能者を選定し、監理者の承諾を受ける (9) 各種試験・検査報告書の提出 施工者は、各種工事の試験・検査結果ならびに施工記録を提出する。 (10) 接合法 本標準図に示す構造耐力上主要な柱及び梁の接合方法は、下記による。 ・継手仕口による在来工法 ・梁受け金物、及びホゾパイプ等による金物工法 なお、上記の方法はひとつの建物で混用して構わない。 また、本標準図は在来接合法のみにについて記載しており、金物工法を用いる場合は、金物工法用の標準図を本標準図に追加して用いること。 本標準図で指定していない金物に変更する場合は、監理者の承認を得ること。 (11) 加工部材に関する留意事項 本標準図で扱う一般的な在来プレカット工場で加工可能な範囲は以下による。 ・梁:部材断面が幅90mm～150mm、梁成が幅と同等～450mm、及び材長6m以下 ・柱:90角～150角の正方形断面、長さ6m以下 これらを超える場合は、一般プレカット工場では加工できない為、任意形状の加工が可能な加工機を有する工場を選定すること。	(1) 木材及び木質材料 主要構造部に使用する木材・木質材料の品質については特記仕様書で指定する。 (2) 接合具 a)くぎ 主要構造部に使用するくぎはJIS A 5508で規定される鉄丸くぎ（N釘）または太め鉄丸くぎ（CN釘）または溶融亜鉛メッキ太め鉄丸くぎ（ZN釘）またはステンレス鋼釘（S釘）またはせっこうボード用くぎ（GN釘）を用いる。 b)木質構造用ビス 主要構造部に使用する場合は構造上必要な剛性・耐力・靱性が確保されるものを選定することとし、造作用のビス（コーススレッド等）を用いてはならない。 使用箇所・呼び径・呼び長さ等については特記仕様書で指定する。 c)ボルト・ナット・座金 1) 主要構造部に使用するボルト及びナットについては以下による。 ・ボルトはJIS B 1051 ,ナットはJIS B 1052 に規定される機械的性質を満たす炭素鋼 ・公益財団法人日本住宅・木材技術センター規格に準じた金物に使用するボルト及びナット 【 Zマーク表示金物 】 【 Dマーク表示金物 】 【 Sマーク表示金物 】 ・上記以外に、指定性能評価機関、又はそれに準じる公立の評価機関で試験成績書を取得して、耐力が明示された金物に使用するボルト及びナット 2) 主要構造部に使用するボルト・ナットのねじはJISB0205に示すメートル並目ねじとし、構造上主要な部分にはM12以上を用いる。 3) ボルト及びナットを用いて木材及び接合金物を緊結する場合には適切な寸法と厚みのある座金を用いる。 ※ ボルト・ナット及び座金の使用部位、種類、材質、寸法、表面処理については特記仕様書で指定する。 d)ドリフトピン・ラグスクリュー 主要構造部に使用する場合は構造上必要な剛性・耐力・靱性が確保されるものを選定することとする。使用箇所・材質・呼び径・呼び長さ等については特記仕様書で指定する。 e)木栓・木ダボ 主要構造部に使用する場合は所定の強度が確保できる樹種を指定する。 樹種・径等については、特記仕様書で指定する。 節・目切れ等の耐力上の欠点のないものとする。 (3) 接合金物 a)規格金物 構造材の接合に用いる接合金物の規格は以下による。 ・JIS A 5531；木構造用金物 ・公益財団法人日本住宅・木材技術センターによる規格に準じた金物； ・Zマーク表示金物、又は Cマーク表示金物 ・同等認定金物；Dマーク表示金物 ・性能認定金物；Sマーク表示金物 上記以外に、指定性能評価機関、又はそれに準じる公立の評価機関で試験評価機関で試験成績書を取得して基準耐力が明示された金物を、規格金物として使用できる。 使用部位と金物の名称、材質、その他については特記仕様書で指定する。 b)製作金物 製作金物の使用部位・材質・形状・寸法・溶接仕様・表面処理等については、特記仕様書及び設計図による。 (4) 接着剤 原則として、構造計算による応力の検定に現場接着による接着剤の耐力は算入しない。但し、たわみや振動等に対する剛性確保のために接着剤の効果を見込む場合はこの限りではない。 建築現場で用いる接着剤の名称・材質・使用環境等については特記仕様書による。 (5) 防腐防蟻処理及び耐候処理 防腐防蟻処理及び耐候処理（塗装）は特記仕様書で指定する。 土台及び外壁の地盤面から1m以下の構造材については適切な防腐防蟻処理を行う。 適切な防腐防蟻処理については特記仕様書で指定する。	※共通事項 ・アンカーボルト及び座金の品質と性能、表面処理等は、特記仕様書による。 (1) 土台固定用アンカーボルト a).アンカーボルトの埋設位置： アンカーボルトの埋設位置は以下による。 -1. 耐力壁（筋交い、合板仕様共通）の下部； 耐力壁（筋交い、合板仕様共通）の下部は、その両端の柱の下部に近接した位置（柱芯より200mm内外）とする。  ※ J型及びL型アンカーボルトを用いる場合の必要埋込み長さを示す。 -2. 土台切れの端部及び、土台の継手仕口； 土台切れの端部及び、土台の継手仕口では、男木の端部に設ける。 当該部分が出隅の場合は、出来る限り柱に近接させた位置とする。  ※ J型及びL型アンカーボルトを用いる場合の必要埋込み長さを示す。 仕口の場合  土台切れの場合（柱勝ち取り等）  -3. その他； 上記以外では、2.0m以内の間隔で設ける。 (2) 引張金物専用アンカーボルト a). 引張金物専用アンカーボルトの径 引張金物専用アンカーボルトの呼び径は、M16以上とする。 b). 引張金物専用アンカーボルトの基礎への埋込み長さ 引張金物専用のアンカーボルトの基礎コンクリートへの埋込み長さは、J型アンカーボルトを用いる場合は、360 mm 以上とする。その他のアンカーボルトを用いる場合は、引張金物の耐力を満たす埋込み長さとする。	(1) 釘接合 ・釘の長さは材厚の2.5倍以上とする。 ・面材表面に対し、釘頭がめり込んではいならない。 ・自動釘打ち機を使用する場合は、圧力を適切に調整するか、弱めの圧力で打込んだうえに手で打込んで仕上げる等により、釘頭のめり込みを防ぐ。 ・構造耐力上主要な部分において、釘を引き抜き方向に抵抗させることは避ける。 ・木口面に打たれた釘は、引抜き方向に抵抗させることはできない。 (2) 木質構造用ビス接合 ・木口面に打たれた木質構造用ビスは、引抜き方向に抵抗させることはできない。 ・先孔を設ける場合の先孔の径は、以下のとおりとする。； 比重が 0.5 以上の樹種・・・呼び径の 60～75 % 上記以外の樹種・・・呼び径の 40～70 % ※ 先孔の深さは、主材へのねじ込み深さの2／3程度とする。 (3) ボルト接合 ・締付けに先立ち、ボルトの長さ、材質、呼び径、座金等が施工箇所に適していることを確認する。 ・ボルトの締め付けは、座金等が木材に軽くめり込む程度とし、過度に締付けない。 ・締め付けを完了したボルトは、ねじ部がナットから2山以上突き出ていることを確認する。但し、座掘り座金等、ナットと座金が一体になって土台に埋込まれるタイプのものについては、メーカーの使用条件による。 ・引張力を負担する構造上主要な箇所のボルトで、設計図書で指定する部位のものについては、ダブルナット等、弛み止め等の適切な処置を行う。 (4) ラグスクリュー接合 ・座金の厚さと大きさは、同じ胴径のボルト接合部における規定値を用いる。 ・締付けに先立ち、ラグスクリューの長さ、材質、呼び径、座金等が施工箇所に適していることを確認する。 ・先孔を設ける場合の先孔の径は、以下のとおりとする。； 比重が 0.5 以上の樹種・・・呼び径の 60～75 % 上記以外の樹種・・・呼び径の 40～70 % ※ 先孔の深さは、ネジ部の長さと同寸以上とする。 ・ラグスクリューの挿入は、スパナやインパクトレンチ等を用い、必ず回転させて行う。ハンマー等での叩き込みによる挿入を行ってはならない。 ・一度ねじ込んだラグスクリューは、抜き直して再びねじ込むことは避ける。 ・鋼板を側材に用いる場合のラグスクリューは、切削ネジタイプとし、転造ネジタイプを用いてはならない。また、鋼板の孔径は以下のとおりとする。 ・呼び径 M12以下；+1.0mm ・呼び径 M16以上；+1.5mm (5) ドリフトピン接合 ・ドリフトピンは、孔に密着させて使用し、木材に対し遊びがあってはならない。 ・ドリフトピンは、原則として、集成材やLVL等の寸法安定性の高い木質材料に用いるものとし、止むを得ず製材に用いる場合はKD材とする。 ・施工に際しては、孔に対しテーパのある側を先端にして打込み、無理な打撃を加えてはならない。 (6) 木栓接合 ・木栓は、孔に密着させて使用し、木材に対し遊びがあってはならない。 ・木栓は、原則として、集成材やLVL等の寸法安定性の高い木質材料に用いるものとし、止むを得ず製材に用いる場合はKD材とする。 ・施工に際しては、木栓を孔に対し打込む時に、折れ曲がりや割れ、頭部の潰れ等が生じないように注意し、無理な打撃を加えてはならない。 ・木栓は湿気の少ない場所で保管し、現場においても水に濡れないよう注意する。 (7) グルードインロッド接合 ・グルードインロッド接合とは、軸組部材の木口に先孔を開け、鋼棒等を挿入して、樹脂接着剤等を注入・充填させることにより、接着剤の付着抵抗と鋼棒等の引張によって、応力を伝達する接合をいう。 ・グルードインロッド接合は、原則として、集成材やLVL等の寸法安定性の高い木質材料に用いるものとし、止むを得ず製材に用いる場合はKD材とする。 ・施工に際しては、所定の適用範囲や材料、手順、接着剤の使用環境、養生方法等を遵守して適正に行う。

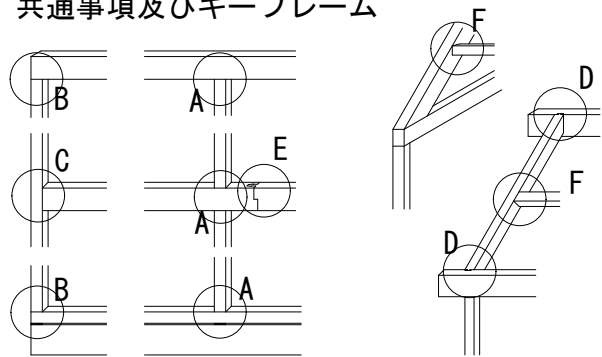
平成27年 9月15日発行 一般社団法人 中大規模木造プレカット技術協会

縮尺 A2：100% A3：70.7%	海陽町教育委員会		工事名称	令和7年度 高校生の居場所新築工事		図面番号	
	設計	R7.03	竣工	図面名称	構造標準図(1)	縮尺	S ー 標1 NON
				株式会社 象企画設計			
				徳島市健賢町西開67-1 TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 第91093号 林 貴			

木造軸組接合部標準図(2)

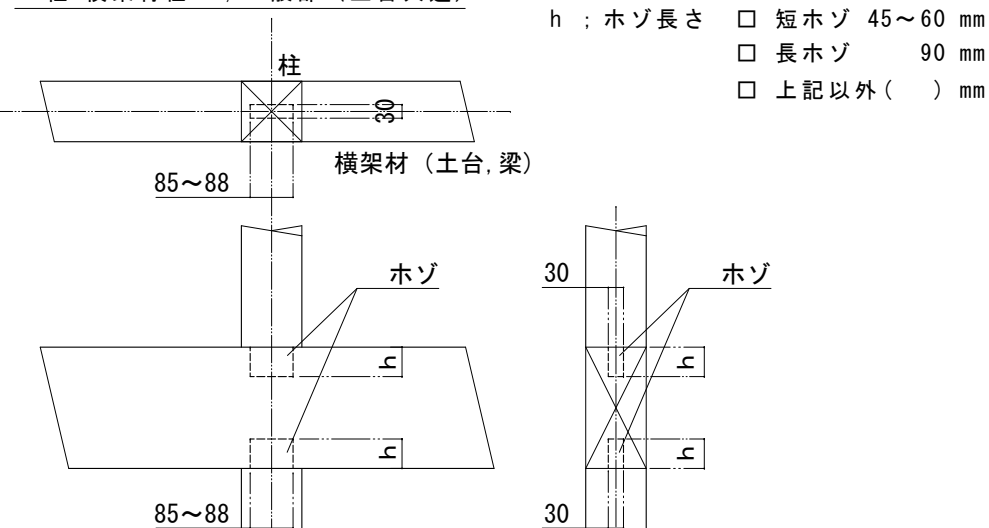
5. 軸組標準接合部

(1) 共通事項及びキーフレーム

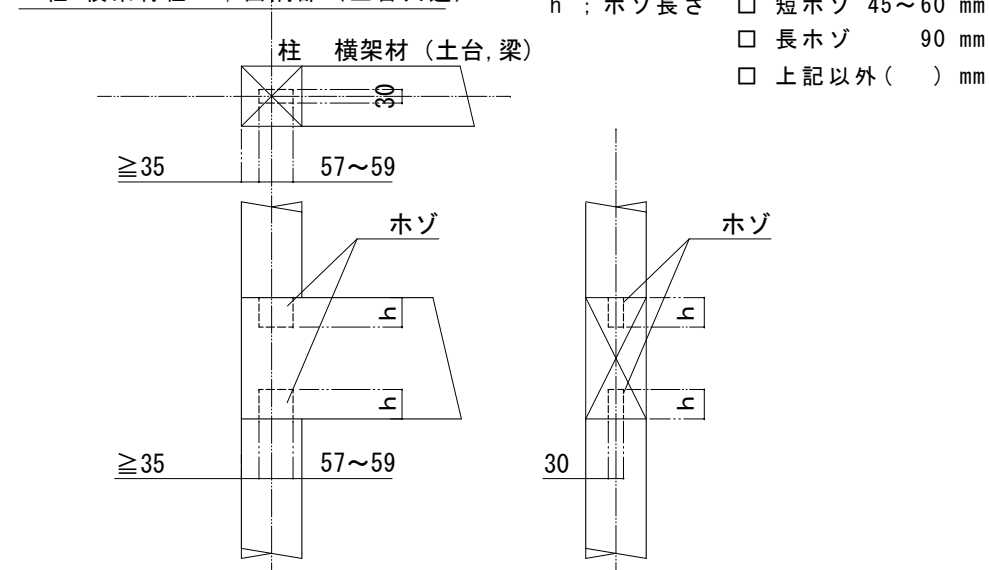


(2) 標準的な継手仕口 (mm)

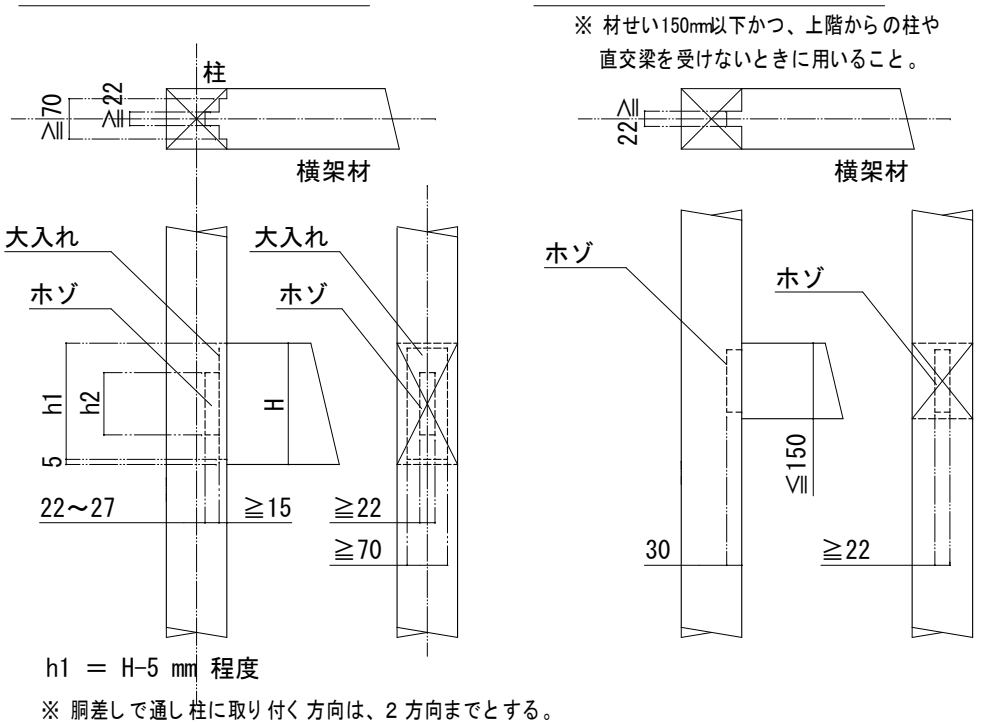
A 柱-横架材仕口：一般部（土台共通）



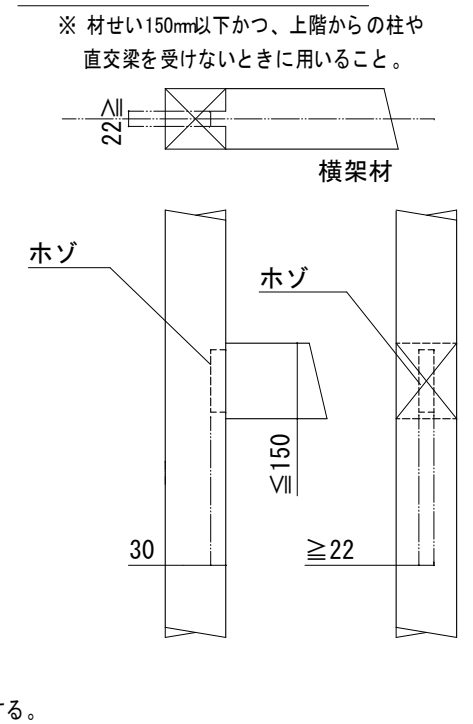
B 柱-横架材仕口：出隅部（土台共通）



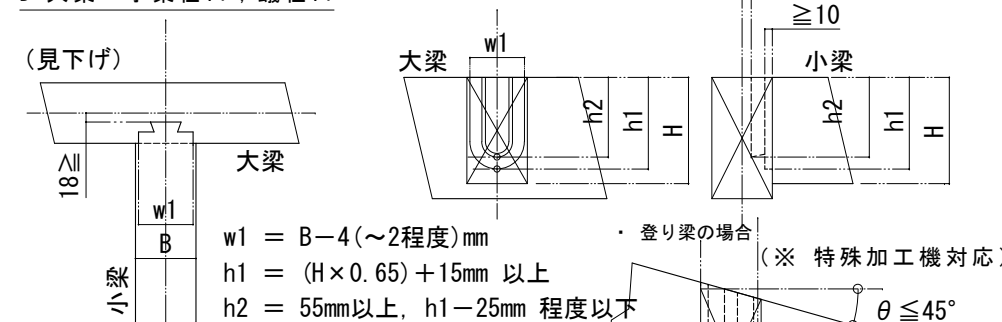
C 通柱-横架材仕口：胴差し



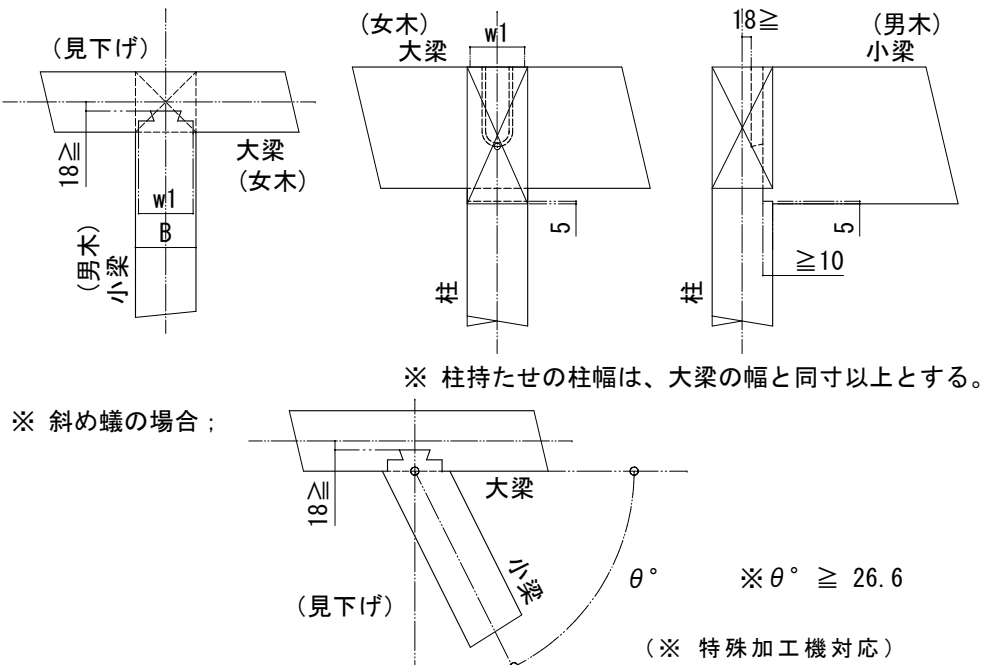
C 通柱-横架材仕口：桁差し



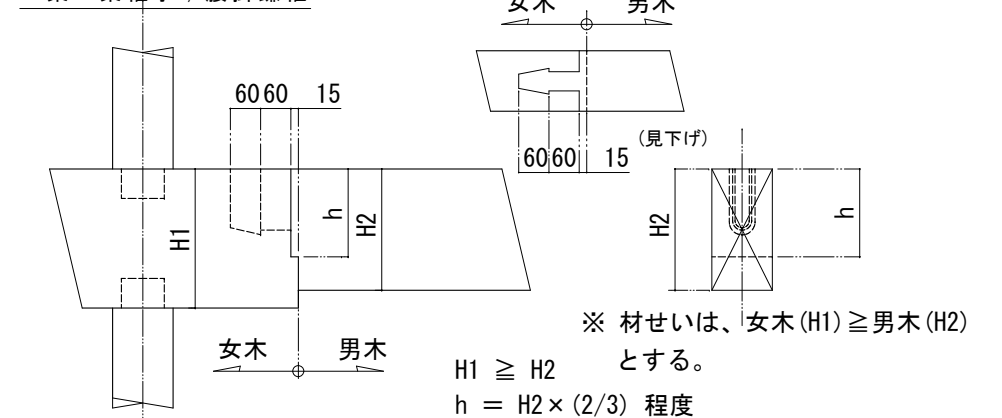
D 大梁-小梁仕口：蟻仕口



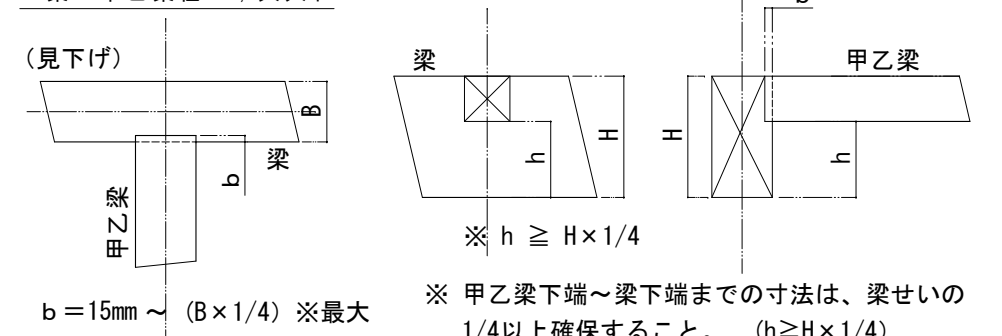
※ Hは大梁と小梁の重なり寸法を示す。
※ 小梁せいが大梁せいより大きい場合は、小梁持たせのおさまりとしなければならない。(下図参照)



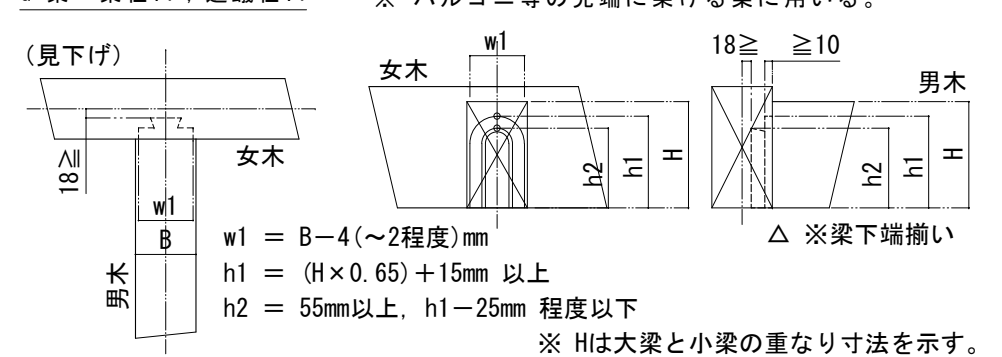
E 梁-梁継手：腰掛継ぎ



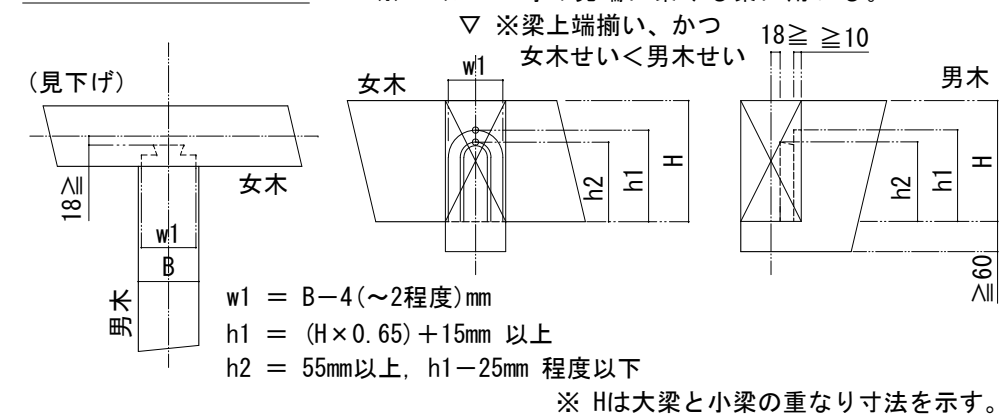
F 梁-甲乙梁仕口：大入れ



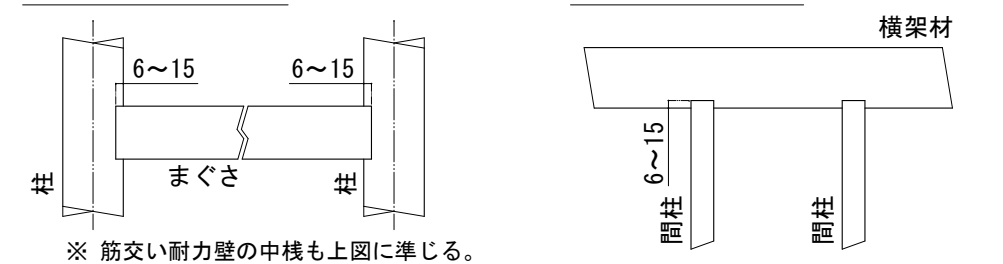
G 梁-梁仕口：逆蟻仕口



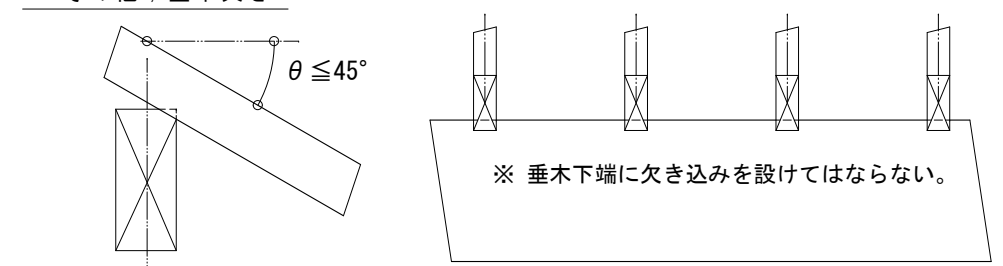
H 梁-梁仕口：茶臼仕口



I その他：まぐさ欠き



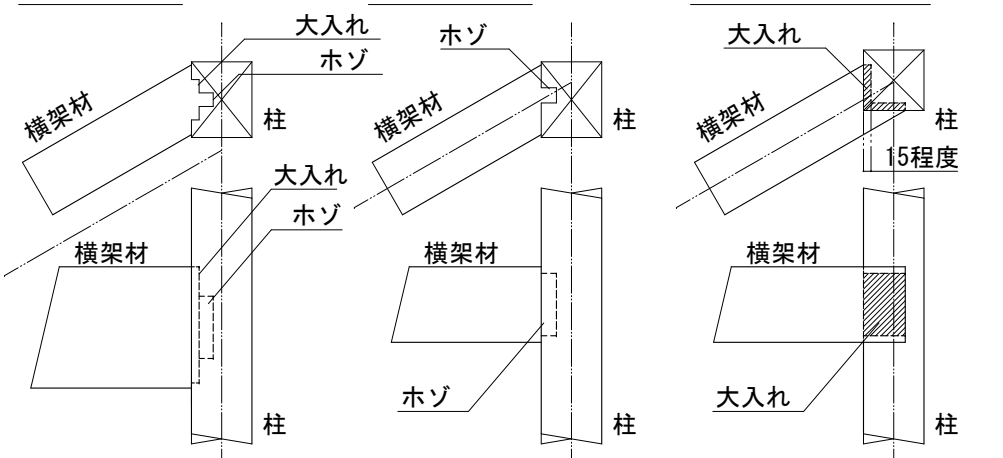
K その他：垂木欠き



(3) 特殊加工機を用いた標準的な継手仕口 (mm)

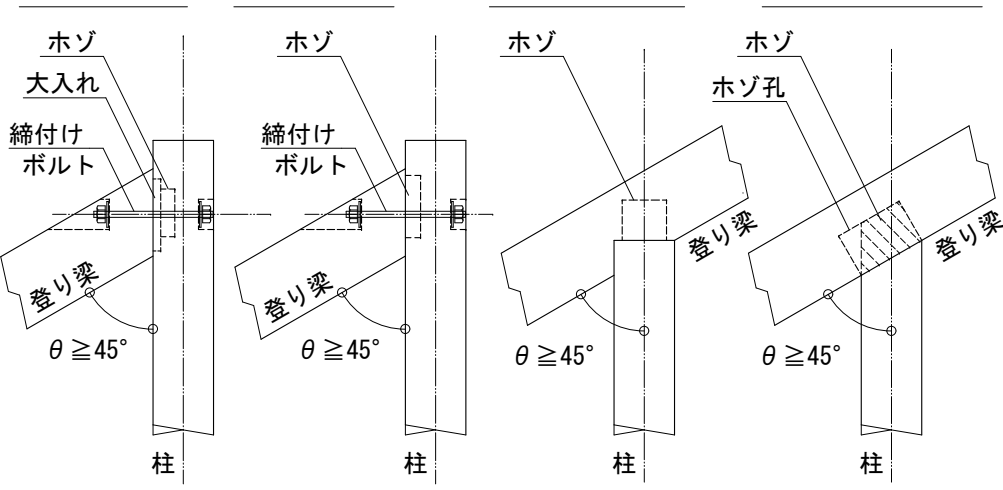
特殊加工機を用いることにより対応が可能な継手仕口の一例を、本節に示す。
特殊加工機を用いた継手仕口は、加工工場が限定されるので注意すること。
特殊加工機を用いた継手仕口は、その形状により加工コストが増すので注意すること。

L 斜め胴差し

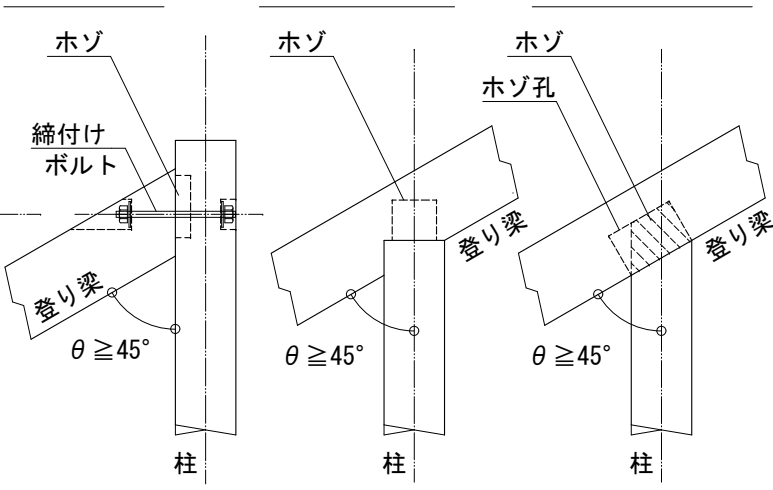


※ L、Mともに、梁幅が柱からこぼれない範囲で使い、柱断面を調整して使用すること。
※ L、Mともに、柱梁の緊結には引きボルトの代わりにコーナー金物を横使いとする。
使用するコーナー金物は、羽子板同等以上の引張耐力を有するものとする。

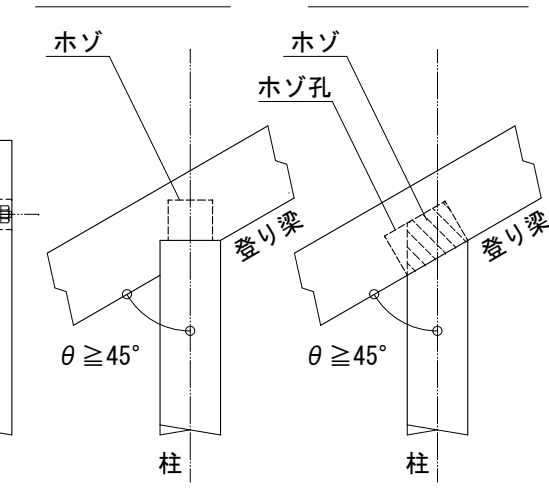
O 登り胴差し



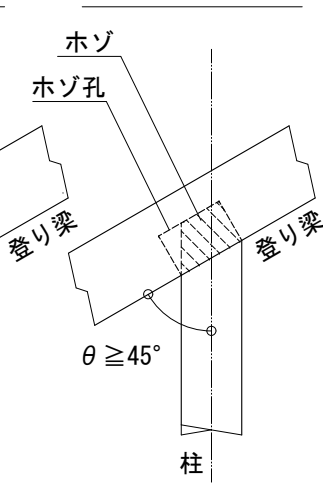
P 登り桁差し



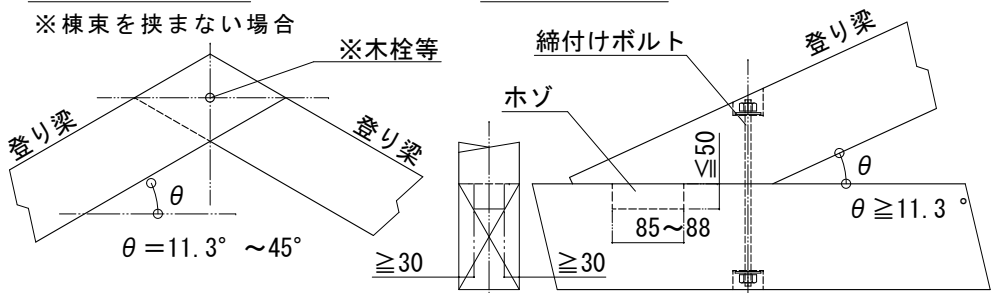
Q 登り斜めホゾ



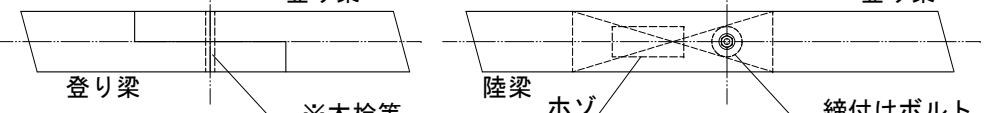
R 登り座付きホゾ



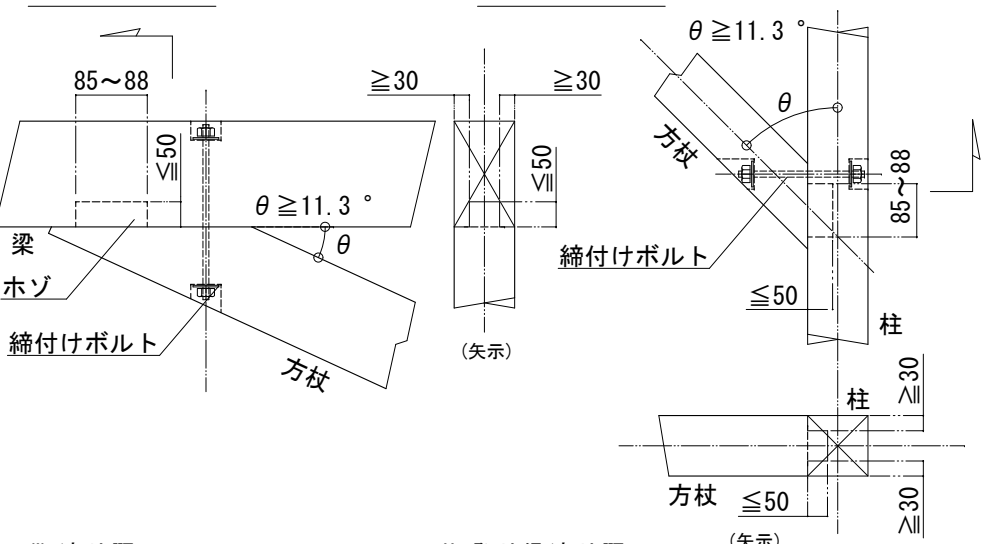
S 登り梁合掌部



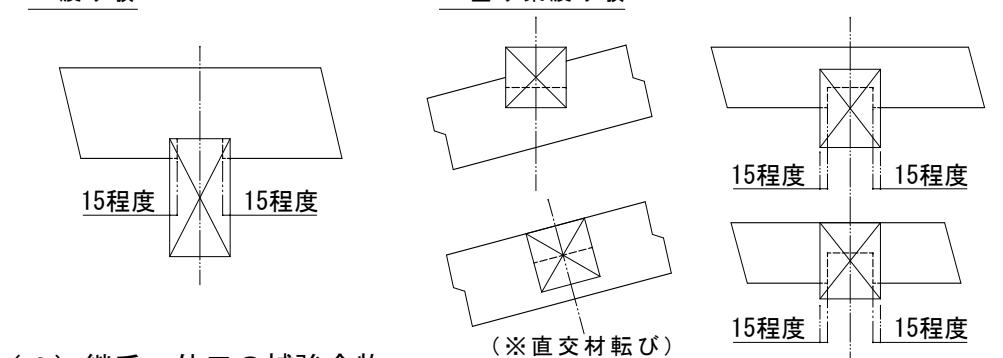
(見下げ)



U 方杖-梁仕口

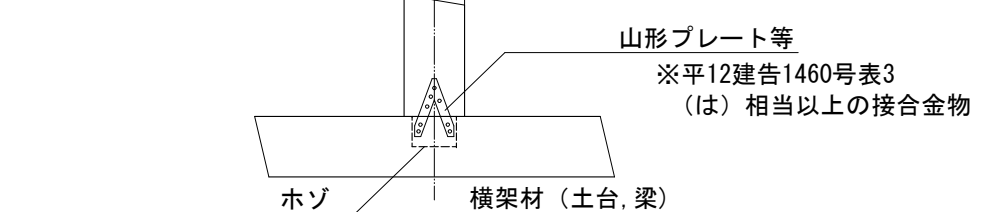


W 渡り頭

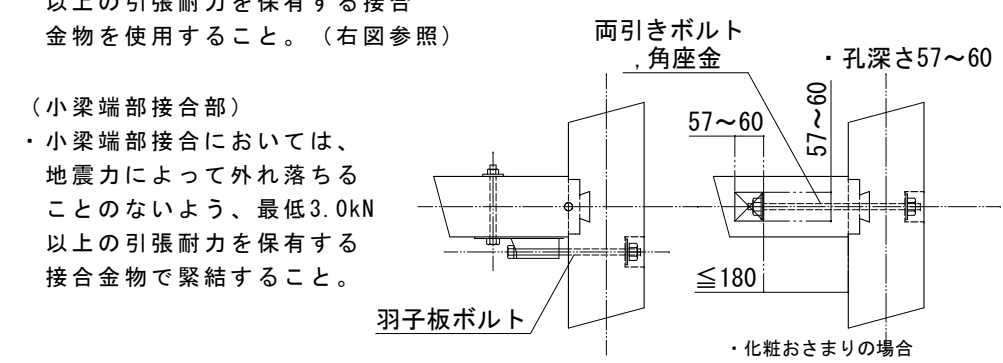
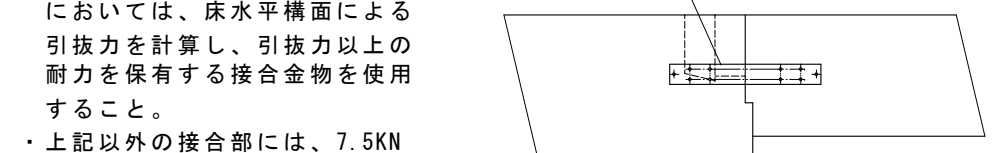


(4) 継手・仕口の補強金物

・耐力壁枠柱の柱脚・柱頭においては、耐力壁による引抜力を計算し、引抜力以上の耐力を保有する接合金物を使用すること。
・上記以外の柱脚接合部には、5.1kN以上の引張耐力を保有する接合金物(平12建告1460号表3に対応する表符号の"は"相当以上)を使用すること。



(梁-梁 接合部)
・水平構面の外周部横架材接合部においては、床水平構面による引抜力を計算し、引抜力以上の耐力を保有する接合金物を使用すること。
・上記以外の接合部には、7.5kN以上の引張耐力を保有する接合金物を使用すること。(右図参照)



平成30年4月5日改訂 一般社団法人 中大規模木造プレカット技術協会

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

海陽町教育委員会

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 S 標2

株式会社 象企画設計

設計 R7.03

竣工

図面名称 構造標準図(2)

縮尺 NON

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市健賢町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

木 造 軸 組 接 合 部 標 準 図 (3 A)

6 A . 施行令46条に基づく45×90以上の筋かい端部納まり図

(注) (単位)mm

共通事項

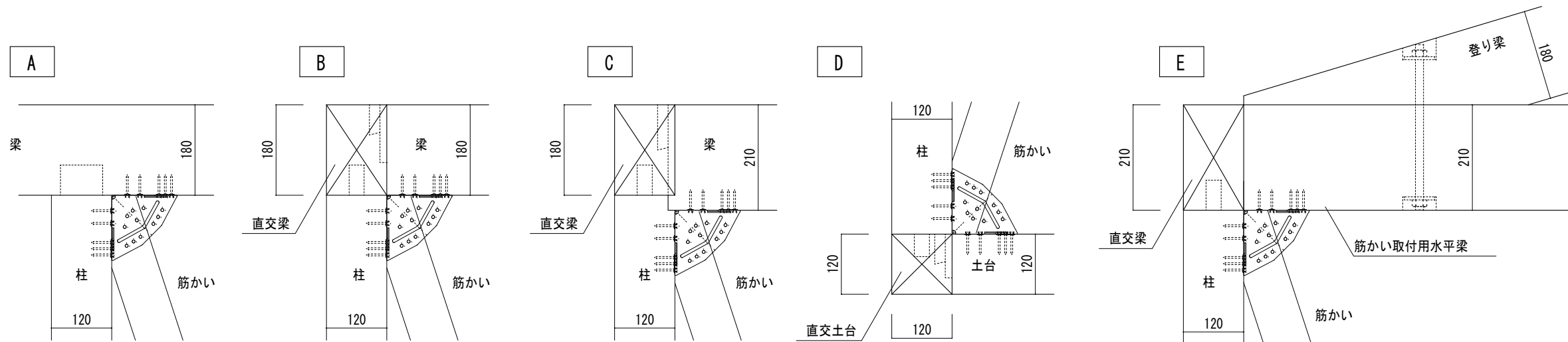
筋かいプレートは、柱梁ビスどめタイプを標準とする。

筋かいプレートを柱取付タイプのみとする場合は柱頭のホゾに作用するせん断力に対する検討を行うこと。ただし、端部及び出隅部の柱が寄せホゾとなる場合は柱梁ビスどめタイプを使用すること。

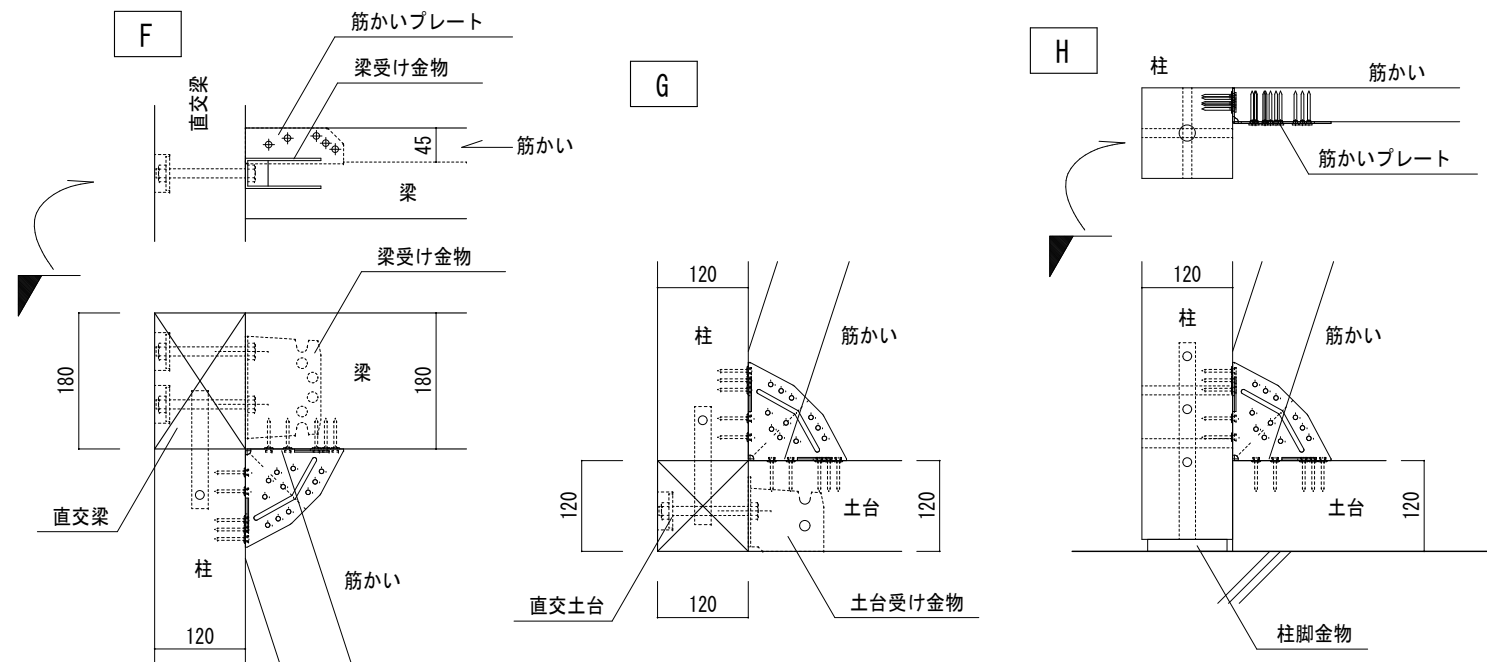
筋かいプレートの取付ビスのへりあきが不足又は、金物工法の金物にビスが干渉する場合は、そのビスを無効とし、所定のビス本数に満たないときは柱取付筋かいプレートを追加する等の補強をすること。

梁仕口部及び柱頭柱脚部の接合金物は、木造軸組接合部標準図（2）を参照すること。

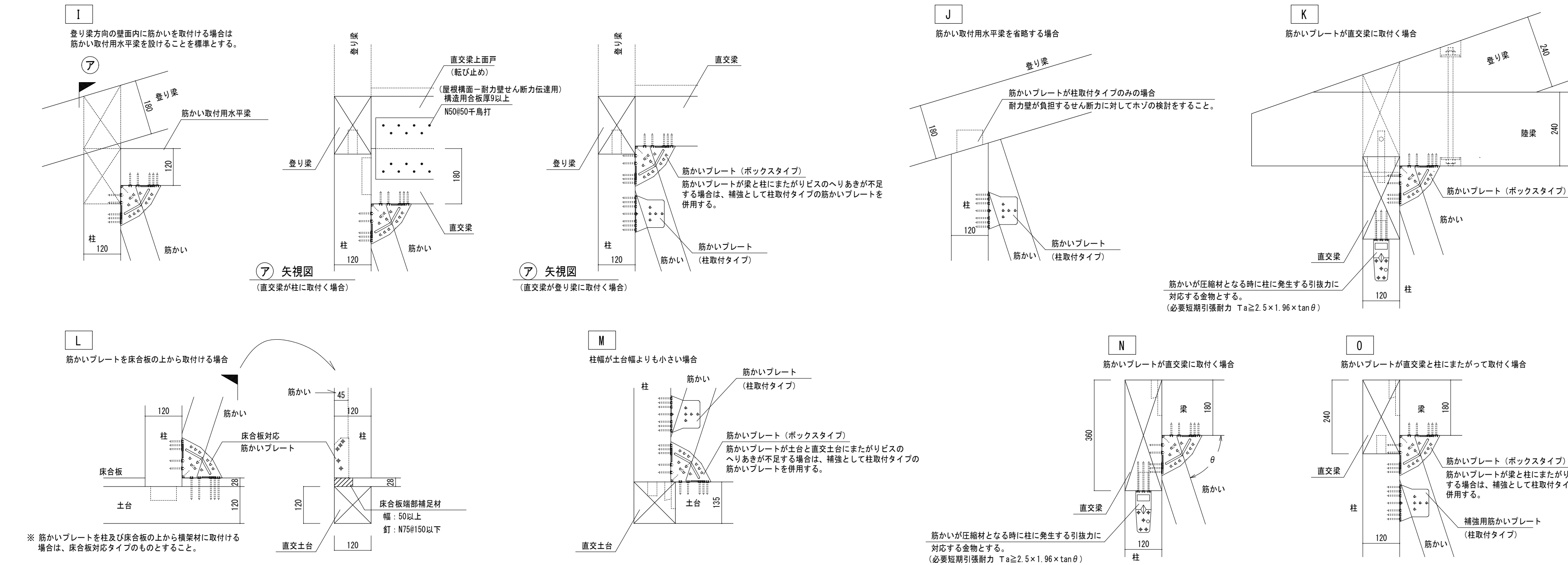
標準納まり図（在来工法）



標準納まり図（金物工法）



標準以外の納まり図



平成30年4月5日改訂 一般社団法人 中大規模木造プレカット技術協会

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

海陽町教育委員会

工事名称

令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号

S 標3

設計 R7.03

竣工

図面名称

構造標準図(3)

縮尺

NON

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市健賢町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第31093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

木造軸組接合部標準図(3B)

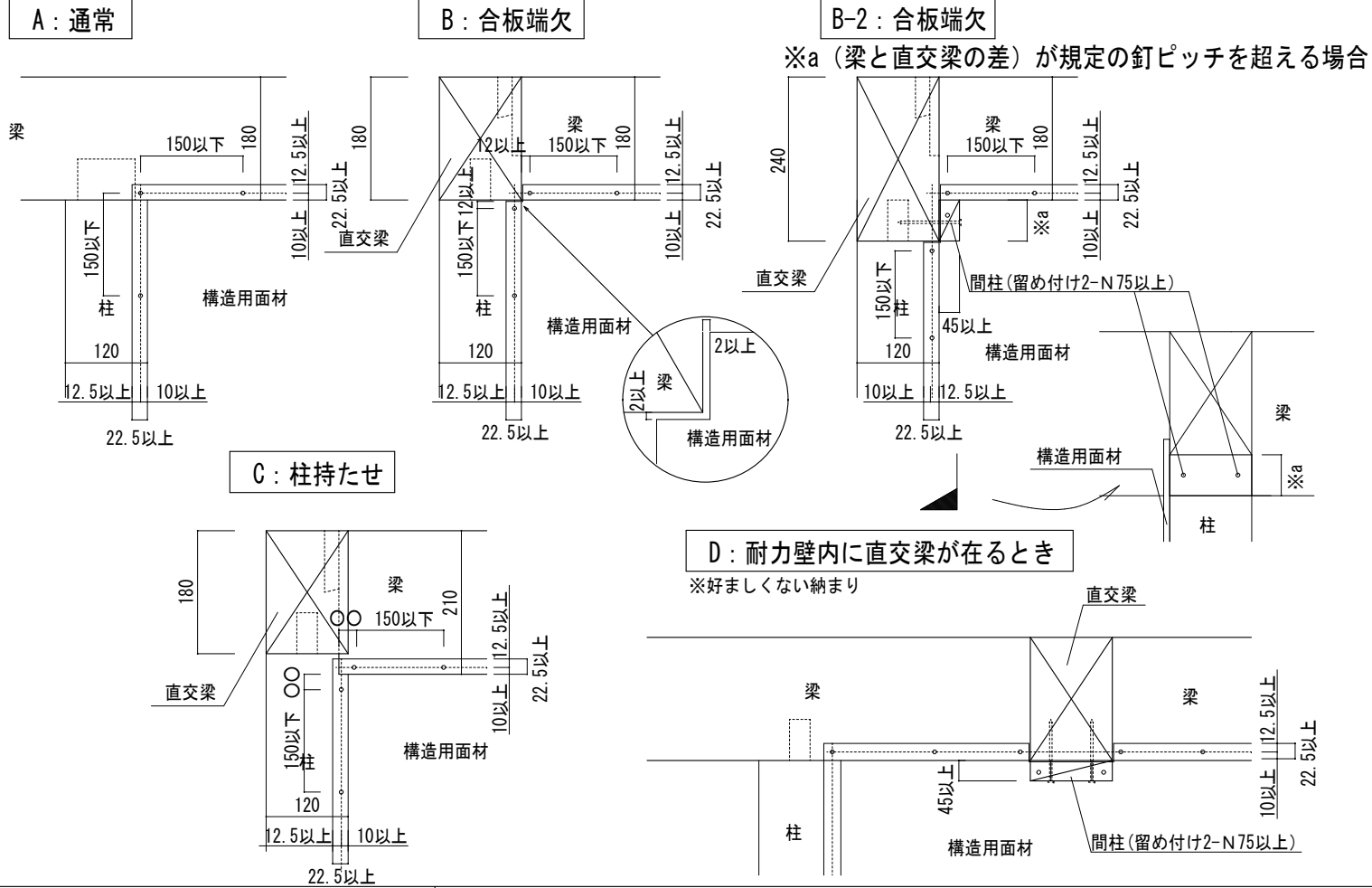
6B. 昭56建告第1100号第1第一号に基づく面材張り大壁耐力壁納まり図

(注) (単位)mm

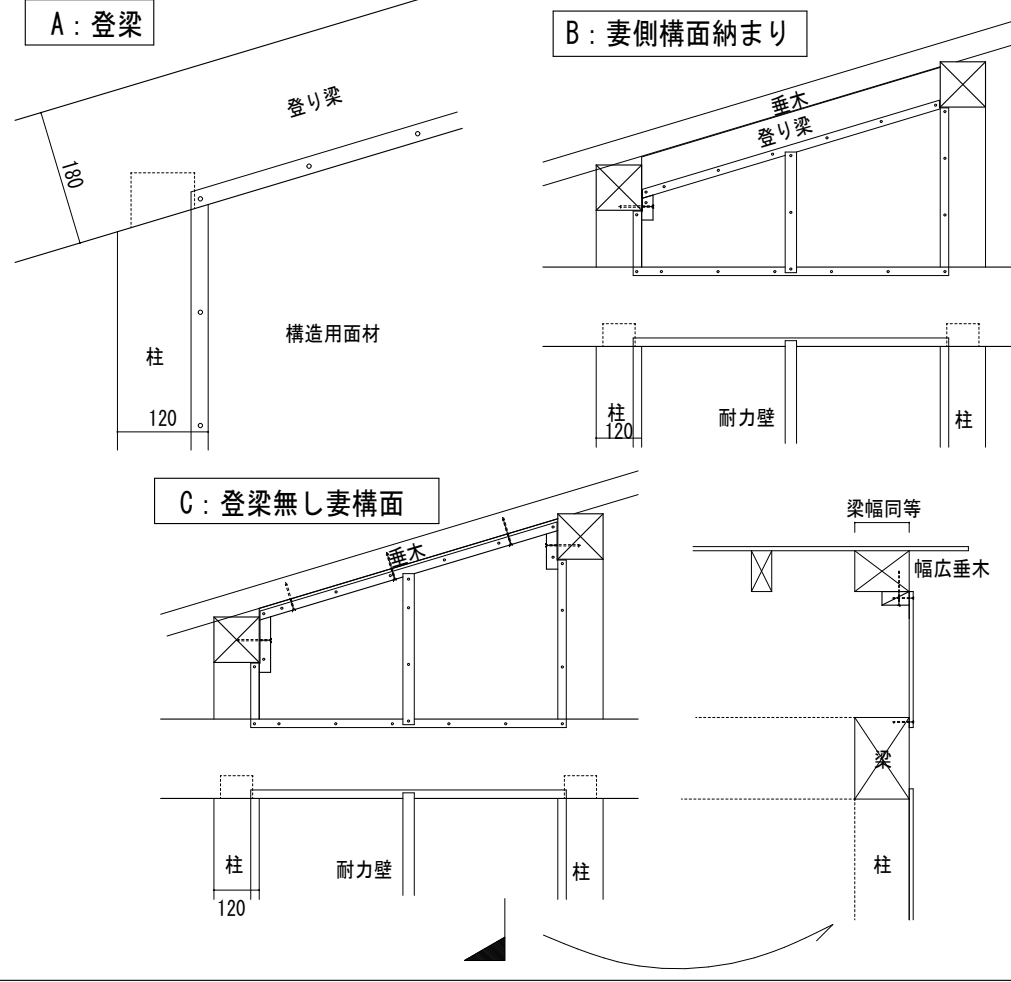
＜共通事項＞

- ・面材は、9mm以上を標準とする。
 - ・梁仕口部及び柱頭柱脚部の接合金物は、木造軸組接合部標準図(2)を参照すること。
 - ・間柱・受材・筋違等構造に関わる羽柄材の品質については、未乾燥材および皮付き材は不可とし、四面ピン角、ねじれ、反りの無い物とすることを原則とする。
 - ・釘ピッチの基準は使用釘本数を満たしている必要がある。記載のピッチは「辺の長さ÷ピッチ+1本」と読むこととする。
- ・開口直下の梁への間柱欠きは、原則行わない事。
 - ・間柱(受材)を梁等へ留め付ける場合、釘及び木質構造用ビスの長さは、受け材厚さの2.5倍以上を標準とする。
- 受け材厚30mmの場合は、N75、CN75 以上
- 受け材厚45mm(耐力壁：水平力のみを負担する場合)は、N90、CN90(真壁の受け材留め付けと合わせる)以上
- 受け材厚45mm(水平構面：鉛直力と水平力を負担する場合)は、N115、木質構造用ビスL110 以上

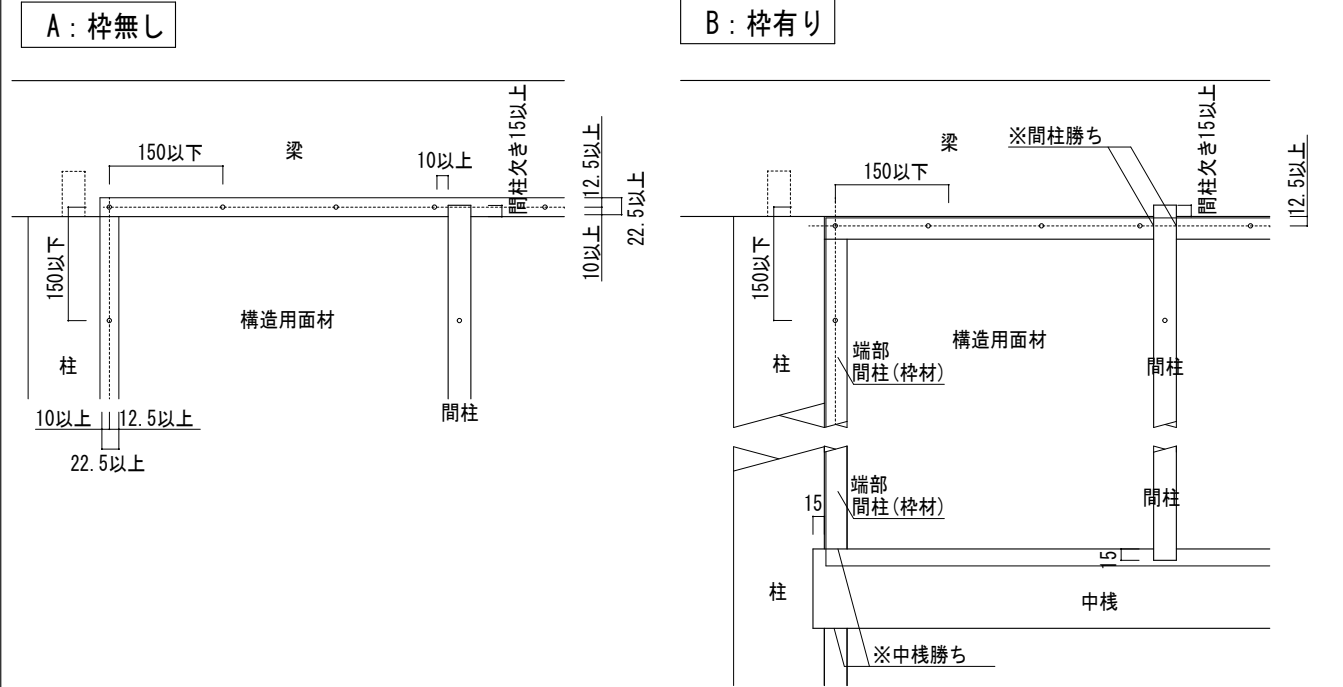
1. 直交梁との取り合い



2. 勾配屋根の納まり

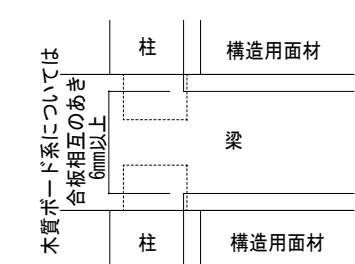


3. 受材・間柱勝ち負けルール

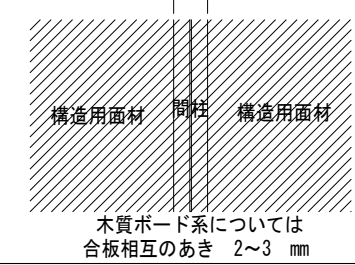


4. 面材相互あきのルール

A: 上下面材あき

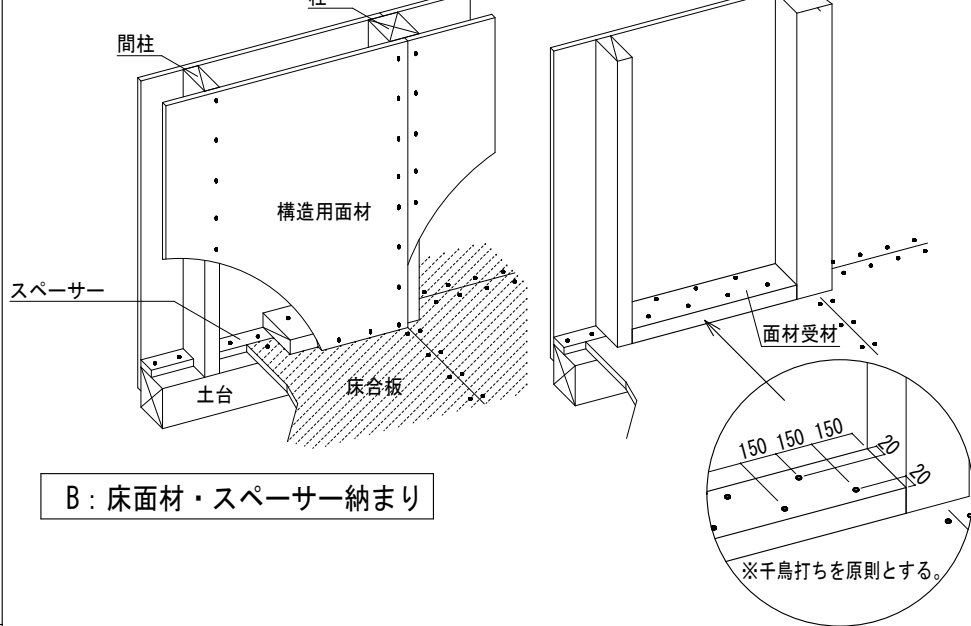


B: 間柱取付面材あき

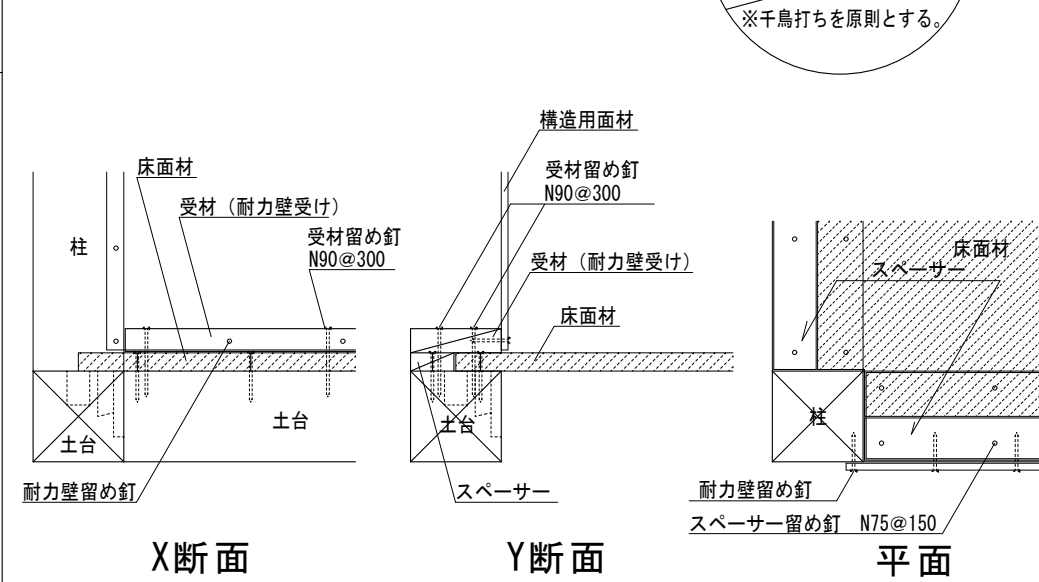


6. 床勝面材との取り合い

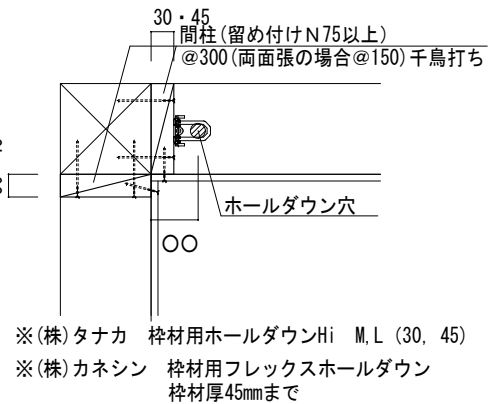
A: 面材受材納まり



B: 床面材・スペーサー納まり

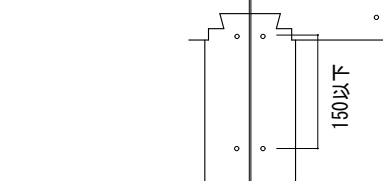


5. 入隅時納めおよび
枠材用ホルダウン納め

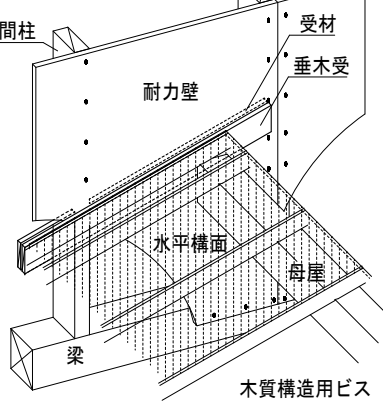


7. 水平構面

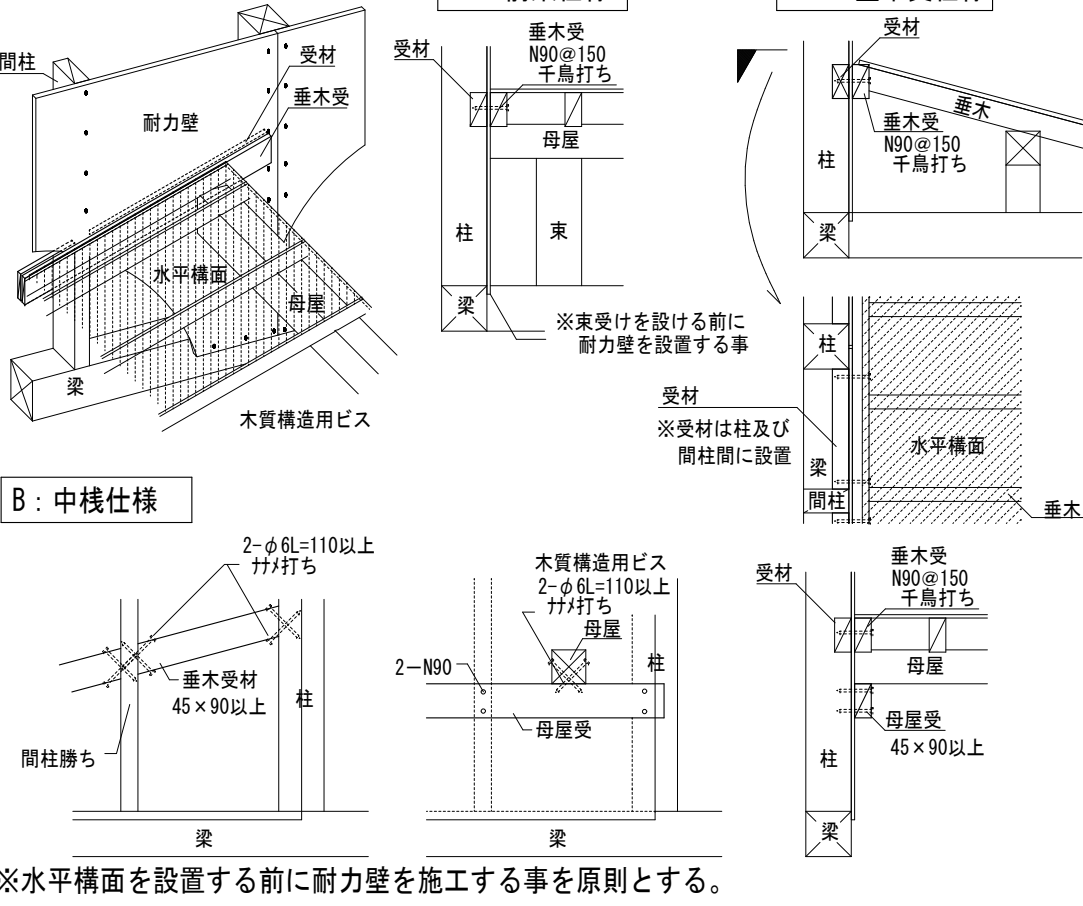
A: 通常



B: 合板端欠

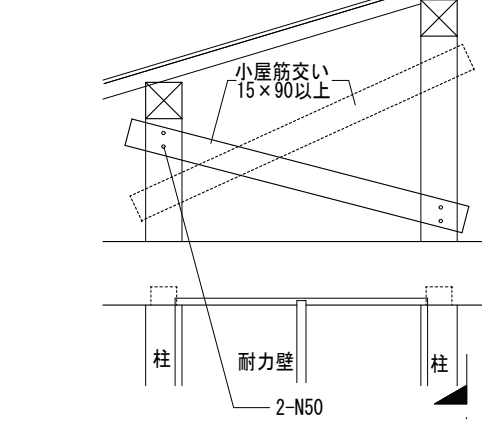


8. 下野部分の納まり

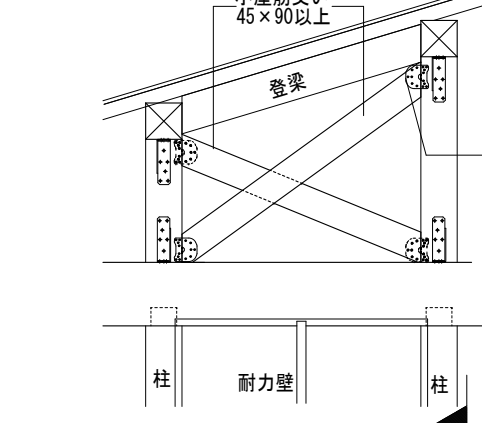


9. 小屋筋交い

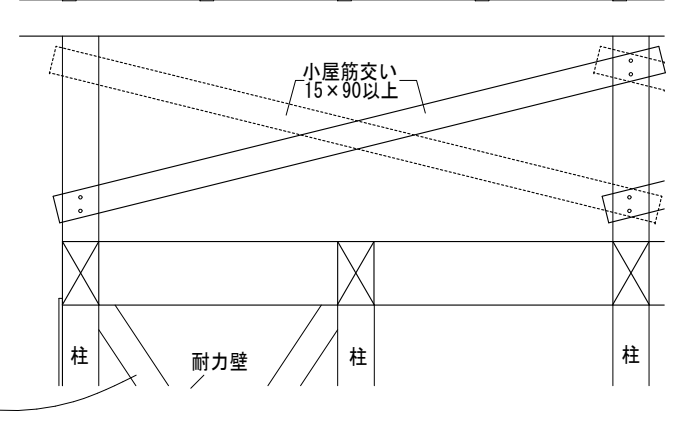
A: 2倍耐力壁仕様



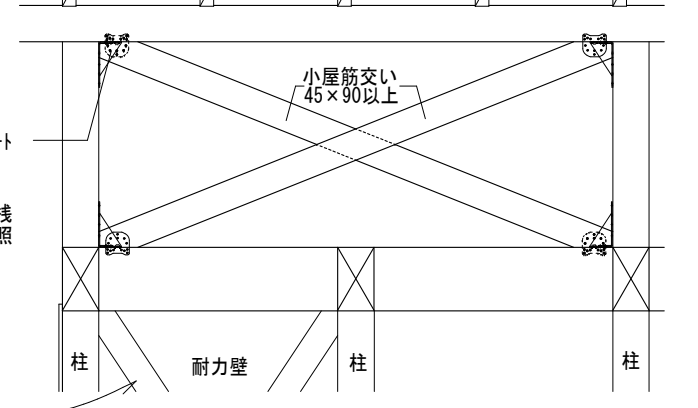
B: 4倍耐力壁仕様



※下耐力壁線の平均倍率が2倍以下まで。
それ以上の場合は下耐力壁を小屋耐力壁まで張り上げる

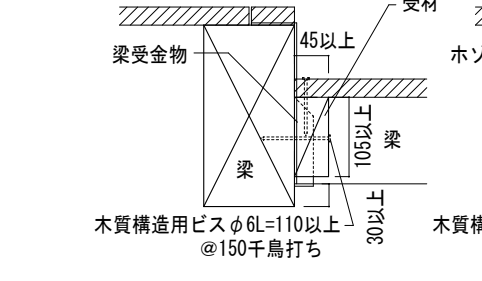


※下耐力壁線の平均倍率が4倍以下まで。
それ以上の場合は下耐力壁を小屋耐力壁まで張り上げる

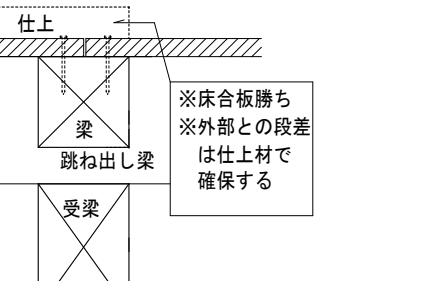


10. 段差

A: 段差(梁内)



B: 跳ね出し梁



平成30年4月5日改訂 一般社団法人 中大規模木造プレカット技術協会

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

海陽町教育委員会

設計 R7.03 竣工

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面名称 構造標準図(4)

図面番号 S 標4

縮尺 NON

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
徳島市健賢町西開67-1
FAX 088-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

木 造 軸 組 接 合 部 標 準 図 (4)

7. 水平構面

(注) (単位)mm

7.1共通事項

- ・各部仕口形状は、(3)高耐力仕様屋根・床水平構面を除き、木造軸組接合部標準図(2)5.軸組標準接合部に準ずる。
- ・木造軸組み工法住宅の許容応力度設計(2008年)の詳細計算法による水平構面については、同書の規定に準拠することとし、釘ピッチ配列等の仕様については設計図による。
- ・指定性能評価機関またはそれに準じる公共の評価機関で成績書を取得して耐力が明示された水平構面については試験成績書の仕様に準拠することとする。

7.2水平構面の仕様

(1)木造軸組工法住宅の許容応力度設計に準じた床構面

- (a)日の字釘打ち
短期許容せん断耐力
7.84kN/m
- (b)川の字釘打ち
短期許容せん断耐力
3.53kN/m

※合板は、横架材に対し
直交方向に長辺を配置

1)各部材料および寸法

- ① 面材：構造用合板 $t=24\text{mm} \sim 30\text{mm}$ 横架材に直貼
- ② 甲乙梁：幅 45mm 以上×せい 45mm 以上・梁及び甲乙梁の間隔 1000mm 以下

2)各部仕口形状及び性能

- ① 各仕口部分：
- 水平力時に継手、仕口各部へ生じる引張力を上回る耐力の金物を使用する
- ② 構造用合板の継目及び釘打ちを行う部分の直下には甲乙梁を設ける
- ③ 高低差のある梁へは側面に床受け材を取り付け構造用合板を受ける構成
- ④ 甲乙梁端部は小梁に対して深さ 15mm 程度の大入れ N75 1本斜め打ち
- 3)各部への釘打及びビス止め

- ⑦ 構造用合板は $N75@150\text{mm}$ 日の字釘打ちで横架材、甲乙梁、床受材に留め付ける
- ⑧ 構造用合板は $N75@150\text{mm}$ 川の字釘打ちで横架材、甲乙梁、床受材に留め付ける
- ※ 構造用合板は、実付きとする。

注意事項：構造用合板(又はOSB)に対する釘頭のめり込みは、 2mm を限度とする
 2mm を超える場合は隣り合う釘との中間部に増し打ちすること
川の字釘打ちは構造用合板上に直接フローリングを貼る構成の場合、
撓み等に注意する事

告示耐力壁-床納まり
大壁合板耐力壁-床構面
(壁勝)

真壁合板耐力壁-床構面
(壁勝)

筋違耐力壁-床構面
(筋違勝)

認定仕様例示) 日合連(JPMA)仕様耐力壁-床勝納まり
大壁合板耐力壁-床勝
認定番号：FRM-0296

真壁合板耐力壁-床勝
認定番号：FRM-0298

筋違金物による床勝納まり
筋違耐力壁-床構面
(床勝:大臣認定仕様)

会社名
認定番号()

(2)木造軸組工法住宅の許容応力度設計に準じた屋根構面

- (a)登梁-厚合板
短期許容せん断耐力
7.84kN/m(勾配面に対して)

- (b)垂木-合板
短期許容せん断耐力
1.96kN/m(勾配面に対して)

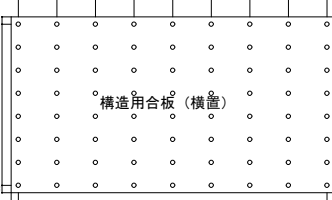
ひねり金物

注意事項：ひねり金物を使用する際、軒先・棟だけ
でなく垂木・母屋の接点全てに使用する

転び止め

注意事項：転び止めを使用する際、軒先・棟だけ
でなく垂木・母屋の接点全てに使用する
N75釘4本(表2本と裏2本を千鳥配置)
斜め打ち

※(垂木ピッチ)



- a:面材上下端まで 10mm
b:面材左右端まで 10mm
c:軸材端まで(最小値) 12.5mm

1)各部材料および寸法

- ① 面材：構造用合板 $t=24\text{mm} \sim 30\text{mm}$ 横架材に直貼
- ② 登梁：幅 105mm 以上×せい 105mm 以上 間隔 1000mm 以下
- ③ 甲乙梁：幅 45mm 以上×せい 45mm 以上 間隔 1000mm 以下
- ④ 小屋耐力壁： 15mm 以上× 90mm 以上
(端部は平12建告1460号の筋違耐力壁の接合)

2)各部仕口形状及び性能

- ① 各仕口部分：水平力時に継手、仕口各部へ生じる
引張力を上回る耐力の金物を使用する
- ② 構造用合板の継目及び釘打ちを行う部分の直下には
甲乙梁を設ける
- ③ 耐力壁から勾配屋根水平構面までせん断力を伝達できる
よう、耐力壁線上には同等以上の壁量となるよう小屋
耐力壁(くも筋違い)を設ける事

3)各部への釘打及びビス止め

- ⑦ 構造用合板は $N75@150\text{mm}$ で日の字に垂木に留め付ける

注意事項：構造用合板(又はOSB)に対する釘頭のめり込みは、 2mm を限度とする

1)各部材料および寸法

- ① 面材：構造用合板 $t=9\text{mm} \sim 15\text{mm}$ (横置)
- ② 垂木：幅 45mm 以上×せい $45\text{mm} \sim 90\text{mm} @500\text{mm}$ 以下
- ③ 小屋耐力壁： 15mm 以上× 90mm 以上
(端部は平12建告1460号の筋違耐力壁の接合)
- ④ 転び止め： $45\text{mm} \times 60\text{mm}$ 程度

2)各部仕口形状及び性能

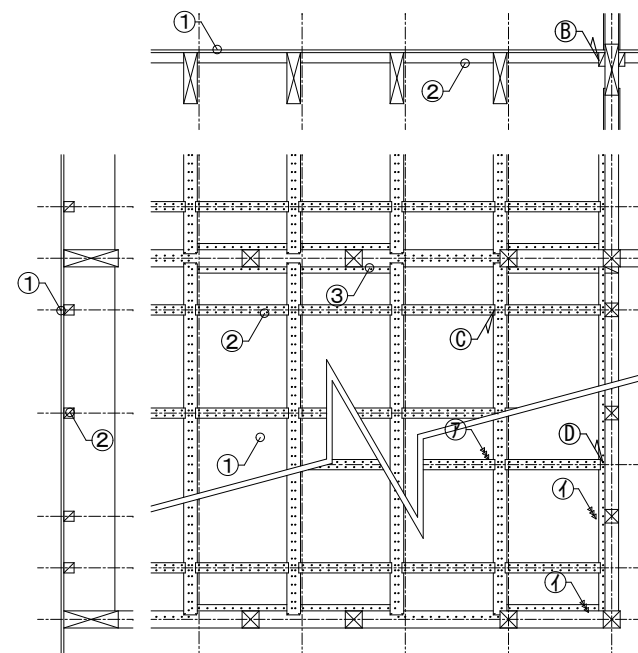
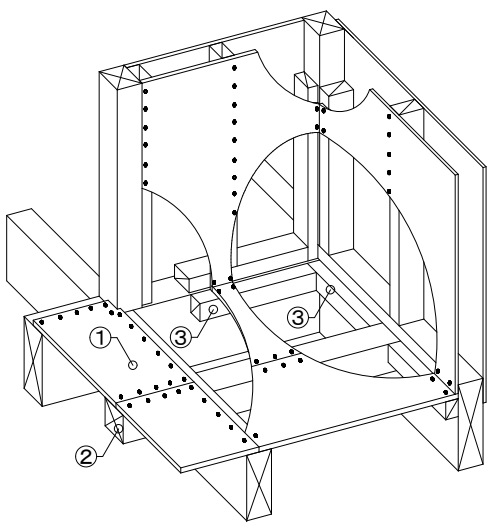
- ① 母屋ピッチ： 1000mm 以下
- ② 耐力壁から勾配屋根水平構面までせん断力を伝達できる
よう、耐力壁線上には同等以上の壁量となるよう小屋
耐力壁(くも筋違い)を設ける事

3)各部への釘打及びビス止め

- ⑦ 構造用合板は $N50@150\text{mm}$ で川の字に垂木に留め付ける
- ⑧ 転び止めを梁に2-N75斜め釘止め
- ⑨ 垂木の留め付けは、垂木の側面から軒桁、母屋、棟木の
上面に対して $N75$ 釘2本打ち

7.3 JISA3301仕様高耐力水平構面

(1)2階床水平構面の条件及び仕様
短期許容せん断耐力
 14.1kN/m



1)各部材料

- ① 面材：構造用合板 $t=24\text{mm}$ 又は 28mm 横架材に直張り
- ② 甲乙梁： $90\text{mm} \times 90\text{mm}$ の正角材又は幅 $75\text{mm} \times$ 成 120mm 製材を平使い
- ③ 大梁側面に取り付ける床受材：幅 $55\text{mm} \sim 75\text{mm} \times$ 成 120mm の製材

2)各部仕口形状及び性能

- ① 構造用合板の継目及び釘打ちを行う部分の直下には甲乙梁を設ける
- ② 高低差のある梁へは側面に床受け材を取り付け構造用合板を受ける
構成
- ③ 甲乙梁端部は小梁に対して深さ 15mm 程度の大入れ
- ④ 甲乙梁端部は床受け材に対して床受け材を深さ $15\text{mm} \times$ 成 60mm
切り欠き甲乙梁は成 60mm 分大入れし床受け材勝ちの納まりとする
- 3)各部への釘打及びビス止め

- ⑦ 構造用合板は $N75@75\text{mm}$ 日の字釘打ちで横架材、甲乙梁、床受材に
留め付ける

- ⑧ 大梁側面へ取り付ける床受材は木質構造用ビス $\phi 6, L130 \sim 150$
を 150mm ピッチの二列打ちとして留め付ける

(2)屋根水平構面の条件及び仕様

- 短期許容せん断耐力
 13.5kN/m (合板釘ピッチ 75mm)
 19.1kN/m (合板釘ピッチ 50mm)

■ 面材
側面図

立面図

平面図

側面図

1)各部材料

- ① 面材：構造用合板 $t=24\text{mm}$ 登梁及び母屋に直張り
- ② 母屋：幅 $120\text{mm} \times$ 成 120mm の製材
多雪区域(3級及び4級)の場合は幅 $120\text{mm} \times$ 成 150mm の製材
- ③ 軒先転び止め：幅 $105\text{mm} \times$ 成 300mm の製材を用い、天端は屋根根元に合わせ切り欠く
- ④ 軒先転び止めの外面に直貼りする構造用合板： $t=12\text{mm}$

2)各部仕口形状及び性能

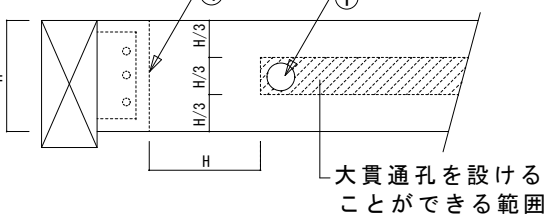
- ① 構造用合板の継目及び釘打ちを行う部分の直下には母屋を設ける
- ② 屋根の合板レベルに対して低い位置にある軒先の大梁上に転び止めを設け構造用合板
を受ける構成
- ③ 母屋端部は登梁に対して深さ 15mm 程度の大入れ
- 3)各部への釘打及びビス止め

- ⑦ 13.5kN/m 仕様：構造用合板は $N75@75\text{mm}$ 4周(ロの字)釘打ちで登梁及び母屋に留め付ける
 19.1kN/m 仕様：構造用合板は $N75@50\text{mm}$ 4周(ロの字)釘打ちで登梁及び母屋に留め付ける
- ⑧ 母屋端部に対して吹上対策として木質構造用ビス $\phi 5, L150$ (頭部径 $\phi 12.5$ 以上
ねじ部長さ 50 以上)1本を斜め打ちとする
- ⑨ 軒先大梁と転び止めの外面に直張りする構造用合板は、 $N50$ くぎを 50mm ピッチの
千鳥打ちとして留め付ける

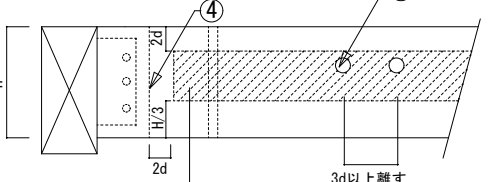
8. 貫通孔

8.1 梁貫通孔の条件及び仕様

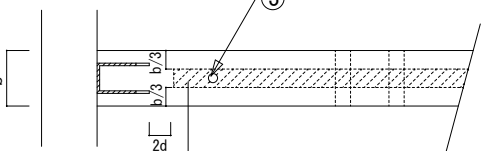
- ① 大貫通孔： $d \leq H/4$ かつ 150mm
- ② 小貫通孔： $d \leq 30\text{mm}$ (隣り合う孔は $3d$ 以上離す)
- ③ 縦小貫通孔： $d \leq b/6$ かつ 30mm
- ④ 接合金物用切り欠きライン



大貫通孔を設ける
ことができる範囲



梁の側面に小貫通孔を
設けることのできる範囲



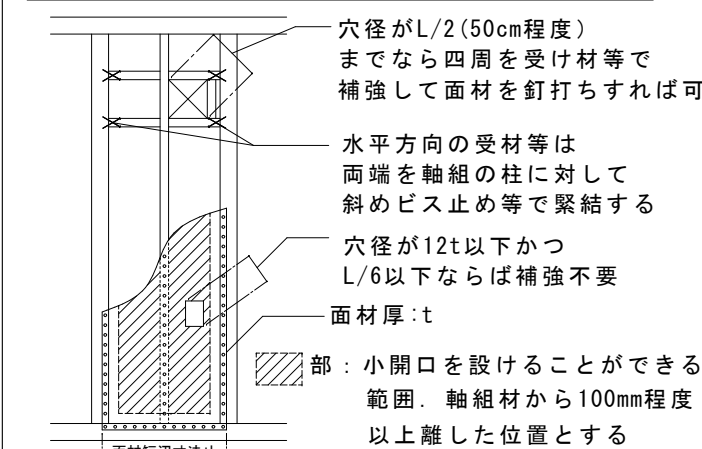
梁の上下面に小貫通孔を
設けることのできる範囲
(大貫通孔は不可)

8.2 耐力壁貫通孔

(1)小開口付耐力壁：木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2008年版)

※壁倍率7倍までの孔開けルール

剛性・耐力に影響しない面材耐力壁の小開口の設け方

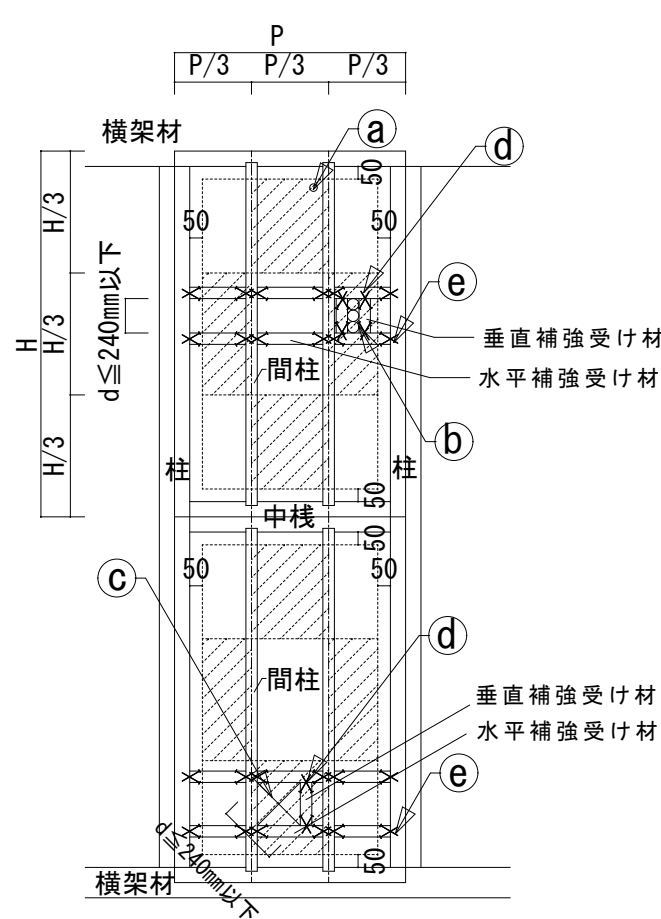


(2)高耐力仕様合板貼耐力壁(JISA3301標準仕様)
※壁倍率7倍を超える場合の孔開けルール(JISA3301仕様)

a)貫通孔基準

- ① 小貫通孔($d \leq 30\text{mm}$)
1区画につき1か所までなら補強不要
- ② 小貫通孔 $\times 3$ (外接円の径 $d \leq 240\text{mm}$)
四周を補強受材で補強
面材1枚につき1か所のみ可
- ③ 大貫通孔($d \leq 240\text{mm}$)
四周を補強受材で補強
面材1枚につき1か所のみ可
- b)釘打ち及び断面
- ④ 合板から補強受材へ $N50@90\text{mm}$ で釘打ち
補強受材は間柱と同寸以上の断面
- ⑤ 補強受材の留め付けは斜めビス2本止め

部：小開口を設けることが
できる範囲



令和2年 2月17日改訂 一般社団法人 中大規模木造プレカット技術協会

縮尺 A2:100%
A3:70.7%

海陽町教育委員会

工事名称

令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号

S 標5

設計

R7.03

竣工

図面名称

構造標準図(5)

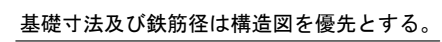
縮尺

NON

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市健賢町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

(布基礎標準断配筋面)



※ 1. かぶり寸法は推奨値（保証するものではない）であり、最低かぶり寸法を確保することを原則とする。

※ 2. H 寸法は凍結深度以上とする。

※ 3. 底盤幅 B 寸法は、地盤の長期許容応力度が 30 kN/m^2 以上 50 kN/m^2 未満の場合に 600 mm 、 50 kN/m^2 以上の場合 450 mm とする。

※ 4. 基礎立上りの主筋とあばら筋の交わる箇所は特殊スポット溶接を使用した組立鉄筋（B C J 評定品：B タイプ、C タイプ）を使用することを原則とする。結束線による緊結は使用不可とする。

※ 5. あばら筋と腹筋の交わる箇所は特殊スポット溶接を使用した組立鉄筋（B C J 評定品：A タイプ、B タイプ）を使用することを原則とする。

※ 6. 底盤のベース主筋と配力筋の交わる箇所は特殊スポット溶接を使用した組立鉄筋（B C J 評定品：A タイプ、B タイプ）を使用することを原則とする。

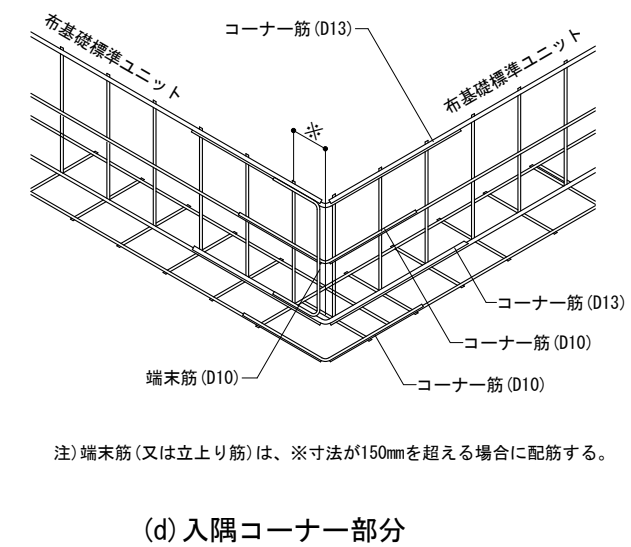
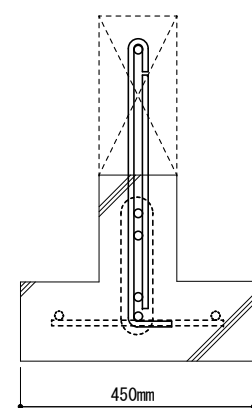
※ 7. 推奨布基礎以外の底盤幅を採用する場合、W 寸法は底盤厚さ t の 4 倍以下とする。

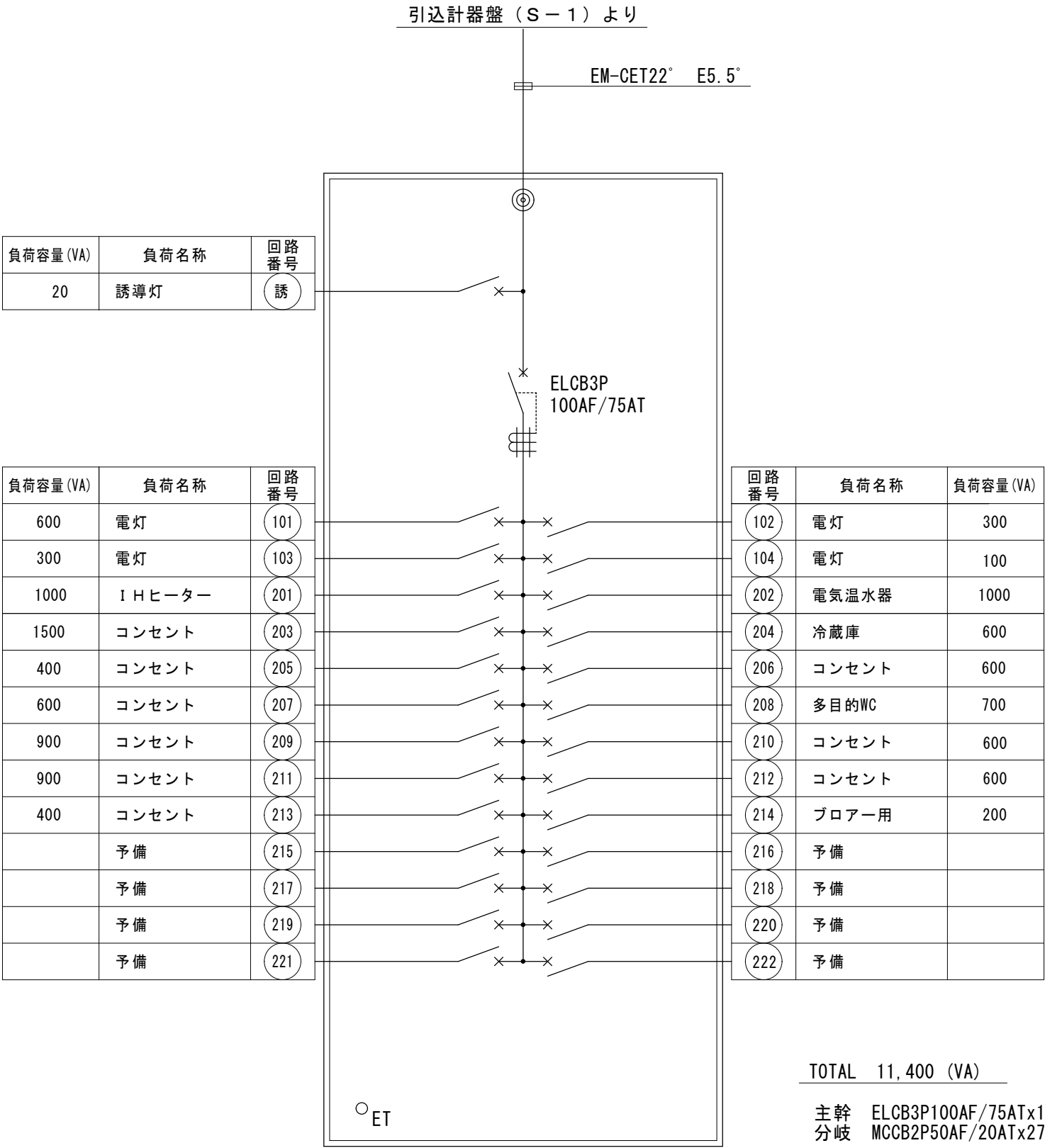
Technical drawing of a reinforcement layout for a concrete slab, showing dimensions and reinforcement details.

Dimensions and Reinforcement Details:

- Horizontal dimensions: L2 (=455mm) 以上, 600mm以下, L2 (=455mm) 以上.
- Vertical dimensions: 500mm, 300mm, 50mm, 150mm.
- Reinforcement types: 人入口 (Entrance), 人入口補強筋 (斜め筋) : 1-D10 (2箇所) (Entrance reinforcement (diagonal bar) : 1-D10 (2 locations)), 人入口補強ユニット (主筋方向 : 3-D13/せん断補強筋 : D10@113.75以下) (Entrance reinforcement unit (main bar direction : 3-D13 / shear reinforcement : D10 @ 113.75 or less)).
- Other labels: ※ (Note), 立上り筋 (D10) (Upright bar (D10)), Aタイプスポット溶接 (縦横交差部全面所) (A-type spot welding (vertical and horizontal intersection area)).

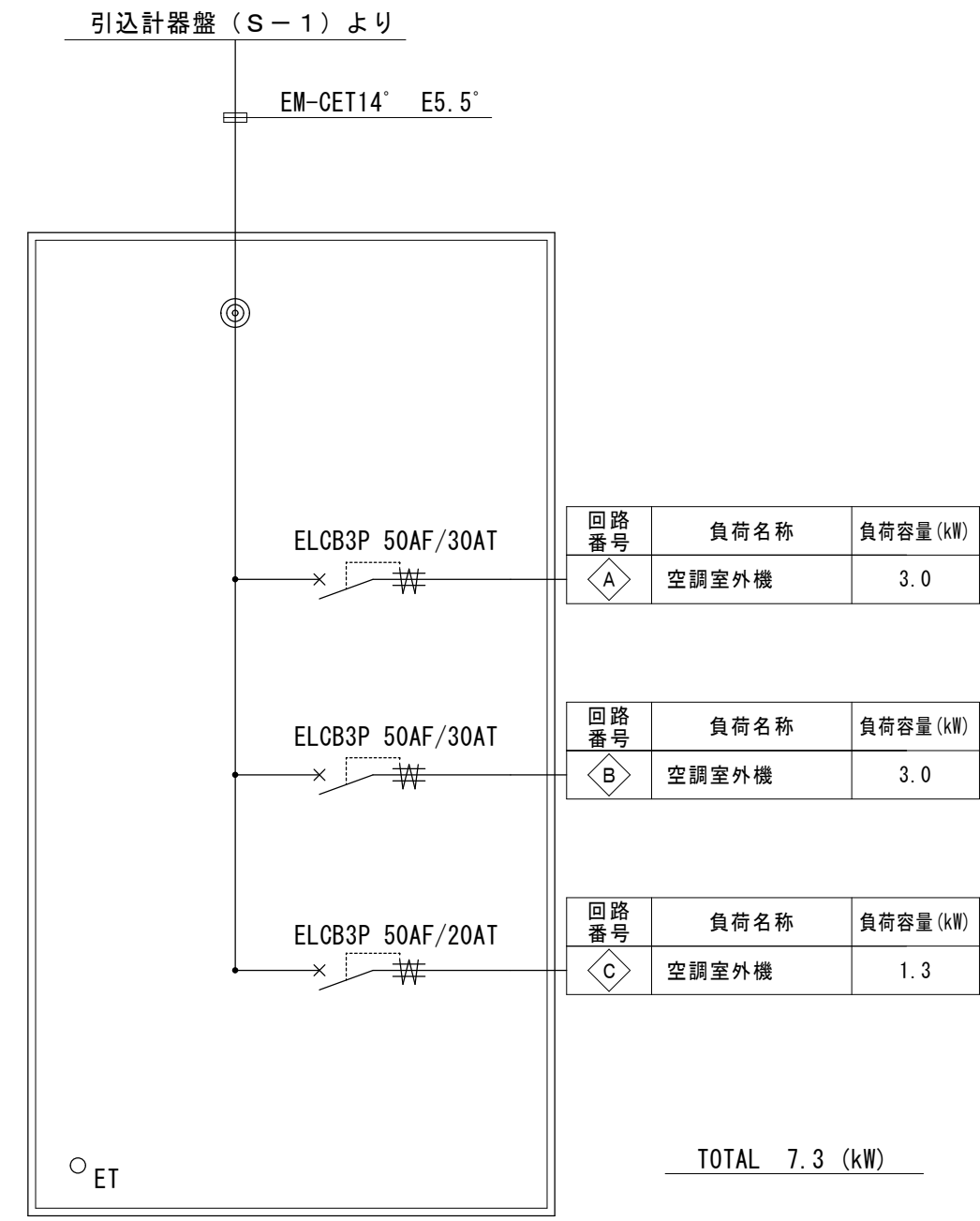
※寸法が50mmを超える場合には立上り筋で補強する。





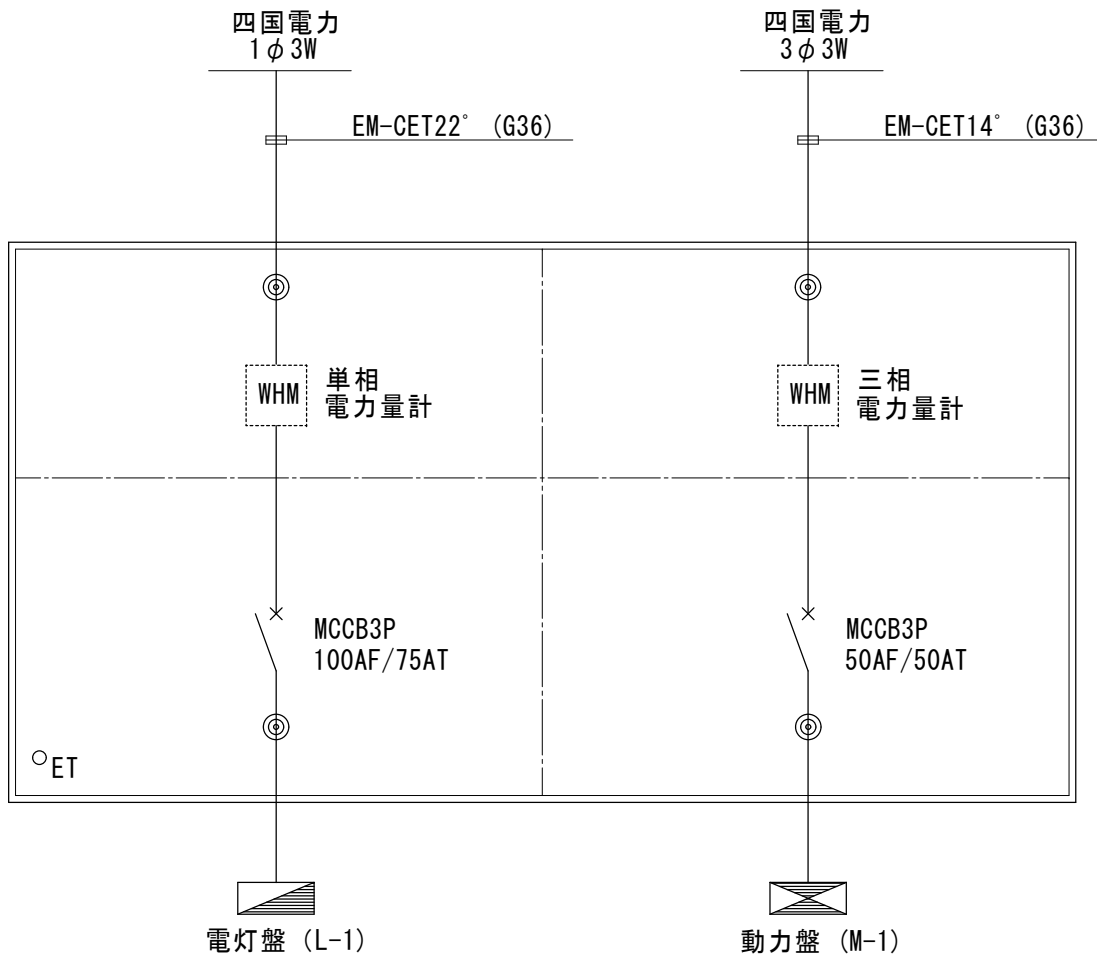
電灯盤 (L-1) 結線図

屋内露出型 鋼板製 既製品盤



動力盤 (M-1) 結線図

屋外露出型 防水・SUS製 既製品盤



引込開閉器盤 (S-1) 結線図

屋外露出型 防水・SUS製 既製品盤

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

海陽町教育委員会

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 E - 02

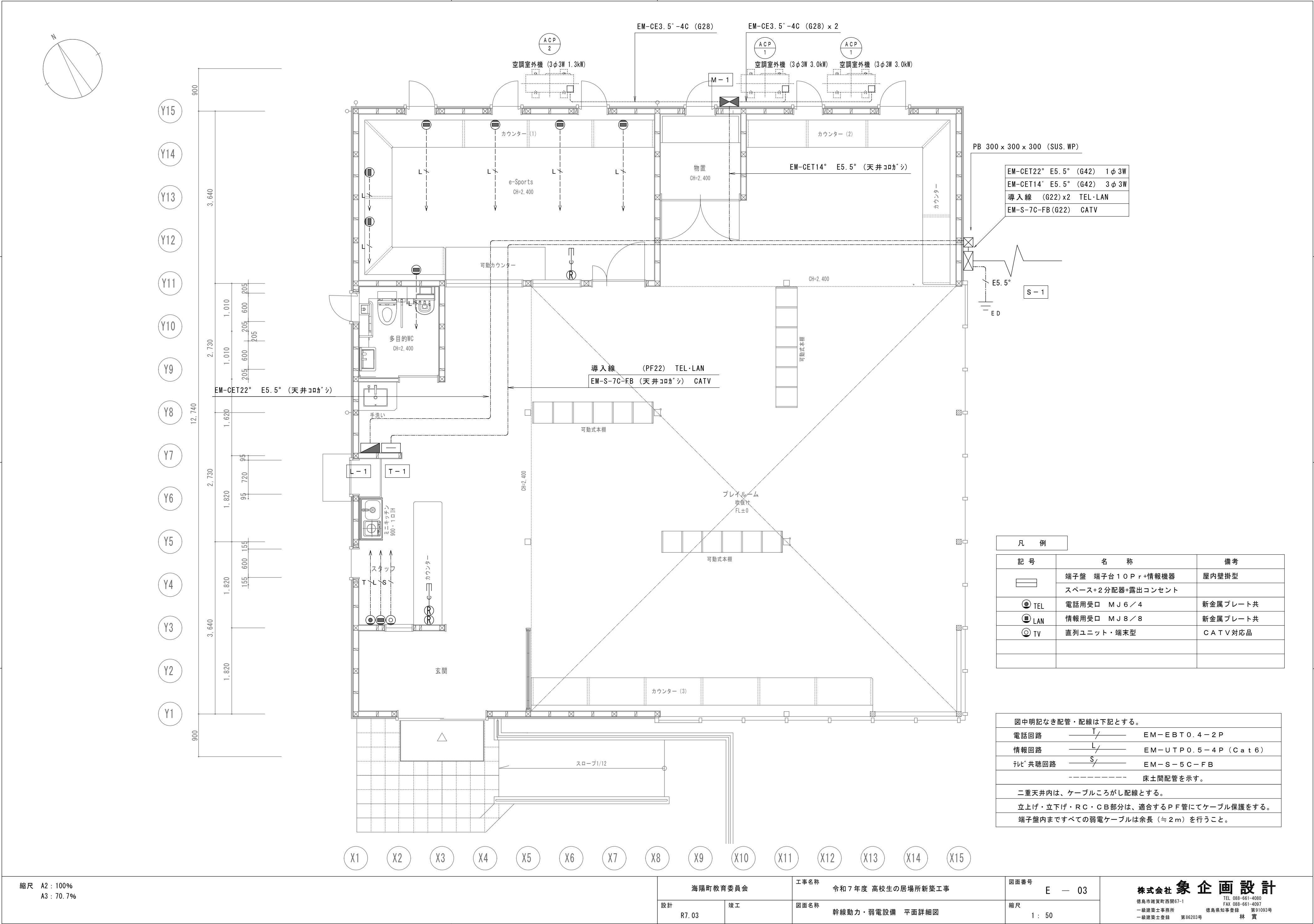
設計 R7.03

竣工

図面名称 盤結線図

縮尺 NON

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
徳島市健賀町西開67-1
FAX 088-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

海陽町教育委員会

設計 R7.03

竣工

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面名称 幹線動力・弱電設備 平面詳細図

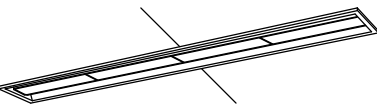
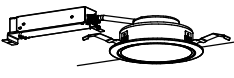
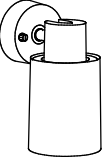
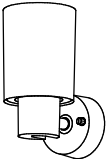
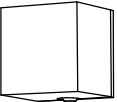
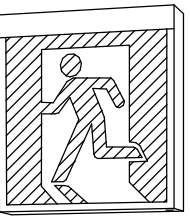
図面番号 E - 03

縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市健賢町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

照明器具姿図

A	LEDベースライト	B	LEDベースライト	C	LEDダウンライト	D 1	スポットライト（集光48°タイプ）
	埋込型40形 グレアセーブ W150		16形x1灯タイプ		150形		150形電球1灯器具相当
							
スペースコンフォートタイプ、一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛鋼板 反射板：銅板（高反射白色粉末塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 パナソニック XLX450PJNTLE9		一般タイプ、3200lmタイプ 消費電力21.8W、定格出力型、電圧100～242V 約10～100%連続調光型 ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 本体：銅板（白色粉末塗装） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83、電源装置はライトバー側に内蔵 公共施設型番：LSS1-2-30		電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 5000K、Ra85、拡散タイプ 光源遮光角15度、光源寿命40000時間（光束維持率85%） 器具光束：1695lm、消費電力：11.6W、電圧：100～242V 反射板（上部）：プラスチック（ホワイト） 反射板（下部）：銅板（ホワイトつや消し仕上） 枠：銅板（ホワイトつや消し仕上）、埋込穴φ150 公共施設型番：LRS1-13		LEDフラットランプφ70 クラス1000 1灯（口金GX53-1） 光源寿命40000時間（光束維持率70%） 集光48°タイプ 器具光束1000lm、消費電力9.3W、電圧100V セード：プラスチック（ホワイト） 可動範囲上下92度、回転方向360度 位相制御式（2線式） パナソニック スポットライトXAS5060	
D 2	スポットライト（拡散タイプ）	E	LEDポーチライト				
	150形電球1灯器具相当		60形 防雨型				
							
LEDフラットランプφ70 クラス1000 1灯（口金GX53-1） 光源寿命40000時間（光束維持率70%） 拡散タイプ 器具光束1020lm、消費電力9.3W、電圧100V セード：プラスチック（ホワイト） 可動範囲上下92度、回転方向360度 位相制御式（2線式） パナソニック スポットライトXAS5000		電球色（2700K）、Ra83 器具光束515lm、消費電力7.1W、電圧100V 拡散タイプ、防雨型 ツマミネジ方式、Napion・明るさセンサ付 カバー：アクリル（乳白） 本体：プラスチック（ホワイト） 点灯照度調整機能付 パナソニック LGWC80360LE1					
<a>	LED B級・BL形 避難口誘導灯片面型						
	LED誘導灯コンパクトスクエア						
							
B級・BL形 片面型 壁・天井直付型 一般型（20分間） ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 型式認定番号：1AM111-3209							

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

海陽町教育委員会

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 E — 04

設計 R7.03

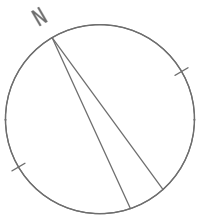
竣工

図面名称 照明器具姿図

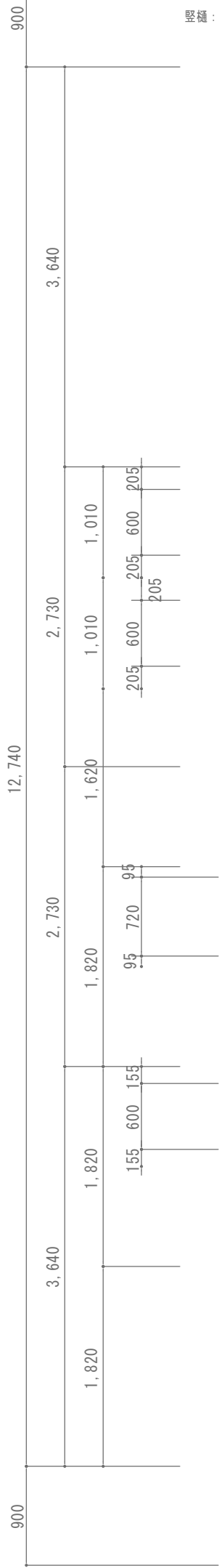
縮尺 NON

株式会社 象企画設計

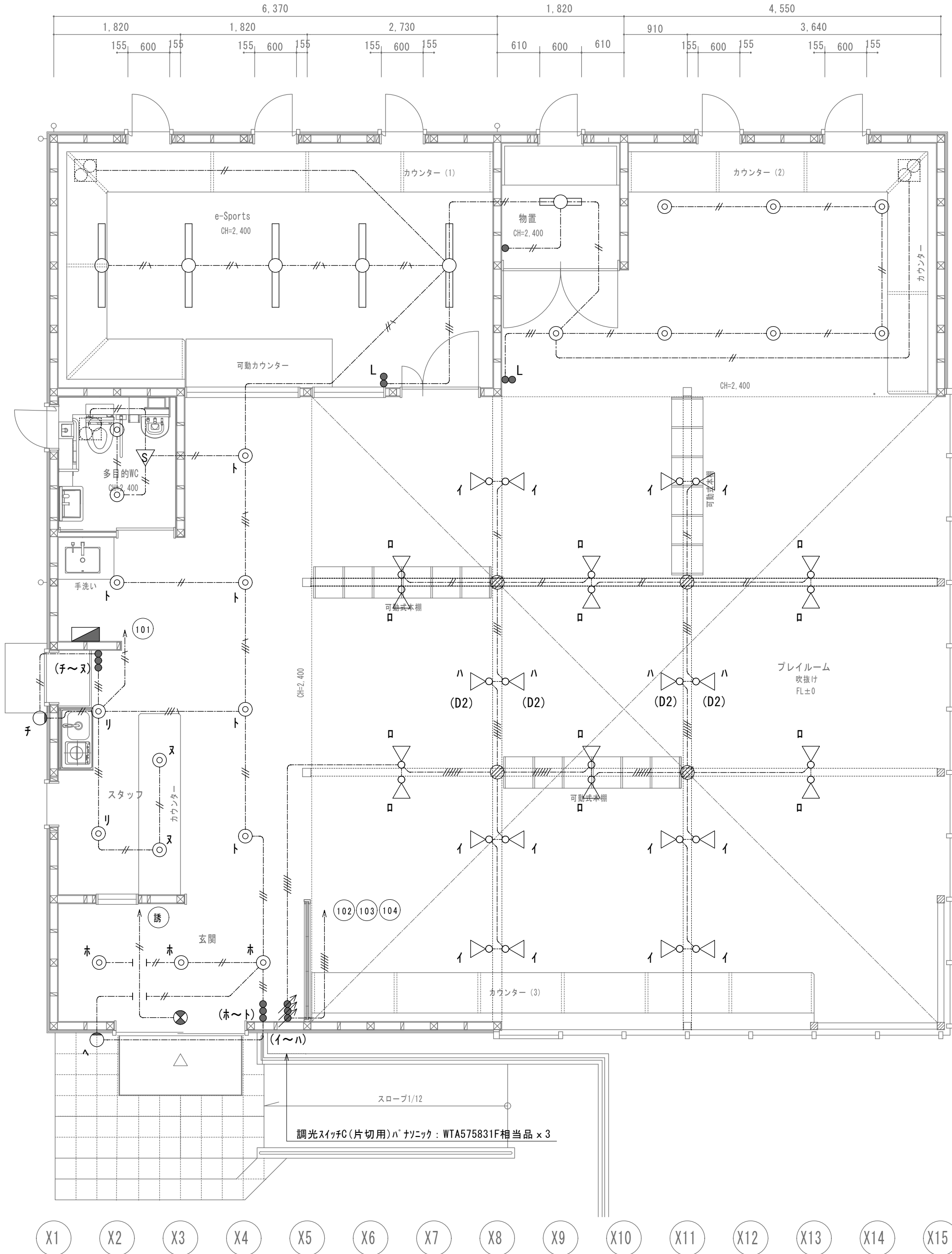
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市健賢町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



Y15
Y14
Y13
Y12
Y11
Y10
Y9
Y8
Y7
Y6
Y5
Y4
Y3
Y2
Y1



壁種：カラーVP-75φ



玄関
C×3

スタッフ
C×9

多目的WC
C×2

e-sports
A×5

物置
B×1

ブレイルム(北)
C×7

屋外
E×2

ブレイルム
D1×24
D2×4
集光型(D1)
拡散型(D2)

(注記)集光タイプは梁から下部に向けて照光
拡散タイプは梁から上部に向けて照光する。

(注記)スポットライトの台数及び照明取付角度は施工前に係員と協議を行うこと。
器具台数は施工前に照度分布図等を作成し十分な協議の上、施工すること。

図中明記なき配管・配線は下記とする。		
電灯回路	—— //	EM-EEF1.6-2C
	—— ///	EM-EEF1.6-3C
	—— //	EM-EEF1.6-2C×2
	—— // >	EM-EEF2.0-2C
	—— // >	EM-EEF2.0-3C
多芯の場合は上記ケーブル組合せとする。		
分電盤より第一負荷迄はEEF2.0とする。		
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
立上げ・立下げ・RC・CB部分は、適合するPFB管にてケーブル保護をする。		
梁部分に取付のスポットライト用配線は露出配線とする。		

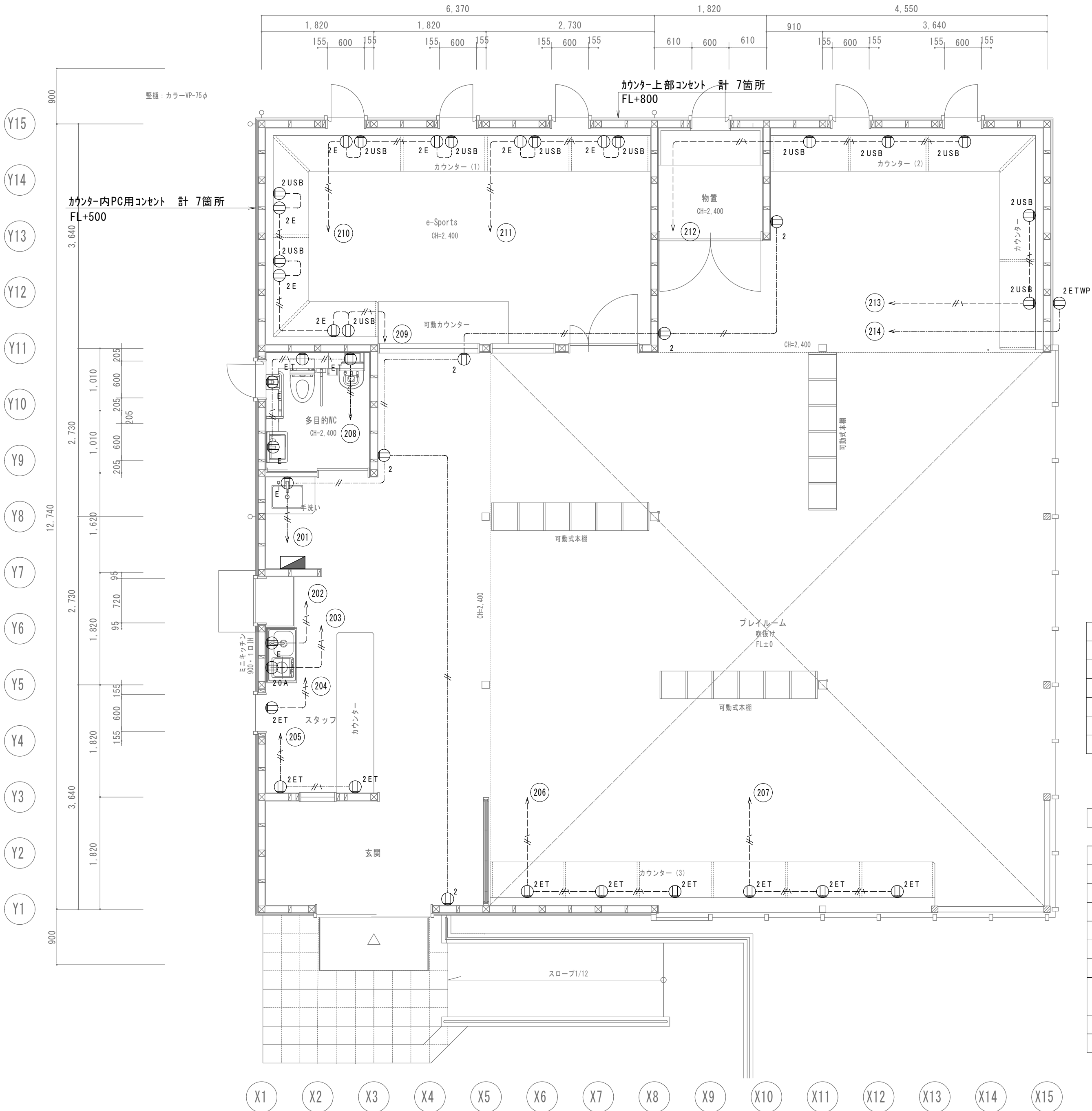
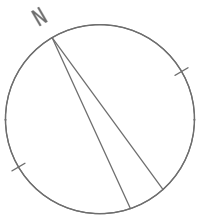
縮尺 A2：100%
A3：70.7%

海陽町教育委員会
設計 R7.03

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事
図面名称 電灯設備 平面詳細図

図面番号 E-05
縮尺 1：50

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市健賀町西開67-1
一級建築士事務所 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



図中明記なき配管・配線は下記とする。		
コンセント回路	——//——	EM-EEF2.0-2C
	——//\——	EM-EEF2.0-3C
	-----	床土間配管を示す。
二重天井内は、ケーブルころがし配線とする。		
立上げ・立下げ・RC・CB部分は、適合するP F 管にてケーブル保護をする。		

凡 例

記 号	名 称	備 考
⓪ 2	埋込コンセント 2P15A125V x 2	
⓪ E	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (E)	
⓪ 2E	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
⓪ ET	埋込コンセント 2P15A125V x 1 (ET)	
⓪ 2ET	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (ET)	
⓪ 20A	埋込コンセント 2P20A125V x 1 (E)	
⓪ 2USB	埋込コンセント 2P15A125V x 1 + USB* -ト(USB-A・C) x 2	参考品番：WTF147740W
⓪ WPE	防水コンセント 2P15A125V x 2 (EET) 抜止め	

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

海陽町教育委員会

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 E - 06

設計 R7.03

竣工

図面名称 コンセント設備 平面詳細図

縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計

徳島市健賢町西開67-1
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

管工事特記仕様書

工事名称	令和6年度 高校生の居場所新築工事
工事場所	徳島県海部郡海陽町四方原字旭町
建物概要	木造 1階建
一般事項	1) 本工事は、設計図書、特記仕様書及び最新版の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に基づき、関係諸官庁の規則に準拠し、担当係員の指示に従い完全に施工すること。 2) 本工事に使用する諸材料は、J I S、W S P又はJ W W A規格に合格した品質優秀な新品とし、事前に見本品、承認図、製作図等を係員に提出し、承認を受けた後正式発注すること。 3) 本工事に必要な関係官庁への手続、申請等は請負者が代行し、これに伴う費用は請負金額に含むものとする。 4) 本工事施工に際し、各工事との関連を考慮の上工事着手前に工程表及び施工図を作成し、係員の承認を受けた後着工すること。 5) 事前に関連工事部門と十分な打ち合わせを行い、工事進捗上支障が無い様にすると共に、図示無き部分及び軽微なる変更等で工事完成上当然必要と思われる箇所については、係員と協議の上無償にて施工すること。
工事項目 (該当に○印)	○ 衛生器具設備工事 ○ 給水設備工事 ○ 排水通気設備工事 ・ 給湯設備工事 ・ L Pガス設備工事 ・ 消火設備工事 ○ 屋外給水設備工事 ○ 浄化槽設備工事
メーカーリスト (該当に○印)	・ 鋼管 住友金属、日本鋼管、新日本製鉄、川崎製鉄 ・ 同上継手 住友金属、リケン、日立金属 ・ 鋼管 住友軽金属、神戸製鋼、古河電工、三菱マテリアル ・ 鉛管 木村化工機、日東鉛管、日東化工、芳沢機工、大同鉛化工 ・ 塩ビライニング鋼管 川崎製鉄、住友金属、日本鋼管、新日本製鉄、積水化学、三菱樹脂、協成 ・ 同上継手 住友金属、積水化学、三菱樹脂 ・ ヒューム管 大同コンクリート、日本ヒューム管、羽田ヒューム管 ○ ビニル管 積水化学、三菱樹脂、クボタ、前澤化成 ○ 弁類 キッツ、東洋バルブ、三吉バルブ、大和バルブ ○ 排水金物及び鉄蓋類 ダイドレ、長谷川鋳工、福西鋳物、第一機材、伊藤鉄工、小島製作所 ○ 衛生陶器及び金物類 T O T O、L I X I L ・ ヒートポンプ給湯器 三菱、パナソニック、日立、東芝 ・ 石油給湯器 ノーリツ、長府製作所、コロナ ・ ポンプ類 荏原製作所、日立製作所、川本製作所、テラル、鶴見製作所 ・ 消火栓箱 立売堀製作所、横井製作所、村上製作所 ・ グリーストラップ ホーコス、下田機工、ダイドレ、長谷川鋳工、福西鋳物 ○ 小口径樹 アロン化成、積水化学、三菱樹脂、前澤化成、クボタシーアイ ○ 浄化槽 国土交通省認定品 ○ その他 係員の承認を得ること。 ※ 上記メーカー同等品以上とする。

配管材料 (該当に○印)	用 途	名 称	番 号	備 考
	○ 給水管	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	J I S - K - 6 7 4 2	H I V P
	・ 給水管 (ポンプ室、受水槽廻り)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	J W W A K 1 1 6	S G P - V A (管端防食継手)
	・ 給水管 (流し立上り)	配管用ステンレス鋼鋼管	J I S - G - 3 4 5 9	S U S
	○ 排水通気管 (土間・埋設・天井内配管)	硬質塩化ビニル管	J I S K 6 7 4 1	V P
	・ 排水通気管 (防火区画貫通部前後 1 m)	耐火二層管 (V P)	J I S K 6 7 4 1	T M P
	○ 衛生器具接続部	硬質塩化ビニル管	J I S K 6 7 4 1	L P
	○ 屋外排水管	硬質塩化ビニル管	J I S K 6 7 4 1	V U
	・ 給湯管	保温付ポリブテン管		
		金属強化ポリエチレン管		
	・ 給湯管 (流し立上り)	配管用ステンレス鋼鋼管	J I S - G - 3 4 5 9	S U S
	・ 消火管	配管用炭素鋼鋼管 (白)	J I S G 3 4 5 2	S G P
	・ 消火管	外面ライニング鋼管	W S P 0 4 1	S G P - V S
	・ ガス管 (屋内一般)	配管用炭素鋼鋼管 (白)	J I S G 3 4 5 2	S G P
	・ ガス管 (埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	W S P 0 4 1	S G P - V S
特記事項	1. 配管の吊り及び支持 (振れ止め支持を含む) は、「共仕」及び「標準図」に従い行う。 2. 屋外の給水、ガス管は、管の保護の為山砂の類にて管の周囲を埋め戻し、「横仕」に従い地中埋設表示 (表示テープ及び埋設標) を行う。 3. 排水管 (ビニル管) を土中埋設する場合は、「共仕」の当該事項に従い、根切り底には山砂の類又はクラッシャーランを敷き込み、つき固めを行う。 4. 弁類で公営水道に直結する配管に使用するものは $J I S 1 0 k g f / c m ^ 2$ とし、受水槽以降の配管に使用するものは $J I S 5 k g f / c m ^ 2$ とする。バルブの材質はステンレス製とする。 5. 屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製 (SUS304) とする。 6. 水圧試験及び気密試験を「共仕」に従い行い、監督員に報告する。 7. 機器には名称及び記号を記入し、配管には識別表示及び用途、流れ方向を記入する。尚、屋外及び水気のある場所 (弁室内を含む) では耐候性を考慮し、記入文字等は塗装書きによるものとし、表示札はエッチング文字等、取付はナイロンひも等腐食のないものとする。 8. 屋外露出配管の支持金物類は全てステンレス製とする。 9. 次に指定する箇所の配管、ダクト、支持金物、架台等は塗装を行う。 (・ 一般居室、廊下等 ・ 屋外 ・) 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。 10. 産業廃棄物処理は、許可業者 (運搬、処分場) にて行い、マニフェストにて適正に処理を行うこと。			

縮尺 A2: 100% A3: 70.7%	海陽町教育委員会		工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事	図面番号 M — 01	 株式会社 象 企 画 設 計 TEL 088-661-4080 徳島市雄賀町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 第91093号 一級建築士登録 第86203号 徳島県知事登録 林 寛
	設計 R7.03	竣工	図面名称 管工事特記仕様書	1: NON	

衛生器具表

名 称		参考品番		付属品及び仕様	合 計	1 階 多 機 能 W C	1 階 手 洗 い	屋 外
		T O T O	L I X I L					
㊦	多機能便所	UADAZ21L1A1ANN1WA TCF5554AUPR	PTWC-HC101L1A1ANNW CW-PC12-CK-UR-TU/BW1 CF-11B	床置床排水大便器（ロータンク式、タッチスイッチ式）背もたれ、可動式手すり	1	1		
				L型手すり、チャームボックス、洗面器、手洗器、自動水栓（AC100V）				
				水石けん入れ、汚物流し（ロータンク式、タッチスイッチ式、AC100V）				
				紙巻器（大便器、汚物流し）、側板、左勝手、停電時レバー水栓				
㊦	カウンター式洗面器	LS716+TLE25SM1A+TLK08S08JA TLDP2107J+MB60+YM4560A	L-2848FCS+AM-330CV1+KS-941UMTP LF-105PAL+A-6224*MB-601NL（825） KF-4560+EFH-KK2-MB+MBF-620A	温水洗浄暖房便座（貯温式、便ふた無、金属製プレート、AC100V、409W）、他付属品一式共	1		1	
				ベッセル式洗面器、台付自動水栓（AC100V）、自動水石けん、壁排水金具				
㊦	散水栓（ボックス共）	T28KUNH13+6266（カクダイ）	LF-33G-13-CV+6266（カクダイ）	カウンター（600×800、2方エプロン）、化粧鏡（450×600）、他付属品一式共	3			3
				散水栓（キー式・カップリング） SUS製ボックス（人通行可）、他付属品一式共				

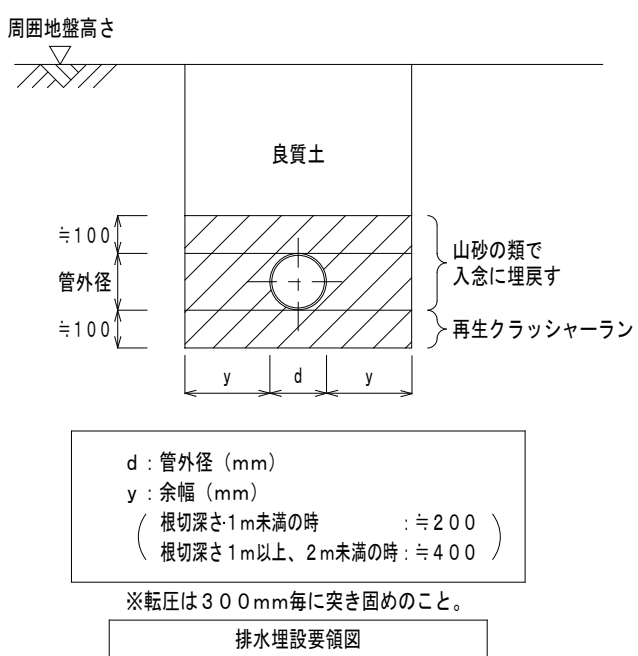
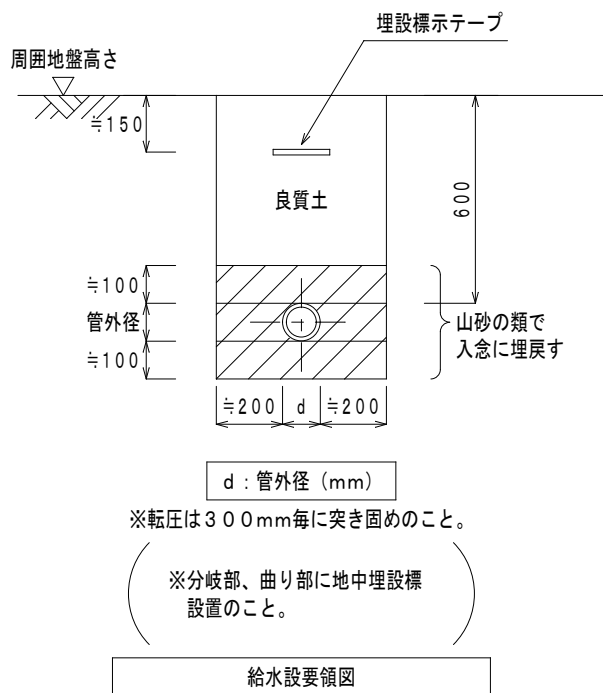
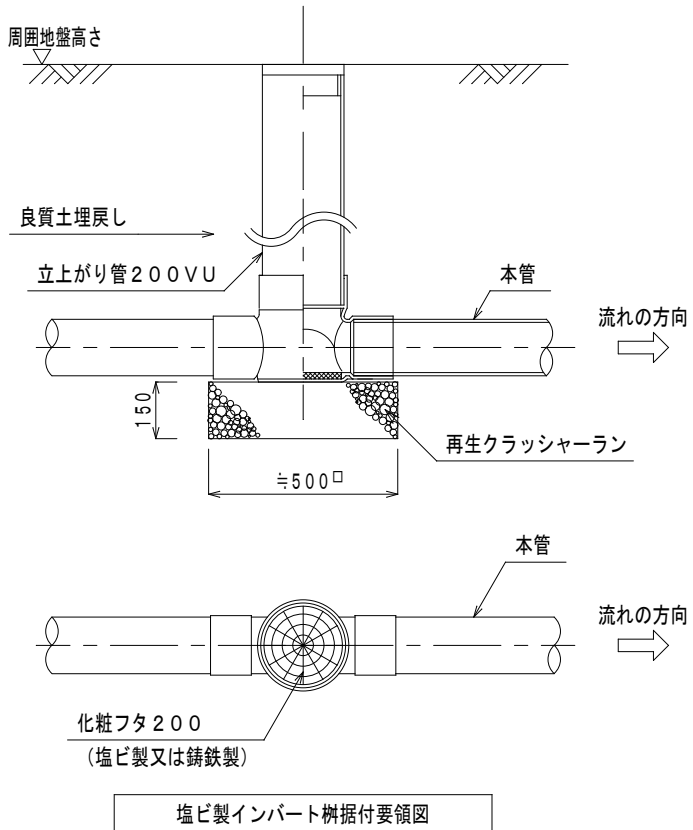
機 器 表

記 号	機器名称	仕 様	電 源	基礎工事	台 数	設置場所
WHE 1	小型電気温水器	形式：台下形、先止め式、ウィークリタイマー付 貯 湯 量：12L 電気機容量：1.1kw 減圧弁・逃し弁内蔵、逆流防止機能付排水装置 止水栓、ステンレスフレキ、耐震用脚他付属品一式共 ※設置は平成24年度国土交通省告示第1447号に準じること。	単相100V		1	1階 ミニキッチン<1>

樹リスト

（汚水雑排水系統）インパート樹

記号	名 称	寸 法	上部蓋	周囲地盤高さ G L基準 (mm)	参考管底		備 考
					設計 G L基準 (mm)	周囲地盤基準 (mm)	
㊦	小口径塩ビ製 インパート樹	200φ	塩ビ製化粧蓋	±0	-350	-350	㊦90度曲り
㊦	〃	〃	〃	±0	-375	-375	㊦90度合流
㊦	〃	〃	〃	±0	-390	-390	㊦90度合流
㊦	〃	〃	〃	±0	-445	-445	㊦90度曲り
㊦	〃	〃	〃	±0	-525	-525	㊦ストレート
㊦	〃	〃	〃	±0	-595	-595	㊦90度曲り
㊦	〃	〃	〃	±0	-695	-695	㊦90度曲り
㊦	〃	〃	〃	±0	-705	-705	㊦90度曲り
浄化槽				±0	-710	-710	流入管底
※特記事項 1. 管底については、全て参考値とする。 施工に際しては施工図作成のうえ、樹据付位置を決定し据付面のレベル測定により修正を行うこと。 2. 塩ビ樹は日本下水道協会規格品（J S W A S K-7）とし、硬質塩化ビニル製ます同等品とする。 3. 化粧蓋は密閉ふた、ワンタッチタイプとする。							



縮尺 A2：100%
A3：70.7%

海陽町教育委員会

工事名称
令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号
M — 02

株式会社 象企画設計

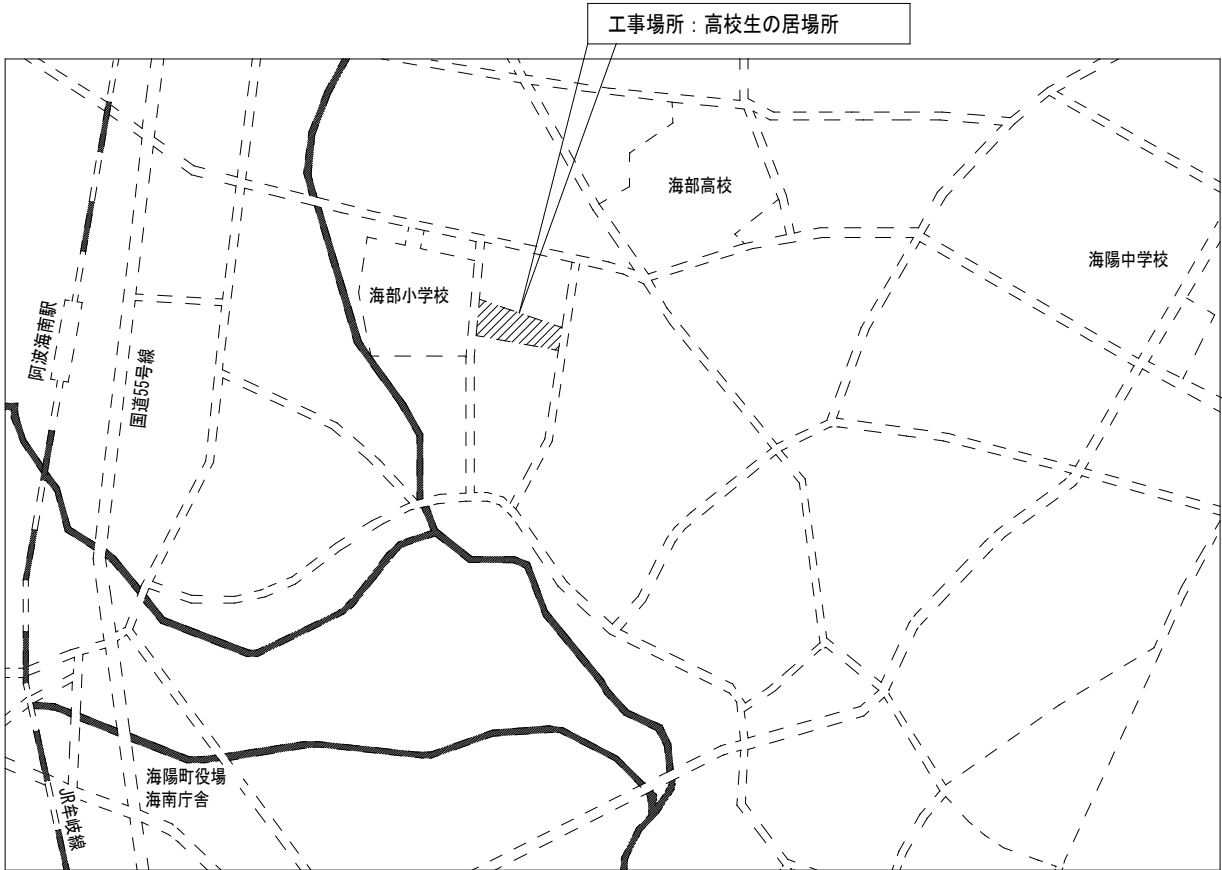
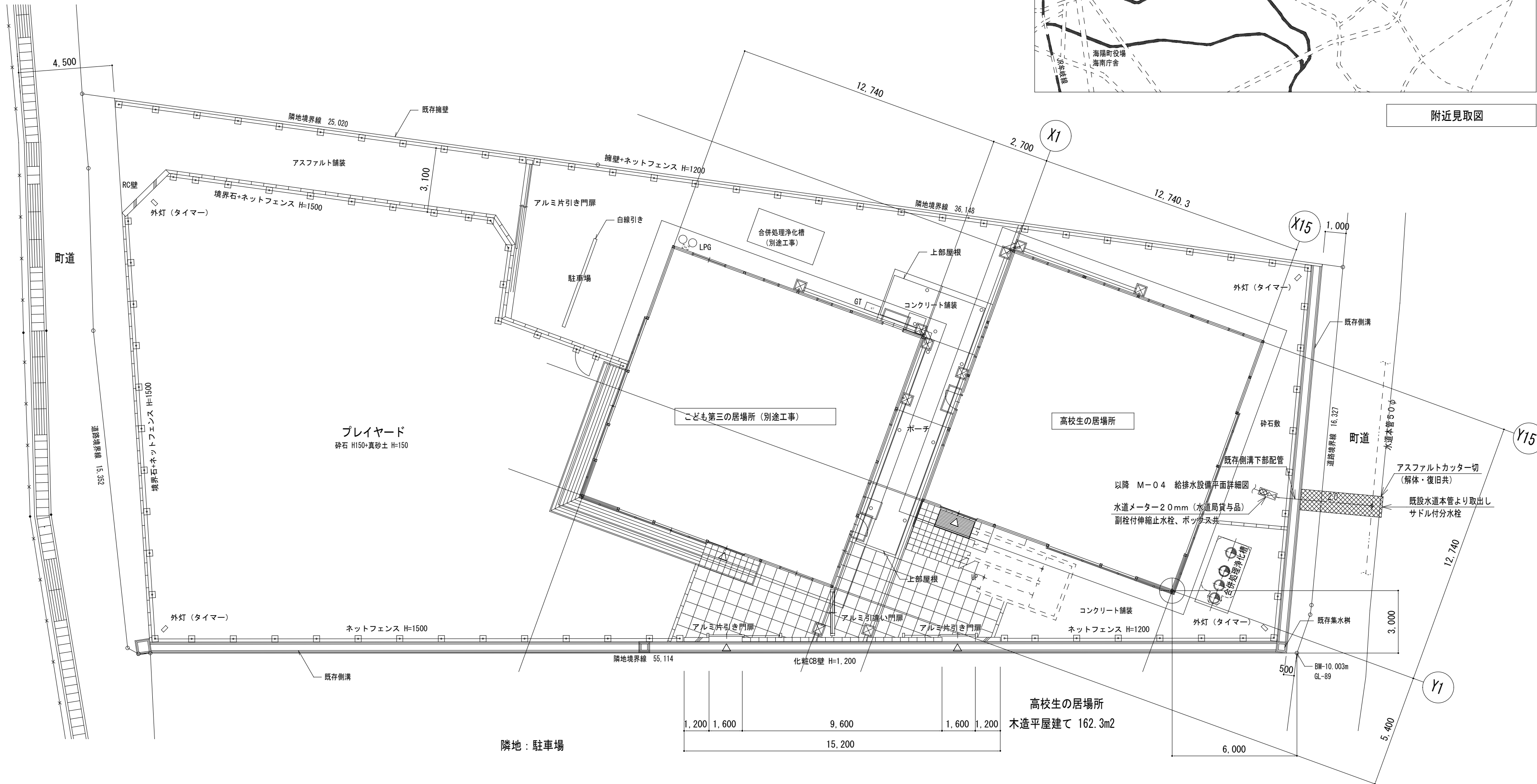
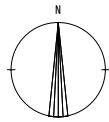
設計
R7.03

竣工

図面名称
衛生器具表、機器表、樹リスト

縮尺
1：NON

徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所
一級建築士登録 第86203号
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
第31093号
林 貴



附近見取図

以降 M-04 給排水設備平面詳細図
水道メーター20mm (水道局貨与品)
副栓付伸縮止水栓、ボツタス共

アスファルトカッター切
(解体・復旧共)
既設水道本管より取出し
サドル付分水栓

※特記
・ 図示 部分はアスファルト舗装を示す。
(カッター切、解体、復旧共本工事)

敷地面積：1,335.79m²

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

一般財団法人 ふらっと

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 M — 03

設計 R7.02

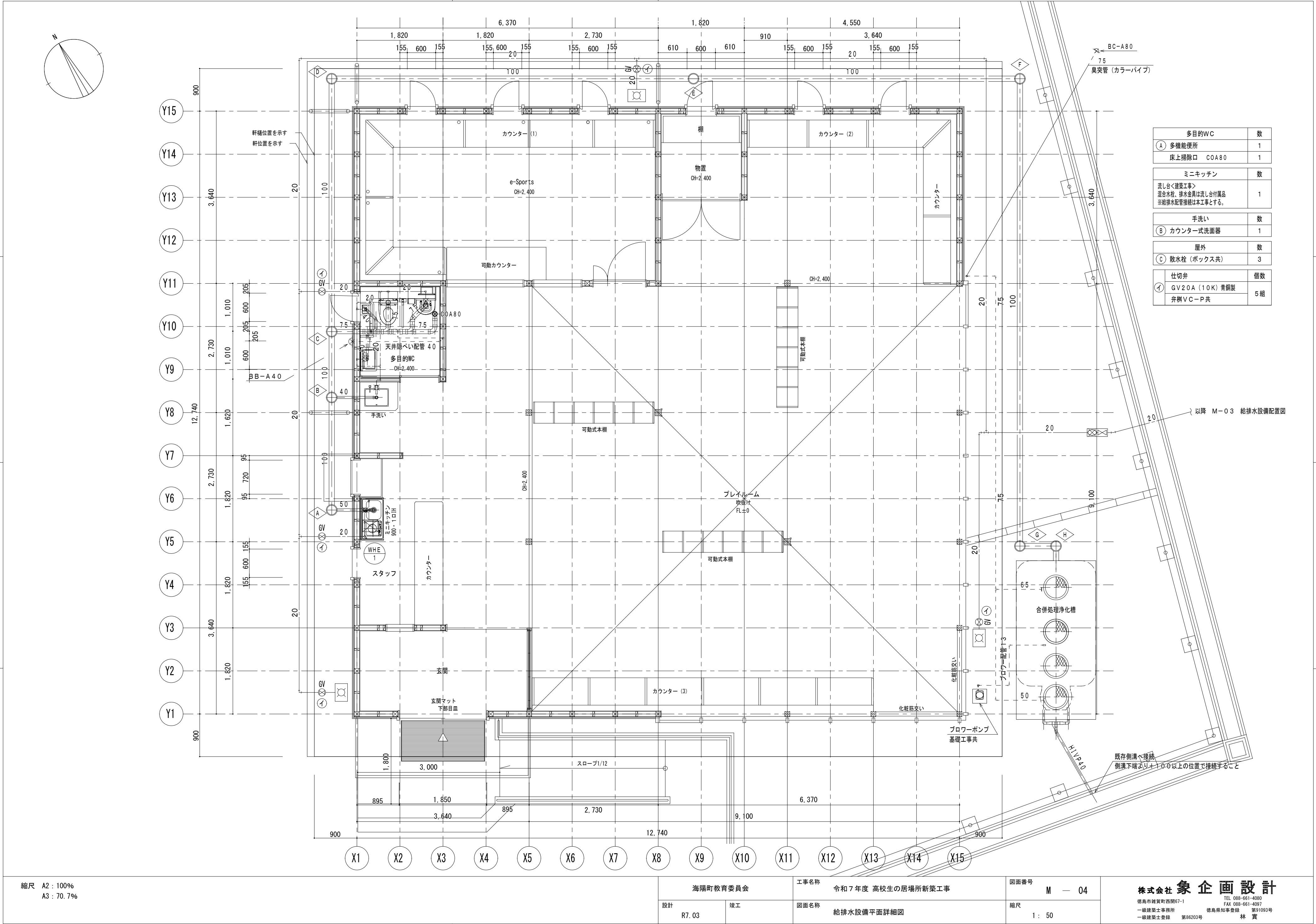
竣工

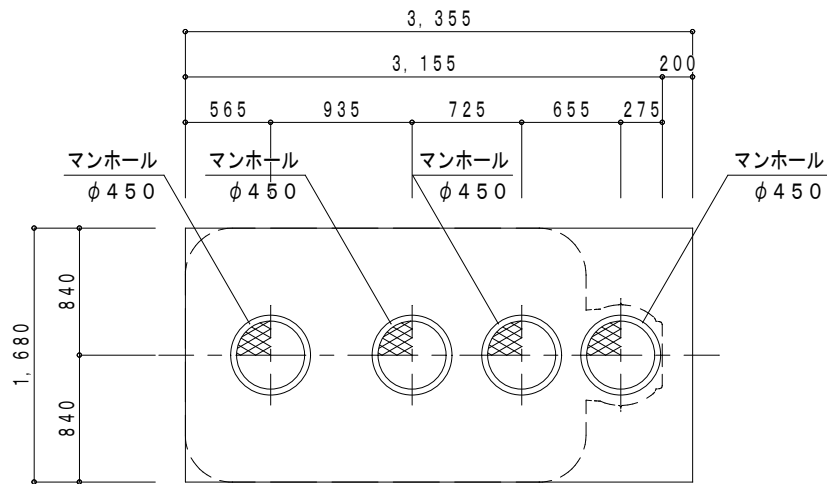
図面名称 給排水設備配置図・附近見取図

縮尺 1：150

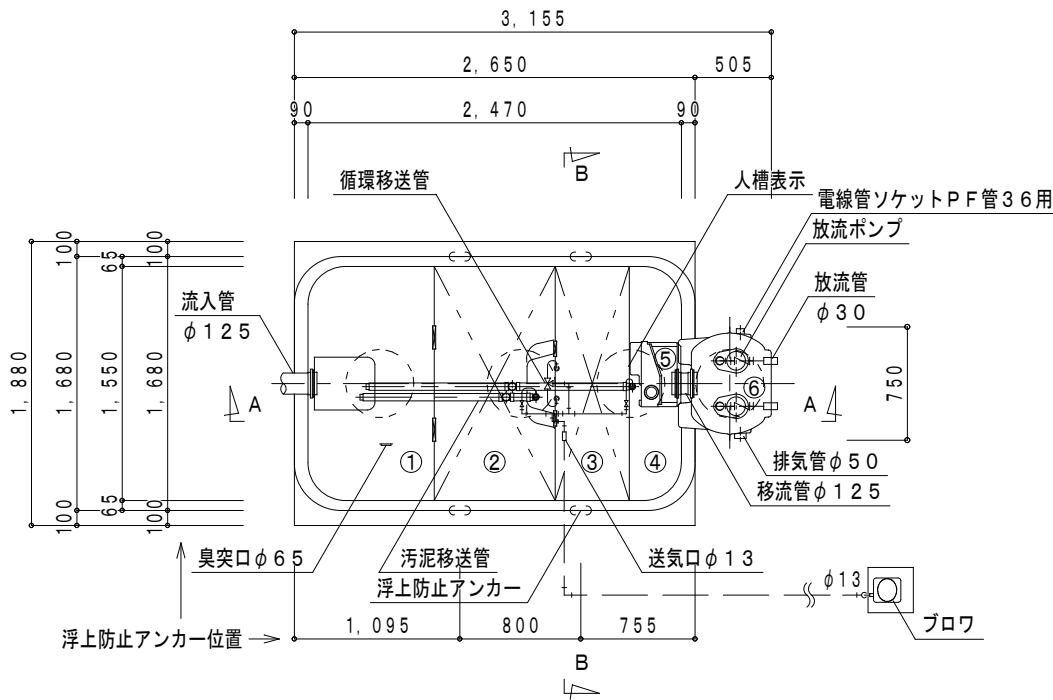
株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 第31093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

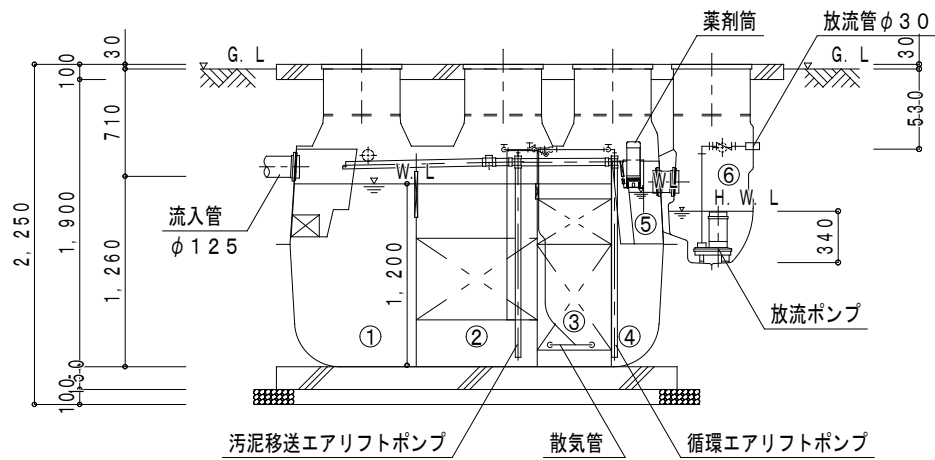




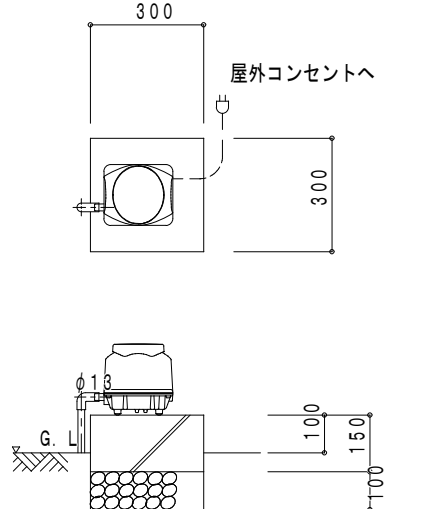
スラブ平面図 S=1：50



内部平面図 S=1：50

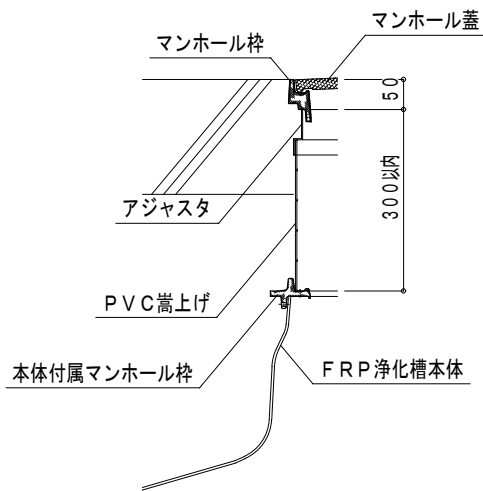


A-A断面図 S=1：50

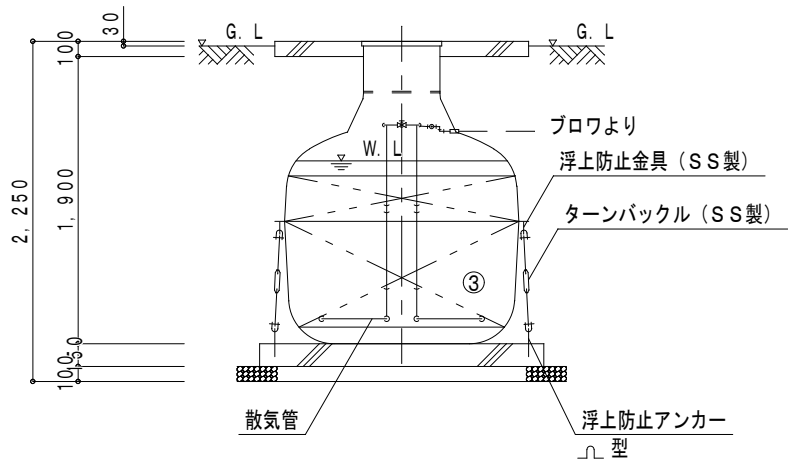


※基礎寸法は参考値とする

プロウ基礎参考図 S=1：20



アジャスタ取り付け図



B-B断面図 S=1：50

仕 様 表				
処理方式	接触ろ床方式			
処理対象人員	14人			
汚水量	2.80m ³ /d			
流入水質	BOD200mg/L	COD100mg/L	T-N 45mg/L	SS 160mg/L
放流水質	BOD 20mg/L	COD 30mg/L	T-N 20mg/L	SS 15mg/L
① 沈殿分離槽	有効容量	1.332	m ³	
② 嫌気ろ床槽	有効容量	1.335	m ³	
③ 接触ろ床槽	有効容量	0.830	m ³	
④ 処理水槽	有効容量	0.469	m ³	
⑤ 消毒槽	有効容量	0.030	m ³	
⑥ 放流ポンプ槽 (総容量に含まない)	有効容量	0.092	m ³	
総容量	有効容量	3.996	m ³	
機 器 装 置 仕 様				
プロウ	吐出量	口 径	消費電力	運転方式
	100L/min	φ13	69W	連続運転
放流ポンプ	吐出量	口 径	出力	運転方式
	100L/min	φ30	150W	自動交互運転
槽本体	FRP			
パイプ類	PVC、PPまたはPE			
ろ材	PPまたはPE			
マンホール	PPまたはFRP (500K)			
消毒剤	固形塩素剤			

配管仕様	露出配管 (プロウ廻り)	VP
	土中配管	φ40以下～VP・φ50以上～VU
	槽内配管	メーカー仕様

注1) 上部は歩行者荷重とする。
注3) 図中の“G. L.”は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
注8) 地耐力は40KN/m²以上必要とする。(実際の工事業者が確認後施工の事)

放流ポンプ槽配管仕様	
排気管	VU50
電線管	PFD36

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

海陽町教育委員会

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 M — 05

株式会社 象企画設計

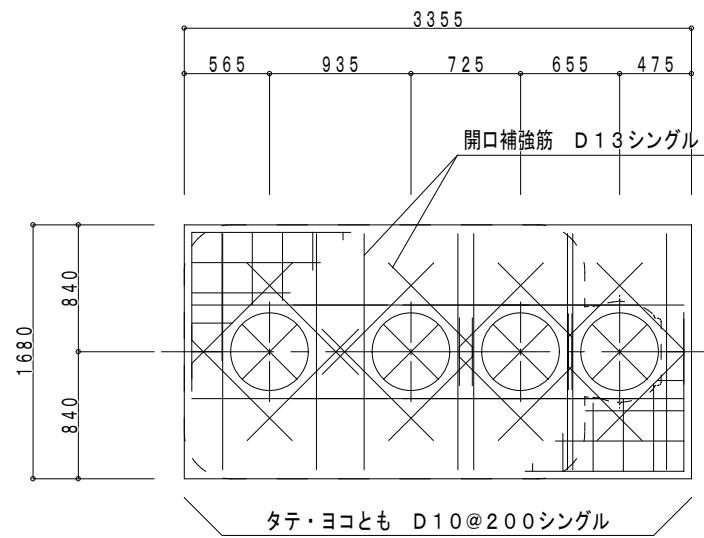
徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第86203号 林 貴

設計 R7.03

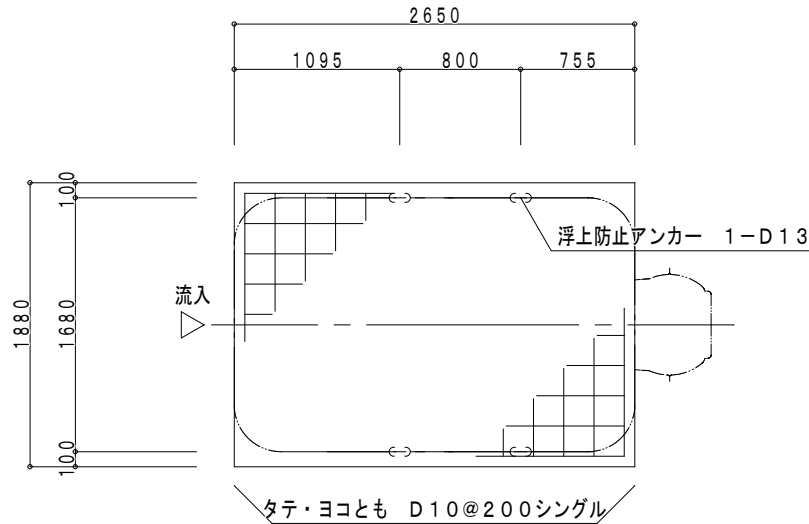
竣工

図面名称 合併処理浄化槽構造図

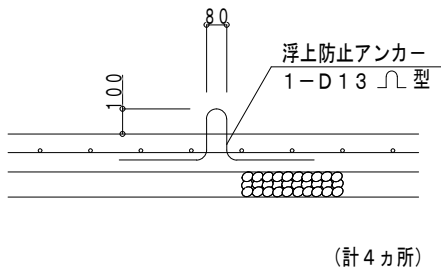
縮尺 1：50,20



スラブ配筋図 S=1:50



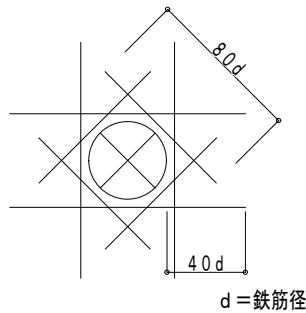
ベース配筋図 S=1:50



浮上防止アンカー詳細図 S=1:30

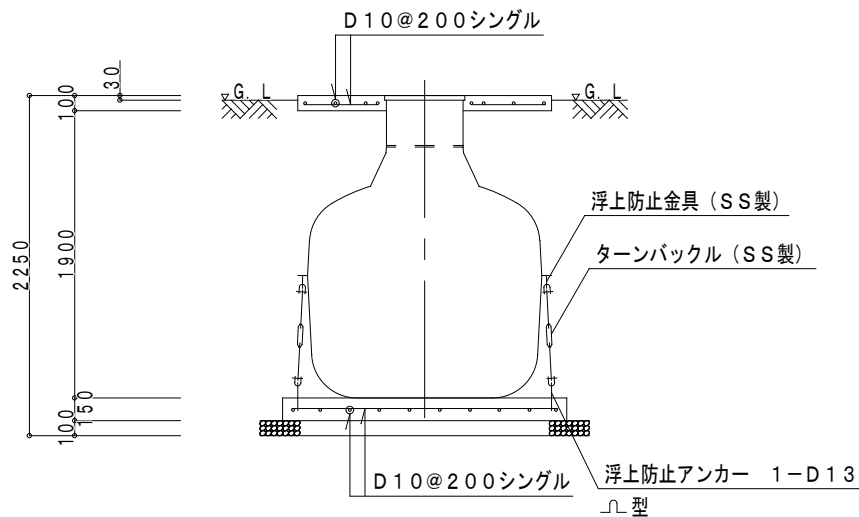
一般事項	
コンクリート	Fc=21N/mm ²
鉄筋	SD295A
鉄筋かぶり	スラブ 40
	ベース 60
定着及継手	40d
地業	砕石又はRC 40~0

- ・ 上部は歩行者荷重とする。
- ・ 図中の”G、L”は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- ・ 地耐力は40KN/m²以上必要とする。
(実際の工事業者が確認後施工の事)



開口補強筋詳細図

(ダイヤモンド補強: D13 シングル)



断面配筋図 S=1:50

浄化槽処理対象人員算定

建築用途	算定単位	処理対象 人員 (人)	汚水量 (?/日) (参考値)	BOD (mg/L) (参考値)	排水時間 (時間/日) (参考値)	算定式
1. 集会場施設関係 イ. 公会堂・集会場関係・劇場 演芸場・映画館	延床面積 162.3 (㎡)	12.99	2.6	150	8.0	処理対象人員 (人) = 162.3 (㎡) × 0.08 (人/㎡) 汚水量 (㎡/日) = 162.3 (㎡) × 16 (L/㎡・日) / 1,000

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

海陽町教育委員会

設計 R7.03

竣工

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

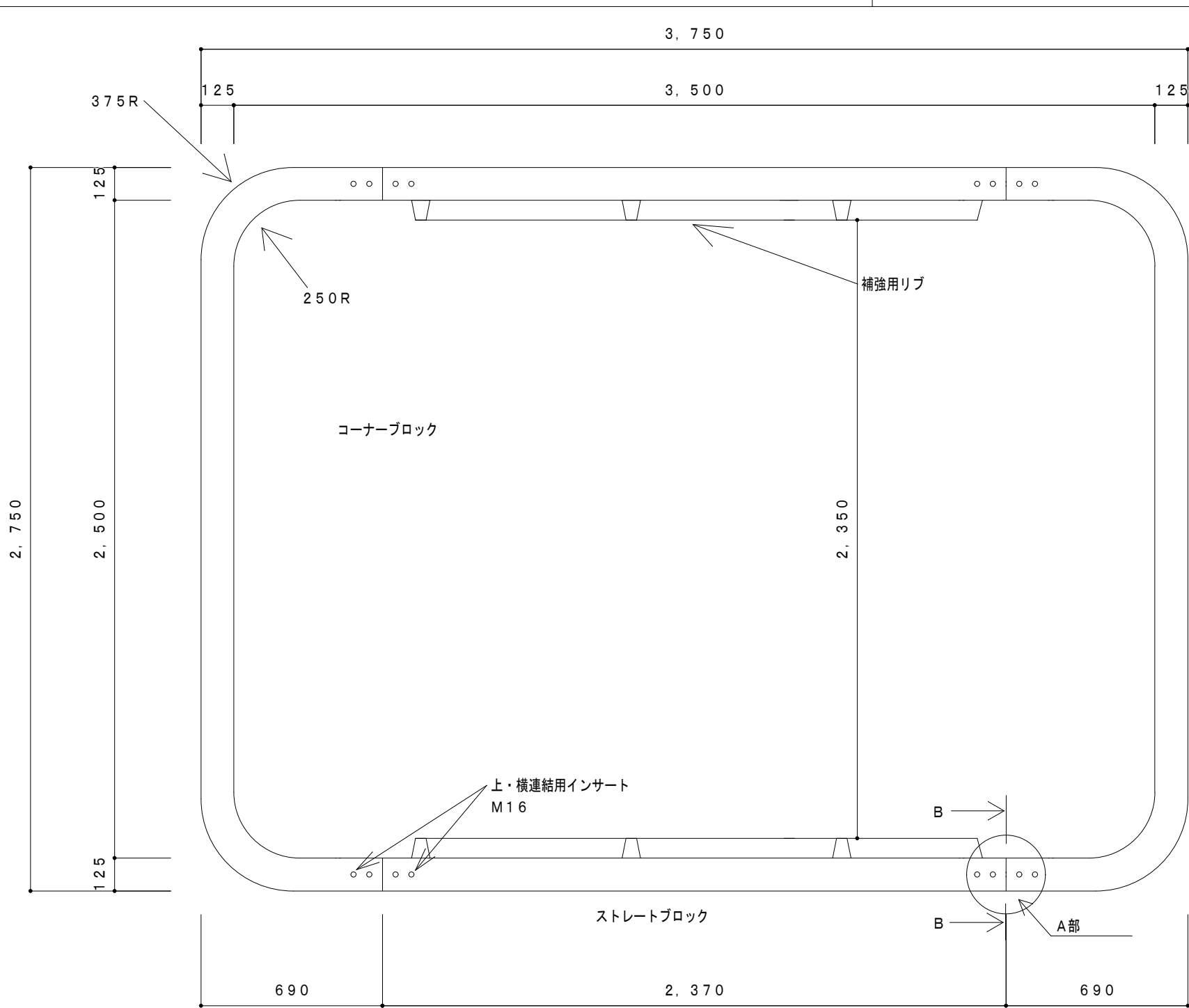
図面名称 合併処理浄化槽配筋図

図面番号 M — 06

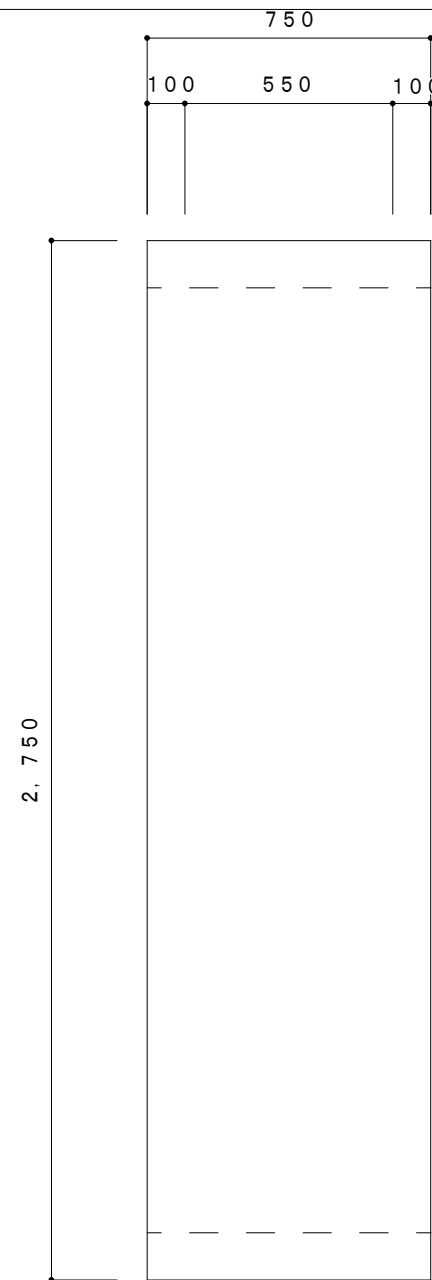
縮尺 1: 50,30

株式会社 象企画設計

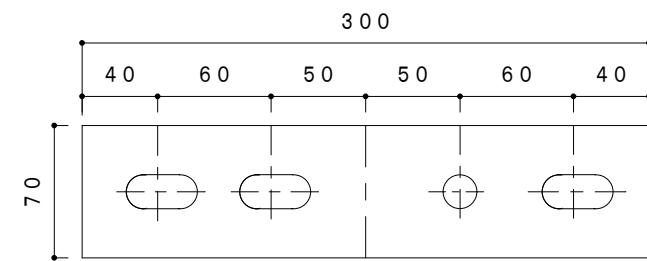
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第31093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



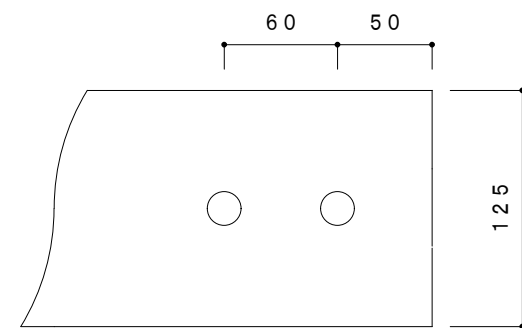
平面図 S=1/20



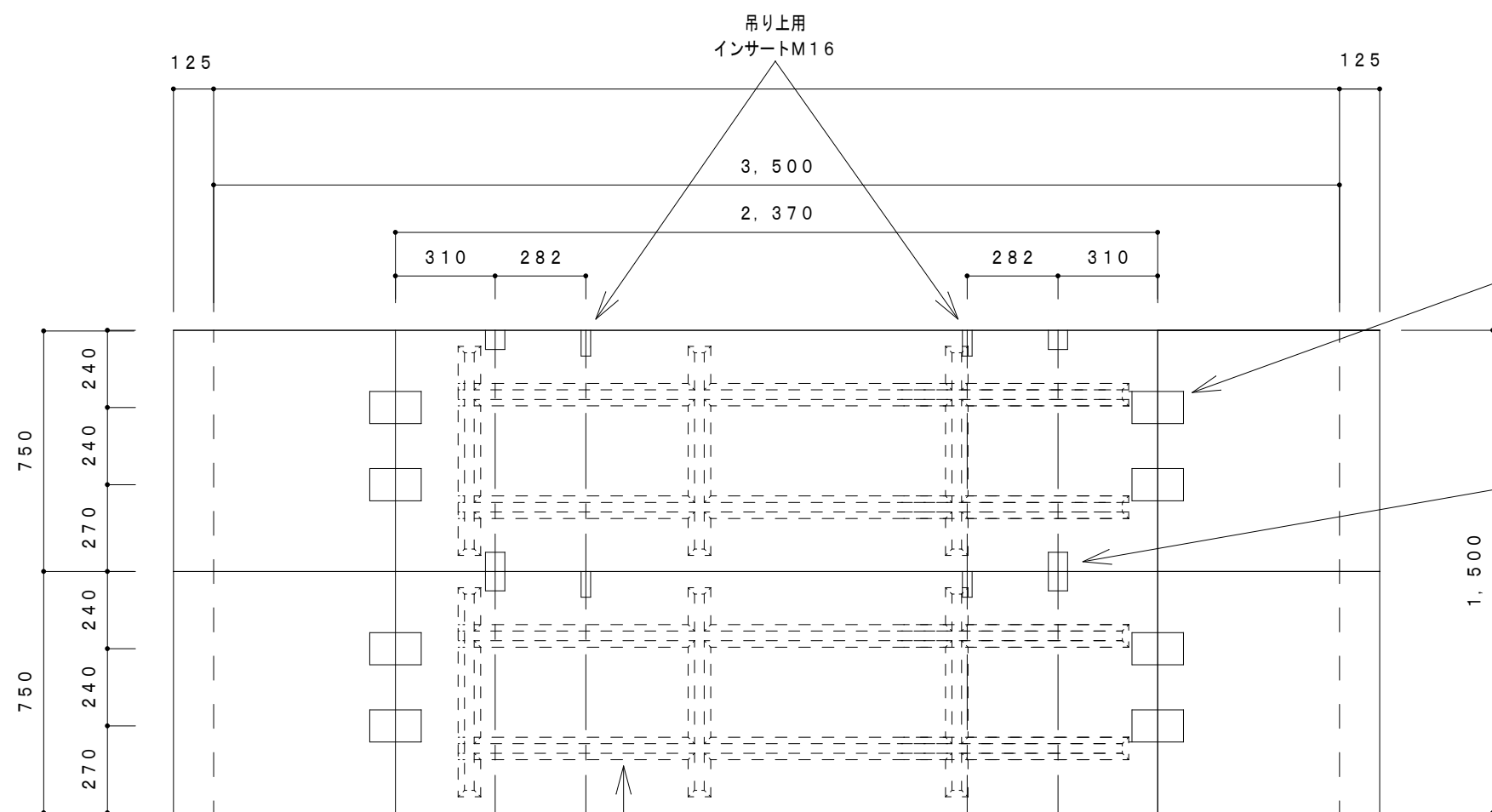
側面図 S=1/20



フラットバー



A部詳細 S=1/4

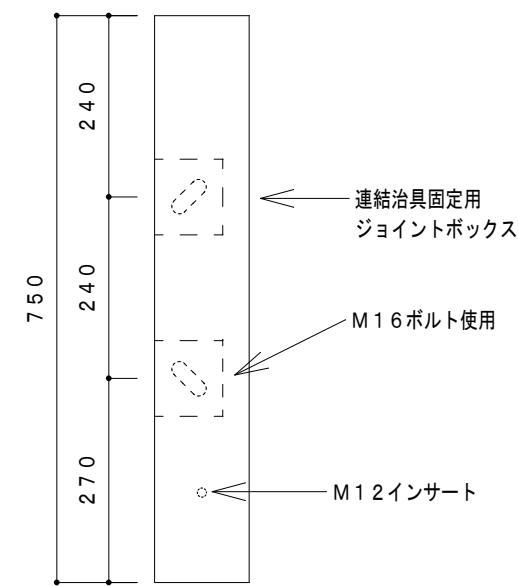


正面図 S=1/20

横ジョイントボックス

縦ジョイントボックス

補強用リブ

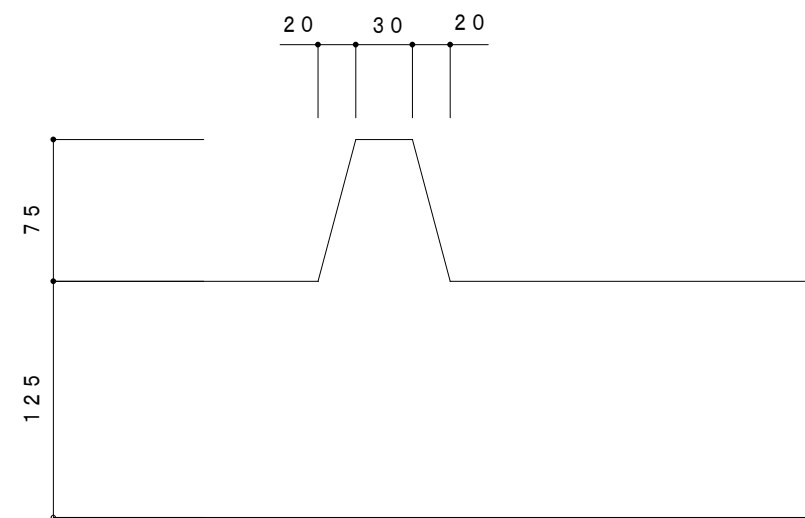


B-B矢視 S=1/10

連結治具固定用
ジョイントボックス

M16ボルト使用

M12インサート



リブ断面図 S=1/4

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

海陽町教育委員会

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事

図面番号 M 07

設計 R7.03

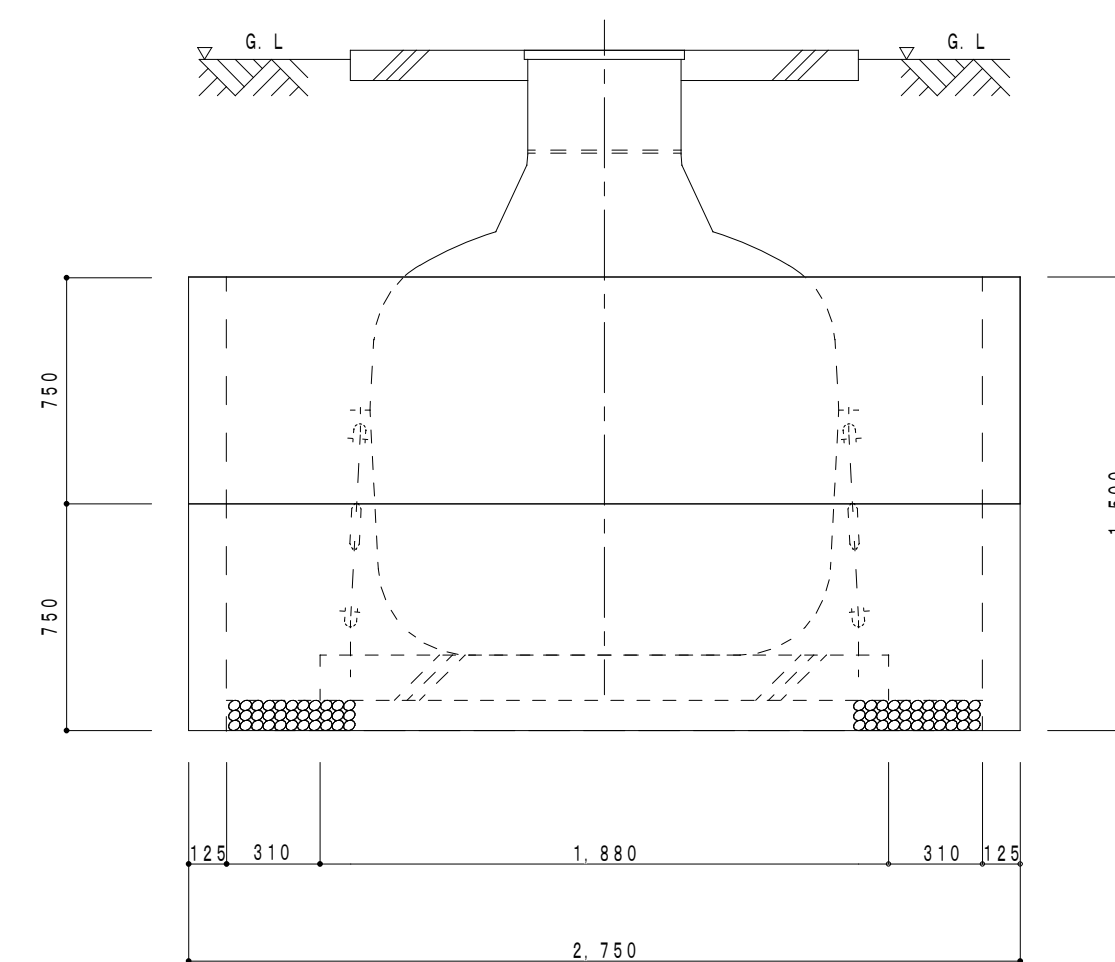
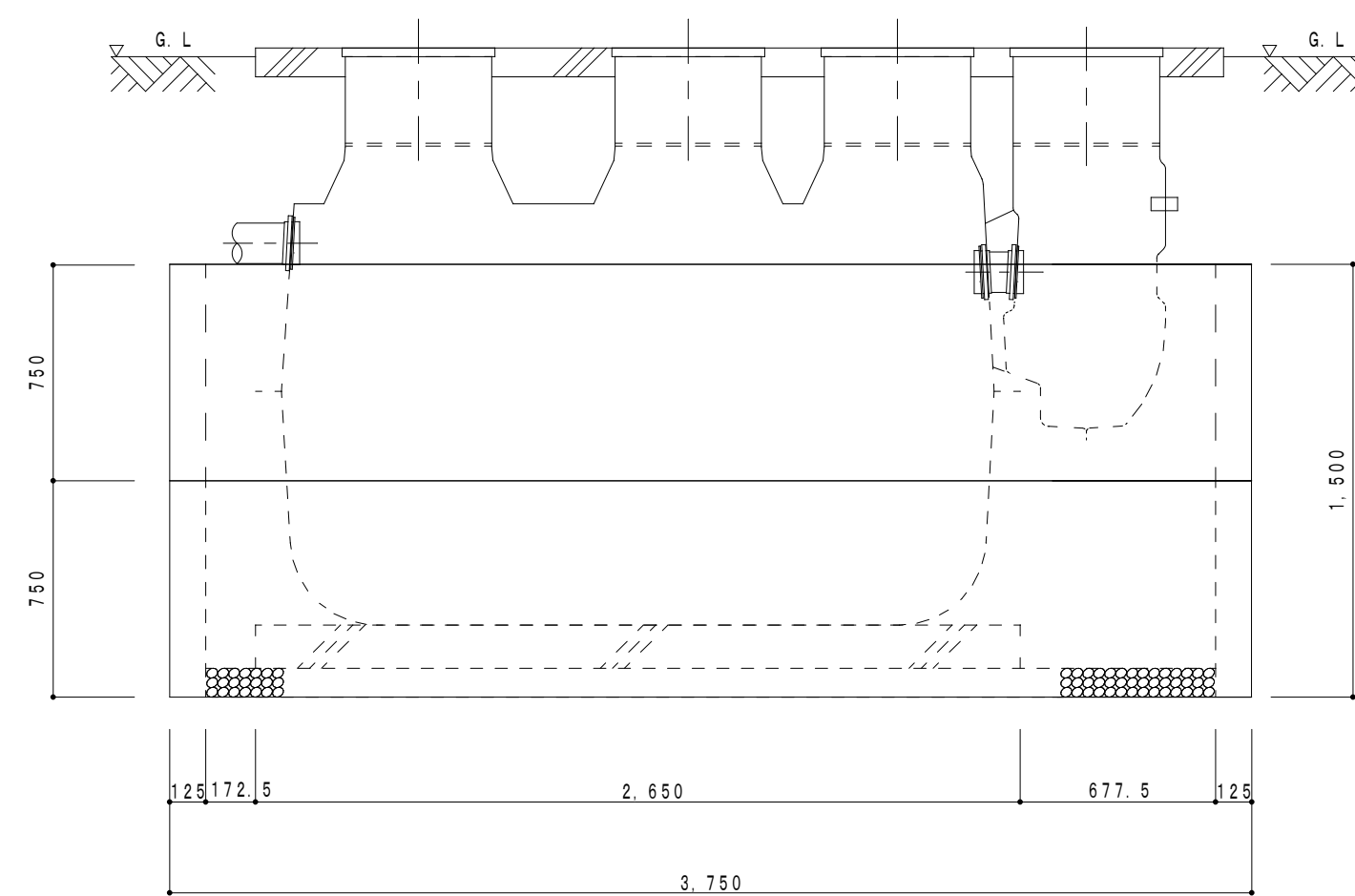
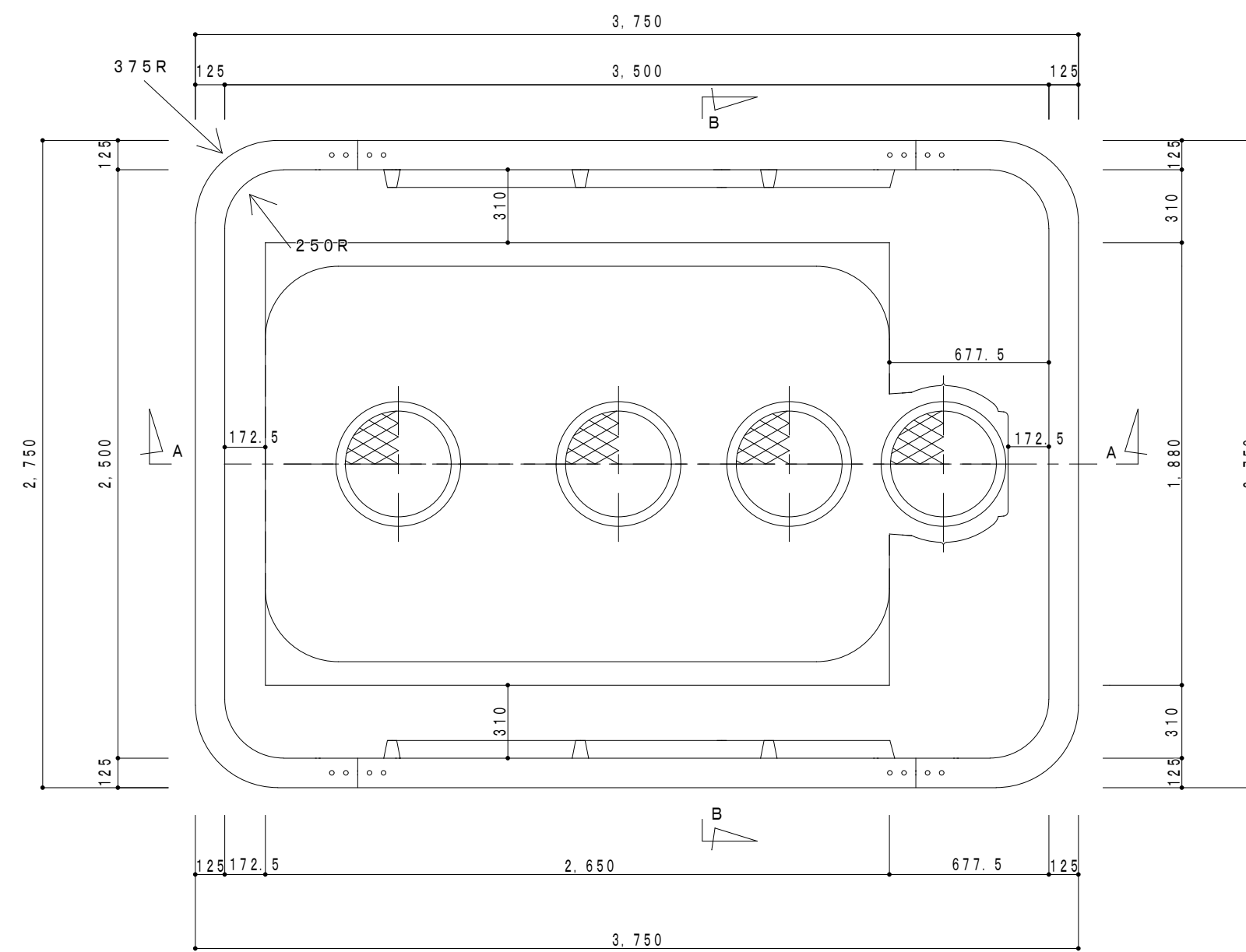
竣工

図面名称 合併処理浄化槽テクサイド図

縮尺 1 : 20, 10, 4

株式会社 象企画設計

TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第31093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

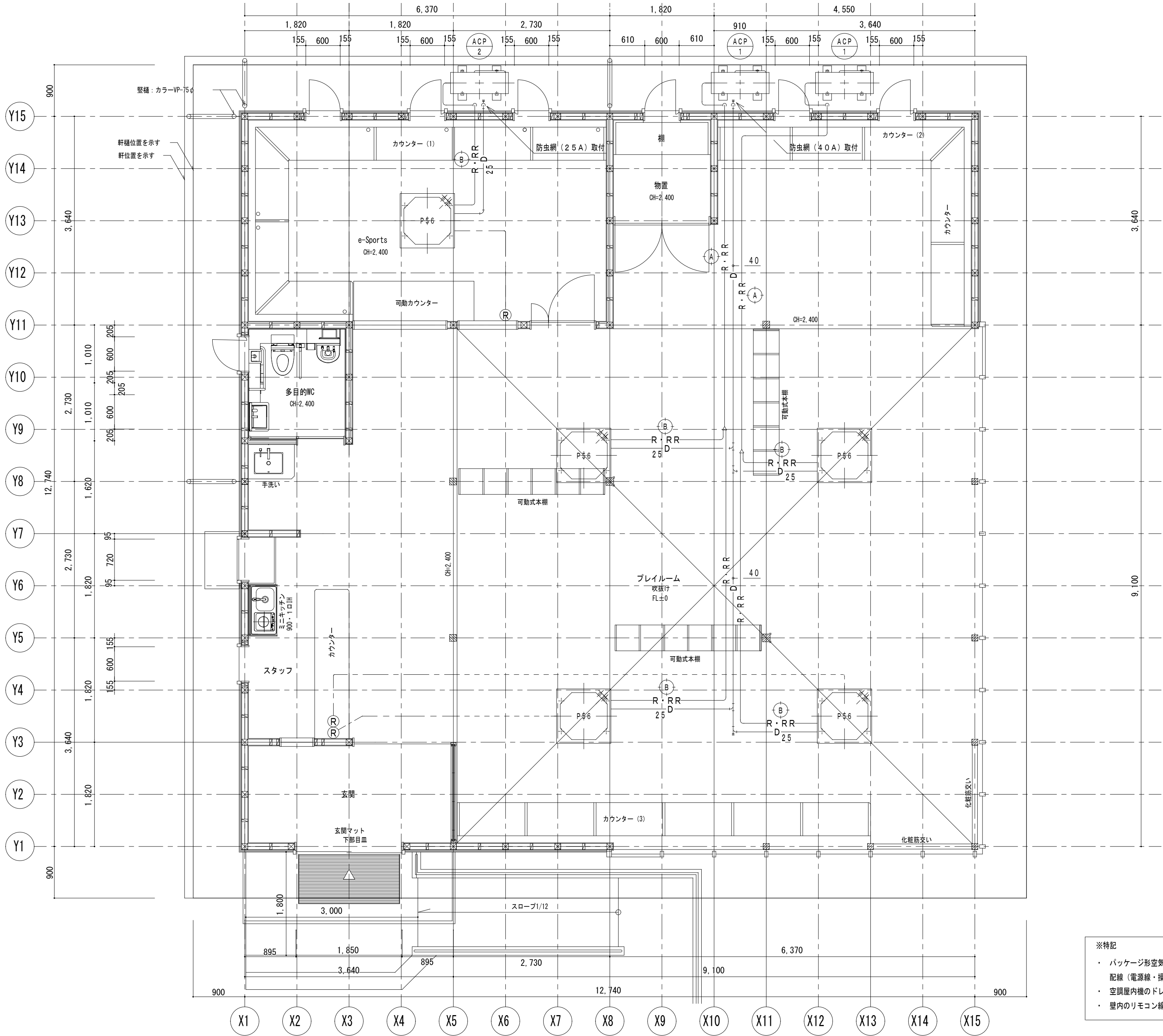
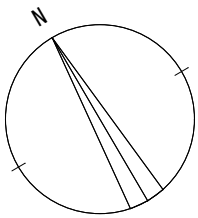


空調設備特記仕様書											
1. 工 事 名 称		・令和6年度 こども第三の居場所新築工事									
2. 工 事 場 所		・徳島県海部郡海陽町四方原字旭町									
3. 建 物 概 要		木造 1階建									
4. 工 事 項 目		1. 空調設備工事									
		2. 換気設備工事									
5. 一 般 事 項		(1) 本工事は設計図書・特記仕様書及び最新版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」機械設備編に基づき 関係諸官庁の規則に準拠し、担当係員の指示に従い完全に施行すること。									
		(2) 本工事に使用する諸材料は品質優秀な新品とし、事前に見本品または納入仕様書・制作図等を係員に 提出し承諾を受けた後正式発注すること。									
		(3) 本工事に必要な関係官庁への手続き、申請等は請負者が代行し、これに伴う費用は請負者の負担とする。									
		(4) 本工事施行に際し、各工事との関連を考慮の上工事着手前に工程表及び施工図を作成し係員の承諾を受けた後着工すること。									
		(5) 事前に関連工事部門と十分な打ち合わせを行い工事進捗上支障がない様にすると共に図示無き部分及び軽微なる変更等で 工事完成上当然必要と思われる箇所については係員と協議の上無償にて施行すること。									
		(6) 本工事の施行に際しては、施工体系図及び施工体制台帳を作成し、各工事に係る有資格者を努めて活用すること。									
		(7) 工事完成後には竣工図を作成し、製本1部（A3サイズ2ツ折り）・竣工原図1部を提出すること。									
		(8) 工程表・日報・工事写真・各種設備の試験及び検査等の成績書を係員の指示に従い速やかに提出すること。									
		(9) 工事請負業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等に火災保険その他の保険に付すこと。									
		6. 使 用 材 料 (○印採用)		本工事に使用する機材は下記の通りである。(○印採用)							
・冷媒管				断熱材被覆銅管（製造者標準品）	J I S H 3 3 0 0						
・屋内排水管（ドレン管）				硬質塩化ビニル管	V P	J I S K 6 7 4 1					
・屋外排水管（ドレン管）				空調ドレン用結露防止層付硬質塩化ビニル管							
・換気丸ダクト				スパイラルダクト（亜鉛鉄板）	O . 5 t	（但し400φ以上はO . 6 t）					
・換気配管				硬質塩化ビニル管	V U	J I S K 6 7 4 1					
・保温付フレキシブルダクト											
・排気ダクト				S U S 3 0 4（アングル工法）	J I S	マーク品					
・給気ダクト				亜鉛鉄板	J I S	マーク品					
・排気ボックス				亜鉛鉄板	J I S	マーク品					
・給気ボックス				亜鉛鉄板	J I S	マーク品					
・冷温水管				配管用炭素鋼鋼管（白）	S G P	J I S G 3 4 5 2					
・冷却水管				配管用炭素鋼鋼管（白）	S G P	J I S G 3 4 5 2					
・給水管				耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P	J I S K 6 7 4 2					
・給水管				水道用硬質塩ビライニング鋼管（白）	S G P V A	J W W A K 1 1 6					
7. 特 記 事 項 (一般事項) (○印採用)				○ (1) 図中に明記なき配管であっても本工事進捗上支障のある場合は適正な撤去・復旧をする。 又、工事施工中に業務遂行に支障がある場合は、必要な仮設工事を行うこと。							
				○ (2) 本工事施行に際し生じた建物などの損傷は建築工事範囲を除き完全に修復すること。							
				・ (3) 土中埋設の排水管は、根切り底のつき固めを行うこと。							
				○ (4) 露出する管路は塗装（エッチングプライマー1回＋鉛酸カルシウム錆止め1回＋調合ペイント2回）を行うこと。							
		○ (5) 露出する支持金物及び架台類は、ステンレス製とする。									
		○ (6) 機器には名称及び記号を配管には識別表示・用途・流れ方向を記入すること。									
		○ (7) ダクトは低圧ダクトとする。									
		・ (8) 冷暖房する室（天井内を含む）に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気ダクトは保温（25mm厚）を行う。									
		○ (9) 国土交通省住宅局建築指導課監修「建築設備耐震設計施工指針」に基づき耐震処理を行うこと。									
		8. 工 事 区 分		工 事 内 容		空 調 工 事	建 築 工 事	電 気 工 事		備 考	
スリーブ実管・箱入れ・穴埋補修				○							
同上用の補強工事					○						
天井埋込箇所の天井材の切込み					○						
同上用の補強工事					○						
盤・便器等の箱入れ・穴埋め補修						○					
同上用の補強工事					○						
天井点検口及び床下点検口の設置					○						
空調室外機電源供給						○					
空調機リモコン取付				○							
空調機室内外制御配線				○							
空調室外機基礎工事				○							
換気扇類電源供給						○					
換気扇リモコン取付						○					
9. メーカーリスト (○印採用)				本工事に使用する機材の製造メーカーは下記の通りである。(○印採用)※下記メーカー同等品以上とする。							
				・ 鋼管		住友金属工業，NKK，新日本製鉄，川崎製鉄					
				・ 同上継手		日立金属，リケン，住友金属工業					
				○ 鋼管		住友軽金属工業，神戸製鋼，古河電気工業，三菱マテリアル					
				・ 塩ビライニング鋼管		住友金属工業，NKK，新日本製鉄，川崎製鉄，協成，積水化学工業，三菱樹脂					
				・ 同上継手		住友金属工業，積水化学工業，三菱樹脂					
				○ ビニール管		クボタ，積水化学工業，三菱樹脂，前澤化成					
				・ 弁類		キッツ，東洋バルブ，三吉バルブ，大和バルブ					
				○ 排水金物及び鉄蓋		ダイドレ，長谷川鋳工所，福西鋳物，第一機材，伊藤鉄工，小島制作所，中部コーポレーション					
				・ ポンプ類		荏原製作所，日立製作所，川本製作所，新明和工業，テラル					
				○ 空調機		東芝キャリア，日立アプライアンス，三菱電機，三菱重工，パナソニック，ダイキン工業，					
		○ 換気扇		東芝キャリア，日立製作所，三菱電機，パナソニック							
		○ 電線、ケーブル		日立電線，住友電工，富士電設，フジクラ，昭和電線，カワイ，古河電工，矢崎総業，タツタ電線，東日電線，大電							
		○ スパイラルダクト		栗本鉄工所，富士空調，トーヨーアルキタイト							
		・ 送風機		荏原製作所，日立製作所，テラルキョクトウ							
		・ ダンパー類		空研工業，協立エアテック							
		・ グリースフィルター		ホーコス，クラコ							
		・ 温水床暖房		三菱電機，ダイキン工業							
		○ その他		係員の承認を得ること。							
		※ 上記メーカー同等品以上とする。									
10. 保 温 仕 様 (○印採用)		管 種	施 行 場 所	材料及び施行順序							
		○ 冷媒管	・ 天井PS内	グラスウール保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム＋アルミガラスクロス粘着テープ							
			○ 屋外露出	グラスウール保温筒で整形を行い，SUＳラッキング仕上げ							
		・ ドレン管	・ 屋内露出	グラスウール保温筒＋鉄線＋原紙＋綿布＋塗装（目止め1回＋仕上げ2回）							
			・ 天井PS内	グラスウール保温筒＋鉄線＋アルミガラスクロス							
		・ 矩形風道	・ 屋内露出	鋳＋グラスウール保温板＋カラー亜鉛鉄板							
			・ 天井DS内	鋳＋アルミガラスクロス化粧保温板＋アルミガラスクロス粘着テープ							
			・ 屋外露出	鋳＋グラスウール保温板＋アスファルトルーフィング＋鉄線＋ステンレス銅板							
		・ 排気筒	・ 屋内露出	ロックウールブランケット（75mm）＋鉄線＋ステンレス銅板							
			・ 天井内	ロックウール保温帯（50mm）＋鉄線＋アルミガラスクロス＋金網							
		・ 屋内露出部分の冷媒配管については樹脂製カバーに収容すること。									
		・ 冷媒管とドレン管は共巻とすること。									

空調設備機器表					
記 号	機器名称	仕 様	電源（参考）	台 数	設置場所
ACP 1	パッケージ形 空気調和機	ツイン、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形、P112 冷房能力（定格）：10.0kW 暖房能力（定格）：11.2kW 冷媒ガス：R32 屋内機：天井カセット形4方向（CK-4）×2台 4方向化粧パネル、ロングライフフィルター ドレンアップメカ、リモコンスイッチ（配線共） 冷媒配管工事（主：φ9.5×φ15.9、副：φ6.4×φ12.7）、ドレン配管工事 基礎工事（地先境界ブロック程度＋防振ゴム（t＝15mm以上））、転倒防止金具共	三相200V 60Hz 冷房時：2.99kW 暖房時：2.63kW 暖房低溫時：3.30kW	2組	1階 ブレイルーム<2>
ACP 2	パッケージ形 空気調和機	シングル、冷暖房型、空気熱源ヒートポンプ、インバータ制御、圧縮機屋外形、P56 冷房能力（定格）：5.0kW 暖房能力（定格）：5.6kW 冷媒ガス：R32 屋内機：天井カセット形4方向（CK-4） 4方向化粧パネル、ロングライフフィルター ドレンアップメカ、リモコンスイッチ（配線共） 冷媒配管工事（主：φ6.4×φ12.7）、ドレン配管工事 基礎工事（地先境界ブロック程度＋防振ゴム（t＝15mm以上））、転倒防止金具共	三相200V 60Hz 冷房時：1.28kW 暖房時：1.28kW 暖房低溫時：2.25kW	1組	1階 e-Sports<1>
※特記事項 ・ パッケージ形空気調和機の屋外機への電源送りは別途電気工事とし、屋外機・屋内機間の渡り配線工事<電源線・操作線>は本工事（渡り配線は冷媒管に共巻き） ・ リモコンスイッチは、取付位置は打合せのうえ決定とする。 ・ リモコンスイッチの取付ならびに配線工事は本工事とし、配管工事ならびにアウトレットボックスの取付けは別途電気工事とする。 ・ 防露保温仕様は、屋内露出部は樹脂製化粧カバーとし、屋外露出部はステンレス製ラッキング施工とする。 ・ 露出する支持金物は全てステンレス製とする。 ・ パッケージ形空気調和機は高効率機器を採用のこと。 ・ 冷媒ガスはR32とする。 ・ パッケージ形空気調和機の定格冷暖房能力、定格冷暖房消費電力は、JIS B 8616条件に基づく能力とする。 ・ パッケージ形空気調和機はグリーン購入法調達基準適合品とする。 ・ パッケージ形空気調和機は2015年省エネ基準省クリア商品とする。 ・ 機器取付用のアンカーボルト・ナット及び転倒防止金物はSUS製を使用すること。（ダブルナット止めとする。） ・ 天吊式室内機は防振式振れ止め（×鋼材四面固定）を施すこと。 ・ 屋外機は耐塩害仕様とする。					

換気設備機器表					
記 号	機器名称	仕 様	電源（参考）	台 数	設置場所
FE 1 24H	ダクト用換気扇	消音形、フラットインテリアタイプ 風 量：300m ³ ／h×150Pa（強） 225m ³ ／h×38Pa（弱） 消費電力：64.5W（強）、22.0W（弱） 専用コントロールスイッチ（強・弱） 深形フード（SUS製・防虫網付）、150φ	単相100V	1	1階 ブレイルーム<1>
FE 2 24H	ダクト用換気扇	消音形、フラットインテリアタイプ 風 量：250m ³ ／h×80Pa（強） 110m ³ ／h×26Pa（弱） 消費電力：40.0W（強）、13.0W（弱） 専用コントロールスイッチ（強・弱） 深形フード（SUS製・防虫網付）、150φ	単相100V	1	1階 e-Sports<1>
FE 3	ダクト用換気扇	低騒音形 風 量：100m ³ ／h×40Pa 消費電力：15.5W 深形フード（SUS製・防虫網付）、100φ	単相100V	1	1階 多目的WC<1>
OA 1	給気グリル	角形、天井埋込形、消音ボックス付、φ200用 フィルター内蔵 深形フード（SUS製・防虫網付）、200φ		1	1階 ブレイルーム<1>
※特記事項 1. ベンドキャップは全て指定色焼付塗装とする。 2. 24時間換気用のスイッチには、24時間換気の旨表示のこと。（シール等） 3. 専用コントロールスイッチは電気工事に支給とし、配管配線共電気工事とする。					

24時間換気計算書									
室 名	室面積 (㎡)	平均天井高さ (m)	室容積 (m ³)	室容積計 (m ³)	必要風量 0.5回転 (m ³ ／h)	換気種別	設計風量 (m ³ ／h)	判 定	備 考
ブレイルーム（西側）	29.45	2.4	70.68	440.36	220.18	第3種	225	OK	(FE-1)×1台(弱)運転
ブレイルーム	84.87	3.7	314.02						
ブレイルーム（北側）	23.19	2.4	55.66						
e-Sports	23.19	2.4	55.66	55.66	27.83	第3種	110	OK	(FE-2)×1台(弱)運転



冷媒配管サイズ表 (参考)		
記号	液管	ガス管
(A)	9.5φ	15.9φ
(B)	6.4φ	12.7φ

凡 例	
記 号	仕 様
(R)	個別リモコン
- - -	EM-C EE 1.25□-2C (露出)
---	EM-C EE 1.25□-2C (天井隠ぺい)

- ※特記
- パッケージ形空調機及びルームエアコンの屋外機・屋内機間の渡り配線 (電源線・操作線) は冷媒管共巻とする。
 - 空調屋内機のドレン排水は防虫網を取付のうえ、垂れ流しとする。
 - 壁内のリモコン線はP F 管 (別途電気工事) に収容すること。

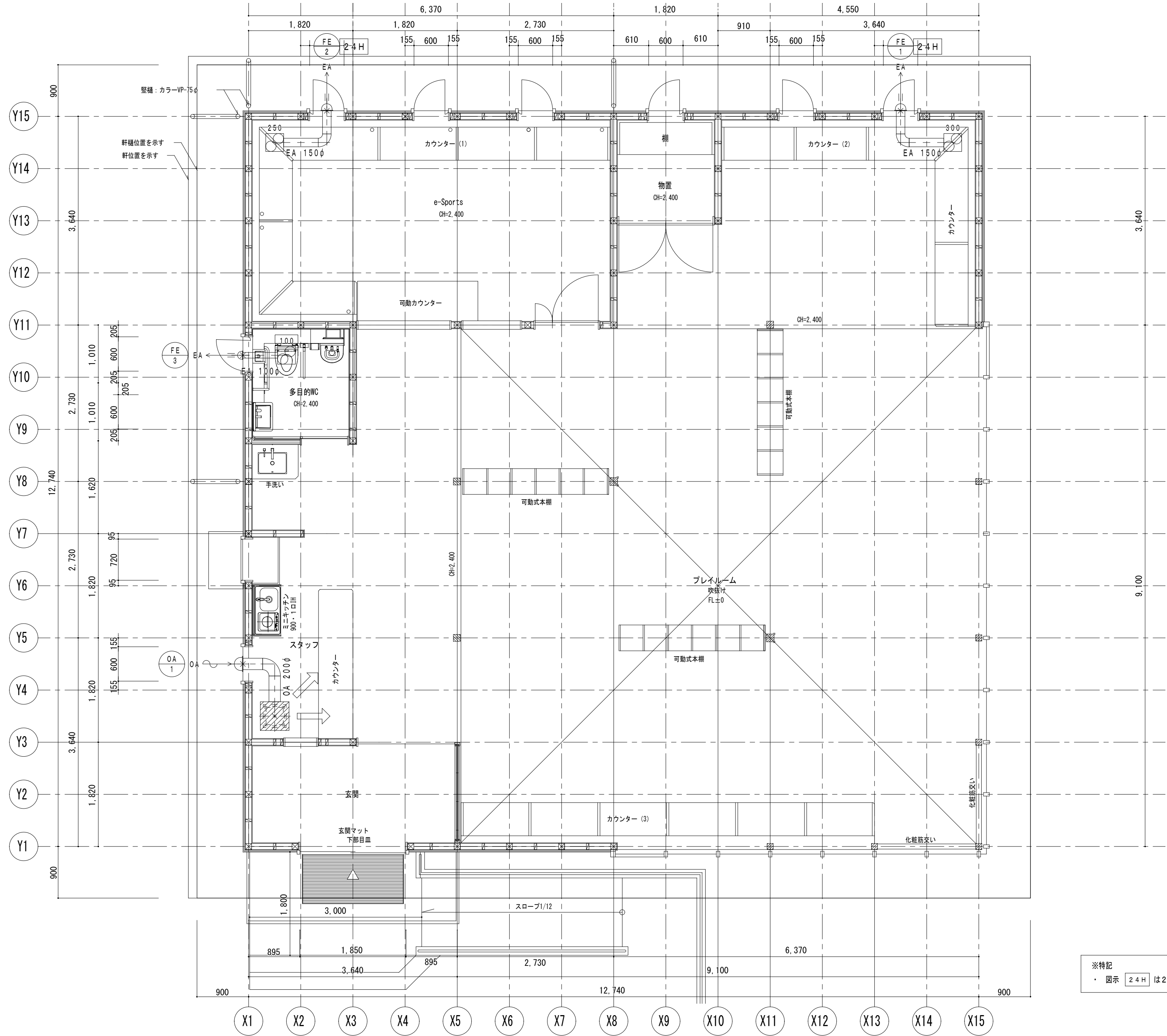
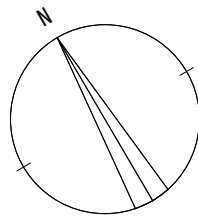
縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

海陽町教育委員会
設計 R7.03

工事名称 令和7年度 高校生の居場所新築工事
図面名称 空調設備平面詳細図

図面番号 M - 11
縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第31093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



※特記
・ 図示 24H は24時間換気用換気扇を示す。

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

海陽町教育委員会		工事名称	令和7年度 高校生の居場所新築工事	図面番号	M — 12	株式会社 象企画設計 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第31093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
設計	R7.03	竣工	図面名称	換気設備平面詳細図	縮尺	
				1 : 50		